大学入試センター年報

1991年度
(平成3年度)

1992年(平成4年)11月

大学入試センター

大学入試センター年報

1991年度

(平成3年度)

目　　次

第１　総　説

1　事業の概要 …… 1

2　定員及び予算 …… 3

3　機構 …… 4

4　規程等 …… 5

5　会議 …… 6

(1)　評議員会 …… 6

(2)　運営委員会 …… 8

(3)　専門委員会等 …… 11

ア　教科専門委員会 …… 11

イ　試験問題特別委員会（運営委員会） …… 11

ウ　試験問題特別専門委員会 …… 11

エ　実施方法専門委員会 …… 11

オ　大学情報専門委員会 …… 12

(4)　大学入試センター試験等連絡協議会 …… 12

ア　総合部会 …… 12

イ　試験問題部会 …… 12

(5)　大学入試センター試験協議会 …… 13

6　広報活動 …… 15

(1)　広報資料の刊行 …… 15

(2)　諸資料の発表等 …… 17

第２　平成４年度大学入試センター試験の実施状況

1　実施の概要 …… 19

(1)　利用大学 …… 19

(2)　実施日程 …… 20

2　連絡会議の設置及び世話大学の決定 …… 22
3　実施要項及び受験案内の決定・発表等 …… 22
(1)　実施要項及び受験案内の決定・発表 …… 22
(2)　実施提要の決定 …… 23
(3)　説明協議会の開催 …… 23
(4)　入試担当者連絡協議会等 …… 23
(5)　受験案内の配付 …… 24
4　試験場・試験室の設定準備 …… 25
5　出願受付及び受験票の発行 …… 26
(1)　志願状況 …… 26
(2)　確認はがきの発送及び不備出願書類の修正 …… 27
(3)　試験場の指定 …… 27
(4)　受験票等の発行 …… 28
(5)　検定料の収納 …… 28
6　試験実施 …… 29
(1)　実施体制等 …… 29
(2)　試験時間 …… 29
(3)　受験状況 …… 30
(4)　身体に障害のある志願者に対する措置 …… 32
(5)　追試験の実施 …… 35
(6)　正解の発表 …… 35
7　いわゆる「代筆解答」の実施に関する検討 …… 36
8　平成６年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う平成９年度以降の
大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針の検討について …… 42
9　実施結果 …… 47
(1)　答案の読み取り及び採点 …… 47
(2)　答案のマークもれ等の状況 …… 47
(3)　平均点等 …… 47
(4)　得点調整実施の有無 …… 47

(5)　成績の提供 …… 47
(6)　出願状況資料の提供 …… 48
(7)　合格状況資料の提供 …… 48
10　試験問題 …… 49
(1)　試験問題の作成 …… 49
(2)　科目の平均点等 …… 49
(3)　出題の誤り等について …… 50
(4)　試験問題に対する意見 …… 51

第３　大学情報提供事業
1　「ハートシステム」の運用 …… 53
2　「国公立大学ガイドブック（平成４年度版）」の刊行 …… 55
3　「大学ガイダンスセミナー」の開催 …… 56
4　「大学入学広報セミナー」の開催 …… 57
5　「進学情報サービス室」の設置 …… 58
6　「ＨＥＡＲＴニュース」（大学入試センター広報）の発行 …… 58

第４　調査研究
1　調査研究組織 …… 59
2　調査研究状況 …… 60
3　共同研究 …… 63
4　調査研究のための資料の提供 …… 64

第５　資料
1　業務日誌 …… 65
2　大学入試センター役職員 …… 72
3　規程等 …… 74
(1)　大学入試センター名誉教授称号授与候補者の選考の手続に関する内規 …… 75
(2)　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則 …… 76

(3) 大学入試センター進学情報サービス室設置要綱 …… 77
(4) 国立大学以外の大学の入学志願者に係る大学入試センター試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則 …… 78
4 関係法令 …… 79
(1) 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令 …… 80
(2) 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令 …… 84
(3) 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令及び在外教育施設の認定等に関する規程 … 90
5 実施要項等 ……103
(1) 平成4年度大学入試センター試験実施要項 ……104
(2) 平成4年度大学入試センター試験受験案内（抄） ……111
(3) 平成4年度大学入試センター試験受験案内（別冊）（抄） ……147
(4) 平成4年度大学入試センター試験志願票 ……166
(5) 平成4年度大学入試センター試験受験票（3教科以上受験者用） ……167
(6) 平成4年度大学入試センター試験受験票（2教科以下受験者用） ……169
(7) 平成4年度大学入試センター試験受験上の注意（一般受験者用） ……171
(8) 平成4年度大学入試センター試験受験上の注意（点字問題受験者用） ……179
(9) 平成4年度大学入試センター試験受験上の注意（試験時間延長(1.3倍)受験者用） ……185
(10) 平成4年度大学入試センター試験受験上の注意（身体に障害のある受験者用） ……191
(11) 平成4年度大学入試センター試験の試験場・試験室の設定について ……200
(12) 平成4年度大学入試センター試験における各地区の追試験実施大学について ……203
(13) 平成4年度大学入試センター試験の試験場・試験室の割当てについて ……206
(14) 平成4年度大学入試センター試験試験場一覧 ……208
(15) 平成4年度大学入学者選抜実施要項について（文部省） ……227
6 国公立大学入学者選抜関係統計資料 ……268
(1) 平成4年度国公立大学入学者選抜実施状況 ……269
(2) 平成4年度大学入試センター試験都道府県別試験場・志願者・受験者数 ……274
(3) 平成4年度大学入試センター試験（本試験）平均点等一覧 ……275
7 国会における大学入試に関する質疑 ……287
8 大学入試に関する新聞論調等一覧 ……288

第1 総　　説

1 事業の概要

大学入試センターは、平成3年度においては、次の事業を行った。

(1) 平成4年度大学入試センター試験（第3回）

新たに私立大学11大学（22学部）が参加し、合計166大学（国立95大学、公立39大学、私立32大学（46学部））がこの試験を利用することとなり、当センターと参加の各国公私立大学との緊密な連携協力のもとに、平成4年1月11日(土)、12日(日)の両日、全国375会場で、472,098人の志願者について一斉に行われ、試験当日は、雪による交通機関への影響もなく、当初の計画のとおり実施された。

(2) 入学者選抜方法の改善に関する調査研究

各大学における入学者選抜方法の研究に資するため、他の大学等との共同研究を行った。

また、大学入試センター試験に係るデータの提供を積極的に推進するとともに、国立大学入学者選抜研究連絡協議会を中心に、各大学との研究と情報の交換を促進した。

(3) 大学情報提供事業

「ハートシステム」については、平成3年10月から、国公私立大学を通じた横断的検索に加えて、教育研究内容等を体系的に整理して提供する「大学案内」について、私立大学の「学科情報（教育課程の特色、就職先、教員の研究など)」の提供を開始した。

また、大学進学志願者の志望、適性等に応じた適切な進路指導に資するため、大学の教育研究内容の全国的な現状と展望等について、メディアを仲介せずに講演、シンポジウム等直接的な方法で紹介し、大学関係者と高校進学指導担当教員等との直接のコミュニケーションを図る意見交換会「大学ガイダンスセミナー」を静岡市、長崎市及び岡山市で開催した。

さらに、国公私立大学の入学広報担当者を対象とし、大学における情報提供の必要性を周知するとともに、進学志望者や高等学校にとって役立つよう情報提供の質的な向上を図ることを目的とする「大学入学広報セミナー」を大阪市で開催した。

(4) 平成９年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目の検討について

平成６年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴い、運営委員会に「試験問題特別委員会企画部会」を設置し、平成９年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目について検討を開始し、平成４年３月に「平成９年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針（案）」をまとめた。（43ページ参照）

2 定員及び予算

(1) 定　員

平成３年４月１日

所　長	副所長	管理部・事業部	研　究　開　発　部				合　計
		事務官・技官等	教　授	助教授	助　手	小　計	
１人	２人	80人	６人	６人	６人	18人	101人

進学情報課に情報普及係（事務官１人）及び事業第一課に教科専門官（事務官１人）を新たに設置した。

(2) 予　算

大学入試センター試験の実施，進路指導の改善を図るための情報提供及び大学入学者選抜方法の改善に資するための共同研究に必要な経費等が次のとおり計上された。

ア　大学入試センター試験経費	6,042,093 千円
イ　進学情報提供経費	230,114 千円
ウ　共同研究経費	25,928 千円
合　計	6,298,135 千円

(3) 決　算

事　項	金　額	備　考
	千円	
(項) 国立学校	6,329,830	
・人件費	739,114	
・管理運営費	1,405,962	
・大学入試センター試験の実施に必要な経費	3,947,137	
（うち各大学分経費）	(1,769,836)	
・進学情報提供経費	211,689	
・共同研究経費	25,928	
(項) 施設整備費	19,529	
合　計	6,349,359	

3 機　　構

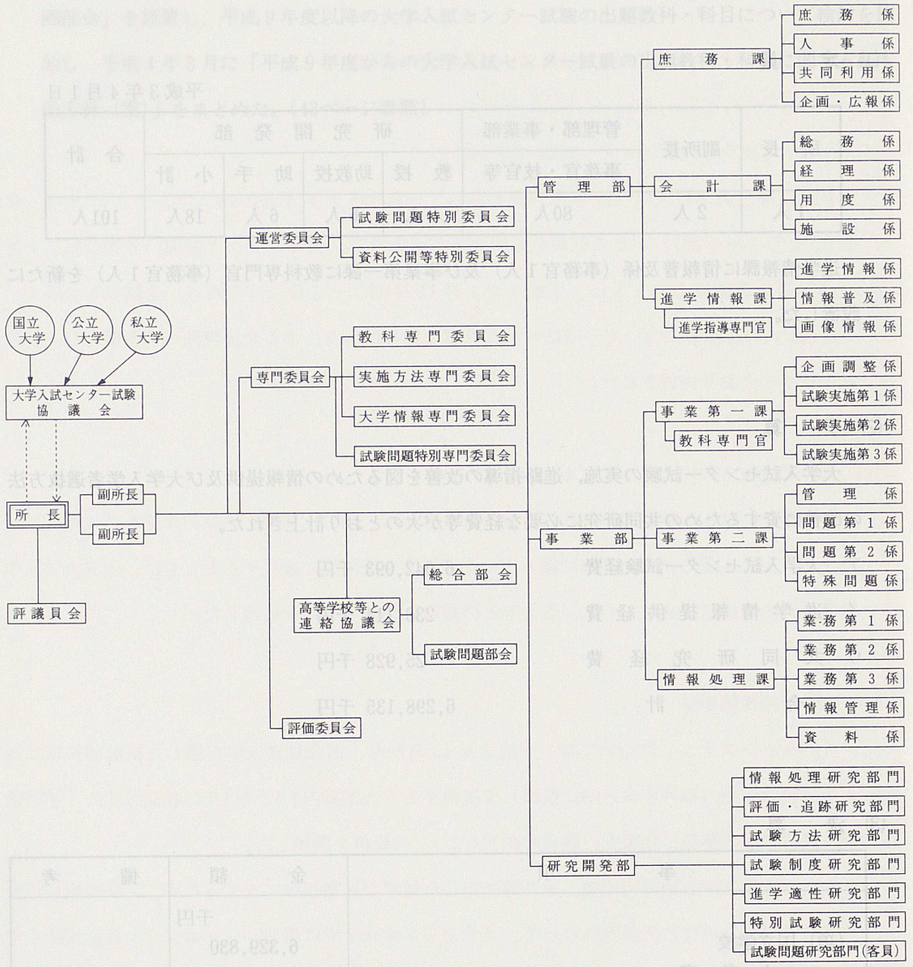

4 規　程　等

大学入試センターの事業の運営及び機構の充実等に必要な諸規程の制定（一部改正）を行ったが、その主なものは次のとおりである。

(1) 規　　則

ア　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則（平成３年５月９日規則第５号）

新たに教科専門官が設置されたことに伴う条文の整備を行った。

イ　国立大学以外の大学の入学志願者に係る大学入試センター試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則（平成３年８月９日規則第６号）

「国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令」の制定に伴う文部事務次官通達（平成３年６月１日付け文高学第109号及び平成３年６月20日付け文高学第109号）に基づき、大学入試センター試験に係る検定料の額及び国立大学以外の大学から徴収する成績提供手数料の額等所要の改正を行った。

(2) 内　　規

ア　大学入試センター名誉教授称号授与候補者の選考の手続に関する内規（平成３年４月26日内規第３号）

大学入試センター名誉教授称号授与規程に基づく名誉教授候補者の選考手続に関する内規を制定した。

(3) 所長裁定

ア　大学入試センター進学情報サービス室設置要綱（平成３年７月22日）

大学入試センター内のほか、大分大学内に「大学入試センター進学情報サービス室」が新たに設置されたことに伴い、その設置の趣旨、業務内容等に関する所長裁定を制定した。

5 会　議

(1) 評議員会

評議員会は、３回開催し、大学入試センター諸規程の一部改正、大学入試センター試験の実施に関する基本方針、実施結果に基づく諸問題の検討、大学入試に関する情報提供の方向及び内容の検討、概算要求の基本方針等大学入試センターの管理運営に係る重要な事項について審議を行った。

ア　評　議　員

氏　　名	現　　職	備　　考
青　野　茂　行	金沢大学長	平 3. 4. 1から
有　馬　朗　人	東京大学長	
石　川　忠　雄	慶應義塾長	
井　村　裕　夫	京都大学長	平 4. 3. 1から
太　田　時　男	横浜国立大学長	
岡　本　道　雄	国際高等研究所長	
奥　田　眞　丈	東京都立教育研究所長	
金　森　順次郎	大阪大学長	平 3. 9. 1から
橘　髙　重　義	東京理科大学理事長	
熊　谷　信　昭	大阪大学長	平 3. 8.25まで
塩野谷　祐　一	一橋大学長	平 3. 9. 1から
末　松　安　晴	東京工業大学長	
髙　杉　暹	横浜市立大学長	
髙　橋　克　明	岡山大学長	
髙　橋　良　平	九州大学長	平 3.11. 6まで
西　澤　潤　一	東北大学長	
西　島　安　則	京都大学長	平 3.12.15まで
西　原　春　夫	早稲田大学教授	
早　川　幸　男	名古屋大学長	平 4. 2. 5まで
伴　　義　雄	北海道大学長	平 3. 4.30まで
人　見　楠　郎	昭和女子大学理事長	
廣　重　　力	北海道大学長	平 3. 5.16から
前　川　　正	群馬大学長	平 3. 8.31まで
行　田　良　雄	神戸市外国語大学長	
和　田　光　史	九州大学長	平 3.12. 1から

イ　会議の概要

回　（開催期日）	議　　事
第　43　回 （平成３年５月23日）	報告事項 (1)　顧問について (2)　教官人事について (3)　教科専門委員会委員について (4)　平成２年度大学入試センター研究開発部研究状況について (5)　平成３年度の共同研究について (6)　平成４年度大学入試センター試験新規利用大学について 審議事項 (1)　平成４年度大学入試センター試験について (2)　平成５年度大学入試センター試験の実施期日について
第　44　回 （平成３年12月６日）	報告事項 (1)　平成４年度大学入試センター試験準備状況等について (2)　平成５年度大学入試センター試験新規利用大学について (3)　平成３年度における大学情報提供事業について 審議事項 (1)　所長の任期について (2)　高等学校学習指導要領の改定に伴う出題教科・科目等の検討について
第　45　回 （平成４年３月16日）	報告事項 (1)　平成４年度大学入試センター試験の実施結果の概要等について (2)　平成４年度大学入試センター予算案の概要について (3)　平成３年度大学情報提供事業について 審議事項 (1)　副所長の選考について (2)　名誉教授の選考について (3)　平成５年度大学入試センター試験等について (4)　代筆解答の検討について (5)　新高等学校学習指導要領による大学入試センター試験の出題教科・科目について

⑵ 運営委員会

運営委員会は、７回開催し、大学入試センター諸規程の一部改正、大学入試センター試験の実施に関する基本方針、大学入学者選抜の改善に係わる諸問題、大学入試に関する情報提供、教官人事、概算要求の基本事項等大学入試センターの管理運営に関する具体的な事項について協議を行った。

ア　運営委員

氏　名	現　職	備　考
有江　幹男	大学入試センター所長	議長 平4.3.31まで
磯部　力	東京都立大学教養部長	平 3. 4.26から
岩坪　秀一	大学入試センター研究開発部教授	平 3. 4. 1から
潮木　守一	名古屋大学大学院国際開発研究科教授	
植村　啓治郎	熊本大学法学部教授	平 3. 4. 1から
緒方　直哉	上智大学理工学部教授	
小川　國治	山口大学教育学部長	
越田　豊	大阪大学附属図書館長	
後藤　淳	愛知工業大学長	
坂元　昂	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授	
佐藤　泰正	筑波大学学校教育部長	
佐野　博敏	東京都立大学長	
清水　留三郎	大学入試センター研究開発部長	
末松　安晴	東京工業大学長	
高野　文彦	大学入試センター副所長	平 4. 3.31まで
中原　爽	日本歯科大学理事長	
中川　久雄	筑波大学数学系教授	平 3. 4.26から
奈良　久	東北大学情報処理教育センター長	
原田　義也	東京大学教養学部長	平 3. 4. 1から
松本　三郎	慶應義塾常任理事	
松本　道雄	大学入試センター副所長	平 3. 4. 1から
水野　欽司	大学入試センター研究開発部教授	平 3. 9. 1から
平田　滿男	東北大学教養部教授	
保田　淑郎	大阪府立大学学生部長	
柳井　晴夫	大学入試センター研究開発部教授	平 3. 8.31まで
吉井　溥	横浜市立大学商学部長	

イ　会議の概要

回　（開催期日）	議　事
第　20　回 （平成３年４月26日）	報告事項 (1)　試験問題研究部門の客員教授について (2)　平成２年度大学入試センター研究開発部研究状況について (3)　平成３年度の共同研究について (4)　平成４年度大学入試センター試験新規利用大学について 審議事項 (1)　名誉教授称号授与候補者の選考の手続きに関する内規について (2)　平成４年度大学入試センター試験について ア　受験案内（案）について イ　実施提要等に係る主な改正事項について (3)　平成５年度大学入試センター試験の実施期日について
第　21　回 （平成３年５月22日）	報告事項 (1)　平成２年度会計実地検査について 審議事項 (1)　顧問について (2)　教官人事について (3)　試験問題特別委員会委員について
第　22　回 （平成３年６月28日）	報告事項 (1)　平成４年度大学入学者選抜実施要項等について (2)　平成５年度大学入試センター試験実施大綱等について (3)　平成２年度における大学情報提供事業報告について 審議事項 (1)　試験問題特別委員会委員について (2)　名誉教授称号授与候補者選考委員会について (3)　平成４年度概算要求について
第　23　回 （平成３年９月19日）	報告事項 (1)　平成４年度概算要求主要事項について (2)　平成４年度大学入試センター試験大学別利用教科・科目の概要及び国公（私）立大学入学者選抜の概要について 審議事項 (1)　平成４年度大学入試センター試験の実施体制について ア　大学入試センター試験説明協議会及び大学入試センター試験入試担当者連絡協議会の結果について イ　今後の実施日程等について ウ　平成４年度大学入試センター試験実施本部員について (2)　平成３年度大学情報提供事業計画について

	(3) 平成５年度大学入試センター試験の実施期日の決定に伴う国公立大学への出願期日について
第 24 回 （平成３年12月13日）	報告事項 (1) 平成４年度大学入試センター試験準備状況等について (2) 平成５年度大学入試センター試験新規利用大学について (3) 平成３年度における大学情報提供事業について 審議事項 (1) 所長の任期について (2) 名誉教授の選考について (3) 高等学校学習指導要領の改定に伴う出題教科・科目等の検討について
第 25 回 （平成４年２月21日）	報告事項 (1) 平成４年度大学入試センター試験の実施結果の概要等について (2) 平成４年度大学入試センター予算案の概要について 審議事項 (1) 副所長の選考について (2) 平成５年度大学入試センター試験等について (3) 代筆解答の検討について (4) 新高等学校学習指導要領による大学入試センター試験の出題教科・科目について (5) 研究紀要登載論文について
第 26 回 （平成４年３月26日）	報告事項 (1) 副所長（教授）人事について (2) 教科専門委員会委員について (3) 平成５年度大学入試センター試験新規利用大学について (4) 平成３年度大学情報提供事業について 審議事項 (1) 平成４年度非常勤講師について (2) 大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会規程の制定について (3) 平成５年度大学入試センター試験実施要項等について (4) 代筆解答の検討について (5) 平成６年度大学入試センター試験試験問題作成要領について

(3) 専門委員会等

ア　教科専門委員会

大学入試センター試験の試験問題の作成に関する基本方針の策定及び試験問題の作成等に関する専門的事項を処理することを任務とする。

本年度の教科専門委員会は、18部会約270人（点字試験問題の作成等を任務とする特別問題作成部会（12人）を含む）の委員が試験問題の作成等に当たった。

これらの委員は、広く全国の国公私立大学教員の中から委嘱し、各部会とも年間平均約13回40日程度にわたって会議を開催した。

イ　試験問題特別委員会（運営委員会）

平成元年３月15日付けで新しい高等学校学習指導要領が告示されたことに伴い、平成３年度から大学入試センターの運営委員会特別委員会の中に「企画部会」及び「調整部会」を設置した。

i　企画部会

平成９年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目、出題範囲の決定及び大学入試センター試験の試験問題の文章表現、問題構成、出題方法、解答方法等の一般的原則の策定を行うことを任務とする。大学入試センター運営委員10人以内の委員が、年間４回会議を開催した。

ii　調整部会

大学入試センター試験の試験問題の形式、表現及び各教科間の試験問題の重複等の点検・照合を行うことを任務とする。大学入試センター運営委員に専門委員を含む計10人の委員が、年間２回会議を開催した。

ウ　試験問題特別専門委員会

大学入試センター試験の試験問題について、その構成、内容、正解、用字用語、採点方法等について具体的に点検・照合を行い、正確・適正な試験問題の作成を確保することを主たる任務とする。教科専門委員会委員経験者等から委嘱した委員70人が科目別の部会に分属し，各部会とも年間３回（用字用語部会は年間２回）会議を開催した。

エ　実施方法専門委員会

大学入試センター試験の実施方法の検討、情報処理システムの策定等を行うことを任務とする。国立大学10人，公立大学２人、私立大学３人及び高等学校関係者２人並びに大学入試セ

ンター関係者2人の計19人の委員が年間4回にわたって会議を開催した。

オ　大学情報専門委員会

大学入学志望者の進路選択に資するための大学に関する情報に関し、情報提供の基本方針の策定・運用及び大学情報の在り方に関する調査研究を任務とする。国公私立大学及び高等学校関係等16人の委員が平成3年12月に会議を開催した。

(4) 大学入試センター試験等連絡協議会

大学入試センター試験の実施方法、試験問題等について、高等学校，教育委員会側と連絡協議し、その結果を今後の試験に反映させることを目的とする。総合部会と試験問題部会からなる。

ア　総合部会

大学入試センター試験等に関する一般的、包括的な事項について連絡協議を行う。

全国高等学校長協会代表者、都道府県教育長協議会代表者、大学入試センターの代表者計20人が年間3回にわたって会議を開催し、次の事項について協議を行った。

(ア) 平成4年度大学入試センター試験について
(イ) 平成5年度大学入試センター試験について
(ウ) 大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会委員について
(エ) 代筆解答の検討について
(オ) 高等学校学習指導要領の改定に伴う出題教科・科目の検討について

イ　試験問題部会

大学入試センター試験に出題された試験問題の内容、程度、出題方法等について協議検討を行う。各都道府県教育委員会から推薦された48人（1科目につき原則として3人、17科目合計51人以内）の高等学校教員と、大学入試センター内の各試験問題作成責任者17人が、各科目ごとの分科会に分かれて協議を行い、高等学校教員の委員は、試験問題の評価について報告をとりまとめた。

平成4年度大学入試センター試験の試験問題に関して、試験問題部会から報告された意見・評価は、「平成4年度大学入試センター試験問題集」（市販用）及び「平成4年度大学入試センター試験－実施結果と試験問題に関する意見・評価－」に掲載した。

(5) 大学入試センター試験協議会

大学入試センター試験協議会は、3回開催し、平成4年度大学入試センター試験の実施期日、高等学校学習指導要領の改定に伴う大学入試センター試験の出題教科・科目等大学入試センター試験の実施に係る重要事項について、協議・決定を行った。

ア　大学入試センター試験協議会構成員

氏　名	現　職	備　考
有馬朗人	東京大学長	
石川忠雄	慶應義塾長	
井村裕夫	京都大学長	新任
金森順次郎	大阪大学長	新任
橘高重義	東京理科大学理事長	
熊谷信昭	大阪大学長	平3.8.25まで
塩野谷祐一	一橋大学長	新任
末松安晴	東京工業大学長	
高杉暹	横浜市立大学長	
高橋良平	九州大学長	平3.11.6まで
西島安則	京都大学長	平3.12.15まで
人見楠郎	昭和女子大学理事長	
廣重力	北海道大学長	新任
前川正	群馬大学長	平3.12.15まで
行田良雄	神戸市外国語大学長	

イ　会議の概要

回　（開催期日）	議　　事
第　10　回 （平成３年５月23日）	協議事項 (1)　平成４年度大学入試センター試験について (2)　平成５年度大学入試センター試験の実施期日について (3)　その他
第　11　回 （平成３年12月６日）	協議事項 (1)　所長の任期について (2)　高等学校学習指導要領の改定に伴う出題教科・科目等の検討について (3)　大学入試センター試験成績委員会について (4)　その他
第　12　回 （平成４年３月16日）	協議事項 (1)　平成５年度大学入試センター試験等について (2)　代筆解答の検討について (3)　新高等学校学習指導要領による大学入試センター試験出題教科・科目について (4)　その他

6　広報活動

本年度においては、大学入試センター試験の円滑な実施並びにその趣旨の広報・普及のため、活発な広報活動を展開した。なお、試験問題に関する意見・評価については、大学入試センター試験の実施結果及び試験問題、正解、配点等と併せて「大学入試センター試験－実施結果と試験問題に関する意見・評価－」として刊行するなど、研究活動の紹介などとともに、広報活動のより一層の充実を図った。

(1)　広報資料の刊行

ア　「これからの大学入試－大学入試センター試験を活用して－」

平成４年度の大学入学者選抜において実施される大学入試センター試験の目的、出願から受験までの流れなどをイラストを中心に、一般向けに分かりやすく解説したパンフレット。

（配付先）

各高等学校、各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各教育関係団体など

イ　「平成３年度大学入試センター試験－実施結果と試験問題に関する意見・評価」

平成３年度大学入試センター試験の試験問題に関する意見・評価並びに問題作成部会の見解を各教科・科目ごとに取りまとめるとともに、実施結果の概要と試験問題及び正解（配点）を掲載したもの。

また、市販用に「平成３年度大学入試センター試験問題集」として平成３年６月に刊行した。

（掲載内容）

(ｱ)　高等学校教科担当教員の意見・評価
(ｲ)　教育研究団体の意見・評価
(ｳ)　問題作成部会の見解
(ｴ)　実施結果の概要
(ｵ)　試験問題・正解（配点）・解答用紙

（配付先）

各高等学校、各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各研究団体など

ウ　「大学入試フォーラムNo.13～14」

大学入試センター試験の実施状況及び大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究活動を中心に、大学入試に係る事例紹介、研究報告、統計資料等を取りまとめたもの。

なお、No.13は「大学入試用語集」として刊行した。

（掲載内容）

○No.14

(ｱ)　巻頭言

(ｲ)　研究ノート

(ｳ)　出題ノート

(ｴ)　高等学校学習指導要領の改定の理念及び要点

(ｵ)　報告

(ｶ)　国公立大学入学者選抜関係統計資料

（配付先）

各高等学校，各国公私立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各都道府県高等学校長協会、各教育関係団体、各報道機関など

エ　「大学入試センター要覧（平成３年度）」

大学入試センターの概要を取りまとめ紹介したもの。

（掲載内容）

(ｱ)　沿革

(ｲ)　組織・運営

(ｳ)　予算・施設

(ｴ)　大学入試センター試験の概要

(ｵ)　大学情報提供事業の概要

(ｶ)　研究開発

(ｷ)　広報・普及

(ｸ)　大学入試センターと入試改善のあゆみ

（配付先）

各国公私立大学、関係機関など

オ　「大学入試センター要覧（英文）（1991年度版）」

大学入試センター試験を中心に、日本の大学入試制度や大学入試センターの概要などについて、英文により解説したもの。

（掲載内容）

(ｱ)　大学入試センターの任務

(ｲ)　日本の高等教育

(ｳ)　日本の大学における入学者の選抜と大学入試センター試験

(ｴ)　大学入試センターの沿革

(ｵ)　大学入試センターの組織・運営

(ｶ)　大学入試センター試験のあらまし

(ｷ)　大学情報の提供

(ｸ)　研究開発

(ｹ)　広報・普及

（配付先）

各国公私立大学、関係機関など

(2)　諸資料の発表等

大学入試センター試験等に関して、当センターが発表した事項は、次のとおりである。

発表期日	発表事項
平成３年	
5月15日(火)	国立大学入学者選抜研究連絡協議会第12回大会及びセミナーについて
5月24日(金)	平成５年度大学入試センター試験の実施期日について
5月28日(火)	大学ガイダンスセミナー報告書について 東日本地区大学広報セミナー報告書について
6月　6日(木)	「平成４年度大学入試センター試験実施要項」について
7月　8日(月)	「平成４年度大学入試センター試験受験案内」及び「同受験案内別冊」について
7月19日(金)	平成３年度「岡山県大学ガイダンスセミナー」及び「平成３年度大学入学広報セミナー（西日本地区）」の開催について
9月10日(火)	平成４年度版国公立大学ガイドブックの刊行について
9月30日(月)	大学ガイダンスセミナーの開催及びハートシステムによる大学進学案内の情報の充実について
10月11日(金)	平成４年度大学入試センター試験の出願受付等について（出願事前レク）

10月14日(月)	平成4年度大学入試センター試験の出願状況、出願受付状況について
10月18日(金)	平成4年度大学入試センター試験の出願状況について（中間発表）
10月25日(金)	平成4年度大学入試センター試験の出願状況について（締切日）
11月 8日(金)	平成4年度大学入試センター試験の志願者数について
12月10日(火)	平成4年度大学入試センター試験の志願者数（確定）について ・志願者数等資料 ・試験場一覧 ・受験上の注意
12月20日(金)	平成4年度大学入試センター試験の試験問題ページ数内訳及び発表用正解の大きさについて
平成4年	
1月 6日(月)	平成4年度大学入試センター試験の実施について（概要事前レク） センター試験志願者の首都圏における他試験地区受験について
1月 8日(水)	電話ファクス及び専用電話の送受信テストについて
1月11日(土)	平成4年度大学入試センター試験本試験の実施状況について（第1日目） ・天候状況 ・外国語、数学(A)、数学(B)、理科(A)の試験問題及び正解 ・外国語、数学(A)、数学(B)、理科(A)の受験者数、受験率
1月12日(日)	平成4年度大学入試センター試験本試験の実施状況について（第2日目） ・天候状況 ・理科(B)、国語、社会、理科(C)の試験問題及び正解 ・理科(B)、国語、社会、理科(C)の受験者数、受験率
1月16日(木)	平成4年度大学入試センター試験の追試験受験許可者について 得点調整無しの通知
1月20日(月)	追試験受験状況について ・受験者数等、試験問題、正解
1月31日(金) 2月 1日(土)	平成4年度大学入試センター試験実施結果の概要について ・受験者数、科目別平均点等資料
3月31日(火)	平成6年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う平成9年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針の検討について

第2　平成4年度大学入試センター試験の実施状況

1 実施の概要

平成４年度大学入学者選抜大学入試センター試験は、この試験を利用する国公私立大学と大学入試センターとが協力し、平成４年１月11日㈯、12日㈰の両日、全国375試験場において、472,098人の志願者について、共同して実施された。追試験は、その１週間後、１月18日㈯、19日㈰の両日、全国２試験場で実施された。

本試験及び追試験とも試験当日は、雪による交通機関への影響もなく、当初の計画どおり実施された。

平成４年度の大学入試センター試験利用大学及び実施日程は、次のとおりである。

⑴ 利用大学

国立大学　95大学－全大学

公立大学　39大学－全大学

私立大学　32大学46学部

八戸大学〔商学部〕　東北工業大学〔工学部〕　足利工業大学〔工学部〕
白鷗大学〔経営学部〕　聖徳大学〔人文学部〕
亜細亜大学〔経営学部，経済学部，法学部，国際関係学部〕
桜美林大学〔文学部，国際学部〕　慶應義塾大学〔法学部，医学部〕
昭和女子大学〔文学部〕　多摩大学〔経営情報学部〕
東京工科大学〔工学部〕
東京理科大学〔理学部第一部，薬学部，工学部第一部，理工学部，基礎工学部〕
東邦大学〔理学部〕　日本大学〔生産工学部〕
日本歯科大学〔歯学部，新潟歯学部〕　武蔵工業大学〔工学部〕
新潟産業大学〔経済学部〕　福井工業大学〔工学部〕
愛知大学〔経済学部Ⅰ部，経営学部〕　愛知工業大学〔工学部第Ⅰ部〕
椙山女学園大学〔生活科学部，人間関係学部〕
中京女子大学〔体育学部，家政学部〕　松阪大学〔政治経済学部〕
京都橘女子大学〔文学部〕　大阪電気通信大学〔工学部〕
松蔭女子学院大学〔文学部〕　流通科学大学〔商学部〕
作陽音楽大学〔音楽学部〕　美作女子大学〔家政学部〕
福岡工業大学〔工学部〕　熊本商科大学〔商学部一部，経済学部〕
産業医科大学〔医学部〕

⑵ 実施日程

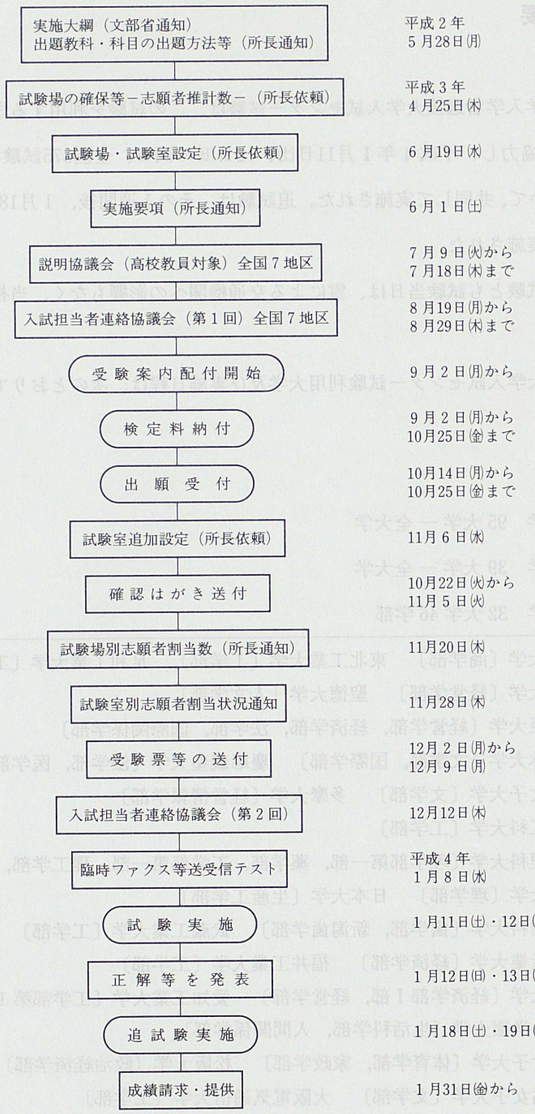

（参　考）

平成４年度大学入試センター試験利用大学入学者選抜実施日程

⑴ 国公立大学

入学者選抜要項発表	平成３年 ７月31日㈬まで
募集要項発表	12月15日㈰まで
推薦入学（大学入試センター試験を課さない場合）の結果発表（実施大学のみ）	平成４年 １月21日㈫まで
出願受付	１月22日㈬から １月31日㈮まで
２段階選抜（Ａ日程、Ｂ日程及び前期日程）と推薦入学（大学入試センター試験を課す場合）の結果発表（実施大学のみ）	２月10日㈪まで
Ａ日程・前期日程の国公立大学が試験実施	２月25日㈫から
２段階選抜（後期日程）の結果発表（実施大学のみ）	３月２日㈪まで
Ｂ日程の国公立大学が試験実施	３月５日㈭以降
Ｃ日程群の公立大学が試験実施	３月８日㈰以降
前期日程の国公立大学が合格発表	３月６日㈮から ３月10日㈫まで
後期日程の国公立大学が試験実施	３月12日㈭以降
Ａ日程の国公立大学が合格発表	３月６日㈮から ３月23日㈪まで
Ｂ日程・後期日程の国公立大学及びＣ日程群の公立大学が合格発表	３月18日㈬から ３月23日㈪まで

（注）①　国立大学の試験実施期日について、例外の取り扱いも認められた。
②　公立大学の実施日程は、一部の公立大学においては上表と異なる。
③　私立産業医科大学の実施日程は、国立大学とほぼ同じである。
④　２段階選抜（後期日程）の結果発表時期は、大学によっては、上表と異なる。

⑵ 私立大学

私立大学は、大学によって出願期日、試験日とも各大学が設定している。

2 連絡会議の設置及び世話大学の決定

同一都道府県内に大学入試センター試験を利用する大学が複数ある地区においては、この試験の円滑な実施を図るため、当該地区内各大学の入学者選抜の実施責任者等で構成する連絡会議を組織し、世話大学が置かれ、大学間の連絡・調整が図られた。

連絡会議においては、主に大学の志願者分担数、試験場の確保、監督者の人的協力等について協議が行われ、当該地区の各大学の分担業務が円滑に処理された。

また、志願者の増加が著しい首都圏においては、試験地区区分の一部調整の協議が行われ、埼玉地区、千葉地区及び神奈川地区の一部の志願者について、茨城地区、栃木地区、群馬地区、千葉地区及び東京地区の各大学が協力して分担することとなった。

3 実施要項及び受験案内の決定・発表等

(1) 実施要項及び受験案内の決定・発表

平成３年度大学入試センター試験終了後、大学入試センター試験利用大学、高等学校等から寄せられた要望や意見及び前年度までの実績を踏まえ、大学入試センター試験の実施方法等について検討を行い、実施方法専門委員会、運営委員会、評議員会の審議を経て、その実施方針を取りまとめ、大学入試センター試験協議会に諮り、「平成４年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」を決定・発表し、平成３年６月１日に、利用大学、高等学校等へ通知した。

また、この実施要項に基づき、大学入試センター試験を受験するために必要な諸手続き等を取りまとめた「平成４年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内」を作成し、利用大学、高等学校等へ通知した。

実施要項及び受験案内の主な改正点は次のとおりである。

項　　目	要　　項
1　試験実施日程等	①　出願期間　平成３年10月14日(月)～10月25日(金) ②　本試験　平成４年１月11日(土)、12日(日) 追試験　平成４年１月18日(土)、19日(日)
2　検定料	3教科以上　12,000円→13,000円　2教科以下　8,000円→8,500円に変更された。
3　成績の請求及び提供	各大学（国立大学を除く。）へ大学入試センター試験の成績を提供するに当たっての成績提供を、入学志願者１人１回につき320円とした。

(2) 実施提要の決定

実施要項に基づき、大学入試センター試験の実施に関する細目のうち、一括して処理することが適当と認められるものについては、「実施要領」「輸送要領」「監督要領」「成績提供要領」の４つの要領に取りまとめて「実施提要」として作成し、８月下旬の入試担当者連絡協議会で利用国公私立大学の入試担当者に配付し、その具体的内容について説明を行った。

(3) 説明協議会の開催

大学入試センター試験の実施方法等の周知と連絡協議を目的として、高等学校、教育委員会等の関係者を対象とする説明・協議会を７月中旬～下旬に、全国７会場で開催した。

なお、この説明協議会には、文部省からも担当官の出席を求め、「平成４年度大学入学者選抜実施要項」について説明が行われた。

この説明協議会の開催状況は、次のとおりである。

地　区	開催協力大学	開催日	会　場	出席者数(高校数)
北海道	北海道大学	７月12日	北海道大学学術交流会館	210人(　154校)
東北	東北大学	７月10日	勾当台会館	305人(　233校)
関東・甲信越	(入試センター)	７月９日	国立教育会館虎ノ門ホール	1,100人(　865校)
東海・北陸	名古屋大学	７月18日	名古屋市公会堂	513人(　424校)
近畿	京都大学	７月16日	京都グランドホテル	722人(　522校)
中国・四国	広島大学	７月10日	中国新聞ビル大ホール	389人(　285校)
九州・沖縄	九州大学	７月12日	九州大学工学部大講義室	428人(　308校)
計				3,667人(2,791校)

(4) 入試担当者連絡協議会等

ア　大学入試センター試験の実施に関する打合せ会

平成４年度から大学入試センター試験を利用する大学の入試担当者を対象として、大学入試センター試験の概要等について、説明・協議を目的とする「平成４年度大学入試センター試験の実施に関する打合せ会」を大学入試センターで、５月17日(金)に開催した。

この会議には、24大学63人の関係者が出席した。

イ　平成４年度大学入試センター試験国公私立大学新任入試担当課長打合せ会

大学入試センター試験を利用する国公私立大学の新任入試担当課長を対象として、大学入試センター試験の概要説明及び大学入試センター試験の実施方法等について、説明・協議を目的とする「平成４年度大学入試センター試験国公私立大学新任入試担当課長打合せ会」を大学入試センターで、５月21日(火)に開催した。

この会議には、40大学40人の担当課長が出席した。

ウ　入試担当者連絡協議会

大学入試センター試験を利用する国公私立大学の入試担当者を対象として、試験の実施業務等について、説明・協議を目的とする「入試担当者連絡協議会」を第１回は全国７会場で８月下旬に、第２回は東京において１２月中旬にそれぞれ開催した。

この連絡協議会の開催状況は、次のとおりである。

第１回

地　区	開催協力大学	開催日	会　場	出席者数(大学数)
北海道	室蘭工業大学	８月29日	ホテルサンルート室蘭	32人（ 9大学)
東北	弘前大学	８月27日	弘前大学　事務局大会議室	44人（10大学)
関東・甲信越	(入試センター)	８月19日	東京ガーデンパレス　高千穂	190人（48大学)
東海・北陸	富山大学	８月21日	高志会館	102人（25大学)
近畿	京都大学	８月22日	京都大学　法経第２教室	111人（32大学)
中国・四国	鳥取大学	８月27日	白兎会館	70人（19大学)
九州・沖縄	長崎大学	８月29日	長崎大学　薬学部大講義室	96人（24大学)
計				645人(167大学)

第２回

地　区	開催日	会　場	出席者数（大学数）
全　国	12月12日	昭和女子大学「グリーンホール」	434名　（166大学）

(5)　受験案内の配付

出願に必要な志願票等を折り込んだ「受験案内」を805,000部作成し、９月２日から利用国公私立大学において、入学志願者に配付するとともに、各高等学校、各都道府県教育委員会・同知事部局、その他関係諸機関等にも参考として配付した。

4　試験場・試験室の設定準備

試験場は、原則として都道府県を単位とする試験地区に基づき、各大学が設定したが、試験場・試験室の設定準備は、次の日程で行われた。

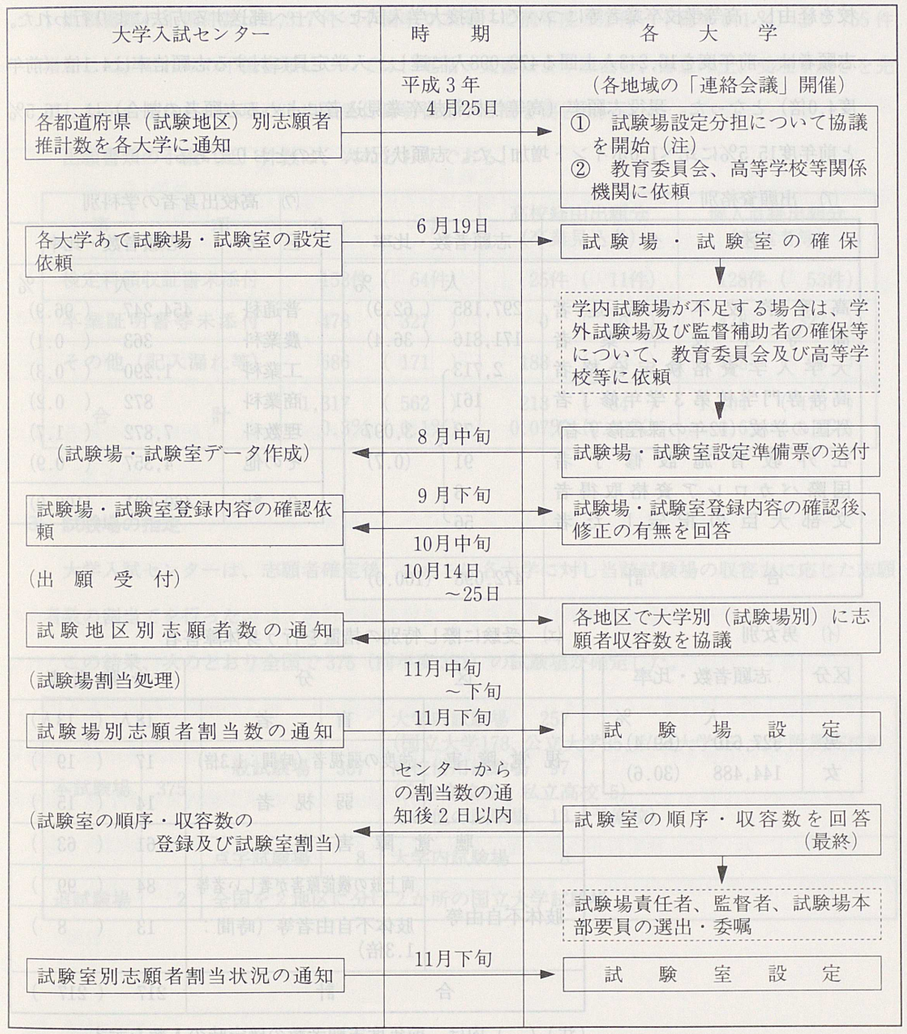

（注）各試験地区の志願者推計数を、各大学が具体的にどのように分担し試験場を設定するかは、基本的には、当該地区に組織される「連絡会議」における協議による。

5 出願受付及び受験票の発行

(1) 志願状況

出願受付は、平成３年10月14日から10月25日までの間、高等学校卒業見込者は在学する高等学校を経由し、高等学校卒業者等については直接大学入試センターへ郵送する方法により行われた。志願者は、前年度を16,243人上回る472,098人に達し、入学定員に対する志願倍率は4.1倍（前年度4.0倍）となった。現役志願率（高等学校新規卒業見込者に占める志願者の割合）は、16.5％と前年度15.5％に比べ1.0ポイント増加した。志願状況は、次のとおりである。

(ｱ) 出願資格別

区分	志願者数・比率		
	人	%	
高等学校卒業見込者	297,185	(62.9)	
高等学校卒業者	171,816	(36.4)	
大学入学資格検定合格者	2,713		
高等専門学校第３学年修了者	161		
外国の学校（12年の課程修了者）	73	3,097	
在外教育施設修了者	91	(0.7)	
国際バカロレア資格取得者	3		
文部大臣の指定した者	56		
合計	472,098	(100.0)	

(ｳ) 高校出身者の学科別

区分	志願者数・比率	
	人	%
普通科	454,247	(96.9)
農業科	363	(0.1)
工業科	1,290	(0.3)
商業科	872	(0.2)
理数科	7,872	(1.7)
その他	4,357	(0.9)
合計	469,001	(100.0)

(ｲ) 男女別

区分	志願者数・比率	
	人	%
男	327,610	(69.4)
女	144,488	(30.6)

(ｴ) 受験に際し特別の措置を行う身体障害者

区分		身障者数
視覚障害	盲者	18人（ 13人）
	強度の弱視者（時間：1.3倍）	17 （ 19 ）
	弱視者	14 （ 15 ）
聴覚障害者		61 （ 63 ）
肢体不自由等	両上肢の機能障害が著しい者等	84 （ 99 ）
	肢体不自由者等（時間：1.3倍）	13 （ 8 ）
合計		217 （ 217 ）

（注）（ ）内は、前年度志願者数の確定時の人数を示す。

(2) 確認はがきの発送及び不備出願書類の修正

志願者から提出された志願票の記載事項は、電子計算機に入力して登録・管理しているが、志願票の記入誤り等の修正と登録の正確を期すために、登録内容を印字した「確認はがき」を高等学校卒業見込者は在学中の学校を経由し、高等学校卒業者等は本人に直接送付して出願内容の確認を求めた。

出願書類の不備件数は1,317件（不備率0.3％）で前年度562件（不備率0.1％）より755件増加した。これらの不備書類については、電話・文書により照会し、修正の上、受理手続きを完了したが、これらの処理には出願受付締切後約７日間を要した。

出願書類の不備（延）件数は、次のとおりである。

事項	合計	高校経由出願分（卒業見込者）	個人直接出願分（卒業者等）
検定料領収証書未添付	153件（ 64件）	25件（ 11件）	128件（ 53件）
卒業証明書等未添付	478 （ 327 ）	0 （ 0 ）	478 （ 327 ）
その他（記入漏れ等）	686 （ 171 ）	188 （ 73 ）	498 （ 98 ）
合計	1,317 （ 562 ） 0.3%（ 0.1%）	213 （ 84 ） 0.07%（0.03%）	1,104 （ 478 ） 0.6%（ 0.3%）

(3) 試験場の指定

大学入試センターは、志願者確定後、ただちに各大学に対し当該試験場の収容力に応じた志願者数の割当てを行った。

この結果、次のとおり全国で375（前年度351）の試験場が確定した。

本試験場	375	一般試験場	367	大学内試験場　257 （国立大学178、公立大学35、私立大学36、大学附属高校8） 高校借用試験場　97 （公立高校92、私立高校 5） その他の試験場　13（予備校）
		点字試験場	8	大学内試験場　8
追試験場	2	全国を２地区に分け２か所の国立大学試験場		

(4) 受験票等の発行

ア　12月2日から9日までの間に、高等学校卒業見込者は在学中の学校を経由し、高等学校卒業者等は本人に直接、受験票・写真票・成績請求票，受験上の注意を発送した。

なお、その後、不着、氏名変更、紛失、汚損等による再発行申請が、試験日までに481件（前年度469件）、試験終了後2,761件（前年度2,354件）計3,242件（前年度2,823件）提出され、申請事由を審査の上、再発行し本人に送付した。このほか受験票送付時に「あて所不明」として返送され、調査の上、再送したものが163件（前年度158件）あった。

受験票等の再発行の状況は次のとおりである。

区分＼再発行申請事由	不着	紛失	汚損	記載事項の変更	内訳			仮受験票関係	追加発行	計
					氏名	生年月日	性別			
卒見者	—	1,901	108	44	30	14	0	93	28	2,174
既卒者等	114	915	58	28	17	11	0	187	46	1,348
計	114	2,816	166	72	47	25	0	280	74	3,522

イ　2教科以下受験者への「注意文」は、受験票等の発送の際同封し、2教科以下受験者全員に発送した。

(5) 検定料の収納

大学入試センター試験の検定料については、志願者が銀行等又は郵便局の窓口で納入し、その領収証書を志願票にはり付けて提出することとされている。この志願票にはり付けて提出された領収証書と別途銀行等から送付された領収済通知書とを照合し、納入の確認を行うとともに、二重納入などの点検を行った。この結果、本年度の総納付件数は、銀行納入分120,657件、郵便局納入分352,418件の473,075件となったが、出願しなかったもの、二重納入等977件（前年度943件）については、検定料相当額の還付を行う手続きをとった。

6 試験実施

(1) 実施体制等

① 大学入試センター

ア　大学入試センターにおいては、所長を本部長とし、運営委員及び実施方法専門委員会委員等13人で構成する大学入試センター試験実施本部を設置し、臨時電話及び臨時ファクスにより各大学と密接な連携を図るとともに、試験実施全般に関する連絡調整及び重要事項の処理等に当たった。

また、実施本部には、教科専門委員会の各部会の部会長を含む委員で構成する試験問題部を置き、試験問題及びその正解の点検や、試験問題に関する疑義の処理に当たった。

イ　試験の実施に先立ち、試験問題の作成、印刷及び各大学への輸送は、すべて計画どおり実施された。

また、1月8日に大学入試センター（実施本部）と各大学（試験実施本部及び各試験場）との間において、臨時ファクス及び臨時電話の「送受信テスト」を実施した。

② 各大学

各大学では、学長の下に「実施のための委員会」を設置し、当該大学が設置した試験場において、教職員数約18,900人が試験監督者として試験の実施に当たった。

なお、一部の大学では、受験者数に対して当該大学の教職員が少ないため、公立高等学校、教育委員会の教職員（延738人）に監督補助を依頼する等の措置がとられた。

③ 連絡体制

試験実施当日は、実施本部、各大学及び各試験場の緊密な連携を図るため、472台のファクス及び298台の臨時電話からなる連絡体制を組織した。

④ 再試験対策等

北海道地区については、雪害による再試験実施に備えて、再試験問題を輸送し、関係資料を送付した。

(2) 試験時間

大学入試センター試験の本試験は、平成4年1月11日(土)、12日(日)に全国375試験場で次表

の時間割により一斉に行われた。

また、身体に障害のある入学志願者で盲者の入学志願者に対しては、試験時間の延長(1.5倍程度)及び強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対し、試験時間の延長(1.3倍程度)の措置を講じた。

なお、追試験は、本試験の1週間後に、本試験と同様の時間帯で実施された。

期　日	教　科	一般の試験時間	1.3倍の試験時間	1.5倍の試験時間
平成4年1月11日(土)	外国語	10:00～11:20(80分)	10:00～11:45(105分)	10:00～12:00(120分)
	数学(A)	12:50～13:50(60分)	13:00～14:20(80分)	13:00～14:30(90分)
	数学(B)	14:40～15:40(60分)	15:00～16:20(80分)	15:00～16:30(90分)
	理科(A)	16:30～17:30(60分)	17:00～18:20(80分)	17:00～18:30(90分)
1月12日(日)	理科(B)	10:00～11:00(60分)	10:00～11:20(80分)	10:00～11:30(90分)
	国　語	12:30～13:50(80分)	12:30～14:15(105分)	12:30～14:30(120分)
	社　会	14:40～15:40(60分)	15:00～16:20(80分)	15:00～16:30(90分)
	理科(C)	16:30～17:30(60分)	17:00～18:20(80分)	17:00～18:30(90分)

(3) 受験状況

大学入試センター試験の受験状況の概要は、次のとおりである。

			前年度
①	志願者数	472,098 人	(455,855 人)
②	受験者数	445,508 人(全教科、一部教科)	(430,341 人)
	本試験	445,258 人(点字問題受験者を含む)	(430,138 人)
	追試験	164 人	(129 人)
	本試験＋追試験	86 人	(74 人)
③	受験率	94.37 %	(94.40 %)

〔受験者数(全教科、一部教科)／志願者数×100〕

ア　教科別受験者数及び受験率(追試験含む)

	教　科	国　語	社　会	数学(A)	数学(B)
第一日目	受験者数	426,288 人	407,777 人	361,317 人	338,317 人
	受験率	90.3 %	86.4 %	76.6 %	71.7 %
第二日目	教　科	理科(A)	理科(B)	理科(C)	外国語
	受験者数	160,993 人	175,541 人	121,803 人	444,250 人
	受験率	34.1 %	37.2 %	25.8 %	94.1 %

イ　理科(A),(B),(C)の受験状況

区分 / 受験科目数	理科(A) 物理	理科(A) 地学	理科(B) 化学	理科(B) 理科Ⅰ	理科(C) 生物	計 延受験者	実受験者数
1科目	54,638 人	18,074 人	68,531 人	1,355 人	96,501 人	239,099 人	239,099 人 (68.8%)
2科目	83,102 人	2,557 人	100,919 人	2,114 人	22,680 人	211,372 人	105,686 人 (30.4%)
3科目	1,879 人	743 人	2,276 人	346 人	2,622 人	7,866 人	2,622 人 (0.8%)
計	139,619 人 (30.5%)	21,374 人 (4.7%)	171,726 人 (37.5%)	3,815 人 (0.8%)	121,803 人 (26.6%)	458,337 人 (100.0%)	347,407 人 (100.0%)

i　2科目受験者(105,686人)の内訳

教科・科目		理科(B) 化学	理科(B) 理科Ⅰ	理科(C) 生物	計
理科(A)	物理	80,307 人 (76.0%)	1,382 人 (1.3%)	1,413 人 (1.3%)	83,102 人 (78.6%)
	地学	1,124 人 (1.1%)	193 人 (0.2%)	1,240 人 (1.2%)	2,557 人 (2.5%)
理科(C)	生物	19,488 人 (18.4%)	539 人 (0.5%)	——	20,027 人 (18.9%)
計		100,919 人 (95.5%)	2,114 人 (2.0%)	2,653 人 (2.5%)	105,686 人 (100.0%)

ii　3科目受験者(2,622人)の内訳

	物・化・生	物・理Ⅰ・生	地・化・生	地・理Ⅰ・生	計
受験者数	1,728 人 (65.9%)	151 人 (5.8%)	548 人 (20.9%)	195 人 (7.4%)	2,622 人 (100.0%)

④	全教科欠席者数	26,590 人	(25,514 人)
	本試験	26,570 人	(25,490 人)
	追試験	20 人	(23 人)
	本試験＋追試験	0 人	(1 人)

(参考)

○　2教科以下受験者の受験状況

(1)	志願者数	6,074 人	(5,191 人)
(2)	受験者数	5,417 人	(4,619 人)
(3)	欠席者数	657 人	(657 人)

⑷　身体に障害のある志願者に対する措置

大学入試センター試験においては、身体に障害のある志願者からの申請に基づき、その障害の種類・程度に応じた受験上の特別措置を行うこととしている。

点字受験者以外の身体に障害のある受験者のうち、強度の弱視者及び重度の肢体不自由者に対し、審査の上、試験時間の延長を認めることとしている。

また、点字問題の作成に当たっては、通常の試験問題を基本とし、点訳に適さない問題については代替問題を出題するとともに、必要に応じて説明文を補足した。

なお、点字試験の試験時間は、通常の1.5倍、点字試験以外の試験時間を延長する試験は、1.3倍としている。大学入試センター試験の実施に当たって、特別の措置をした人数は、次表のとおりである。

身体に障害のある者に対する受験の際の特別措置

区分＼年度				平成４年度 志願者数	平成４年度 受験者数	平成３年度 志願者数	平成３年度 受験者数
男				157 人	144 人	160 人	151 人
女				50	48	57	54
計				207	192	217	205
内訳1	障害の種類	視覚障害		49	47	47	47
		聴覚障害		61	59	63	59
		肢体不自由等		97	84	107	99
内訳2	受験の際に行った措置（延数）	視覚障害	点字問題を点字で解答	18	17	13	13
			一般問題を文字で解答	25	24	27	27
			試験時間の延長（1.3倍）	17	16	19	19
			拡大文字問題の準備	21	20	20	20
			拡大鏡等の持参使用	21	19	26	26
			窓側の明るい座席を指定	7	7	15	15
			照明器具の準備	4	4	7	7
			点字器等の試験場での保管	12	12	9	9
		聴覚障害	手話通訳者の付与	2	2	1	1
			注意事項等の文書による伝達	39	37	47	44
			座席を前列に指定	41	40	43	42
			補聴器の持参使用	54	52	55	51
		肢体不自由・病弱等	一般問題をチェックで解答	23	19	25	23
			試験時間の延長（1.3倍）	13	10	8	7
			一般問題を文字で解答	1	1	1	1
			別室を設定	5	5	16	16
			洋式トイレに近接する試験室に指定	51	45	46	46
			特製机の持参使用	8	6	6	6
			特製机の試験場側での準備	21	20	21	20
			車椅子の持参使用	38	35	41	39
			杖の持参使用	25	23	25	23
			タイプライターの持参使用	—	—	—	—
			介助者の付与	3	3	—	—
			試験室を一階に設定	62	55	69	65
			試験室入口までの付添者の同伴	42	40	44	43
			試験場への乗用車での入構	61	54	61	58
		その他		48	42	50	47

（注）内訳２は、重複措置を含む延数である。

前表のほか、出願受付締切後の負傷等により、特別の受験措置を希望した志願者についても審査の上、次表のとおりの措置を講じた。

区分		平成4年度	平成3年度
対象者合計（内女性数）		99人（38）	98人（36）
障害の種類	視覚障害	2	2
	聴覚障害	5	1
	肢体不自由等	92⑦	95④

（内訳）

受験の際に行った措置（延数）	視覚障害	点字問題を点字で解答	—	—
		一般問題を文字で解答	—②	—
		試験時間の延長（1.3倍）	—①	—
		拡大文字問題の準備	1①	—
		拡大鏡等の持参使用	2①	1
		窓側の明るい座席を指定	1①	—
		照明器具の準備	—①	—
		点字器等の試験場での保管	—	—
	聴覚障害	手話通訳者の付与	—	—
		注意事項等の文書による伝達	—	1
		座席を前列に指定	1	—
		補聴器の持参使用	4	—
	肢体不自由・病弱等	一般問題をチェックで解答	1①	6
		試験時間の延長（1.3倍）	—	—
		一般問題を文字で解答	—	—
		別室を設定	55②	44
		洋式トイレに近接する試験室に指定	—	5①
		特製机の持参使用	—	—
		特製机の試験場側での準備	3	—
		車椅子の持参使用	4	4①
		杖の持参使用	25	21③
		タイプライターの持参使用	—	—
		介助者の付与	—	—
		試験室を一階に設定	10	6②
		試験室入口までの付添者の同伴	13	11①
		試験場への乗用車での入構	19	21②
	その他		22④	35③

（注1）内訳は、重複措置を含む延数である。
（注2）○付数字は、内数で追試験受験者を示す。

(5) 追試験の実施

追試験は、本試験の1週間後の1月18日(土)、19日(日)に2試験場で実施された。

本年度の追試験対象者数は270人（前年度227人）で、その内訳は次表のとおりである。

なお、「疾病・負傷等」は、主として感冒と腹痛であった。

（ ）内は前年度

地区	追試験場名	追試験受験許可者数	性別		事由		卒業区分				受験許可大学
							卒業見込者		既卒者等		
			男	女	疾病・負傷	事故等	男	女	男	女	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	大学
東日本	東京芸術大学	177（137）	129（104）	48（33）	161（127）	16（10）	33（25）	21（16）	96（79）	27（17）	40（35）
西日本	京都工芸繊維大学	93（90）	64（70）	29（20）	91（87）	2（3）	23（15）	17（8）	41（55）	12（12）	37（34）
計		270（227）	193（174）	77（53）	252（214）	18（13）	56（40）	38（24）	137（134）	39（29）	77（69）

（疾病・負傷の内訳）

区分		東日本	西日本	計
疾病・負傷		161人	91人	252人
内訳	ア 感冒及び類似症	90	40	130
	イ 胃腸炎及び類似症	40	25	65
	ウ その他の疾病	27	20	47
	エ 負傷	4	6	10
事故等		16	2	18
合計		177	93	270

(6) 正解の発表

本試験の正解は、試験終了後、報道機関を通じて発表した。

また、追試験の正解は、大学入試センター及び追試験を実施した2国立大学において発表するとともに、大学入試センターへ正解表を希望した受験者には直接郵送した。

7 いわゆる「代筆解答」の実施に関する検討

体幹及び両上下肢の機能障害が著しい者で、チェックによる解答により解答することが不可能である者に対する受験特別措置としての「代筆解答」等の実施について、実施方法専門委員会が中心となって平成３年11月１日から検討を開始し、文部省、国大協等関係機関と連絡をとりながら平成４年３月24日に、次のとおり中間まとめを行った。

いわゆる「代筆解答」等の実施に関する中間まとめ

〔平成４年３月24日
大学入試センター〕

Ⅰ．趣　旨

大学入試センター試験（以下、「センター試験」という。）においては、身体に障害を有する大学進学希望者の受験機会を保障するという観点から、これまで種々の受験特別措置を講じてきたところである。

このうち、体幹の機能障害等の肢体不自由者に対しては、一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて、正解とする解答番号等をチェックすることにより解答するチェックによる解答、試験時間の延長（1.3倍）、別室の設定、介助者の配置その他の措置を講じてきている。

しかし、体幹及び両上下肢の機能障害が著しい者で、チェックによる解答をもってしても解答することが不可能である者の場合は、センター試験の受験を断念せざるを得ないこととなり、結果的に国公（私）立大学への進学の機会が閉ざされることとなる。

身体に極めて重度の障害を有しながらも大学進学の意欲と能力を有する志願者に、できる限りの受験特別措置を講ずることにより、高等教育の受験機会がより拡大されていくことは、今日の社会的要請に積極的に応えるものとして、有意義なことと考えられる。センター試験におけるこれまでの解答方法では対応できない者に対し、実施上の問題点等を早急に解決し、速やかに代筆解答を受験特別措置として認めることが適当である。

ただし、機器を用いた解答については、養護学校（肢体不自由）等学校現場におけるワープロ、パソコン等の教育状況の実態を十分調査する等、さらに検討を重ねた上で実施することが適当である。

なお、センター試験における身体障害者の受験特別措置は、各国公（私）立大学の個別学力試験だけでなく、他の学校種別の入学試験及び各種国家資格試験等における、身体障害者に対する配慮に影響を与えるものでもあり、代筆解答の実施に当たっては、関係省庁、国大協、公大協及び私立大学関係者等の十分な検討・理解のもとに実施されることが望まれるとともに、常に、その評価・見直しについて考慮する必要がある。

II．代筆解答の実施方法等

1．対象者

代筆解答の対象者は、チェックによる解答方法を今後も存続させること、センター試験においてこれまで代筆解答の実施経験がないこと及び実施上、業務の増加が予想されること等を考慮し、肢体不自由者のうち、「体幹及び両上下肢の機能障害が著しい者で、これまでのチェックによる解答方法では受験することができないと認められる者」に限定することとし、志願者からの申請書及び医師並びに高等学校長等のできるだけ詳細な診断書・意見書等をもとに、実施方法専門委員会受験特別措置に関する審査小委員会（以下、「審査小委員会」という。）が審査の上認めた者とする。

2．試験時間

代筆解答の試験時間は、点字による解答及びチェックによる解答等センター試験における他の特別な解答方法の試験時間及び志願者の希望等を考慮しつつ、志願者の障害の種類・程度に応じ、審査小委員会が審査の上、個々に決定することとする。

3．実施方法

代筆解答の実施については、原則として次の方法によるものとする。

(1) 代筆者

代筆者は、代筆解答によるセンター試験を実施する大学（以下、この項において「各大学」という。）が、肢体不自由者の教育に理解のある者のうちから、大学入試センターと協議の上、選定することとする。

(2) 試験室

試験室は、各受験者ごとに別室とする。

(3) 試験問題

試験問題は、一般の受験者と同じ試験問題とする。

(4) 解答方法

ア．解答方法は、監督者の管理のもとに、受験者が正解とする解答番号等を口頭で解答し、代筆者が、受験者にそれを確認した後、直ちに解答用紙（マークシート）に転記するものとする。

受験者が、既に解答した問題の解答を訂正する場合も同様な方法で行う。

イ．監督者は、受験者の解答発言等を記録するため、テープレコーダーにより録音しておくものとする。

(5) ページめくり

試験問題冊子のページめくりは、原則として代筆者が行うものとする。

(6) 監督要領等

大学入試センターは、代筆解答のための「監督要領」及び「受験上の注意」を作成の上、各大学及び志願者にあらかじめ送付するものとする。

(7) 答案の処理

ア．各大学は、答案及び解答発言等を録音したテープを大学入試センターへ返送する。

イ．各大学は、受験者の希望に応じ、受験者の解答を転記した試験問題冊子を受験者に渡すものとする。

(8) その他

ア．状況に応じ、介助者を配置することがある。

イ．代筆解答の実施方法等の改善・充実を図る上での参考とするため、センター試験終了後、代筆者及び各大学に対して、「代筆解答の実施状況等」に関してのアンケート調査等を実施する。

4．代筆解答の実施についての志願者等への周知

センター試験における身体障害者の受験特別措置事項の種類・内容等については、これまで、受験案内（別冊）を中心に志願者等に周知を図ってきたところである。

今回の体幹及び両上下肢の機能障害が著しい者に対して、代筆解答を受験特別措置として許可

することがあるとしたことについては、受験案内（別冊）の従前の肢体不自由者に対する受験特別措置事項の説明のなかで、「体幹及び両上下肢の機能障害が著しい者で、チェックによる解答では解答することが不可能と判断した者に対しては、代筆解答を措置することがある。」として周知する。

III. 志望大学との事前相談

センター試験においては、従来から、身体に障害を有する志願者に対し、個別学力試験における受験特別措置及び大学入学後の修学上の配慮等について、入学を志望する大学と事前に相談することを受験案内等において周知しているところである。

しかし、代筆解答の措置を申請する志願者は、その障害の程度が極めて重度であること及び志望大学において、このような志願者に必要な措置の検討等のための時間が十分必要であることを考慮した場合、これまで以上に、志望大学と早い時期から緊密な相談をすることが望ましい。

IV. 将来的な検討課題

大学入試センター試験において代筆解答を実施するに当たり、将来的に次の点について検討する必要がある。

(1) 解答過程の介助、別問題の用意

(2) 機器等を用いた解答

(3) 特別試験としての位置づけ

(4) 各大学の受入体制を配慮した試験

(5) 評価・見直し

(6) その他

「代筆解答」に関する検討の経緯

時　期	大学入試センター	文部省、国大協等関係団体
平成３年		
11月１日	実施方法専門委員会「受験特別措置に関する審査小委員会」において、「代筆解答」の必要性等について、各委員による意見交換。	
11月18日	実施方法専門委員会において、上記「審査小委員会」における検討概要の報告及び意見伺い。	
12月２日～10日		文部省、国大協及び公大協に検討状況等について連絡。 来年２月頃を目途に、センターとして中間的な意見の集約を行った上で、連絡・協議したい旨予告。
12月13日	運営委員会に、検討経過報告。	
平成４年		
１月20日		国大協第２常置委員会に、検討状況等について説明。
２月10日	「審査小委員会」委員のうち、肢体不自由関係の委員を中心としたワーキング・グループを組織し、「代筆解答」の実施上の問題点及び具体的措置等について検討。	
２月17日	「審査小委員会」において、「代筆解答」の実施に関する実施方法専門委員会への中間報告案の取りまとめ。	
２月21日	実施方法専門委員会において、上記の「審査小委員会」における「代筆解答」の実施に関する中間報告をもとにした「中間まとめ」（案）について審議。 運営委員会において、「中間まとめ」（案）について審議。	
３月６日	大学入試センター試験等連絡協議会総合部会に、検討経過報告。	
３月16日	評議員会において、「中間まとめ」（案）について審議。	
３月23日	「審査小委員会」において、「代筆解答」の実施に当たっての具体的な実施方法等に関する検討。	
３月24日	実施方法専門委員会において、「中間まとめ」について審議、取りまとめ。	
３月26日	運営委員会において、「中間まとめ」について審議、了承。	
３月31日		文部省、国大協、公大協、各国公立大学、関係私立大学及び全国高等学校長協会に、「中間まとめ」を送付し、５月13日（関係私立大学及び全国高等学校長協会は４月30日）までに意見の提出を依頼。 国大協第２常置委員会。

8 平成6年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う平成9年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針の検討について

平成6年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う平成9年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目について、大学入試センターでは，運営委員会に国公私立大学及び高等学校の教員、教育団体関係者及び学識経験者等からなる「試験問題特別委員会企画部会」を設置し、平成3年9月から検討を開始し、平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本方針について、慎重審議を重ね、別紙「基本的方針（案）」をまとめ、平成4年3月31日に発表した。

（公表内容）

(1) 平成元年3月15日新高等学校学習指導要領が告示され、高等学校では、平成6年度から新しい学習指導要領に基づく学習が始まる。

大学入試センター試験は、大学入学志願者の、高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを目的として実施するという基本的考え方に立って出題を行っている。

このようなことから、今回の改正に伴い、新しい学習指導要領に即した大学入試センター試験の出題の検討が要請されているところである。

(2) 今般、大学入試センターでは、運営委員会に国公私立大学及び高等学校の教員、教育団体関係者及び学識経験者等からなる「試験問題特別委員会企画部会」を設置し、平成3年9月の第1回会合から平成4年3月まで5回にわたり、平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本方針について、慎重審議を重ね、別紙「基本的方針（案）」をまとめた。

この「基本的方針（案）」については、各関係団体等の意見をききながら検討を重ね、本年の6月頃に最終結論を得て「基本的方針」として公表する予定である。

(3) 具体的な出題教科・科目、出題方法等については、上記「基本的方針」を公表後、新たに当センターに「専門委員会」を設置し、検討に入る予定である。

なお、この具体的な出題教科・科目、出題方法等についての公表は、従来から入試方法の大幅な改正を行う場合には、概ねその2年前には予告する慣例となっているので、平成6年度には行いたいと考えている。

平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針（案）

平成9年度からの大学入試センター試験の出題は、「国語」、「地理歴史」、「公民」、「数学」、「理科」及び「外国語」の6教科について行い、それぞれの教科についての必修科目、及びそれぞれの選択科目中から適当な科目を出題する。

また、「職業教育を主とする学科」における履修科目の出題についても配慮するものとする。

（説　明）

1　従来の「社会」を発展的に分離して設置された「地理歴史」と「公民」については、その設置の趣旨に鑑みて、これら2教科を出題の対象とする。

2　新教育課程において「家庭」は、男子・女子生徒の全員について必修の教科と位置付けられた。

しかし、この教科の学習内容は「体験的」要素が多く、この意味では、「実技的」要素が多い必修の科目である「保健体育」、「芸術」と類似する面があり、この観点から出題の対象としないこととする。

3　各教科における選択科目は多様となっているので、これらへの対応の検討が必要であるが、各選択科目の設置の趣旨並びに教育課程の設定状況及び予想される履修状況を勘案して、出題の対象とする科目を決定する必要性があるという趣旨を「選択科目中から適当な科目」と表現してある。

4　「職業教育を主とする学科」における履修科目の出題については、従来どおりの趣旨を継続的に配慮する必要性の観点から、附記するものである。

平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針（案）の審議経過

時　期	大学入試センター	備　考
平成3年 2月22日	運営委員会に置く「試験問題特別委員会」を改組し、試験問題特別委員会に出題教科・科目等の基本的事項について企画し、調査・審議を行う「企画部会」を設けた。（平成3年2月22日運営委員会承認）	平成元年3月15日新高等学校学習指導要領が告示され、平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目について検討するため企画部会を設置。
9月11日	新教育課程学習指導要領の説明会 （講師　文部省高等学校課　徳久課長補佐）	センター職員に対し新学習指導要領の理解を深めるため、説明会を開催。
9月19日	運営委員会試験問題特別委員会企画部会（第1回）	第1回、第2回の企画部会において文部省徳久補佐を講師に新学習指導要領の改正点等について勉強会を行う。
11月22日	運営委員会試験問題特別委員会企画部会（第2回）	
11月26日 ～ 12月13日	大学入試センター各種委員会に新教育課程実施までのタイムスケジュールの説明、審議、了承。 大学入試センター試験等連絡協議会総合部会（11月26日） 評議員会（12月6日） 大学入試センター試験協議会（12月6日） 運営委員会（12月13日）	
12月18日	運営委員会試験問題特別委員会企画部会（第3回）	平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針の素案を作成、意見交換を行う。
平成4年 2月12日	運営委員会試験問題特別委員会企画部会（第4回）	平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針(案）について了承。
2月21日 ～ 3月26日	大学入試センターの各種委員会に「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針」（案）について説明、審議、了承。 実施方法専門委員会（2月21日） 運営委員会（2月21日） 大学入試センター試験等連絡協議会総合部会（3月6日） 評議員会（3月16日） 大学入試センター試験協議会（3月16日） 評価委員会（3月18日） 顧問会議（3月23日） 教科専門委員会部会長会議（3月26日）	大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会設置（運営委員会承認）。

3月27日	運営委員会試験問題特別委員会企画部会（第5回）	平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針(案）について、当センター各種委員会からの意見は特になかったため、同案を各関係団体等へ送付し、意見を聞くこととなった。
3月31日	各関係団体に「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針」（案）を送付、4月末日までに回答を要請する。 文部省記者クラブにおいて「平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針」（案）を発表。	国大協、公大協に各大学の意見の取りまとめを依頼（5月13日まで）。

9 実施結果

(1) 答案の読み取り及び採点

各大学から返送された受験者の答案約243万枚は、大学・試験場別、教科別に枚数等を確認し、平成4年1月13日から1月21日までの間に12台の光学式マーク読取装置（OMR）で読み取りを行った。

読み取られた答案は、大学・試験場及び教科単位に受験番号等に誤りがないことを確認し、平成4年1月13日から1月30日までの間に電子計算機処理により採点及び各種の集計を行った。

(2) 答案のマークもれ等の状況

入試センター試験における受験番号、解答科目の未記入及び重複マーク等によるマーク誤りで特定できない答案はなかった。（前年度1件）

(3) 平均点等

本試験を受験した445,258人についての科目別平均点等の最終結果を、各大学への成績提供開始直後（平成4年2月1日）に発表した。

(4) 得点調整実施の有無

本年度の大学入試センター試験において、理科、社会の各選択科目間に試験問題の難易差による著しい平均点格差が生じなかったため、得点調整は行わないこととした。

(5) 成績の提供

大学入試センター試験の成績提供は、平成4年1月31日から4月8日までの間に各国公私立大学からの成績請求に基づき行った。

成績の提供件数は、次のとおりである。

国公立一般入試：　延約 555,900件（前年度　延約 560,300件）産業医科大学を含む。

国公立推薦入試：　延約　8,400件（前年度　約　6,200件）

私　立　大　学：　延約　42,500件（前年度　延約　16,800件）

国公立2次募集：　延約　6,300人（前年度　延約　6,300人）

⑹ 出願状況資料の提供

当該大学への大学入学者選抜業務に使用するために必要な場合、大学からの請求に基づいて、他大学の併願状況を記載した出願状況資料を提供した。

各大学への提供状況は、次のとおりである。

提供期間　：２月23日から３月16日まで

提供大学数：158大学

⑺ 合格状況資料の提供

当該大学の大学入学者選抜業務に使用するために必要な場合、大学からの請求に基づいて、合格状況資料を提供した。

各大学への提供状況は、次のとおりである。

・大学別推薦入学入学手続者等に係る合格状況資料

（提供期間：平成４年２月23日から３月２日まで）…… 131大学

・「前期日程」試験入学手続者に係る合格状況資料

（提供期間：平成４年３月17日から23日まで）…… 109大学

・一般入試合格者等に係る合格状況資料

（提供期間：平成４年３月26日から）…… 134大学

・推薦入学入学手続者に係る合格状況資料

（提供期間：平成４年３月28日から）…… 1大学

10 試 験 問 題

⑴ 試験問題の作成

大学入試センター試験は、大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、試験問題は、国公私立の大学が、それぞれの判断と創意工夫により、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に評価する上での基礎資料として、適切に利用できるよう共通第１次学力試験及び大学入試センター試験の経験や研究の成果を活かしながら作成している。

出題に当たる教科専門委員会の委員は、国公私立大学の教員約270人に委嘱し、これらの委員は、科目別等の部会に分属し、年間約13回40日程度にわたって会議を開催し、試験問題の作成に当たっている。

試験問題の作成過程においては、各部会で十分討議を尽くして試験問題の原案の作成に当たるほか、各教科・科目間の調整会議を開催（年間４回）し、試験問題の内容・量、難易度が均衡のとれるものとなるように、また重複による相互推測が起きないように留意している。

また、教科専門委員会とは別に設置している試験問題特別専門委員会等において、文章表現、問題の構成、解答方法の妥当性及び出題の内容の適否等について、具体的に点検・照合を行い、より適正な出題に努めている。

⑵ 科目の平均点等

大学入試センター試験の試験問題の水準については、臨時教育審議会第１次答申における大学入試改革に関する提言の具体化を図るため設置された大学入試改革協議会の最終報告（63．2.15）の提言の趣旨を踏まえ、当面は、共通第１次学力試験と同程度の水準にすることとし、問題の作成に当たったところである。

第３回の大学入試センター試験の各教科・科目の平均点は、概ね、共通第１次学力試験と同程度の水準とすることができた。

試験問題の作成に当たっては、単なる二者択一的なものでなく、基礎学力を全体的に関連づけながら評価できるように、内容、形式及び構成を工夫することによって、的確な読解力、内容に対する理解力、正解を見出すまでの応用力、総合力など、きめ細かく評価できるように一層の配慮をしているところである。

また、社会・理科の選択科目間の平均点差については、可能な限り少なくなるよう、一層努力を重ねる必要があると考えている。

なお、各大学に大学入試センター試験の成績を提供する際、各大学の最終判定に当たり、大学入試センター試験の成績をより細かく分析し、利用することが可能となるように、受験者各人の得点のほかに、全受験者の各科目ごとの平均点等についての資料を提供した。

⑶ 出題の誤り等について

① 本年度、試験問題印刷後に行った試験問題の訂正及び問題文の補足説明は、次のとおりである。

(本試験)

ア 外国語「英語」(5ページ 第1問B)

補足説明

なお、選択肢の品詞は各問ごとに同じである。

イ 数学(B)「工業数理」(4ページ 下から3行目)

問題訂正

(誤) ア ～ カ の解答欄

(正) ア ～ カ の解答群

ウ 理科(A)「地学」(19ページ 第2問 問3)

補足説明

ただし、これらの変光星は同じ種族のものとする。

エ 理科(B)「化学」(6ページ 第2問 問1)

補足説明(＿＿＿＿の部分を付け加える。)

……運動している。ある一種類の気体分子の速度……

オ 社会「世界史」(67ページ 問8)

問題訂正

(誤) ④ 第一次世界大戦前に……

(正) ④ 第一次世界大戦後に……

カ 社会「地理」(72ページ 問7 図2 地図Xの左上端部の等高線の数値)

問題訂正

(誤) 50

(正) 150

キ 社会

補足説明

社会の問題冊子の「ソ連」とは、旧ソ連を指す。

(追試験)

ア 社会「日本史」(35ページ 問1)

(誤) ⑤ 集落内の家屋の … 特別な有力者が …

(正) ⑤ 集落内の建物の … さまざまな人々が …

イ 社会

補足説明

社会の問題冊子の「ソ連」とは、旧ソ連を指す。

以上のとおりであるが、今後とも問題訂正等を皆無とするため、一層の努力が必要であると考えている。

② 大学入試センター試験実施当日に、次のとおり「正解の訂正」が発生した。

(本試験)

○ 社会「世界史」第2問A

本問の問題文中「①1402年に遷都を行い」とあるのは、「①1421年に遷都を行い」の誤りであった。このため、第2問A 問3の解答番号 13 については、全員に得点を与えることとした。

今後、このような正解を訂正する等の事態が生じないよう、設問、選択肢の設定及び正解の作成・点検に当たって一層留意していきたいと考えている。

⑷ 試験問題に対する意見

大学入試センター試験の実施後、各方面から寄せられた試験問題についての意見では、全般的には共通第1次学力試験の出題形式を踏襲し、難易についても基本的には、共通第1次学力試験と同程度であり、教科書の内容・範囲に基づいた基本的、基礎的な出題であるという評価が多かった。

その他いくつかの科目の出題内容についての意見、照会が寄せられたが、これらの意見については、大学入試センター試験の試験問題作成に反映させるため、各問題作成部会で検討することとした。また、当センターでは、共通第１次学力試験と同様、組織的に高等学校側の意見・評価を得るために大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会から意見・評価を提出いただくとともに、全国的な教育研究団体に対して、意見・評価の提出を依頼し、回答が寄せられたものを取りまとめた。これらについては、教科専門委員会問題作成部会の見解を付し、「平成４年度大学入試センター試験問題集」（市販用）及び「平成４年度大学入試センター試験－実施結果と試験問題に関する意見・評価－」に掲載した。

第３　大学情報提供事業

大学情報提供事業について

大学入試センターは、昭和63年５月の法律改正により、従来の業務に加えて「大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供」業務を開始した。この事業は、高等学校における進路指導や受験生の進路選択の改善に資するため、高等学校との連携を深め、高等学校や受験生などに各大学の教育研究活動の状況等の適切な情報を提供することを主な目的としている。

これらの事業については、平成２年３月に「大学情報提供に関する調査検討委員会」の報告「大学入試センターにおける大学情報提供事業について」に沿って、関係機関等との連携協力を図りつつ、その拡充を図っていくこととしている。

また、昭和63年からその運用を開始している「ハートシステム」は、本年度においては、更に改善、充実するとともに、高等学校進路指導担当教員が，大学の教育研究内容の理解を深め、大学の教員・入学広報担当者等との間で意見交換を行う「大学ガイダンスセミナー」及び、大学の入学広報の質的向上を図ることを目的とした「大学入学広報セミナー」を開催した。

1 「ハートシステム」の運用

昭和63年10月から「ハートシステム」の名称でキャプテン通信網を通して、大学進学案内の情報提供を開始している。受験生や進路指導担当者が、大学の教育・研究内容の情報を的確に知り、これまでの偏差値に偏重しがちな進路選択や進路指導を改善し、進学志望者の個性と志望等に即した大学を選択することや、適切な指導を行うためにこの「ハートシステム」を活用されることを期待しているものである。

平成２年10月から、個々の大学の教育研究内容等を体系的に整理して提供する「大学案内」について、それまでの一部の私立大学だったものを、すべての私立大学について、「大学情報」「学部情報」の提供を開始するとともに、平成３年10月からは、「学科情報」についても、すべての私立大学の情報提供を開始した。

また、「ハートシステム」の一層の改善を図るべく、「ハートシステム」を利用している全国の高等学校の中から合計30校（次ページ参照）に対し、調査協力校（モニター校）を委嘱し、利用状況、問題点を調査して運用に反映させるとともに、「ハートシステム」に収められている大学・学部・学科の教育研究などのデータを能率よく検索するために、個々大学の画面を直接検索できる「画面番号一覧」を作成し、大学・高等学校などに配付した。

平成３年度ハートシステムに関する調査研究協力校

ブロック	県　名	高　等　学　校　名
北海道	北海道	札幌南高等学校（道立） 札幌西高等学校（道立）
東　北	青　森	青森南高等学校（県立）
	岩　手	盛岡第三高等学校（県立）
	山　形	山形東高等学校（県立）
関　東	茨　城	日立第一高等学校（県立）
	群　馬	伊勢崎東高等学校（県立）
	埼　玉	伊奈学園総合高等学校(県立)
		春日部高等学校（県立）
	千　葉	土気高等学校（県立）
	山　梨	甲府西高等学校（県立）
	東　京	日大豊山女子高等学校(私立)
		筑波大学附属駒場高等学校（国立）
	神奈川	桜丘高等学校（市立）
東海・北信越	富　山	高岡南高等学校（県立）
	長　野	佐久高等学校（私立）
東海・北信越	静　岡	榛原高等学校（県立）
	愛　知	向陽高等学校（市立）
近畿	大　阪	千里高等学校（府立）
		清風高等学校（私立）
		南高等学校（市立）
	兵　庫	琴丘高等学校（市立）
中国・四国	岡　山	倉敷青陵高等学校（県立）
	香　川	高松高等学校（県立）
	愛　媛	今治西高等学校（県立）
九州・沖縄	大　分	中津南高等学校（県立）
	鹿児島	錦江湾高等学校（県立）
	沖　縄	小禄高等学校（県立）
その他	青　森	弘前工業高等学校（県立）
	愛　媛	松山商業高等学校（県立）
合　計		３０校

○　ハートシステムの導入状況（高等学校）

区　　分	平成３年12月末現在
導　入　校	948 校（国公立 725、私立 223）
端末機等導入数	999　（国公立 757、私立 242）

〔地区別内訳〕

区　分	北海道	東　北	関　東 甲信越	東　海 北　陸	近　畿	中　国 四　国	九　州 沖　縄	全　国
導入校	18校	69校	248校	163校	129校	177校	144校	948校
導入率	5.1%	12.2%	13.0%	20.5%	14.8%	25.5%	18.5%	15.9%

○　ハートシステムの年間利用状況（平成３年）

月		1	2	3	4	5	6
アクセス回数	延べ	10,811	6,963	6,013	6,815	6,845	8,112
	平均	349	249	194	227	221	270
月		7	8	9	10	11	12
アクセス回数	延べ	8,769	8,689	9,717	8,694	8,830	7,357
	平均	283	280	324	280	294	237

（注）アクセス回数は，ハートシステムの先頭画面（タイトル画面）をアクセスした回数であり，平均アクセス回数は，その月の日数で除した値である。

2　「国公立大学ガイドブック（平成４年度版）」の刊行

高等学校の進路指導や入学志願者の志望大学・学部の選定に役立てるため、各国公立大学の特色、沿革、概要、個別学力検査等の概要などの情報を取りまとめたもの。国立大学協会、公立大学協会との共同編集により作成した。

（掲載内容）

㈠　学部・学科等の系統一覧

㈡　免許・資格を必要とする主な職業

㈢　各大学・学部等の紹介

㈣　平成４年度国公立大学入学者選抜のあらまし

㈤　平成４年度個別学力検査等各大学の入学者選抜の概要

㈥　平成３年度各大学・学部別入学志願状況

㈦　国公立大学入学者選抜実施状況

（配付先）

各高等学校、各国公立大学、各都道府県教育委員会・同知事部局、各教育関係団体など。

なお、国公立大学ガイドブックは、平成３年９月10日から全国の書店で一斉に発売された。

3 「大学ガイダンスセミナー」の開催

進学志望者の志望・適性に応じた適切な進学指導に資するため、大学の関係者と高等学校関係者が直接のコミュニケーションを図る場として、岡山市、静岡市及び長崎市で「大学ガイダンスセミナー」を開催した。セミナーでは、現在の大学の学問の動向等に関する講演を行うとともに、大学と高等学校の直接の意見交換が活発に展開された。

なお、本年度から自主的な開催母体として、岡山県大学ガイダンスセミナー連絡協議会が大学、高等学校長協会、教育委員会の関係者で組織され、大学入試センターとの共催で開催された。

〔岡山県大学ガイダンスセミナー（岡山市）〕

・期 日 等　平成３年８月９日（金）　10:00～16:00

会場：岡山大学大学院自然科学研究科大講義室

主催：岡山県大学ガイダンスセミナー連絡協議会（岡山県教育委員会，岡山県高等学校長協会、岡山県下の全大学）、大学入試センター

・参 加 者　150名（高等学校54校、大学９校など）

・講 演 Ⅰ　「商学の今後の展望」　岡山商科大学商学部教授　鳥　越　良　光

・講 演 Ⅱ　「造形工学の現状と今後の展望」

京都工芸繊維大学工芸学部教授　山　内　陸　平

・意見交換　「大学の教育内容について」

内容：大学教育一般、文学部等の外国語教育、理系の問題など

〔東海地区大学ガイダンスセミナー（静岡市）〕

・期 日 等　平成３年11月11日（月）　10:00～16:00

会場：静岡県職員会館（もくせい会館）

後援：静岡県教育委員会、愛知県教育委員会

協力：静岡県高等学校長協会、静岡県私学協会、東海地区の国公私立大学

・参 加 者　178名（高等学校 105校、大学19校など）

・講 演 Ⅰ　「理学の今後の展望～特に地球科学の将来」　静岡大学理学部教授　土　　隆　一

・講 演 Ⅱ　「人文学の今後の展望」　筑波大学歴史・人類学系教授　大　藪　正　哉

・意見交換　「大学の教育内容について」

内容：学生気質の変化、大学における語学（英語）力、学部の特色と他大学との相違点（国際関係学部、経営情報学部）など

〔九州・沖縄地区大学ガイダンスセミナー（長崎市）〕

・期 日 等　平成３年11月29日（金）　10:00～16:00

会場：長崎県総合福祉センター

後援：長崎県教育委員会、佐賀県教育委員会、熊本県教育委員会

協力：長崎県高等学校長協会、九州・沖縄地区の国公私立大学

・参 加 者　215名（高等学校94校、大学10校など）

・講 演 Ⅰ　「工学の今後の展望」　長崎大学工学部教授　石　田　正　弘

・講 演 Ⅱ　「法学の今後の展望」　熊本大学法学部長　江　藤　　孝

・意見交換　「大学の教育内容について」

内容：高等学校と大学との学習の接続、これからの大学の目指す方向，学科の特色と卒業後の進路、大学院など

4 「大学入学広報セミナー」の開催

国公私立大学の入学広報担当者等を対象として、高等学校の進学指導や進学志望者の進路選択に役立つよう情報提供の質的な向上を図ることを目的として、「大学入学広報セミナー」（西日本地区）を文部省との共催で大阪で開催した。

本セミナーにおいては、講演、報告のほか、問題提起に対する討論等が活発に行われ、進学志望者や高等学校にとって有用で良質な大学の教育研究内容あるいは入学試験に関する情報を的確かつ適正に提供することの重要性を国公私立大学の入学広報担当者の方々に、一層認識してもらうことができた。

〔大学入学広報セミナー〕

・期 日 等　平成３年９月26日（木）　10:30～16:00

会場：フェスティバル　リサイタルホール（大阪市）

・参 加 者　290名（大学 189校）

・講　　演　「企業広報活動の企画と実際」

サントリー（株）大阪広報部長　黒　澤　清　治

・シンポジウム

問題提起　「大学入学広報の実態と今後の課題」

上智大学文学部教授　武　内　　清

討　　論　「これからの入学広報～多様化戦略のいま～」

パネリスト（大学，高等学校などから７名）

5 「進学情報サービス室」の設置

大学入試センターが収集した各大学の大学（学部・学科）案内、履修要項、募集要項等の最新の資料を、大学入学志望者や高等学校進路指導担当教員等が閲覧したり、大学紹介ビデオやハートシステムを利用できる「進学情報サービス室」を全国数地区に開設することとし、本年度は、大学入試センター内のほか、大分大学内に開設した。

6 「ＨＥＡＲＴニュース」（大学入試センター広報）の発行

主として高等学校進学指導担当教員を対象に、大学情報提供事業についての普及啓蒙を図ることを目的とする刊行物「ＨＥＡＲＴニュース」（創刊号、第２号、第３号）を発行し、全国の高等学校、教育委員会、大学などに配付した。

第４　調査研究

調査研究について

研究開発部においては、その設立の趣旨に沿って、大学入学者選抜方法の改善等に関する調査研究を進めている。本年度の活動状況は、次のとおりである。

1 調査研究組織

研究開発部長（併）		清　水　留三郎
情報処理研究部門	教　授	清　水　留三郎
	助教授	山　田　文　康
評価・追跡研究部門	教　授	水　野　欽　司
	助教授	鈴　木　規　夫
	助　手	岩　田　弘　三
試験方法研究部門	教　授	岩　坪　秀　一
	助教授	石　塚　智　一
	助　手	平　　直　樹
試験制度研究部門	助教授	池　田　輝　政
	助　手	山　村　　滋
進学適性研究部門	教　授	柳　井　晴　夫
	助教授	前　川　眞　一
	助　手	豊　田　秀　樹
特別試験研究部門	教　授	小　野　　博
	助　手	藤　芳　　衛

2 調査研究状況

(1) 調査研究事項

研究開発部の本年度における具体的な調査研究事項は、次のとおりである。

ア　情報処理研究部門

○　大学入試センター試験の社会と理科の選択科目間の差異の分析研究
○　大学入試の多様化に即した学力測定に関する研究
○　大学入試問題形式の改善に関する研究
○　センター試験５教科の得点形状に基づく学力類型の研究
○　受験機会複数化の下での入学志願と合格状況の分析研究
○　大学入学志願者の選抜後における進路選択の分析研究
○　定性的評定の数量化による設問正答率推定の研究
○　大学入試における質的データの分析に関する研究

イ　評価・追跡研究部門

○　大学入試の多様化に即した学力測定に関する研究
○　大学の各専門分野の進学適性に関する調査研究
○　大学入試問題の改善に関する研究
○　多様な大学選択をもたらす大学評価に関する研究
○　大学入学志願者の理工系離れに関する研究

ウ　試験方法研究部門

○　大学入試の多様化に即した学力測定に関する研究
○　大学の各専門分野の進学適性に関する調査研究
○　大学入試問題形式の改善に関する研究
○　定性的評定の数量化による設問正答率推定の研究
○　高校生の日本語力測定のためのテストの開発研究

エ　試験制度研究部門

○　大学入試における費用負担に関する国際比較研究
○　医学部・法学部の入試制度に関する研究

○　高校生の学力変化と志望分野との関連に関する調査研究
○　大学入試の多様化に即した学力測定に関する研究
○　教育上の例外措置に関する基礎的調査研究

オ　進学適性研究部門

○　大学の各専門分野の進学適性に関する調査研究
○　大学入試問題形式の改善に関する研究
○　入試データの分析方法の開発研究

カ　特別試験研究部門

○　高校生の日本語力測定のためのテストの開発研究
○　帰国子女の現地語力の消失と日本語力の再習得の追跡研究
○　在外子女の現地語力の習得と日本語力の保持の追跡研究
○　解答過程の分析による適切な出題量の推定の研究
○　視覚障害受験者に対する試験時間延長量推定のためのモデル構成
○　点字試験問題作成の支援システムの高度化研究

キ　共同研究

○　大学入試センター試験問題のモニター調査に基づく分析

(2) 調査研究成果の発表

調査研究事項の成果は、研究紀要の発行、７回にわたる研究セミナーの開催及び国立大学入学者選抜研究連絡協議会第12回大会における研究会で発表するとともに、大学入試センター試験の実施に反映させている。

本年度の刊行物は、次のとおりである。

○　研究紀要№21（５編所載）

①　社会の試験問題の出題形式に関する比較研究

（試験方法研究部門助教授　石塚　智一、助手　平　　直樹、情報処理研究部門教授　清水留三郎）

②　理科の試験問題の出題形式に関する比較研究

（情報処理研究部門助教授　山田　文康、評価・追跡研究部門助教授　鈴木　規夫、進学適性研究部門助手　豊田　秀樹、情報処理研究部門教授　清水留三郎）

③　受験時点と在学中の５教科成績プロフィールの特徴－ある高等学校についての事例分析－

（試験制度研究部門助教授　池田　輝政、助手　山村　　滋、評価・追跡研究部門助手　岩田　弘三）

④　高校生の大学選択に関する追跡研究

（評価・追跡研究部門助手　岩田　弘三）

⑤　高校生用日本語語彙理解力テストの開発―(1)試作問題の精選―

（試験方法研究部門助手　平　直樹、特別試験研究部門教授　小野　　博、横浜国立大学教育学部助教授　林部　英雄）

○　大学入試の多様化に即した学力測定に関する研究総合報告書、1992

3　共同研究

(1)　国立大学入学者選抜研究連絡協議会

国立大学における入学者選抜に関する研究の交流及び協力を行い、もって入学者選抜方法の改善に寄与することを目的として、各国立大学の入学者選抜に関する研究委員会と当センター研究開発部で組織する国立大学入学者選抜研究連絡協議会は、５月29日、30日に第12回大会を開催するとともに、「大学入試研究ジャーナル」を刊行し、研究の交流を図った。

また、国公立大学とセンター試験利用私立大学の教職員を対象として、大会前日の５月28日に「入試研究のための基礎的統計手法－具体的事例を中心にして－」と題するセミナーが、研究開発部教官を講師として開催された。

（国立大学入学者選抜研究連絡協議会「大学入試研究の動向第９号」、「大学入試研究ジャーナル第２号」参照）

(2)　外部との共同研究

次の４つの研究を行った。

ア　大学入試の多様化に即した学力測定に関する研究

イ　大学の各専門分野における進学適性に関する調査研究

ウ　大学入学者の特性と選抜方法との関連についての追跡調査研究

エ　定性的評定の数量化による設問正答率推定の研究

4　調査研究のための資料の提供

入学者選抜方法の工夫・改善については、大学入試センター試験の利用方法を含め、各大学において、種々検討されているが、この調査研究には、各大学のデータと併せて、大学入試センター試験の諸データが不可欠である。

このため、当センターでは、大学入試センター試験に係る諸データをできるだけ各大学に提供する方向である。現時点で提供できる資料として、平成３年度大学入試センター試験受験者のうち、数学(A)、(B)を含む５教科を受験した者について、大学入試センター試験成績の①総得点の分布資料、②総得点と教科・科目別の平均点・標準偏差等に関する資料、及び③科目得点の分布資料を作成し提供した。

今後も、それぞれの大学の研究課題に沿った資料の提供依頼があった場合には、各大学の希望にできるだけ沿う方向で提供を進めていきたいと考えている。

第５　資　　料

1　業務日誌

平成３年

４月　１日　教科専門委員会新委員を委嘱

４月　３日　教科専門委員会（全体会議、部会長会議、各部会）

～　５日　(1)　大学入試センターの機構及び教科専門委員会規程について

(2)　平成４年度大学入試センター試験実施について

(3)　平成３年度教科専門委員会の年間計画について

(4)　平成５年度大学入試センター試験試験問題作成要領について

(5)　その他

４月 24 日　実施方法専門委員会（第66回）

(1)　平成４年度大学入試センター試験の実施について

(2)　平成５年度大学入試センター試験の実施期日について

(3)　その他

４月 26 日　運営委員会（第20回）

(1)　名誉教授称号授与候補者の選考の手続きに関する内規について

(2)　平成４年度大学入試センター試験について

(3)　平成５年度大学入試センター試験の実施期日について

(4)　その他

５月 13 日　（国立大学協会第２常置委員会）

５月 16 日　（国立大学事務局長会議）

５月 17 日　平成４年度大学入試センター試験の実施に関する打合せ会（新規利用７大学）

（公立大学協会総会）

５月 21 日　平成４年度大学入試センター試験担当課長打合せ会（新任課長）

５月 22 日　運営委員会（第21回）

(1)　顧問について

(2)　教官人事について

(3)　試験問題特別委員会委員について

(4)　その他

５月 23 日　評議員会

(1)　平成４年度大学入試センター試験について

(2)　平成５年度大学入試センター試験の実施期日について

(3)　その他

大学入試センター試験協議会
(1) 平成4年度大学入試センター試験について
(2) 平成5年度大学入試センター試験の実施期日について
(3) その他

5月27日　(入試改善特別委員会)
(国公立大学入試問題連絡協議委員会)
5月28日　国立大学入学者選抜研究連絡協議会セミナー
(入試改善会議)
5月29日　(国立大学協会理事会)
5月29日・30日　国立大学入学者選抜連絡研究協議会第12回大会
5月30日・31日　(全国高等学校長協会総会・研究協議会)
6月10日　(平成4年度大学入学者選抜教務関係事項連絡協議会)
6月11日・12日　(国立大学協会総会)
6月13日　(国立大学長会議)
6月14日　(国立大学協会事務連絡会議)
6月28日　運営委員会(第22回)
(1) 試験問題特別委員会委員について
(2) 名誉教授称号授与候補者選考委員会について
(3) 平成4年度概算要求について
(4) その他
7月1日　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会
(1) 平成4年度大学入試センター試験について
(2) 平成5年度大学入試センター試験について
(3) 大学入試センター試験等連絡協議会試験問題部会委員について
(4) 高等学校学習指導要領の改訂に伴う出題教科・科目の検討について
(5) その他
7月9日～18日　大学入試センター試験説明協議会(全国7地区)
7月31日～8月1日　(第40回進路指導研究協議会全国大会)
8月5日　(国立大学協会第2常置委員会)
8月9日　大学ガイダンスセミナー(岡山県)

8月19日～29日　大学入試センター試験入試担当者連絡協議会
9月6日　(全国高等学校長協会『大学入試』研究協議会)
9月11日　新高等学校学習指導要領説明会
9月19日　運営委員会(第23回)
(1) 平成4年度大学入試センター試験の実施体制について
(2) 平成3年度大学情報提供事業計画について
(3) 平成5年度大学入試センター試験の実施期日の決定に伴う国公立大学への出願期日について
(4) その他
運営委員会試験問題特別委員会企画部会
(1) 前回(昭和53年)の高等学校学習指導要領改訂に伴う委員会設置の経過並びに試験問題特別委員会企画部会の設置について
(2) 平成元年高等学校学習指導要領改訂の基本方針、改訂要点等について
(3) 今後の作業の進め方について
(4) 試験問題「正解」発表様式について
9月20日　(入試改善特別委員会)
9月26日　大学入試広報セミナー(大阪)
10月15日　(国立大学協会第2常置委員会)
10月25日　教科専門委員会部会長会議
(1) 平成4年度教科専門委員会委員の推薦について
(2) 問題作成部会の今後の日程について
(3) その他
(国立大協会理事会)
10月28日　(国公立大学入試問題連絡協議委員会)
(1) 国公立大学の入学者選抜についての平成5年度実施要領、実施細目等(案)について
(2) その他
11月1日　受験特別措置に関する審査小委員会
(1) 委員長について
(2) 平成3年度大学入試センター試験における受験特別措置の審査
(3) その他
11月11日　大学ガイダンスセミナー(東海地区)
11月12日　(大学審議会大学入試専門委員会)
11月13日・14日　(国立大学協会総会)

11 月 15 日　（国立大学協会事務連絡会議）
11 月 18 日　実施方法専門委員会（第67回）
(1) 受験特別措置に関する審査小委員会の審議結果について
(2) 試験問題「正解」発表様式について
(3) 平成 4 年度大学入試センター試験の実施体制について
(4) その他
11 月 18 日　運営委員会・試験問題特別委員会調整部会
～ 21 日
11 月 22 日　運営委員会・試験問題特別委員会企画部会
(1) 新高等学校学習指導要領改訂に係る各教科・科目の改善点等について
(2) その他
11 月 26 日　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会
(1) 平成 4 年度大学入試センター試験準備状況について
(2) 高等学校学習指導要領の改訂に伴う出題教科・科目の検討について
(3) その他
11 月 29 日　大学ガイダンスセミナー（九州・沖縄地区）
12 月 6 日　評議員会
(1) 所長の任期について
(2) 高等学校学習指導要領の改訂に伴う出題教科・科目等の検討について
(3) その他
大学入試センター試験協議会
(1) 所長の任期について
(2) 高等学校学習指導要領の改訂に伴う出題教科・科目等の検討について
(3) 大学入試センター試験成績委員会について
(4) その他
12 月 11 日　大学情報専門委員会
(1) 平成 4 年度における大学情報提供事業について
(2) その他
12 月 12 日　大学入試センター試験入試担当者連絡協議会
12 月 13 日　運営委員会（第24回）
(1) 所長の任期について
(2) 名誉教授の選考について
(3) 高等学校学習指導要領の改訂に伴う出題教科・科目等の検討について
(4) その他
12 月 18 日　運営委員会・試験問題特別委員会企画部会
(1) 新高等学校学習指導要領改訂に係る大学入試センター試験の出題教科・科目

について
(2) その他
平成 4 年
1 月 8 日　鳩山文部大臣大学入試センター視察
1 月 11 日　大学入試センター試験・本試験
・ 12 日
1 月 15 日　大学入試センター試験成績委員会専門委員会
1 月 18 日　大学入試センター試験・追試験
・ 19 日
1 月 20 日　（国立大学協会第 2 常置委員会）
2 月 7 日　ハートシステムに関する調査協力校懇談会
2 月 12 日　運営委員会・試験問題特別委員会企画部会
(1) 平成 6 年度大学入試センター試験の試験問題作成要領の改訂について
(2) 新高等学校学習指導要領改訂に係る大学入試センター試験の出題教科・科目等について
(3) その他
2 月 13 日　連絡協議会試験問題部会
2 月 21 日　実施方法専門委員会（第68回）
(1) 平成 4 年度大学入試センター試験の実施結果について
(2) 平成 5 年度大学入試センター試験の実施について
(3) その他
運営委員会（第25回）
(1) 副所長の選考について
(2) 平成 5 年度大学入試センター試験等について
(3) 代筆解答の検討について
(4) 新高等学校学習指導要領による大学入試センター試験の出題教科・科目について
(5) 研究紀要登載論文について
(6) その他
2 月 24 日　運営委員会・試験問題特別委員会調整部会
～ 26 日
2 月 28 日　（国立大学協会理事会）
3 月 6 日　大学入試センター試験等連絡協議会総合部会
(1) 平成 5 年度大学入試センター試験等について
(2) 代筆解答の検討について
(3) 新高等学校学習指導要領による大学入試センター試験の出題教科・科目につ

いて

(4) その他

3月16日　評議員会

(1) 副所長の選考について

(2) 名誉教授の選考について

(3) 平成5年度大学入試センター試験等について

(4) 代筆解答の検討について

(5) 新高等学校学習指導要領による大学入試センター試験の出題教科・科目について

(6) その他

大学入試センター試験協議会

(1) 平成5年度大学入試センター試験等について

(2) 代筆解答の検討について

(3) 新高等学校学習指導要領による大学入試センター試験の出題教科・科目について

(4) その他

3月18日　評価委員会

(1) 平成4年度大学入試センター試験実施結果について

(2) 高等学校学習指導要領の改訂に伴う大学入試センター試験出題教科・科目等の検討について

(3) 大学入試センター研究開発部研究状況について

(4) その他

3月23日　顧問会議

名誉教授称号授与式

3月24日　実施方法専門委員会（第69回）

(1) 平成5年度大学入試センター試験の実施について

(2) その他

3月26日　運営委員会（第26回）

(1) 平成4年度非常勤講師について

(2) 大学入試センター試験教科・科目等検討専門委員会規程の制定について

(3) 平成5年度大学入試センター試験実施要項等について

(4) 代筆解答の検討について

(5) 平成6年度大学入試センター試験試験問題作成要領について

(6) その他

教科専門委員会部会長会議

(1) 平成4年度教科専門委員会試験問題作成年間計画について

(2) 平成6年度大学入試センター試験試験問題作成要領について

(3) 平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目に関する基本的方針（案）

(4) 保管問題等の取扱いについて（案）

(5) その他

3月27日　運営委員会・試験問題特別委員会企画部会

(1) 新高等学校学習指導要領による大学入試センター試験の出題教科・科目について

(2) その他

2　大学入試センター役職員

所長	有江幹男	(4.3.31まで)
副所長	高野文彦	(4.3.31まで)
	松本道雄	(3.4.1から)

管理部

部長	都賀善信	(3.4.1から4.3.31まで)
庶務課		
課長	宮村貞一	
課長補佐	鈴木利次	
庶務係長	野本晃良	
人事係長	根岸茂	(4.3.31まで)
共同利用係長	佐々木義人	(4.3.31まで)
企画・広報係長	森山都留男	(3.4.1から)
会計課		
課長	國友孝信	(3.4.1から)
課長補佐	前田高士	(3.4.1から)
総務係長	原英毅	
経理係長	諸田清	(3.10.31まで)
	鈴木昇	(3.11.1から)
用度係長	山下信一	(3.10.31まで)
	諸田清	(3.11.1から)
施設係長	小松武志	
進学情報課		
課長	藤原誠	
進学情報係長	針貝俊彦	(4.3.31まで)
情報普及係長	伊藤亙	(3.4.1から)
画像情報係長	小野渉	
進学指導専門官	日野静雄	(3.4.1から)

	中村宏治	(4.3.31まで)
	松田正浩	(3.4.16から4.3.31まで)

事業部

部長	中原勇夫	(3.4.1から4.3.31まで)
事業第一課		
課長	坂井善一	(3.4.1から)
課長補佐	野田優明	(3.4.1から)
企画調整係長	小林和則	(3.4.1から)
試験実施第1係長	髙木得二	
試験実施第2係長	千々岩高美	(3.4.1から)
試験実施第3係長	山岸正	(4.3.31まで)
教科専門官	岡村克美	(3.7.1から)
事業第二課		
課長	池本龍二	(3.4.1から)
課長補佐	片山隆二	
管理係長	後野周二	(4.3.31まで)
問題第1係長	山本茂行	(4.3.31まで)
問題第2係長	藤田廣司	(4.3.31まで)
特殊問題係長	佐々木充	(4.3.31まで)
情報処理課		
課長	服部肇	
課長補佐	渕上光明	
業務第1係長	小松俊夫	(3.4.1から)
業務第2係長	石橋龍夫	(3.4.1から)
業務第3係長	永井元久	(3.4.1から)
情報管理係長	吉見日出明	(3.4.1から)
資料係長	岡山均	

研究開発部

部長	清水留三郎	

3　規　程　等

(1)　大学入試センター名誉教授称号授与候補者の選考の手続に関する内規
（平成３年４月26日　内規第３号）

(2)　大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則　（平成３年５月９日　規則第５号）

(3)　大学入試センター進学情報サービス室設置要綱　（平成３年７月22日　所長裁定）

(4)　国立大学以外の大学の入学志願者に係る大学入試センター試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則　（平成３年８月９日　規則第６号）

(1)　大学入試センター名誉教授称号授与候補者の選考の手続に関する内規

〔平成３年４月26日
内　規　第　３　号〕

大学入試センター名誉教授称号授与候補者の選考の手続に関する内規

（趣旨）

第１条　大学入試センター名誉教授称号授与規程（以下「規程」という。）第４条に定める名誉教授候補者の選考手続については、この内規の定めるところによる。

（候補者の推薦）

第２条　研究開発部長は、規程第２条第１号に該当すると認められる者があるときは、当該者が退職後、すみやかに所長に推薦するものとする。

（意見の聴取）

第３条　所長は、前条の推薦があったとき並びに規程第２条第２号及び第３号に該当すると認められる者があるときは、運営委員の会議（以下「運営委員会」という。）に意見を聴くものとする。

（選考委員会）

第４条　運営委員会は、前条の規定により所長から意見を求められた場合は、名誉教授候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、その選考を行うものとする。

２　選考委員会は、運営委員若干名をもって組織する。

３　選考委員会の委員長は、委員の互選とする。

（意見の報告）

第５条　選考委員会は、選考結果を運営委員会に報告し、運営委員会は、投票により意見を取りまとめ、その結果を所長に報告するものとする。

附　則

この内規は、平成３年４月26日から施行する。

(2) 大学入試センター事務分掌規則の一部を改正する規則

〔平成３年５月９日
規　則　第　５　号〕

大学入試センター事務分掌規則（昭和57年規則第８号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第９条の次に次の１条を加える。

（教科専門官）

第10条　事業第一課に、教科専門官を置く。

２　教科専門官は、上司の命を受け、試験の出題教科・科目等実施の基本に関する専門的事項を処理する。

附　則

この規則は、平成３年５月９日から施行し、平成３年４月12日から適用する。

(3) 大学入試センター進学情報サービス室設置要綱

〔平成３年７月22日
所　長　裁　定〕

1　設置

各国公私立大学の教育研究内容等に関する最新の情報を大学に入学を志望する者や高等学校進路指導担当教員等に閲覧させるなど、情報提供の一層の充実を図ることを目的として、大学入試センター内のほか、大分大学内に大学入試センター進学情報サービス室（以下「情報サービス室」という。）を置く。

2　業務内容

(1)　大学（学部・学科）案内、履修要項、募集要項等の資料を閲覧させること。

(2)　ハートシステム・大学紹介ビデオ等を利用させること。

(3)　大学に関する情報についての問い合わせに応じること。

(4)　その他大学情報提供の事業の普及に関すること。

3　運営

(1)　情報サービス室に、業務の運営に必要な職員を配置する。

(2)　情報サービス室の円滑な運営を図るため、大分大学と大学入試センターの関係者で構成する進学情報サービス室運営連絡会を設ける。

附　則

この要綱は、平成３年９月１日から実施する。

(4) 国立大学以外の大学の入学志願者に係る大学入試センター試験の検定料等に関する規則の一部を改正する規則

〔平成３年８月６日
規　則　第　６　号〕

国立大学以外の大学の入学志願者に係る大学入試センター試験の検定料等に関する規則（昭和53年規程第11号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「国立の学校」を「国立学校」に改める。

第２条第２項中「12,000円」を「13,000円」に、「8,000円」を「8,500円」に改める。

第４条第２項中「273円」を「320円」に改める。

附　則

この規則は、平成３年８月６日から施行し、第２条第２項及び第４条第２項の改正規定は平成３年６月１日から、その他の改正規定は平成３年７月１日から適用する。

4　関　係　法　令

(1)　国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令
（平成３年６月１日　文部省令第２３号）

(2)　国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令
（平成３年６月20日　文部省令第３５号）

$(3)_{-1}$　学校教育法施行規則等の一部を改正する省令　（平成３年11月14日　文部省令第４５号）

$(3)_{-2}$　在外教育施設の認定等に関する規程　（平成３年11月14日　文部省告示第１１４号）

(1)　国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

文高学第109号
平成3年6月1日

各国立学校長
大学入試センター所長　　殿

文部事務次官
國分正明

国立の学校における授業料その他の費用に
関する省令の一部を改正する省令の制定等
について（通達）

平成3年6月1日文部省令第23号をもって、別紙のとおり、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令が公布され、即日施行されました。

その内容は下記1及び2のとおりです。

また、国立大学（国立短期大学を含む。）及び国立高等専門学校における研究生、聴講生等に係る検定料並びに大学入試センターにおいて国立大学以外の大学から徴収する成績提供手数料に関する改正後の国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号。下記3において「令」という。）第12条の規定に基づく文部大臣の承認については、今後下記3により取り扱うこととしますので、事務処理上遺漏のないよう願います。

なお、この通達に規定するもののほかは、従前のとおりですので、念のため申し添えます。

記

1　国立の学校において徴収する検定料の額及び大学入試センター試験に係る検定料の額を改定したこと（第2条）

2　平成3年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、従前の例によること。（附則第2項）

3　国立大学（国立短期大学を含む。）及び国立高等専門学校における研究生、聴講生等に係る検定

料並びに大学入試センターにおいて国立大学以外の大学から徴収する成績提供手数料について、国立学校又は大学入試センターの長が、学則その他の規則で次のとおり定めるときは、令第12条の規定に基づく文部大臣の承認があったものとして取り扱うこととすること。

ただし、平成3年度内の入学に係る検定料の額は、従前のとおりとする。

(1)　大学及び高等専門学校の研究生・専攻生等については、次の表のとおりとする。

区　　分	検定料
大学の研究生・専攻生	8，000円
大学の選科生・聴講生	8，000円
臨時教員養成課程	2，700円
高等専門学校の研究生	4，000円
高等専門学校の聴講生	4，000円

(2)　大学入試センターにおいて、国立大学以外の大学から、当該大学の入学志願者に係る大学入試センター試験の個人別成績の提供について徴収する成績提供手数料の額は、入学志願者1人につき320円とする。

別　紙

○　文部省令第23号

国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第13条の規定に基づき、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成3年6月1日

文部大臣　井上　　裕

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

区　　分		授業料	入学料	検定料
		年額　円	円	円
学部（夜間において授業を行う学部を除く。）		375,600	206,000	14,000
夜間において授業を行う学部		187,800	103,000	8,200
大学院の研究科		375,600	206,000	24,000
大学の専攻科	特殊教育特別専攻科	193,800	43,300	13,500
	その他の専攻科（乗船実習科を含む。）	375,600	123,600	15,000
大学の別科	音楽別科	375,600	61,800	8,000
	養護教諭特別別科	193,800	43,300	6,800
	その他の別科	274,800	61,800	8,000
筑波大学理療科教員養成施設		36,000	12,000	5,000
短期大学の学科（夜間において授業を行う学科を除き、専攻科を含む。）		274,800	123,600	15,000
短期大学の夜間において授業を行う学科（専攻科を含む。）		187,800	103,000	15,000
高等専門学校		165,600	61,800	13,500

高等学校（専攻科を含む。）	88,800	41,200	8,000
盲学校及び聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部	4,800	2,000	2,500
盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部	3,600	1,200	——
幼稚園	56,400	23,700	1,300

第2条第2項中「2,000円」を「2,500円」に、「1,000円」を「1,300円」に、「11,000円」を「11,500円」に、「6,600円」を「6,900円」に改め、同条第3項中「12,000円」を「13,000円」に、「8,000円」を「8,500円」に改め、同条第4項の表小学校の項中「2,500」を「2,700」に改め、同表中学校の項中「3,800」を「4,100」に改め、同条第5項の表高等学校（専攻科を含む。）の項中「1,200」を「1,500」に、「6,200」を「6,500」に改め、同表幼稚園の項中「500」を「600」に改め、同表小学校の項中「700」を「800」に、「1,800」を「1,900」に改め、同表中学校の項中「900」を「1,000」に、「2,900」を「3,100」に改め、同条第7項中「22,000円」を「24,000円」に、「14,000円」を「15,000円」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　平成3年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(2) 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

文高学第109号
平成3年6月20日

各国立学校長
各大学共同利用機関長　殿
大学入試センター所長

文部事務次官
國分正明

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令の制定等について（通達）

平成3年6月20日文部省令第35号をもって、別紙のとおり、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令が公布されました。その内容は下記1から3のとおりです。

また、国立大学（国立短期大学を含む。）及び国立高等専門学校における研究生、聴講生等に係る入学料に関する改正後の国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号。下記3及び4において「令」という。）第12条の規定に基づく文部大臣の承認については、今後下記4により取り扱うこととしますので、事務処理上遺漏のないよう願います。

なお、この通達に規定するもののほかは、従前のとおりですので、念のため申し添えます。

記

1　国立学校において徴収する入学料の額を改定し、平成4年度の入学者から適用することとして、平成3年10月1日から施行すること。（第2条第1項及び附則第1項）

なお、平成3年10月1日以後において平成3年度の入学者の入学を許可するときに徴収する入学料の額についても改定し、平成3年10月1日から施行すること。（附則第1項及び第2項）

2　国立学校において徴収する寄宿料の額を改定し、平成3年10月1日から施行すること。（第11条第1項、第2項及び第3項並びに附則第1項）

3　令に基づいて授業料その他の費用を徴収する機関に、大学共同利用機関及び学位授与機構を加え、

平成3年7月1日から施行すること。（題名、第1条、第2条第1項及び第12条並びに附則第1項ただし書及び附則第3項）

4　国立大学（国立短期大学を含む。）及び国立高等専門学校における研究生、聴講生等の平成4年度以後の入学者に係る入学料の額について、国立学校の長が、学則その他の規則で次の表のとおり定めるときは、令第12条の規定に基づく文部大臣の承認があったものとして取り扱うこととすること。

区　　分	入学料
大学の研究生・専攻生	69，000円
大学の選科生・聴講生	23，000円
臨時教員養成課程	12，000円
高等専門学校の研究生	20，600円
高等専門学校の聴講生	6，900円

ただし、平成3年10月1日以後において平成3年度の入学者の入学を許可するときに徴収する入学料の額は、次の表のとおりとする。

区　　分	入学料
大学の研究生・専攻生	60，000円
大学の選科生・聴講生	20，000円
臨時教員養成課程	11，000円
高等専門学校の研究生	18，000円
高等専門学校の聴講生	6，000円

5　留意事項

大学設置基準の一部を改正する省令（平成3年文部省令第24号）および短期大学設置基準の一部を改正する省令（平成3年文部省令第28号）が平成3年6月3日付けで公布され、同年7月1日から施行されることとなっているが、これに伴う留意事項は下記のとおりであること。

(1)　改正後の大学設置基準第26条において新たに昼夜開講制の実施について規定されたが、従前よりいわゆる夜間主コースを開設している学部等において当該夜間主コースについて徴収する授業料その他の費用の額は、従前のとおり、夜間において授業を行う学部において徴収する授業料その他の費用の額と同額とする。

(2)　改正後の大学設置基準第31条又は短期大学設置基準第17条の規定により、大学又は短期大

学は、当該大学又は当該短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者に対し単位を与えることができることとされたが、この場合において徴収する授業料その他の費用の額については、聴講生等に係る授業料その他の費用の額による。

別　紙

○　文部省令第 35 号

国立学校設置法（昭和 24 年法律第 150 号）第 13 条の規定に基づき、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 3 年 6 月 20 日

文部大臣　井上　　裕

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令

国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和 36 年文部省令第 9 号）の一部を次のように改正する。

題名中「国立の学校」を「国立学校」に改める。

第 1 条中「国立の学校（大学入試センターを含む。以下同じ。）」を「国立学校」に、「の定」を「の定め」に改める。

第 2 条第 1 項中「国立の学校」を「国立学校」に改め、同項の表を次のように改める。

区　　分		授　業　料	入　学　料	検　定　料
		年額　円	円	円
学部（夜間において授業を行う学部を除く。）		375,600	230,000	14,000
夜間において授業を行う学部		187,800	115,000	8,200
大学院の研究科		375,600	230,000	24,000
大学の専攻科	特殊教育特別専攻科	193,800	48,000	13,500
	その他の専攻科（乗船実習科を含む。）	375,600	138,000	15,000
大学の別科	音楽別科	375,600	69,000	8,000
	養護教諭特別別科	193,800	48,000	6,800
	その他の別科	274,800	69,000	8,000
筑波大学理療科教員養成施設		36,000	12,000	5,000
短期大学の学科（夜間において授業を行う学科を除き、専攻科を含む。）		274,800	138,000	15,000

短期大学の夜間において授業を行う学科（専攻科を含む。）	187,800	115,000	15,000
高等専門学校	165,600	69,000	13,500
高等学校（専攻科を含む。）	88,800	46,000	8,000
盲学校及び聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部	4,800	2,000	2,500
盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部	3,600	1,200	——
幼稚園	56,400	26,000	1,300

第11条第1項の表を次のように改める。

区　　分	収容定員一人当たり又は収容世帯一世帯当たりの建物（共有部分を含む。）の面積	寄　宿　料
居室が単身用の場合	18平方メートル以上20平方メートル未満	月額　円 2,700
	20平方メートル以上25平方メートル未満	3,000
	25平方メートル以上	3,700
居室が世帯用の場合	40平方メートル以上50平方メートル未満	8,400
	50平方メートル以上60平方メートル未満	10,600
	80平方メートル以上	12,700

第11条第2項中「720円」を「700円」に、「410円」を「400円」に改める。

第11条第3項中「720円」を「700円」に、「610円」を「600円」に改める。

第12条中「国立の学校」を「国立学校」に、「その学校」を「その国立学校」に改める。

附　則

1　この省令は、平成3年10月1日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定、第2条第1項の改正規定中「国立の学校」を「国立学校」に改める部分、第12条の改正規定及び附則第3項の規定は、平成3年7月1日から施行する。

2　平成3年10月1日以後において平成3年度の入学者の入学を許可するときに徴収する入学料の額は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区　　分		入　学　料
		円
学部（夜間において授業を行う学部を除く。）		200,000
夜間において授業を行う学部		100,000
大学院の研究科		200,000
大学の専攻科	特殊教育特別専攻科	42,000
	その他の専攻科（乗船実習科を含む。）	120,000
大学の別科	音楽別科	60,000
	養護教諭特別別科	42,000
	その他の別科	60,000
筑波大学理療科教員養成施設		12,000
短期大学の学科（夜間において授業を行う学科を除き、専攻科を含む。）		120,000
短期大学の夜間において授業を行う学科（専攻科を含む。）		100,000
高等専門学校		60,000
高等学校（専攻科を含む。）		40,000
盲学校及び聾学校の高等部（専攻科を含む。）並びに養護学校の高等部		2,000
盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部		1,200
幼稚園		23,000

3　国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）の一部を次のように改正する。

第51条中「国立の学校」を「国立学校」に改める。

⑶　学校教育法施行規則等の一部を改正する省令及び在外教育施設の認定等に関する規程

文教海第155号
平成3年11月14日

各国公私立大学長
放送大学長
大学入試センター所長　殿
各都道府県教育委員会
各都道府県知事

文部事務次官
國分正明

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令及び在外教育施設の認定等に関する規程の施行について（通知）

このたび、別添1及び2のとおり、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」（平成3年文部省令第45号。以下「改正省令」という。）及び「在外教育施設の認定等に関する規程」（平成3年文部省告示第114号。以下「認定規程」という。）が平成3年11月14日に公布され、同日から施行されることとなりました。

改正省令及び認定規程の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知の上、事務処理上遺漏のないようお取り計らいください。

なお、都道府県教育委員会にあっては、その所管の学校及び管下の市町村教育委員会に対して、都道府県知事及び国立大学長にあっては、その管下の学校に対して、この趣旨を徹底されるようお願いします。

記

第1　在外教育施設文部大臣指定制度の改善の趣旨

今回の関係省令の改正及び認定規程の制定は、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設において国際化に対応した教育を一層推進するとともに、その適切な運営と教育水準の維持向上を図る等の趣旨から、従前の在外教育施設文部大臣指定制度を在外教育施設文部大臣認定制度に改善することとしたものであること。

第2　改正省令の趣旨及び概要

Ⅰ　改正の趣旨

今回の改正は、文部大臣が認定した在外教育施設（以下「認定在外教育施設」という。）における教育活動については、原則として我が国の教育課程の基準によりつつ、海外に所在する教育施設としての特色を十分に生かした教育課程を編成し、それぞれの地域にふさわしい創意と工夫をこらした教育活動を展開できることを明確にするとともに、認定在外教育施設の生徒又は教職員について、小学校、中学校又は高等学校（以下「小学校等」という。）の生徒又は教職員と同様の取扱いを認める措置を拡大することとしたものであること。

Ⅱ　改正の概要

1　学校教育法施行規則の一部改正関係

⑴　校長及び教頭の資格

校長及び教頭の基礎資格として5年以上在職することが要件とされる「教育に関する職」に、認定在外教育施設における学校教育法施行規則第8条第1号から第3号までに掲げる者に準ずるものの職を加えたこと（第8条、第10条関係）。

⑵　高等学校又は大学の入学資格

ア　従前の文部大臣の在外教育施設指定の要件は、当該在外教育施設の有する課程が中学校又は高等学校の課程に「相当」するものであることとされていたが、文部大臣の在外教育施設認定の要件は，当該在外教育施設の課程が中学校又は高等学校の課程と「同等」であるものとしたこと（第63条第2号及び第69条第2号関係）。

イ　文部大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者について、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者としたこと（第63条第2号関係）。

ウ　文部大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下2において「高等部」という。）の当該課程を修了した者について、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者としたこと（第69条第2

号関係)。

エ　改正前の学校教育法施行規則第63条第2号又は第69条第2号の規定により指定されていた在外教育施設の当該課程を修了した者（当該在外教育施設が、認定在外教育施設となった後に、当該在外教育施設の当該課程を修了した者を除く。）については、従前どおり、高等学校又は大学入学に関し、中学校又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者としたこと（改正省令附則第2項関係)。

2　大学入学資格検定規程の一部改正関係

高等部において大学入学資格検定規程別表第一第三欄に定める科目に相当する科目を修得した者に対しては、その願い出により、当該受検科目についての資格検定を免除することとしたこと（第5条関係)。

3　学校図書館司書教諭講習規程の一部改正関係

認定在外教育施設において一定の期間良好な成績で司書教諭に相当する職務に従事した者については、学校図書館司書教諭講習規程附則第5項中の表の中欄に掲げる講習の科目について、下欄に掲げる数の単位を修得したものとすることができることとしたこと（附則第6項関係)。

4　教育職員免許法施行規則の一部改正関係

教育職員免許法第6条別表第三に規定する「文部省令で定める学校以外の教育施設」に認定在外教育施設を加え、認定在外教育施設において雇用されて教育に従事した者は、小学校等の教員に相当するものとし、その勤務成績についての実務証明責任者を文部大臣としたこと（第67条関係)。

なお、日本人学校に派遣されている国立、公立又は私立の義務教育諸学校の教員については、認定在外教育施設において教育に従事した期間に係る実務証明責任者は、従前の例によること。

III　留意すべき事項

1　小学校等から認定在外教育施設に入学した児童生徒に対し適切な教育が実施できるようにするため、当該児童生徒が在学していた小学校等の校長は、次の書類を入学先の認定在外教育施

設の校長に送付するよう努めること。

ア　指導要録の写し（当該小学校等に転学してきた児童生徒については、転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び児童生徒が当該小学校等に進学する前に在学した幼稚園又は小学校等から送付を受けた指導要録の抄本又は写し

イ　健康診断票及び歯の検査票の写し

2　小学校等の校長は、認定在外教育施設から当該小学校等に入学してきた児童生徒があった場合は、当該児童生徒が入学してきた旨及びその期日を、速やかに当該児童生徒が当該小学校等に入学する前に在学していた認定在外教育施設の校長に連絡するよう努めること。

第3　認定規程関係

I　認定規程の趣旨

認定規程は、新しい在外教育施設文部大臣認定制度に係る認定の基準、運営の基準及び認定の手続等を明確にするために制定したものであること。

II　認定規程の概要

認定規程においては、設置者、教育課程及び教職員等の在外教育施設を認定する場合の基準、財務計算に関する書類及び表簿等の認定在外教育施設の運営の基準並びに認定の申請等の手続を定めたこと。

III　留意すべき事項

認定規程第5条第2号に規定する在外教育施設の設置者が、認定規程第17条又は第21条の規定により、文部大臣に認定の申請又は認定取消しの申請を行う場合にあっては、当該在外教育施設の設置運営に関与している学校法人（所轄庁が都道府県知事であるものに限る。）は、その申請書の写しを当該所轄庁に提出するよう別途定めることとしていること。

別添 1

○　文部省令第 45 号

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 8 条、第 47 条及び第 56 条第 1 項、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 6 条別表第 3 備考第 3 号並びに学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 3 年 11 月 14 日

文部大臣　　鳩山　邦夫

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第 1 条　学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 6 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6)　海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（以下「在外教育施設」という。）で、文部大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける第 1 号から第 3 号までに掲げる者に準ずるものの職

第 8 条第 7 号中「外国の学校」を「前号に規定する職のほか、外国の学校」に改める。

第 63 条第 2 号を次のように改める。

(2)　文部大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

第 69 条第 2 号を次のように改める。

(2)　文部大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（大学入学資格検定規程の一部改正）

第 2 条　大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3　第 1 項の規程は、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものの当該課程において各受検科目に相当する科目を修得した者について準用する。

（学校図書館司書教諭講習規程の一部改正）

第 3 条　学校図書館司書教諭講習規程（昭和 29 年文部省令第 21 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6　前項の規定は、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの（以下この項において「認定在外教育施設」という。）について準用する。この場合において、同項の表の上欄中「昭和 24 年 4 月 1 日以降、学校」とあるのは「認定在外教育施設」と読み替えるものとする。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第 4 条　教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 67 条中「教育に従事した者」の下に「（免許法第 6 条別表第 3 備考第 2 号の規定により実務に関する証明を受けることのできる者を除く。）」を加え、同条の表中

「

児童福祉法（昭和22年法律第164号）による教護院で、その教科について、同法の改正前の第 48 条の規定により昭和 26 年 6 月 5 日までに文部大臣の承認を受けたもの及び同法第 48 条の規定により文部大臣の勧告に従ったもの	授業を担当した課程に応じ、小学校又は中学校	国立のものにあっては厚生大臣 公立及び私立のものにあっては都道府県知事

」を

「

児童福祉法（昭和22年法律第164号）による教護院で、その教科について、同法の改正前の第 48 条の規定により昭和 26 年 6 月 5 日までに文部大臣の承認を受けたもの及び同法第 48 条の規定により文部大臣の勧告に従ったもの	授業を担当した課程に応じ、小学校又は中学校	国立のものにあっては厚生大臣 公立及び私立のものにあっては都道府県知事
海外に在留する邦人のための在外教育施設で、文部大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの	授業を担当した課程に応じ、小学校、中学校又は高等学校	文部大臣

」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　第 1 条の規定による改正前の学校教育法施行規則第 63 条第 2 号又は第 69 条第 2 号の規定により指定されていた在外教育施設（以下この項において「施設」という。）の当該課程を修了した者

（当該施設が第１条の規定による改正後の学校教育法施行規則第63条第２号又は第69条第２号の規定により認定された場合において、当該施設の当該課程を認定後に修了した者を除く。）は、それぞれ第１条の規定による改正後の学校教育法施行規則第63条第２号又は第69条第２号に掲げる者とみなす。

別添２

○　文部省告示第114号

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第８条第６号、第63条第２号及び第69条第２号、大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）第５条第３項、学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）附則第６項並びに教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第67条の規定に基づき、在外教育施設の認定等に関する規程を次のように定める。

平成３年11月14日

文部大臣　　鳩山　邦夫

在外教育施設の認定等に関する規程

目次

第１章　認定の基準（第１条－第12条）
第２章　運営の基準（第13条－第16条）
第３章　認定の手続等（第17条－第22条）
附則

第１章　認定の基準

（認定）

第１条　文部大臣は、在外教育施設の設置者（在外教育施設を設置しようとする者を含む。以下同じ。）の申請に基づき、当該在外教育施設が小学校、中学校又は高等学校（以下「小学校等」という。）の課程と同等の課程を有する旨の認定を行うことができる。

（認定の基準）

第２条　前条の認定の基準については、この章の定めるところによる。

（名称）

第３条　第１条の認定を受けようとする在外教育施設（以下「申請施設」という。）の名称は、在外教育施設として適当なものでなければならない。

（位置）

第４条　申請施設の位置は、教育上適切な環境に定めなければならない。

（設置者）

第５条　申請施設の設置者は、次の各号の一に該当する団体で文部大臣が適当と認めるものでなければならない。

(1)　海外に在留する邦人が当該邦人の福利の増進を主たる目的として組織した団体

(2)　在外教育施設の設置を目的として申請施設の所在国の法令等に基づき設立される法人その他の団体で、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が当該申請施設の設置運営について関与しているもの

(3)　前2号に準ずる団体

第6条　前条第1号に規定する申請施設の設置者には、その設置する申請施設の適正な管理運営を行うため、学校運営委員会その他これに相当するもの（以下この条において「学校運営委員会等」という。）を置かなければならない。

2　学校運営委員会等には、役員として、委員長1人、委員4人以上及び監事1人以上を置かなければならない。

3　前条第2号又は第3号に規定する申請施設の設置者には、役員として、理事長1人、理事4人以上及び監事1人以上を置かなければならない。

（学則）

第7条　申請施設の設置者は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条第1項各号に掲げる事項に準じた内容を記載した学則を制定しなければならない。

（修業年限）

第8条　申請施設の有する小学校等の課程と同等の課程の修業年限は、それぞれ、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条、第37条又は第46条に規定する修業年限に相当するものでなければならない。

（教育課程）

第9条　申請施設の教育課程については、学校教育法及び学校教育法施行規則並びに小学校学習指導要領、中学校学習指導要領又は高等学校学習指導要領の定めるところによらなければならない。ただし、地域社会、当該申請施設又は当該申請施設に在学する児童生徒の実態等から特に必要があり、かつ、小学校等と同等の教育水準が確保できると認められる場合には、その一部について特別の教育課程によることができる。

（学級編制）

第10条　申請施設の学級は、学校教育法施行規則第19条に定めるところに準じて編制しなければならない。この場合、1学級の児童の数又は生徒の数は、40人を標準とする。

（教職員）

第11条　申請施設には、学校教育法第28条第1項に定めるところに準じて、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員（以下「教職員」という。）を置かなければならない。ただし、特別の事情のある場合には、教頭又は事務職員を置かないことができる。

2　申請施設には、前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3　申請施設の校長は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下この条において「免許法」という。）による教諭の普通免許状（高等学校の課程と同等の課程のみを有する申請施設の校長にあっては、教諭の専修免許状又は一種免許状）を有し、かつ、5年以上学校教育法施行規則第8条各号に掲げる教育に関する職（以下この条において「教育に関する職」という。）にあった者でなければならない。ただし、前段の規定により難い特別の事情のある場合には、5年以上教育に関する職又は教育、学術に関する業務に従事し、かつ、教育に関し高い見識を有する者を校長とすることができる。

4　申請施設の教頭は、免許法による小学校等の教諭の普通免許状を有し、かつ、5年以上教育に関する職にあった者でなければならない。

5　申請施設の教諭は、免許法による小学校等の教諭の普通免許状を有する者でなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合には、教諭の一部につき、免許法第18条に規定する外国において授与された教育職員に関する免許状を有する者その他教科に関して専門的な知識、技能を有する者を充てることができる。

6　申請施設の養護教諭は、免許法による養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。

（施設・設備）

第12条　申請施設の校地、校舎等の施設及び設備は、学校教育法施行規則第1条第1項に定めるところに準じて設けなければならない。

2　申請施設の校舎床面積は、児童又は生徒1人当たり10平方メートルを標準とする。

第2章　運営の基準

（運営の基準）

第13条　第1条の認定を受けた在外教育施設（以下「認定施設」という。）の運営の基準については、この章の定めるところによる。

（財務計算に関する書類）

第14条　認定施設の設置者は、当該施設の管理運営に必要な収支計算書その他の財務計算に関する書

類を作成し、これを備えなければならない。

（表簿）

第15条　認定施設においては、学校教育法施行規則第15条第１項各号に掲げる表簿に準じた書類を備えなければならない。

（健康診断）

第16条　認定施設においては、学校保健法（昭和33年法律第56号）第６条及び第７条に定めるところに準じて、当該認定施設に在学する児童生徒の健康診断を行わなければならない。ただし、所在国の状況その他により特別の事情があると認められる場合には、この限りでない。

２　認定施設の設置者は、学校保健法第８条及び第９条に定めるところに準じて、教職員の健康診断を行わなければならない。ただし、所在国の状況その他により特別の事情があると認められる場合には、この限りでない。

第３章　認定の手続等

（認定の申請）

第17条　第１条の認定を受けようとする者は、申請施設の設置者の名称、住所、代表者の氏名及び申請施設の名称を記載した申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、文部大臣に申請しなければならない。

⑴　申請施設の概要を記載した書類

⑵　設立趣意書

⑶　第７条に規定する学則

⑷　第11条第１項に規定する校長、教頭、教諭及び養護教諭の氏名、経歴の概要等を記載した書類

⑸　校具及び教具の明細表

⑹　申請施設の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図

⑺　申請施設及び設置者の所在国における法的地位等を証する書類

⑻　設置者の寄附行為若しくは定款又はこれらに類する規約

⑼　第６条に規定する役員の名簿及び履歴書

⑽　第６条に規定する役員に関する規定

⑾　資産及び会計に関する規定

⑿　収支予算書

⒀　入学者選抜実施要項及び入学案内等の申請施設の概要を示した書類又はこれに準ずるもの

⒁　その他文部大臣が定める書類

２　前項の規定による申請は、申請施設の認定を受けようとする年の前年の５月31日までに行わなければならない。

３　文部大臣は、前項の申請があった場合には、当該申請施設の認定を受けようとする年の前年の12月31日までに当該申請施設を認定するかどうかを決定し、当該申請施設の設置者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

（変更の承認等）

第18条　認定施設の設置者は、名称、位置、設置者又は第７条に規定する学則（学校教育法施行規則第４条第１項第２号、第３号（授業日時数に関する事項を除く。）又は第５号に掲げる事項に準じたものに係る部分に限る。）を変更しようとする場合には、その変更の内容、理由及び時期を記載した書類を文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

２　認定施設の設置者は、校地、校舎、運動場その他直接教育の用に供する土地建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとする場合には、あらかじめ、文部大臣に届け出なければならない。

３　認定施設の設置者は、第６条に規定する役員若しくは第11条第１項に規定する校長若しくは教頭に変更があった場合又は授業料若しくは入学料の改定があった場合には、遅滞なく、文部大臣に届け出なければならない。

（報告書の提出等）

第19条　認定施設の設置者は、毎年６月15日までに、当該認定施設の運営等に関する報告書を文部大臣に提出しなければならない。

２　認定施設の設置者は、認定に関し文部大臣から必要な資料の提出を求められた場合には、当該資料を提出しなければならない。

（認定の取消し）

第20条　文部大臣は、認定施設が次の各号のいずれかに該当するときは、第１条の認定を取り消すことができる。

⑴　認定施設が第１章に規定する認定の基準又は第２章に規定する運営の基準に適合しなくなったとき。

(2)　第18条第1項の規定により文部大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

(3)　前条第1項に規定する報告書又は同条第2項の規定により提出しなければならない資料の提出を怠ったとき。

第21条　認定施設の設置者は、当該認定施設について、認定の取消しを受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)　認定の取消しを受けようとする理由

(2)　認定の取消しを受けようとする予定時期

(3)　在学している児童生徒があるときは、その取扱い

(認定等の告示)

第22条　文部大臣は、第1条の認定をしたときは、認定施設の名称、位置、設置者その他必要な事項を官報で告示する。これらの事項の変更について承認したときも、同様とする。

2　文部大臣は、前2条の規定により認定を取り消したときは、その旨を官報で告示する。

附　則

1　この規程は、平成3年11月14日から実施する。

2　申請施設及び認定施設の有する高等学校の課程と同等の課程の1学級の生徒の数は、第10条の規定にかかわらず、当分の間、45人を標準とする。

3　申請施設及び認定施設には、第11条の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭を置かないことができる。

4　平成3年に第1条の認定を受けようとする者については、第17条第2項中「申請施設の認定を受けようとする年の前年の5月31日」とあるのは「平成3年12月1日」と、同条第3項中「当該申請施設の認定を受けようとする年の前年の12月31日」とあるのは「平成3年12月31日」と、平成4年に第1条の認定を受けようとする者については、第17条第2項中「申請施設の認定を受けようとする年の前年の5月31日」とあるのは「平成4年5月31日」と、同条第3項中「当該申請施設の認定を受けようとする年の前年の12月31日」とあるのは「平成4年12月31日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

5　実　施　要　項　等

(1)　平成4年度大学入試センター試験実施要項

(2)　平成4年度大学入試センター試験受験案内（抄）

(3)　平成4年度大学入試センター試験受験案内（別冊）（抄）

(4)　平成4年度大学入試センター試験志願票

(5)　平成4年度大学入試センター試験受験票（3教科以上受験者用）

(6)　平成4年度大学入試センター試験受験票（2教科以下受験者用）

(7)　平成4年度大学入試センター試験受験上の注意（一般受験者用）

(8)　平成4年度大学入試センター試験受験上の注意（点字問題受験者用）

(9)　平成4年度大学入試センター試験受験上の注意（試験時間延長(1.3倍)受験者用）

(10)　平成4年度大学入試センター試験受験上の注意（身体に障害のある受験者用）

(11)　平成4年度大学入試センター試験の試験場・試験室の設定について

(12)　平成4年度大学入試センター試験における各地区の追試験実施大学について

(13)　平成4年度大学入試センター試験の試験場・試験室の割当てについて

(14)　平成4年度大学入試センター試験試験場一覧

(15)　平成4年度大学入学者選抜実施要項について（文部省）

(1)　平成４年度大学入試センター試験実施要項

平成４年度大学入学者選抜
大学入試センター試験実施要項

〔平成３年６月１日入試セ事一第18号
大学入試センター所長通知〕

「平成４年度大学入学者選抜実施要項」（平成３年５月28日付け文高大第178号文部省高等教育局長通知）の第10に基づく、大学入試センター試験の実施については、次に定めるところによるものとする。

1　実施の趣旨等

(1)　大学入試センター試験は、大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、国公私立の大学（短期大学を除く。以下同じ。）が、それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために実施するものとする。

(2)　大学入試センター試験は、この試験を利用する大学（以下「各大学」という。）が大学入試センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施する。

2　実施に当たっての業務分担等

(1)　大学入試センター試験の実施に当たっての業務は、大学入試センターと各大学（大学の一部の学部等が利用する大学を含む。以下同じ。）が次のとおり分担し、それぞれ責任をもって実施するものとする。

ア　大学入試センター

試験問題等の作成・印刷及び輸送、受験案内等の作成、出願の受付、受験票等の交付、監督要領等の作成、試験場の指定、答案の採点・集計、試験成績その他資料の各大学への提供、その他関連する業務

イ　各大学

受験案内の配付、試験場の設定、試験監督者等の選出、受領試験問題等の保管・管理、試験の実施、答案の整理・返送、試験成績の請求、その他関連する業務

(2)　各大学は、大学入試センターと協力して、原則として各都道府県ごとに、各大学の入学者選抜の実施責任者等による連絡会議を組織し、試験場の設定等試験実施上の具体的取扱いについて協議するものとする。なお、連絡会議を組織するに当たっては、この会議の取りまとめや当該地域内の各大学間の連絡、調整等を行う世話大学を置き、大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。

3　出題教科・科目等

(1)　大学入試センター試験の出題は、高等学校学習指導要領に準拠して行う。

(2)　大学入試センター試験の出題教科・科目等は、別表のとおりとする。

(3)　大学入試センター試験は、主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し、解答はマーク方式によるものとする。

4　受験案内の配付

大学入試センターは、出願の具体的手続、大学入試センター試験の実施に関する細目等を記載した受験案内を作成し、各大学は、これを希望者に平成３年９月２日(月)から配付する。

5　出願資格

大学入試センター試験に出願することができる者は、各大学へ入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)であって、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

(1)　高等学校を卒業した者及び平成４年３月卒業見込みの者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成４年３月修了見込みの者

(3)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成４年３月31日までにこれに該当する見込みの者

6　出　願

大学入試センター試験の出願は、次によるものとする。

(1)　出願の期間は、平成３年10月14日(月)から25日(金)までとする。

(2)　出願の方法は、次のとおりとする。

ア　高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)を平成４年３月卒業見込みの者は、出願に必要な書類を取りそろえ、検定料（３教科以上受験の場合は13,000円、２教科以下受験の場合は8,500円）を受験案内に定める手続により納付し、その納付書・領収証書を添えて、在学する高等学校長を経由して、大学入試センターに郵送により提出する。

イ　平成４年３月卒業見込みの者以外の者（高等学校を卒業した者、大学入学資格検定合格者等）は、出願に必要な書類（出願資格を証明する書類を含む。)を取りそろえ、検定料（３教科以上受験の場合は13,000円、２教科以下受験の場合は8,500円）を受験案内に定める手続により納付し、その納付書・領収証書を添えて、直接、大学入試センターに郵送により提出する。

7　受験票等の交付

大学入試センターは、出願を受理した入学志願者に対し、志願票記入事項についての照会確認を求めた後、受験番号、試験場等を記載した受験票及び志願する各大学に提出するための大学入試センター試験成績請求票等を、平成３年12月中旬までに交付する。

8　試験場の指定

(1)　大学入試センター試験の試験場は、原則として都道府県を単位とする試験地区を設け、この試験地区（受験案内で定める地区をいう。以下同じ。)内に所在する各大学が、当該試験地区内の入学志願者を収容できるよう、設定するものとする。

(2)　大学入試センターは、入学志願者に対し、原則として次により試験場を指定する。

ア　高等学校を平成４年３月卒業見込みの者（通信制の課程によるものを除く。)については、在学する高等学校が所在する試験地区内の各大学が設定する試験場

イ　高等学校を卒業した者、高等学校の通信制の課程を卒業見込みの者、大学入学資格検定合格者等については、居住する試験地区内の各大学が設定する試験場

9　試験実施期日等

(1)　大学入試センター試験は、平成４年１月11日(土)、12日(日)の２日間にわたり実施する。

(2)　大学入試センター試験の時間割は、次のとおりとする。

試験日	教科・科目		試験時間
第１日	外国語	「英語Ⅰ・英語Ⅱ」、「ドイツ語」、「フランス語」	10:00～11:20
	数学(A)	「数学Ⅰ」	12:50～13:50
	数学(B)	「数学Ⅱ」、「工業数理」、「簿記会計Ⅰ・簿記会計Ⅱ」	14:40～15:40
	理科(A)	「物理」、「地学」	16:30～17:30
第２日	理科(B)	「化学」、「理科Ⅰ」	10:00～11:00
	国語	「国語Ⅰ・国語Ⅱ」	12:30～13:50
	社会	「倫理、政治・経済」、「日本史」、「世界史」、「地理」、「現代社会」	14:40～15:40
	理科(C)	「生物」	16:30～17:30

(3)　疾病、負傷等やむを得ない事情により、大学入試センター試験を受験できない入学志願者を対象として、全国２か所で追試験を実施する。

実施期日は、平成４年１月18日(土)、19日(日)とする。

(4)　追試験の受験者については、所定の基準により、各大学において具体的事由を審査し、許可するものとする。

10　再試験の実施

(1)　雪・地震等による災害その他特別の事情により、大学入試センター試験が９の(1)に定める期日に実施できず又は完了しなかった場合には、実施できなかった試験分について再試験を実施する。

(2) 再試験の実施期日は、平成４年１月18日(土)、19日(日)とし、当日の実施が不可能な場合は、この期日より後にできるだけ速やかに実施する。

(3) 再試験を10の(2)に定める期日より後に実施する必要が生じた場合には、追試験も再試験と同一の期日に実施する。

11 成績の取扱い

大学入試センター試験の実施結果により各受験者の素点を調整すること（以下「得点調整」という。)は、原則として行わない。

ただし、大学入試センター試験の本試験において、「社会」と「理科」の各選択科目間（「現代社会」及び「理科Ｉ」を除く。）に極端な素点の差（平均点で30点程度の差を目安とする。）が生じ、これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には、得点調整の措置を行うことがある。

12 資料の発表等

(1) 大学入試センターは、大学入試センター試験の試験問題、正解・配点を試験実施後速やかに発表する。

(2) 大学入試センター試験に係る平均点、最高点、最低点、標準偏差等の統計数値は、各大学への成績提供開始直後に発表する。

13 成績の請求及び提供等

(1) 各大学は、当該大学の入学志願者から提出された大学入試センター試験成績請求票に基づき、入学志願者の大学入試センター試験の成績を、大学入試センターに請求するものとする。

(2) 大学入試センターは、各大学からの請求に基づき、当該大学が入学者選抜に利用すると指定した教科・科目のうち当該大学の入学志願者が受験しているすべての教科・科目の試験成績を、速やかに提供するものとする。

(3) 大学入試センターが、各大学に提供する成績等の内容は、①個人別の科目別得点（国語において特定の分野の利用を指定した大学については、分野別得点を含む。）及びその合計点、②大学入試センター試験の科目別の平均点、標準偏差等とする。

(4) 大学入試センター試験の受験者の個人別成績は、上記(1)、(2)により、各大学に対してのみ提供することとし、その他に対しては提供しないものとする。

(5) 各大学への大学入試センター試験の成績提供は、平成４年１月31日(金)から行うものとする。

(6) 各大学（国立大学を除く。)は、大学入試センターから大学入試センター試験の成績の提供を受けるに当たっては、入学志願者１人１回につき、320円の成績提供手数料を、大学入試センターへ納入するものとする。

(7) 各大学は、提供された大学入試センター試験の個人別成績は、公表されないものであることに留意し、その保管・管理等に十分配慮するものとする。

14 身体に障害のある入学志願者に対する試験実施上の配慮

大学入試センター試験の実施に当たっては、身体に障害のある入学志願者に対し、障害の種類・程度に応じ、出題、解答の方法、試験場の整備等、特別の配慮を行う。

この場合、盲者の入学志願者に対しては、点字による出題、試験時間の延長、特定試験場の設定等の措置をとることとし、その他の身体に障害のある入学志願者に対しては、必要に応じ拡大文字による出題、試験時間の延長、マーク方式によらない文字又はチェックによる解答、手話通訳者、介助者の付与、特定試験場の設定等の措置をとることとする。

15 試験の実施経費

(1) 大学入試センターは、大学入試センター試験の実施に当たっての業務分担に基づき、予算の範囲内において、各大学が担当する業務に係る経費を負担する。

(2) 公立大学及び私立大学に係る試験の実施経費は、大学入試センターとの間で所要の取り決めを行い、支出するものとする。

16 その他

前各項に定めるもののほか、大学入試センター試験の実施に関する細目のうち、一括して処理することが適当と認められるものについては、大学入試センターが別に定める。

〔別表〕

平成４年度大学入試センター試験出題教科・科目等

教科	グループ	出題科目	試験時間（配点）	出題方法等	科目選択の方法等
国語		『「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」』	80分（200点）	「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」の範囲の近代以降の文章、古典（古文、漢文）を出題する。	
社会		『「倫理」・「政治・経済」』 「日本史」 「世界史」 「地理」 「現代社会」	60分（100点）		左記出題科目の５科目のうちから１科目を選択し、解答する。
数学	A	「数学Ⅰ」	60分（100点）		
	B	「数学Ⅱ」 「工業数理」 『「簿記会計Ⅰ」・「簿記会計Ⅱ」』	60分（100点）	「数学Ⅱ」の電子計算機と流れ図は、出題範囲から除く。 「数学Ⅱ」については、「数学Ⅱ」を履修した者並びに「代数・幾何」、「基礎解析」及び「確率・統計」のうち２科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。 「簿記会計Ⅱ」は、前半の内容（①特殊な取引の記帳、②帳簿組織、③株式会社の記帳）を出題範囲とする。	左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し、解答する。 ただし、科目選択に当たり、「数学Ⅱ」のほか「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子の配付を希望する場合は、大学入試センター試験の出願時に申告する。
理科	A	「物理」 「地学」	60分（100点）	「物理」、「地学」の出題には、「理科Ⅰ」に含まれるそれぞれの関連内容を含む。	左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し、解答する。
	B	「化学」 「理科Ⅰ」	60分（100点）	「化学」の出題には、「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。	左記出題科目の２科目のうちから１科目を選択し、解答する。
	C	「生物」	60分（100点）	「生物」の出題には、「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。	
外国語		『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』 「ドイツ語」 「フランス語」	80分（200点）		左記出題科目の３科目のうちから１科目を選択し、解答する。 ただし、科目選択に当たり、「英語」のほか「ドイツ語」又は「フランス語」の問題冊子の配付を希望する場合は、大学入試センター試験の出願時に申告する。

備　考　「平成４年度大学入試センター試験実施要項」の13の(3)にいう国語の特定の分野は、出題方法等欄の「近代以降の文章（２問100点）、古典（古文（１問50点）、漢文（１問50点））」とする。

(2)　平成４年度大学入試センター試験受験案内（抄）

平成4年度大学入学者選抜

受験案内

大学入試センター試験

出願期間　平成３年10月14日(月)～10月25日(金)
試験期日　平成４年１月11日(土)・１月12日(日)

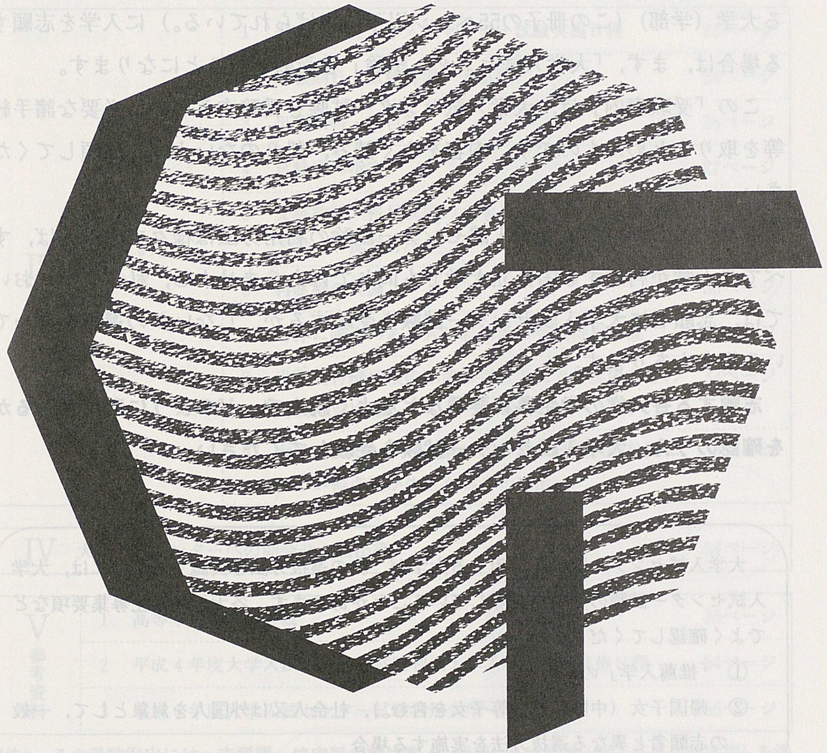

大学入試センター

この「受験案内」を手にされた皆さんへ

大学入試センター試験は，この試験を利用する国公私立大学が大学入試センターと協力して同一の期日に同一の試験問題により，共同して実施するものです。

この試験は，大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものです。その成績は，大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに役立てるために，それぞれの大学がその判断と創意工夫により適正な方法で利用しようとするものです。

入学者の選抜において「大学入試センター試験」を利用することになっている大学（学部）（この冊子の55ページ以下に掲げられている。）に入学を志願する場合は，まず，「大学入試センター試験」を受験することになります。

この「受験案内」は，大学入試センター試験を受験するために必要な諸手続等を取りまとめたものです。内容をよく読み，誤りのないよう，出願してください。

なお，各大学での，大学入試センター試験の利用方法は様々で，例えば，すべての大学が利用する国公立大学でも同じではありませんし，私立大学においては，志願者に大学入試センター試験を受験するか，しないかの選択を委ねている場合もあります。

志願する各大学の学生募集要項などをよく読んで，どのように利用されるかを確認のうえ，大学入試センター試験を受験してください。

大学入試センター試験を利用する大学が，次の選抜方法を実施する場合には，大学入試センター試験の受験を免除していることがあります。各大学の学生募集要項などでよく確認してください。

① 「推薦入学」の場合

② 帰国子女（中国引揚者等子女を含む。），社会人又は外国人を対象として，一般の志願者と異なる選抜方法を実施する場合

目　　次

I 志願票に記入する前に	1	出願の手順	2ページ
	2	出願資格と出願資格を証明する書類	3ページ
	3	検定料の納付方法	7ページ
	4	志願票の記入方法	10ページ
	5	出願期間と出願方法等	15ページ
II 志願票が受理されたら	1	確認はがき	17ページ
	2	受験票・写真票・成績請求票	18ページ
III あらかじめよく読んでおく	1	平成４年度大学入試センター試験実施日程	23ページ
	2	試験期日・試験時間・追試験	24ページ
	3	出題教科・科目等	25ページ
	4	試験場の指定	27ページ
	5	受験教科・科目成績の大学入試センター試験利用大学への提供方法	29ページ
	6	再試験の実施	30ページ
	7	身体に障害のある入学志願者の受験特別措置	31ページ
	8	出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置	32ページ
	9	大学入試センター試験において，各選択科目間に著しい得点差が生じた場合の取扱い	33ページ
IV 大学入試センターへの問合せ，届出等			34ページ
V 参考資料	1	高等学校等コード表	35ページ
	2	平成４年度大学入試センター試験利用大学入学者選抜実施日程	54ページ
	3	平成４年度大学入試センター試験利用大学一覧	55ページ

（注） この受験案内には，**志願票，検定料の納付書**（２種類）**及び封筒**（個人直接出願者用）**を添付してありますので**，確認してください。

1　出願の手順

志願票に記入する前に，まず，**出願の手順について確認し**，必要な手続きを行ってください。

〔掲載ページ〕

出願資格を証明する書類の入手　3～6ページ

↓

検定料の納付　7～9ページ

↓

志願票の作成　10～14ページ

↓

出願書類の提出　15～16ページ

2　出願資格と出願資格を証明する書類

(1)　**平成４年度大学入試センター試験に出願できる者は，大学入試センター試験を利用する大学に入学を志願する者であって，次のいずれかに該当する者です。**

① 高等学校を卒業した者及び平成４年３月卒業見込みの者

② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成４年３月修了見込みの者

③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成４年３月31日までにこれに該当する見込みの者

(2)　出願資格の内訳とその出願資格を証明する書類は，次のとおりです。証明書類は，志願票に添付して提出してください。

①　高等学校を卒業した者及び平成４年３月卒業見込みの者

ア　**高等学校等卒業見込者**　（通信制の課程を含む。）

（平成４年３月高等学校（盲学校，聾学校，養護学校の高等部を含む。）を卒業見込みの者）

証明書類	学校長から一括して証明されますので，志願者個人ごとには必要ありません。

イ　**高等学校卒業者**　（盲学校，聾学校，養護学校の高等部を含む。）

証明書類	卒業証明書	（出身高等学校長が発行するもの／いつ発行されたものでもよい）

②　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成４年３月修了見込みの者

○　高等専門学校第３学年修了者及び平成４年３月修了見込者

証明書類	高等専門学校第３学年を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（高等専門学校長が発行するもの）

③　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成４年３月31日までにこれに該当する見込みの者

ア　外国において，学校教育における12年の課程を修了した者及び平成４年３月31日までに修了見込みの者，又はこれらに準ずる者で文部大臣の指定したもの（大韓民国の「高等学校卒業学力検定考試」合格者，中国引揚者等子女で大学入学のための準備教育を修了したもの等が該当する。）（昭和56年文部省告示第153号）

〔注１〕５ページ参照

証明書類	外国において学校教育の12年の課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（出身学校長が発行するもの。Diplomaを複写（コピー）したものでもよい） 文部大臣の指定した者に該当するものは，当該国の検定に合格したことを証明する書類又は我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（当該施設又は検定試験実施機関の長が発行するもの）

イ　文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び平成４年３月31日までに修了見込みの者（立教英国学院，英国四天王寺学園，アルザス成城学園，英国暁星国際学園，東海大学附属デンマーク校，ブレーメン国際日本学園，帝京ロンドン学園，駿台アイルランド国際学校及びテネシー明治学院の各高等部がこれに該当する。）

証明書類	在外教育施設の高等学校の課程に相当する課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（立教英国学院，英国四天王寺学園，アルザス成城学園，英国暁星国際学園，東海大学附属デンマーク校，ブレーメン国際日本学園，帝京ロンドン学園，駿台アイルランド国際学校及びテネシー明治学院の学校長が発行するもの）

ウ　文部大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）　〔注２〕６ページ参照

証明書類	出身学校等を卒業又は修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類又はこれに準ずるもの（出身学校長が発行するもの） 国際バカロレア資格を取得した者は，国際バカロレア事務局から授与された国際バカロレア資格証書(International Baccalaureate Diploma）を複写（コピー）したもの

エ　大学入学資格検定に合格した者及び平成４年３月31日までに合格見込みの者で，平成４年３月31日までに18歳に達するもの

証明書類	(ｱ)　大学入学資格検定合格者 ・大学入学資格検定合格証書を複写（コピー）したもの又は合格証明書 （注）合格証明書は，文部省生涯学習局生涯学習振興課に請求し入手すること。
	(ｲ)　平成３年度大学入学資格検定に合格見込みの者 ・平成３年度大学入学資格検定受検票を複写（コピー）したもの
	(ｳ)　科目合格者の単位修得による平成３年度大学入学資格検定に合格見込みの者 大学入学資格検定で既に一部の科目に合格し，残りの受検科目に相当する科目について，在学している高等学校の定時制の課程又は通信制の課程で，平成４年３月31日までに修得する見込みの者がこれに該当する。 ・次の①と②の書類 ①　大学入学資格検定科目合格通知書を複写(コピー)したもの又は平成３年度大学入学資格検定受検票を複写（コピー）したもの ②　受検科目に相当する科目の単位修得見込み証明書 (注) 科目合格通知書は，文部省生涯学習局生涯学習振興課に，単位修得見込み証明書は，在学する高等学校長にそれぞれ請求し入手すること。

オ　その他大学において，相当の年齢に達し，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

証明書類	当該大学の学長が発行した認定書等〔注３〕６ページ参照

〔注１〕「文部大臣の指定したもの」は，次のとおりです。

○　外国において，学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で，平成４年３月31日までに18歳に達するもの（大韓民国の「高等学校卒業学力検定考試」等がこれに該当する。）

○　外国において，高等学校に対応する学校の課程を修了した者(これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者を含む。)で，表１に掲げる教育施設又は表２に掲げる施設において，我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程(表２については，同表の上欄及び中欄に掲げる施設における研修並びに同表の下欄に掲げる施設における我が国の大学に入学するに必要な教科に係る教育をもって編成される当該課程）を修了し，かつ，平成４年３月31日までに18歳に達するもの

表１

東京外国語大学外国語学部附属日本語学校
国際学友会日本語学校
関西国際学友会日本語学校
赴日留学生予備学校

表２

上欄	北海道中国帰国孤児定着促進センター，福島中国帰国孤児定着促進センター，中国帰国孤児定着促進センター，愛知中国帰国孤児定着促進センター，大阪中国帰国孤児定着促進センター，福岡中国帰国孤児定着促進センター
中欄	山形県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，長野県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，広島県，高知県，福岡県，長崎県，鹿児島県の各中国帰国者自立研修センター
下欄	埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，広島県，福岡県の各中国帰国者自立研修センター

〔注２〕「文部大臣の指定した者」の主なものは，次のとおりです。

○　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による小学校，中学校若しくは高等学校の教諭の普通免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）によりこれらの免許状を有するものとみなされた者（旧教員免許令（明治23年勅令第134号）に基づく旧実業学校教員検定に関する規程(大正11年文部省令第４号)による実習科目に関する限りの実業学校教員免許状を有する者を除く。）

○　スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で平成４年３月31日までに18歳に達するもの

○　専修学校高等課程の修業年限３年以上の課程で文部大臣が別に指定したものを文部大臣が定める日以後に修了した者及び平成４年３月修了見込みの者

○　運輸省組織令（昭和59年政令第175号）による海員学校の本科を卒業した者及び平成４年３月卒業見込みの者

〔注３〕　この認定による大学入試センター試験受験者は，出願資格を認定された大学以外の大学への出願は認められません。

出願資格及び出願資格を証明する書類について疑問がある場合は，出願する前になるべく早く大学入試センターに照会してください。　（照会先34ページ参照）

３　検定料の納付方法

(1)　大学入試センター試験では，**受験する教科数によって検定料の納付金額が異なります**ので，次表により十分確認して，間違いのないよう納付してください。

①　検定料の額	・**３教科以上　13,000円** ・**２教科以下　8,500円** （別記「教科・科目の数え方について」９ページ参照）
②　受験教科数別納付書の使用	・３教科以上を受験する場合は，納付金額 13,000円の「納付書・領収証書」（３枚１組）を使用すること。 ・２教科以下を受験する場合は，納付金額 8,500円の「納付書・領収証書」（３枚１組）を使用すること。
③　検定料「納付書・領収証書」の記入方法	現住所，**入学志願者の氏名**（漢字，フリガナ），高等学校等コード(35～53ページ参照)を黒又は青のボールペンで正確に記入すること。
④　納付場所	・銀行等（都市銀行，地方銀行，信託銀行，信用金庫等の日本銀行歳入代理店の窓口） ・郵便局（簡易郵便局を除く。８ページのエ参照）
⑤　納付期間	９月２日（月）から10月25日（金）まで できるだけ早い時期に納付し，出願の準備を整えること。
⑥「納付書・領収証書」の受け取り及び大学入試センターへの提出	・納付場所から「納付書・領収証書」（３枚１組中の１枚目）を受け取り，領収日付印を確認すること。 ・**「納付書・領収証書」を，志願票裏面の所定欄にはり付けて大学入試センターへ提出**すること。

(2)　検定料納付に当たっては，次の点に注意してください。

ア　検定料を父母等が払い込む場合でも，「納付書・領収証書」には，必ず入学志願者本人の氏名を記入すること。

誤って記入した場合（現住所，高等学校等コードを含む。）は，誤記入部分を二重線で消し，訂正すること。

イ　「納付書・領収証書」をはり付けた後に，志願票の記入の誤り等でやむを得ず新しい志願票に書き替えなければならない場合には，「納付書･領収証書」を志願票ごと切り取って，新しい志願票の裏面にはり付けること。**(検定料を二重に納付しないこと。)**

ウ　(ｱ)　検定料納付後，受け取った「納付書・領収証書」を紛失した場合は，大学入試センターに電話で連絡すること。　(連絡先34ページ参照)

(ｲ)　誤記入，未記入のまま提出してしまった場合は，「はがき」に次の事項を明記し，速達郵便で届け出ること。　(届出先34ページ参照)

①　誤記入，未記入の内容（正・誤がわかるように明記する）
②　氏名（フリガナ），現住所，連絡電話番号，高等学校等コード
③　「納付書・領収証書」が手元にある場合には，その納付書番号

エ　簡易郵便局とは，地方公共団体等が郵便局の窓口業務を代行しているもので，ここでは検定料の払い込み業務は取り扱っていない。

オ　**検定料を納付せずに出願した場合，受理しない。**

カ　**検定料は，出願を受理した後は，いかなる理由があっても返還しない。**

(注)　検定料を誤って二重に納付した場合，検定料を納付したが出願しなかった場合等は，検定料の返還請求ができるので，大学入試センターに検定料の「納付書・領収証書」を添付して申し出てください。

別　記

教科・科目の数え方について

(1)　大学入試センター試験の出題教科・科目は，25～26ページのとおりですが，**検定料との関係での教科の数え方**は，次表のとおりです。

出題教科	教　科　の　数　え　方
国　語	1教科
社　会	1教科
数　学	数学（A），数学（B）を合わせて　1教科
理　科	理科（A），理科（B），理科（C）を合わせて　1教科
外国語	1教科

(2)　3教科以上の受験として出願した場合は，受験教科数の制限はなく，25～26ページの出題教科・科目の中から，志望する大学が指定している教科・科目に合わせて自由な組合せで受験できます。

(3)　2教科以下の受験として出願した場合は，具体的に受験できる教科・科目を例示すると，次表のとおりです。

教科・科目数	組　合　せ　の　例
1教科1科目	・「国語」
1教科2科目	・数学（A）と数学（B）
1教科3科目	・理科（A）と理科（B）と理科（C）
2教科3科目	・「国語」及び「理科（A）と理科（B）」
2教科5科目	・「数学（A）と数学（B）」及び「理科（A）と理科（B）と理科（C）」

2教科以下の受験として出願した者（検定料8,500円納付者）は，3教科以上を受験することはできません。

4　志願票の記入方法

(1)　記入上の注意について

ア　入学志願者は，志願票の記入例を参照し，**まず「志願票控」に記入**してみて，その記入内容に誤りがないことを確認した後に，**「志願票」（提出用）**に記入してください。
「志願票」（提出用）の用紙は，この受験案内に添付してあるものを使用してください。

イ　黒又は青のボールペンで丁寧に記入してください。

ウ　誤って記入した場合は，誤記部分を二重線で消し，訂正してください。

エ　「高等学校等コード」欄

(ｱ)　「高等学校等コード」は，35～53ページの「高等学校等コード表」により記入してください。

(ｲ)　高等学校等卒業者は，出身の高等学校等のコードを記入してください。

オ　「受験教科数」欄

2教科以下を受験（検定料 8,500円）する場合は，「2教科以下受験」の文字を○で囲んでください。（3教科以上受験する志願者は記入しないでください。）

2教科以下の受験として出願した者は，出願後，3教科以上の受験に変更することはできません。（3教科以上の受験として出願した者は，試験当日に2教科以下を受験することはできますが，検定料は返還されません。）

（教科・科目の数え方について9ページ参照）

カ　「学科」欄

高等学校卒業者及び卒業見込者は，必ず該当する文字を○で囲んでください。

キ　「高等学校卒業者以外」欄

該当する出願資格の文字を○で囲んでください。
専修学校の高等課程の修了（見込み）者及び海員学校の本科の卒業（見込み）者は，「文部大臣の指定した者」の文字を○で囲んでください。

ク　「現住所」欄

(ｱ)　高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）は，**「現住所」の欄は記入しないでください。**

(ｲ)　高等学校卒業者等（通信制課程卒業見込者を含む。）は次の事項に注意し，**志願票に「現住所」を必ず記入してください。**

①　「現住所」は，住民登録の有無は問いませんが，**確認はがき，受験票等の送付先となります**ので，郵便物を確実に受領できるように正しく記入してください。

②　団地・アパート等に居住している者は，棟番号，戸番まで必ず記入してください。下宿等の場合は，「○○○○方」などの肩書きを必ず記入してください。
（現住所を大学入試センターの電子計算機に登録する際には「カタカナ・数字等記入」欄により行いますので，記入例に従い最後まで正しく記入してください。）

③　試験場は，この「現住所」に基づいて指定するので注意し，記入してください。

(2)　「別冊子の試験問題配付希望」欄の記入について（「ドイツ語」「フランス語」「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」）

外国語，数学（B）の受験希望者で，「英語」，「数学Ⅱ」の問題冊子のほかに，別冊子となっている「ドイツ語」又は「フランス語」，「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子の配付を希望する場合は，必ずこれらの科目の文字を○で囲んでください。

（科目選択について26ページ参照）

記入しなかった場合は，「ドイツ語」「フランス語」「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子が配付されませんので，十分注意してください。（なお，これらの問題冊子の配付を受けた場合でも，「英語」，「数学Ⅱ」を選択解答することができます。）

⑶ 「受験希望教科・科目」欄の記入について

ア　志願票記入時点での受験希望の教科・科目の文字を○で囲んでください。(「ドイツ語」「フランス語」「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」を除く。)

(科目選択について26ページ参照)

イ　この欄は，試験場設定等の基礎資料とするために記入していただくもので，実際に受験する教科・科目は，試験当日，試験場で変更することができます。

⑷ 志願票の記入例

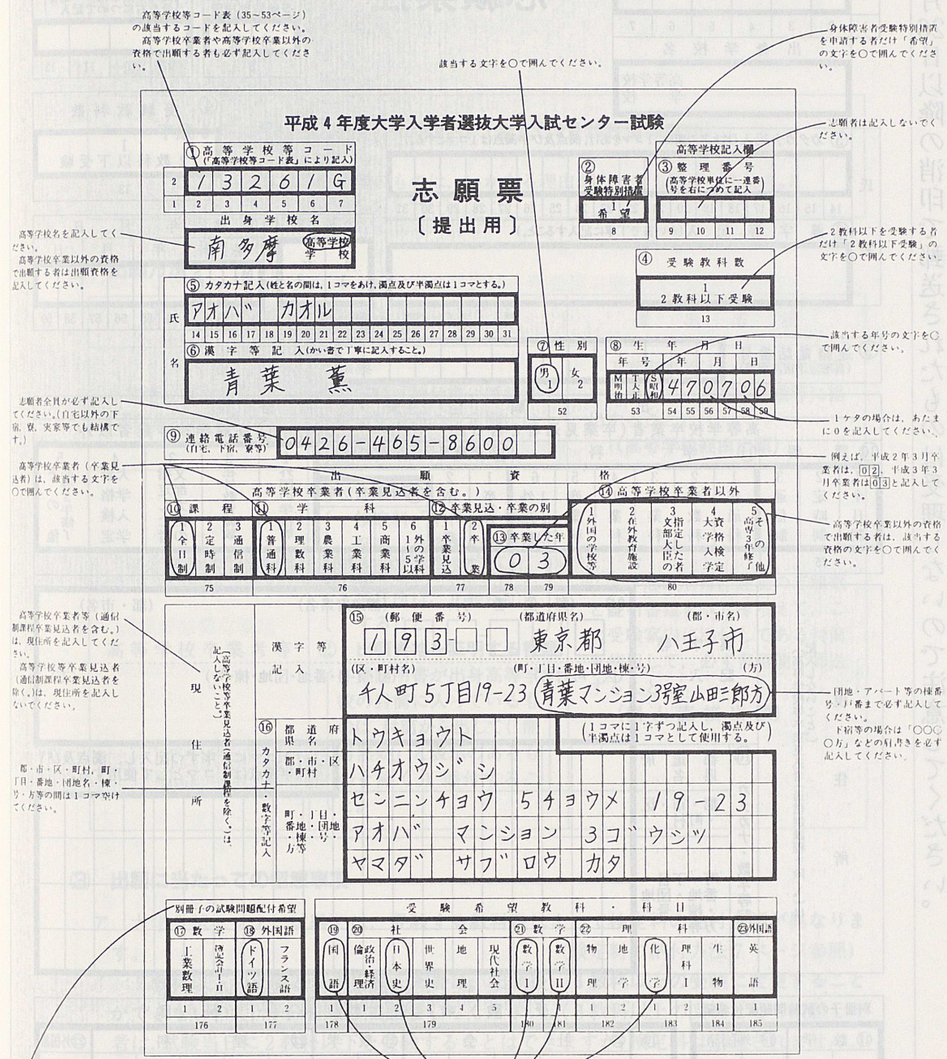

10月26日以降の消印で郵送されたものは受理しないので注意してください。

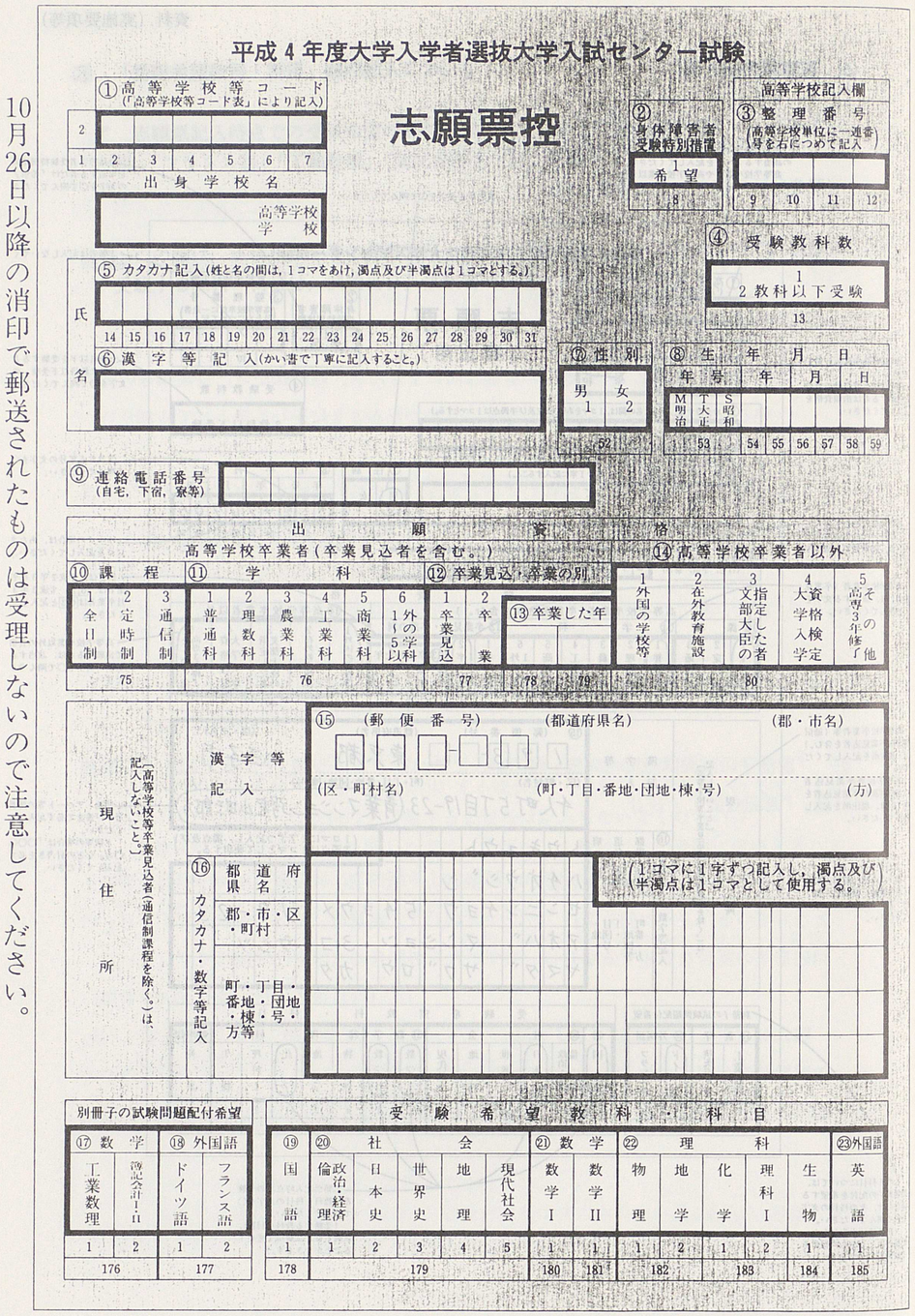

平成4年度大学入学者選抜大学入試センター試験

志願票控

①高等学校等コード（「高等学校等コード表」により記入）

出身学校名　高等学校 学校

②身体障害者受験特別措置　希望 1

高等学校記入欄

③整理番号（高等学校単位に一連番号を右につめて記入）

④受験教科数　1 2教科以下受験

⑤カタカナ記入（姓と名の間は，1コマをあけ，濁点及び半濁点は1コマとする。）

⑥漢字等記入（かい書で丁寧に記入すること。）

⑦性別　男 1　女 2

⑧生年月日　年号　M明治　T大正　S昭和

⑨連絡電話番号（自宅，下宿，寮等）

出願資格

高等学校卒業者（卒業見込者を含む。）

⑩課程　1全日制　2定時制　3通信制

⑪学科　1普通科　2理数科　3農業科　4工業科　5商業科　6外の学科 1～5以

⑫卒業見込・卒業の別　1卒業見込　2卒業

⑬卒業した年

⑭高等学校卒業者以外　1外国の学校等　2在外教育施設　3指定した者文部大臣の　4資格検定大学入学　5その他高専3年修了

現住所（高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）は，記入しないこと。）

漢字等記入

⑮（郵便番号）（都道府県名）（郡・市名）（区・町村名）（町・丁目・番地・団地・棟・号）（方）

⑯カタカナ・数字等記入　都道府県名　郡・市・区・町村　町・丁目・番地・団地・棟・号・方等

（1コマに1字ずつ記入し，濁点及び半濁点は1コマとして使用する。）

別冊子の試験問題配付希望

⑰数学　工業数理　簿記会計I・II

⑱外国語　ドイツ語　フランス語

受験希望教科・科目

⑲国語

⑳社会　倫理政治・経済　日本史　世界史　地理　現代社会

㉑数学　数学I　数学II

㉒理科　物理　地学　化学　理科I　生物

㉓外国語　英語

(注)記入に当たっては，10～12ページの記入上の注意，13ページの志願票の記入例を参照してください。

5　出願期間と出願方法等

(1) 出願期間

平成3年10月14日（月）～10月25日（金）（10月25日消印有効）

（10月26日以降の消印のものは，いかなる理由があっても受理しません。）

(2) 出願方法

区分	出願書類	提出方法
高等学校等卒業見込者（通信制課程を含む。）	**志願票** 検定料「納付書・領収証書」を裏面の所定欄にはり付けること。	入学志願者は，左記の志願票を在学している高等学校等に提出すること。 **（高等学校経由出願）**
高等学校卒業者等	① **志願票** ・検定料「納付書・領収証書」を裏面の所定欄にはり付けること。 ・現住所は，正確に記入すること。 ② **出願資格を証明する書類** 卒業証明書が出身高等学校の封筒に入っているものは，封筒から出して（「開封無効」と表示のあるものを除く。）添付すること。	入学志願者は，左記の志願票と証明書類を取りそろえて，この受験案内に添付してある封筒を使用して，必ず書留便で郵送すること。 **（個人直接出願）**

(3) 出願に当たっての留意事項

ア　大学入試センター試験では，**受験する教科数によって検定料の納付金額が異なります。**（検定料の納付方法7ページ参照）

イ　**2教科以下の受験として出願した者は，出願後，3教科以上の受験に変更することができないので，十分留意して出願してください。**（3教科以上の受験として出願した者は，試験当日に2教科以下を受験することはできますが，検定料は返還されません。）（出題教科・科目等25～26ページ参照）

ウ　出願方法について疑問がある場合は，なるべく早く大学入試センターに照会してください。（照会先34ページ参照）

⑷ 出願後の留意事項

ア　志願票を提出した後，氏名，現住所(志願票に現住所を記入した者だけ)，連絡電話番号に変更があった場合は，「はがき」に次の事項を明記し，速達郵便で平成４年１月10日（金）（大学入試センター試験前日）までに届け出てください。
（届出先34ページ参照）

> ①　変更したものの新・旧がわかるように明記する。
> ②　氏名（フリガナ），現住所（フリガナ），連絡電話番号，高等学校等コード，高等学校名（高等学校出身者以外は出願資格）

イ　**志願票が受理された後に現住所を変更した場合は，試験場の変更は認められないので注意してください。**
（試験場の指定27・28ページ参照）

ウ　受験票到着後に氏名を変更した場合は，受験票等の再発行が必要となります。必要な手続きを取ってください。
（受験票等の再発行19ページ参照）

II 志願票が受理されたら

1 確認はがき

⑴ 確認はがきの送付

大学入試センターは，**受理した志願票の記入事項を電子計算機に登録した後，その主要事項について，入学志願者に照合確認を求める**ため，次表のとおり確認はがきを送付します。

区　　分	送　付　方　法
高等学校等卒業見込者（通信制課程を除く。）	在学している**高等学校等を経由**して送付します。
高等学校卒業者等（通信制課程卒業見込者を含む。）	本人に**直接送付**します。

（注）　確認はがきが，11月14日（木）までに届かない場合は，大学入試センターに電話で必ず届け出てください。
（届出先34ページ参照）

⑵ 確認が必要な事項

確認はがきには，次の登録事項が記載されています。誤りがないかどうか十分確認してください。

> ①　氏　　名（慣用の字体又はカタカナで表記されている場合がありますが，登録の誤りではありません。）
> ②　住　　所（志願票に住所を記入した者だけ）
> ③　高等学校等コード
> ④　性　　別
> ⑤　生年月日
> ⑥　連絡電話番号
> ⑦　受験教科数
> ⑧　配付希望試験問題（「ドイツ語」，「フランス語」，「工業数理」，「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子の配付を希望した者だけ）

⑶ 登録事項に誤りがあった場合

確認の結果，登録事項に誤りがあった場合は，誤りがあった箇所を「赤のボールペン」で修正し，「確認はがき」を封筒に入れて，**速達郵便で受領日を含めできる限り２日以内**に返送してください。
（返送先34ページ参照）

なお，登録事項に誤りがなかった場合は，手続きは必要ありません。

2　受験票・写真票・成績請求票

⑴　受験票等の送付

大学入試センターは，志願票の記入内容を確認した後，受験票・写真票・成績請求票を「受験上の注意」とともに，**12月中旬まで**に，次表のとおり送付します。

区　　分	送　付　方　法
高等学校等卒業見込者 （通信制課程を除く。）	在学している**高等学校等を経由**して送付します。
高等学校卒業者等 （通信制課程卒業見込者を含む。）	本人に**直接送付**します。

（注）受験票等が12月20日（金）までに届かない場合は，大学入試センターに再発行を申請してください。（受験票等の再発行は19ページ参照）

⑵　受験票・写真票・成績請求票の受領後の取扱い

ア　受験票と写真票は，大学入試センター試験当日，試験場に必ず持参しなければならないので，**「受験上の注意」により十分確認の上**，写真欄へ写真をはり付けるとともに自署欄へ志願者本人が氏名を記入しておいてください。

イ　成績請求票は，**大学入試センター試験を利用する大学に出願する際に必要**となるので，それまで紛失，汚損等しないよう大切に保管しておいてください。
（成績請求票の種類は21ページ参照）

⑶　受験票・写真票・成績請求票の再発行

ア　次の場合，再発行します。

① 受験票・写真票・成績請求票が，12月20日（金）までに届かない場合（不着）
② 氏名に変更があった場合
③ 氏名，性別，生年月日に誤記があった場合
④ 受験票・写真票・成績請求票を紛失，汚損した場合

（注）1　再発行した受験票等は，当初発行したものと用紙の色が異なるので注意してください。
2　再発行を受けた場合には，当初発行の受験票・写真票・成績請求票は無効となるので使用しないでください。

イ　再発行申請の方法

(ｱ)　大学入試センター試験受験前
次の要領で適宜の用紙を使って「再発行申請書」を作成し，速達郵便で申請してください。（届出方法及び届出先34ページ参照）

（「受験票」と「成績請求票」のA前，B後を紛失した場合の作成例）

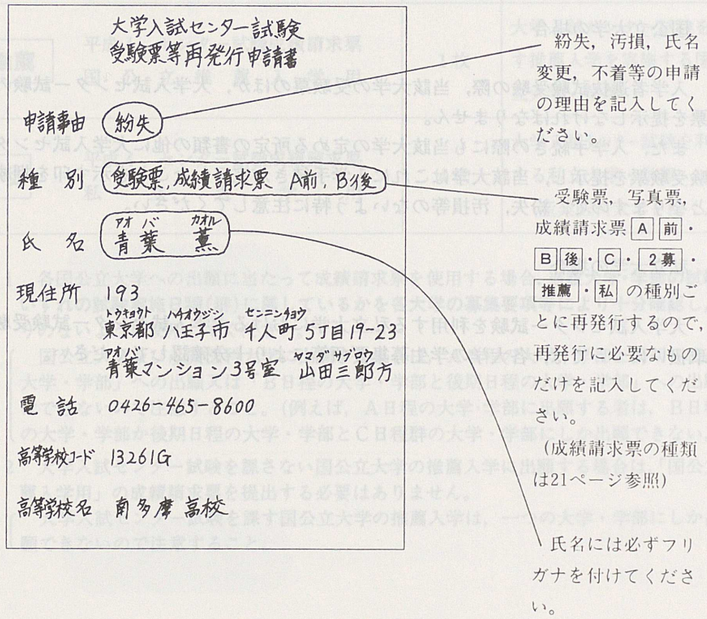

(イ) 大学入試センター試験受験後

(ア)の「再発行申請書」のほか，次のものを同封してください。
成績請求票だけの再発行の場合には，(ア)の「再発行申請書」だけでかまいません。

① **写真**（写真の大きさは，縦４cm，横３cm，申請日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，受験時に眼鏡を着用した者は，眼鏡を着用して撮影したもの。当初の受験票に使用した写真と同一のものが望ましい。）
――――１枚

② **署名**（縦１cm，横4.5cmの白紙に，氏名を黒又は青のボールペンで自署したもの。）
――――１枚

(ウ) 大学入試センターは，申請事由を審査の上，再発行し，本人に送付します。

⑷ 大学入試センター試験受験票の各大学での取扱い

ア 国公立大学の場合

入学者選抜試験受験の際，当該大学の受験票のほか，大学入試センター試験の受験票を提示しなければなりません。
また，入学手続きの際にも当該大学の定める所定の書類の他に大学入試センター試験受験票を提示し，当該大学はこれに入学手続きが完了したことを示す印を押すこととなりますので，紛失，汚損等のないよう特に注意してください。

イ 私立大学の場合

大学入試センター試験を利用する私立大学における大学入試センター試験受験票の取扱いについては，各大学の学生募集要項等により十分確認してください。

⑸ 成績請求票の大学入試センター試験利用大学への提出について

成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，**当該大学の出願書類にはり付けて提出**するものです。
成績請求票は６種類計９枚あり，それぞれの使用区分は次表のとおりです。

成績請求票の種類	枚数	使用区分(出願する大学)
A 前　平成４　センター試験成績請求票　Ａ日程・前期日程用	１枚	Ａ日程又は前期日程で試験を実施する国公立大学・学部
B 後　平成４　センター試験成績請求票　Ｂ日程・後期日程用	１枚	Ｂ日程又は後期日程で試験を実施する国公立大学・学部及び産業医科大学
C　平成４　センター試験成績請求票　Ｃ日程群用	１枚	Ｃ日程群で試験を実施する公立大学・学部
2募　平成４　センター試験成績請求票　第２次募集用	１枚	定員一部留保第２次募集又は欠員補充第２次募集を実施する国公立大学・学部
推薦　平成４　センター試験成績請求票　国公立推薦入学用	１枚	大学入試センター試験を課す推薦入学を実施する国公立大学・学部
私　平成４　センター試験成績請求票　私立大学用	４枚	大学入試センター試験を利用する私立大学・学部（産業医科大学を除く。）

(注) 1　各国公立大学への出願に当たって成績請求票を使用する場合，**当該大学・学部の試験がいずれの試験実施日程(群)に属しているかを各大学の募集要項等により十分確認**し，誤りのないように使用してください。
（国公立大学及び産業医科大学に出願する場合は，「Ａ日程の大学・学部と前期日程の大学・学部」への出願又は「Ｂ日程の大学・学部と後期日程の大学・学部」への出願はできないので注意すること。(例えば，Ａ日程の大学・学部に出願する者は，Ｂ日程の大学・学部か後期日程の大学・学部とＣ日程群の大学・学部にしか出願できない。)）

2　大学入試センター試験を課さない国公立大学の推薦入学に出願する場合は，「国公立推薦入学用」の成績請求票を提出する必要はありません。
（大学入試センター試験を課す国公立大学の推薦入学は，一つの大学・学部にしか出願できないので注意すること。）

⑹　私立大学用成績請求票の追加発行

大学入試センター試験を利用する私立大学用成績請求票は，当初発行した４枚を超えて必要とする場合，希望枚数を追加発行するので，次の事項を明記し，速達郵便で申請してください。
（届出方法及び届出先34ページ参照）

① 私立大学用成績請求票の希望枚数
② 氏名（フリガナ），現住所（フリガナ），連絡電話番号，高等学校等コード，高等学校名（高等学校出身者以外の者は出願資格）

Ⅲ あらかじめよく読んでおく

1　平成４年度大学入試センター試験実施日程

受験案内発表配付開始	平成３年 ９月２日（月）から
検定料納付	９月２日（月）から 10月25日（金）まで
出願受付	10月14日（月）から 10月25日（金）まで
確認はがき送付 （出願内容確認）	11月中旬まで
受験票等の送付	12月中旬まで
試験実施	平成４年 １月11日（土） 12日（日）
正解等を発表	１月13日（月）
追試験実施	１月18日（土） 19日（日）

2　試験期日・試験時間・追試験

(1)　試験期日・試験時間

期　日	試験教科・科目		試験時間
平成4年 1月11日(土)	外国語	「英語Ⅰ・英語Ⅱ」, 「ドイツ語」,「フランス語」	10:00～11:20
	数学(A)	「数学Ⅰ」	12:50～13:50
	数学(B)	「数学Ⅱ」, 「工業数理」,「簿記会計Ⅰ・簿記会計Ⅱ」	14:40～15:40
	理科(A)	「物理」,「地学」	16:30～17:30
1月12日(日)	理科(B)	「化学」,「理科Ⅰ」	10:00～11:00
	国　語	「国語Ⅰ・国語Ⅱ」	12:30～13:50
	社　会	「倫理，政治・経済」,「日本史」,「世界史」, 「地理」,「現代社会」	14:40～15:40
	理科(C)	「生物」	16:30～17:30

(注)　第1日目と，第2日目の2時限目の試験開始時刻が異なりますので，十分注意してください。

(2)　追試験の実施

追試験の対象者	①　**疾病・負傷**により試験を受験できない者 ②　**試験場に向かう途中の事故**により試験を受験できない者 ③　**その他やむを得ない事由**により試験を受験できない者
追試験実施期日 及び試験時間等	・平成4年1月18日（土），19日（日）の2日間 ・試験時間及び試験教科・科目等は，(1)のとおり。 ただし，30ページの再試験をこの期日より後に実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施する。
追試験の試験場	・全国を2地区に分け，地区ごとに1か所設定 （追試験の試験場及び受験申請の方法については，受験票を送付する際同封する「受験上の注意」に明示する。）

3　出題教科・科目等

(1)　出題教科・科目等は，次表のとおりです。

教　科	グループ	出題科目	試験時間 (配点)	出題方法等	科目選択の方法等
国　語		『「国語Ⅰ」・ 「国語Ⅱ」』	80分 (200点)	「国語Ⅰ」・「国語Ⅱ」の範囲の近代以降の文章，古典（古文，漢文）を出題する。	
社　会		『「倫理」・ 「政治・経済」』 「日本史」 「世界史」 「地　理」 「現代社会」	60分 (100点)		左記出題科目の5科目のうちから1科目を選択し，解答する。
数　学	A	「数学Ⅰ」	60分 (100点)		
	B	「数学Ⅱ」 「工業数理」 『「簿記会計Ⅰ」・ 「簿記会計Ⅱ」』	60分 (100点)	「数学Ⅱ」の電子計算機と流れ図は，出題範囲から除く。 「数学Ⅱ」については，「数学Ⅱ」を履修した者並びに「代数・幾何」，「基礎解析」及び「確率・統計」のうち2科目以上を履修した者のいずれにも対応した出題とする。 「簿記会計Ⅱ」は，前半の内容（①特殊な取引の記帳，②帳簿組織，③株式会社の記帳）を出題範囲とする。	左記出題科目の3科目のうちから1科目を選択し，解答する。 ただし，科目選択に当たり，「数学Ⅱ」のほか「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申告する。
理　科	A	「物　理」 「地　学」	60分 (100点)	「物理」，「地学」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれるそれぞれの関連内容を含む。	左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し，解答する。
	B	「化　学」 「理科Ⅰ」	60分 (100点)	「化学」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。	左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し，解答する。
	C	「生　物」	60分 (100点)	「生物」の出題には，「理科Ⅰ」に含まれる関連内容を含む。	

外国語		『「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」』 「ドイツ語」 「フランス語」	80分 (200点)		左記出題科目の3科目のうちから1科目を選択し，解答する。 ただし，科目選択に当たり，「英語」のほか「ドイツ語」又は「フランス語」の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申告する。

(注) 1 「国語」の出題分野別の配点は，「近代以降の文章（2問100点），古典（古文（1問50点），漢文（1問50点））」とする。
2 「工業数理」の使用単位系は，国際単位系（SI）に統一する。
3 数学（A）及び数学（B）においても，他の教科・科目と同様に補助具（電卓，そろばん，グラフ用紙，定規等）の使用を認めない。

(2) 大学入試センター試験は，主として多肢選択による客観式の検査方法により出題し，解答はマーク方式によります。

(3) 3教科以上の受験として出願した者は，受験教科数の制限はありませんが，2教科以下の受験として出願した者は，2教科を超える科目選択はできませんので注意してください。 （教科・科目の数え方9ページ参照）

(4) 出題科目及び科目選択の方法等は，上記の表のとおりであり，受験者は試験室において解答科目を選択し，解答することになります。

ただし，外国語，数学（B）の受験希望者で，「英語」，「数学Ⅱ」のほかに，別冊子となっている「ドイツ語」又は「フランス語」，「工業数理」又は「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子の配付を希望する場合は，大学入試センター試験の出願時に申告しなければなりません。申告しなかった場合は，これらの科目を受験することができませんので注意してください。 （申告の方法11ページ参照）

(注) 各大学においては，「現代社会」「理科Ⅰ」「工業数理」「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」等の科目について解答できる者に制限を設けている場合もありますので，各大学の募集要項等をよく読んで，教科・科目の選択を行ってください。
例えば，「現代社会」「理科Ⅰ」を選択解答できる者について，高等学校の「普通科」「理数科」の卒業（見込み）者以外の者に限るなどの制限を設けている大学もあります。

4 試験場の指定

(1) 各入学志願者の試験場は，原則として都道府県を単位とする次ページの「試験地区区分表」に基づき，各国公私立大学が設定した試験場の中から，大学入試センターが志願者数の分布等を勘案し，指定します。

(2) 大学入試センターが指定する試験場は，次表のとおり出願資格によって異なります。

出願資格	指定する試験場	備考
① 高等学校等卒業見込者 （通信制課程を除く。）	原則として在学する高等学校等が所在する試験地区内の試験場	「試験地区」は原則として都道府県を単位とする。 ただし， 北海道 埼玉県 千葉県 神奈川県 大阪府 兵庫県 島根県 長崎県 鹿児島県 沖縄県 にあっては次ページの「試験地区区分表」で定めるとおりとする。
② 高等学校卒業者等 （通信制課程卒業見込者を含む。）	原則として志願票に記入された現住所の試験地区内の試験場	

(3) 各入学志願者の試験場は，受験票に記載して通知します。

(4) **指定された試験場以外での受験は認めません。**

(5) **出願後の現住所変更による，試験場の変更は認めません。**

試験地区区分表（試験地名）

北海道　石狩支庁地区	千葉県	島根県
〃　空知支庁地区	〔埼玉県の一部を含む。〕	〔鹿足郡は**山口県**へ〕
〃　上川・宗谷・留萌支庁地区	柏市，我孫子市，東葛飾郡沼南町，印旛郡印西町は**茨城県**へ 流山市，浦安市は**東京都**へ	岡山県
〃　後志支庁地区		広島県
〃　檜山・渡島支庁地区		山口県
〃　胆振・日高支庁地区	東京都	〔島根県の一部を含む。〕
〃　十勝支庁地区	埼玉県，千葉県及び神奈川県の一部を含む。	徳島県
〃　根室・釧路支庁地区	神奈川県	香川県
〃　網走支庁地区	横浜市鶴見区・神奈川区・西区・中区・港北区・緑区・瀬谷区，川崎市，相模原市は**東京都**へ	愛媛県
青森県		高知県
岩手県	新潟県	福岡県
宮城県	富山県	〔長崎県の一部を含む。〕
秋田県	石川県	佐賀県
山形県	福井県	長崎県
福島県	山梨県	壱岐郡，対馬支庁は**福岡県**へ
茨城県	長野県	熊本県
〔千葉県の一部を含む。〕	岐阜県	大分県
栃木県	静岡県	宮崎県
〔埼玉県の一部を含む。〕	愛知県	鹿児島県
群馬県	三重県	大島郡和泊町・知名町・与論町は**沖縄県**へ
〔埼玉県の一部を含む。〕	滋賀県	沖縄県那覇地区
埼玉県	京都府	那覇市，石川市，具志川市，宜野湾市，浦添市，名護市，糸満市，沖縄市，国頭郡，中頭郡，島尻郡
久喜市，蓮田市，幸手市，南埼玉郡白岡町，北葛飾郡鷲宮町は**栃木県**へ 行田市，本庄市，深谷市は**群馬県**へ 春日部市，越谷市は**千葉県**へ 川口市，秩父市，所沢市，飯能市，東松山市，狭山市，草加市，入間市，和光市，新座市，上福岡市，坂戸市，入間郡，比企郡，秩父郡は**東京都**へ	〔大阪府の一部を含む。〕	〔鹿児島県の一部を含む。〕
	大阪府	〃　宮古地区
	枚方市，寝屋川市，交野市は**京都府**へ	〔平良市，宮古郡〕
	兵庫県	〃　石垣地区
	城崎郡香住町，美方郡村岡町・浜坂町・美方町・温泉町は**鳥取県**へ	〔石垣市，八重山郡〕
	奈良県	
	和歌山県	
	鳥取県	
	〔兵庫県の一部を含む。〕	

5　受験教科・科目成績の大学入試センター試験利用大学への提供方法

(1)　大学入試センター試験を利用する各大学は，**大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。**各入学志願者は，志望する大学の募集要項等によって，これらを確認の上，受験してください。

(2)　大学入試センターは，大学入試センター試験を利用する各大学からの請求に基づき，**請求した大学が入学者選抜に利用すると指定している教科・科目のうち当該大学の入学志願者が受験しているすべての教科・科目の試験成績を，請求した各大学に対して提供**します。

なお，国語の特定分野を利用する大学へは，国語の分野別（「近代以降の文章」「古典（古文，漢文）」）の成績も提供します。

(3)　大学入試センター試験利用大学の教科・科目の指定と，指定された教科・科目数を超えて受験した場合における成績提供及び各大学における成績の利用方法を例示すると，次のとおりです。

志願者に対する大学の指定	大学入試センターから大学への成績の提供	利用方法
「国語」，「社会」，「外国語」の3教科から1教科選択	当該大学を志願した受験者が「国語」，「社会」，「外国語」を受験していれば，この3教科の全部の成績	いずれの教科・科目が選抜に利用されるかについては，大学の募集要項等で確認してください。
物理，化学，生物の3科目から1科目選択	当該大学を志願した受験者が物理と化学を受験していれば，この2科目の成績	

(4)　2教科以下の受験として出願した者の成績提供について

ア　2教科以下の受験として出願した者の成績提供についても，基本的には上記(1)～(3)のとおりです。

イ　2教科以下の受験として出願した者が，誤って3教科以上を受験していた場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，当該志願者の「受験した教科」として成績を提供します。

6 再試験の実施

⑴ 再試験は，雪・地震等による災害その他の事情により，本試験が所定の期日に実施できないか又は完了しなかった場合に実施します。

⑵ 再試験の実施期日は，平成４年１月18日（土），19日（日）とし，当日の実施が不可能な場合は，この期日より後にできるだけ速やかに実施します。

7 身体に障害のある入学志願者の受験特別措置

⑴ 身体に障害のある入学志願者の受験特別措置

ア 大学入試センター試験では，次表に掲げる「身体に障害のある入学志願者」のために，障害の種類・程度に応じ，点字による出題，マーク方式によらない解答の方法，試験時間の延長，特定試験室の設定等の特別措置（詳しくは「受験案内（別冊）」に掲載）を行うこととしています。

区　分	身　体　障　害　の　程　度
盲者（強度の弱視者を含む。）	1　両眼の矯正視力が0.1未満のもの 2　両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの
聾者（強度の難聴者を含む。）	1　両耳の聴力レベルが 100デシベル以上のもの 2　両耳の聴力レベルが 100デシベル未満60デシベル以上のもののうち，補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由者	1　体幹の機能の障害が体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの 2　上肢の機能の障害が筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの 3　下肢の機能の障害が歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの 4　前３号に掲げるもののほか，肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの 5　肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち，６月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者（身体虚弱者を含む。）	1　慢性の胸部疾患，心臓疾患，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2　身体虚弱の状態が６月以上の生活規制を必要とする程度のもの

（注）　学校教育法施行令第22条の２の規定に準拠した。

イ 特別措置を希望する場合は，出願時に「身体障害者受験特別措置申請書」（「受験案内（別冊）」に折り込まれている。）等を提出してください。大学入試センターで審査の上，特別措置を決定します。

ウ 日常生活においては，ごく普通に使用されている補聴器，松葉杖，車椅子等を使用して受験される場合も，試験場設定や他の特別措置との関係から特別措置として申請していただくことになっていますので，ご注意ください。

なお，出願締切後に申請した場合は，申請内容によっては対応が直ちにできないものがあるため，特別措置が認められないことがありますので十分注意してください。

エ　**特別措置を申請するには，「受験案内（別冊）」が必要**となります。この「別冊」は，大学等では配付していませんので，次の要領により，**できるだけ早く大学入試センターに請求**してください。

請求方法	郵便はがき（表面に「受験案内（別冊）請求」と朱書）又は電話
請求先	〒153　東京都目黒区駒場２丁目19－23 大学入試センター事業第一課 問合せ専用電話　(03) 3465-8600 （平日９時30分～17時，土曜日９時30分～12時）
記載を要する事項	氏名（フリガナ），現住所，連絡電話番号，在学（又は出身）学校名等

⑵　志望大学との事前相談

身体の障害の種類・程度によっては，大学・学部等において**受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあります**ので，入学を志望する大学と連絡をとって，その大学へ出願する前に十分相談してください。

なお，**大学入試センター試験の出願の際は必要ありません。**

また，志望大学との相談の時期等については，当該大学の募集要項などで確かめてください。

8　出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置

⑴　出願受付締切後の不慮の事故等のため特別措置を希望する者にも，大学入試センターで審査の上，身体に障害のある入学志願者に準じた特別措置を行います。

⑵　不慮の事故等のため特別措置を希望する場合は，速やかに本人又は代理人が「受験票」及び「医師の診断書」を持参の上，受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学に行き申請してください。

なお，申請が試験開始の直前であったり，申請内容への対応が直ちにできないような場合には，希望する特別措置が行えないこともあります。ご了承ください。

9　大学入試センター試験において，各選択科目間に著しい得点差が生じた場合の取扱い

⑴　**試験の実施結果により各受験者の素点を調整すること（以下「得点調整」という。）は，原則として行いません。**

ただし，大学入試センター試験の本試験の実施結果において，万一，「社会」と「理科」の各選択科目間（ただし，「現代社会」と「理科Ⅰ」については，対象としない。）に極端な素点の差（平均点で30点程度の差を目安とする。）が生じ，これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には，大学入試センターにおいて，大学入試センター試験を利用する大学関係者，学識経験者等を構成員とする組織の審議を経て，適切な得点調整を行うことがあります。

⑵　万一得点調整を行うこととなった場合には，平成４年１月20日（月）までに，調整の対象となる選択科目名及びその科目の素点と調整後の得点の換算表等を新聞等を通じて発表します。

⑶　調整方式については，調整後の得点が受験者の学力を良く反映したものとなるよう，回帰得点の分布に基づく「等百分位点法」という方式を用います。

〔参考〕

回帰得点の分布に基づく「等百分位点法」について

対象とする教科の各科目について，科目素点の相対累積人数（科目百分位）を算定するとともに，他教科の得点も総合した基準点の相対累積人数（基準百分位）を算定し，科目素点をその（科目）百分位に最も近い（基準）百分位を持つ基準点に変換し，これを調整点とする方法である（右図）。

例えば，素点がａ点以下の人数の割合がｐ％であり，基準点がｂ点以下の人数の割合も同じくｐ％である場合，素点ａ点を調整点ｂ点に変換する。

蓄積された過去のデータとこれまでの研究成果を利用して，対象教科の得点と他教科の得点との間の関係の回帰分析に基づき基準点を算出すれば，受験者の学力を相当程度反映させることができるとともに，等百分位点法によって素点はそれぞれに相応しい基準点にきめ細かく変換できる。

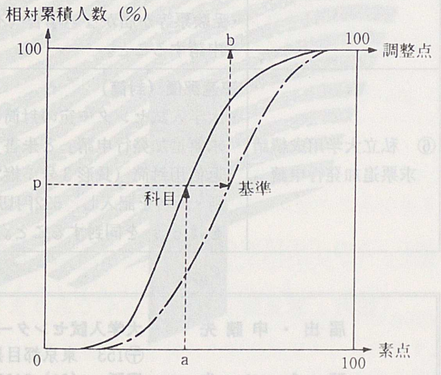

大学入試センターへの問合せ，届出等

次の①～⑥について，問い合わせ又は届出をする場合は，参照ページをよく読んで，間違いのないよう行ってください。

事　由		問　合　せ，届　出　方　法	参照ページ
①　出願資格（証明書類）及び志願票等記入方法の問合せ		**下記問合せ先電話**	
②　検定料「納付書・領収証書」	紛　失	**下記問合せ先電話**	8ページ参照
	誤記入又は未記入	**速達郵便はがき** ・はがきの表面に「納付書誤記入又は未記入届出」と朱書すること。	
③　出願後の氏名，現住所，連絡電話番号の変更届出		**速達郵便はがき** ・はがきの表面に「・・・変更届出」と朱書すること。	16ページ参照
④　確認はがき不着届出		**下記問合せ先電話**	17ページ参照
⑤　受験票等再発行申請		**速達郵便（封筒）** ・大学入試センター宛の封筒の表面に「受験票等再発行申請」と朱書すること。 ・返信用封筒（長形３号：縦23.5cm，横12cm，表面に現住所・氏名を記入し，632円切手「書留・速達料金を含む。」をはる。）を同封すること。 ・大学入試センター試験終了後は，写真と署名を必ず同封すること。 ・受験票等が届かない場合（不着）は，「はがき」で再発行申請すること。	19ページ参照
⑥　私立大学用成績請求票追加発行申請		**速達郵便（封筒）** ・大学入試センター宛の封筒の表面に「私立大学用成績請求票追加発行申請」と朱書すること。 ・返信用封筒（長形３号：縦23.5cm，横12cm，表面に現住所・氏名を記入し，632円切手「書留・速達料金を含む。」をはる。）を同封すること。	22ページ参照

届出・申請先 ⇨ **大学入試センター事業第一課**
〒153　東京都目黒区駒場２丁目19－23
問合せ先 ⇨ **電話　(03) 3465-8600**
平日９時30分から17時，土曜日９時30分から12時

(3)　平成４年度大学入試センター試験受験案内（別冊）（抄）

平成4年度大学入学者選抜

受験案内

大学入試センター試験

出願期間　平成３年10月14日(月)～10月25日(金)
試験期日　平成４年１月11日(土)・１月12日(日)

別　冊

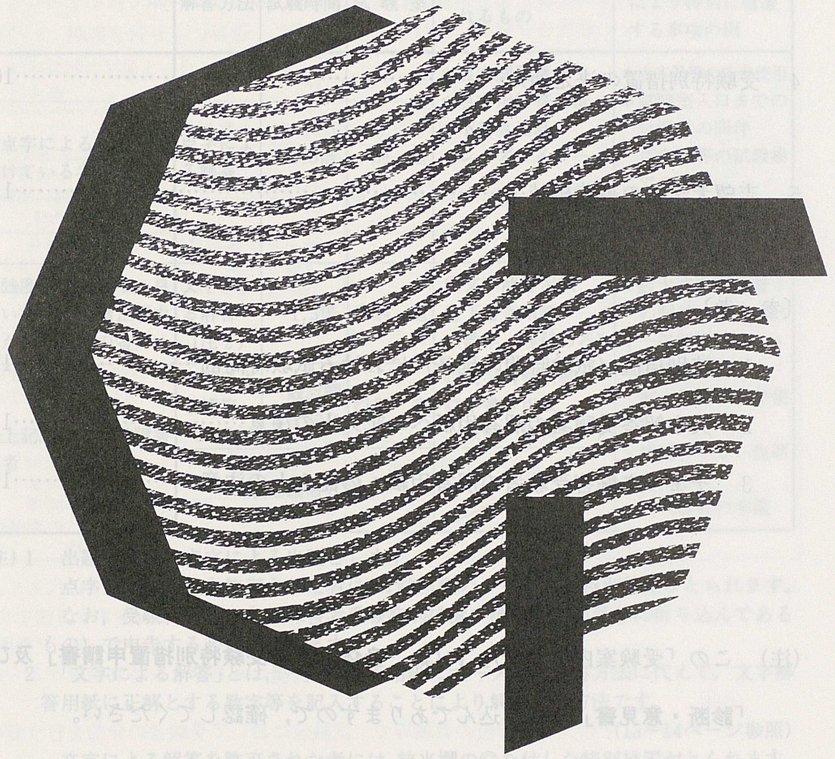

大学入試センター

目　　次

1　大学入試センター試験における受験特別措置……2

2　申請方法……6

3　「身体障害者受験特別措置申請書」作成上の注意……7

4　受験特別措置の決定通知……10

5　志望大学との事前相談……11

〔参　考〕

1　特別措置（試験時間の延長）における試験時間割……12

2　文字解答受験者の解答用紙への記入上の注意……13

3　チェック解答受験者の解答用紙への記入上の注意……15

（注）　この「受験案内（別冊）」には，**「身体障害者受験特別措置申請書」及び「診断・意見書」**が折り込んでありますので，確認してください。

1　大学入試センター試験における受験特別措置

(1)　大学入試センター試験においては，身体に障害のある志願者（11ページ参照）のために，〔表１〕～〔表５〕に掲げる特別の措置を行います。

この特別措置を希望する志願者には，通常の志願票のほかに，必要な書類を提出していただき，大学入試センターでその内容を審査の上，それぞれの障害の種類・程度に応じた特別措置を決定することになっています。

特別措置を希望する場合は，６ページ以下に記載してある申請方法等をよく読んで，諸手続きを行ってください。

〔表１〕　視覚障害

<table>
<tr><th rowspan="2">特別措置の対象となる者</th><th colspan="5">特別に措置する事項（審査の上許可される事項）</th></tr>
<tr><th>解答方法</th><th>試験時間</th><th>試　験　室</th><th>試験室で用意されるもの</th><th>志願者からの希望により特別に措置する事項の例</th></tr>
<tr><td>・点字による教育を受けている者（注１）</td><td>点字による解答</td><td>＊1.5倍</td><td>＊別　室</td><td>＊点字問題冊子
＊点字用解答用紙・下書き用紙
＊レーズライター</td><td>＊点字器等の持参使用
＊試験室入口までの付添者の同伴
・点字器等の試験場での保管
・試験場への乗用車での入構</td></tr>
<tr><td>・強度の弱視者で，良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者</td><td>文字による解答（注２）</td><td>1.3倍</td><td>◎別　室</td><td>◎文字解答用紙
◎下書き用紙
（数学，理科のみ）</td><td rowspan="3">・拡大文字問題冊子の配付　（注３）
（一般問題冊子と併用）
・拡大鏡等の持参使用
・窓側の明るい座席を指定
・照明器具の準備</td></tr>
<tr><td rowspan="2">・上記以外の視覚障害者</td><td>文字による解答（注２）</td><td>一般志願者と同じ</td><td>◎別　室</td><td>◎文字解答用紙
◎下書き用紙
（数学，理科のみ）</td></tr>
<tr><td colspan="3">一般志願者と同じ</td><td></td></tr>
</table>

（注）１　出題形式は，点字による出題とします。

点字による解答を許可された者には，該当欄の＊を付した特別措置がとられます。

なお，受験科目は，身体障害者受験特別措置申請書（この冊子に折り込んであるもの）で申告する必要があります。

２　「文字による解答」とは，一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて，文字解答用紙に正解とする数字等を記入することにより解答する方法です。（13～14ページ参照）

文字による解答を許可された者には，該当欄の◎を付した特別措置がとられます。

３　「拡大文字問題冊子」とは，文字の拡大率が一般試験問題の1.4倍（面積倍率２倍）の大きさの冊子です。

〔表２〕 聴覚障害

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上許可される事項）				
	解答方法	試験時間	試 験 室	試験室で用意されるもの	志願者からの希望により特別に措置する事項の例
・両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者	一般志願者と同じ				・手話通訳者の付与（注１） ・注意事項等の文書による伝達（注２） ・座席を前列に指定 ・補聴器の持参使用
・上記以外の聴覚障害者					・注意事項等の文書による伝達（注２） ・座席を前列に指定 ・補聴器の持参使用

(注) １　「手話通訳者」とは，聾学校の教諭等で，試験室において受験者に手話通訳を行う者のことです。

２　「注意事項等の文書による伝達」とは，試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし，その都度各受験者に配付するものです。

〔表３〕 肢体不自由

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上許可される事項）				
	解答方法	試験時間	試 験 室	試験室で用意されるもの	志願者からの希望により特別に措置する事項の例
・体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者	チェックによる解答（注１）	1.3倍	＊別　室	＊チェック解答用紙 ＊下書き用紙（数学，理科のみ）	・介助者の付与（注２） ・試験室を１階に設定 ・洋式トイレに近接する試験室に指定 ・特製机の持参使用又は試験場側での準備 ・車椅子の持参使用 ・杖の持参使用 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構
・両上肢の機能障害が著しい者					
・上記以外の肢体不自由者	チェックによる解答（注１）	一般志願者と同じ	＊別　室	＊チェック解答用紙 ＊下書き用紙（数学，理科のみ）	
	一般志願者と同じ				

(注) １　「チェックによる解答」とは，一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて，チェック解答用紙に正解とする数字等をチェックすることにより解答する方法です。(15～16ページ参照)

チェックによる解答を許可された者には，該当欄の＊を付した特別措置がとられます。

２　「介助者」とは，養護学校の教諭等で，試験室において受験者の介助を行う者のことです。

〔表４〕 病　弱

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上許可される事項）				
	解答方法	試験時間	試 験 室	試験室で用意されるもの	志願者からの希望により特別に措置する事項の例
・慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	一般志願者と同じ				・別室の設定 ・試験室を１階に設定 ・杖の持参使用 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構

〔表５〕 障害を併せもつ場合

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項（審査の上許可される事項）
・障害を併せもつ者	・障害の種類・程度に応じ，〔表１〕～〔表４〕のそれぞれの該当の欄に記載の事項

(2) 特別措置を希望する志願者の出願等日程

事　　項	日　　程	手　続　等
受験特別措置について疑問がある場合の問合せ	出願期間前 10月12日(土)まで	問合せ（電話） 志願者⟶大学入試センター 問合せ専用電話 (03)3465-8600 平　日　9時30分～17時まで 土曜日　9時30分～12時まで
出願書類の提出 （一般志願者と同じ）	10月14日(月)から 10月25日(金)まで	郵送 志願者⟶大学入試センター
受験票の送付 （一般志願者と同じ）	12月中旬まで	郵送 志願者⟵大学入試センター
「身体障害者受験特別措置決定通知書」，「受験上の注意」(身体に障害のある者用）の送付	12月中旬まで	郵送 志願者⟵大学入試センター

(注)　高等学校等卒業見込者は，在学する学校を経由して出願書類を提出してください。

また，大学入試センターから送付する「受験票」，「身体障害者受験特別措置決定通知書」等も，高等学校等卒業見込者については，在学する学校を経由して送付します。

2 申請方法

申請に必要な書類は，次のとおりです。

① 受験案内（本冊）にある**志願票等の所定の書類**

② **「身体障害者受験特別措置申請書」**（この冊子に折り込んであるもの）

③ **医師の診断書等**

点字による解答を希望する者	⇨	「医師の診断書」又は「身体障害者手帳の写」
聴覚障害者で受験特別措置を希望する者	⇨	「医師の診断書」（**オージオグラム等を添付したもの**）
強度の弱視者及び重度の肢体不自由者で，試験時間の延長（1.3倍）を希望する者	⇨	**「診断・意見書」**（この冊子に折り込んであるもの）
上記以外の身体に障害のある者で受験特別措置を希望する者	⇨	「医師の診断書」

3 「身体障害者受験特別措置申請書」作成上の注意

(1) 「身体障害者受験特別措置申請書」の用紙は，この冊子に折り込んであるものを使用してください。

(2) この申請書は，高等学校等卒業見込者については，在学する学校の長が志願者と相談の上，記入してください。

高等学校等卒業見込者以外の者（高等学校等を卒業した者，大学入学資格検定合格者等）については，父母等が志願者と相談の上，記入してください。

ただし，志願者が成年に達している場合（点字による解答を希望する者は除く。）は，本人が記入してください。

(3) 8～9ページの「(7) 各欄の記入方法」を参照し，**黒又は青のボールペン**で丁寧に記入してください。

(4) **太枠の中のみ記入**してください。

(5) 誤って記入した場合は，誤記部分を二重線で消し，訂正してください。

(6) 「身体障害の程度」欄の記入例

身体障害の程度	⑥ 視覚障害			⑦ 聴覚障害		⑧ 肢体不自由				⑨ 病弱	⑩
	点字による教育を受けている者	強度の弱視者で，良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者	左記以外の視覚障害者	両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者	左記以外の聴覚障害者	体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者	上肢の機能障害により筆記をすることができない者又は困難な者	下肢の機能障害により歩行をすることができない者又は困難な者	左記以外の肢体不自由者	慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が6月以上の医療・生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者	その他
	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	(該当する)	該当する	該当する	該当する
	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47

⑪ この欄に，症状及び高等学校等の授業での状況等を詳しく記入すること。（身体障害者手帳交付番号：〇〇〇〇〇〇〇，交付年月日：昭和〇〇年〇月〇日，障害名：脳性麻痺，等級：〇級）

脳性麻痺による下肢障害のため，松葉杖を必要とする。洋式トイレを使用しているが，介助の必要はない。

また，学校では体育は見学したが，それ以外の授業，行事等は他の生徒と同様に行った。

(7) 各欄の記入方法

区　分	記　入　方　法　等
①「大学入試センター記入」欄	記入しないこと。
②「高等学校等コード」欄	「高等学校等コード表」（受験案内（本冊）35～53ページ参照）により記入すること。
③「整理番号」欄	高等学校等卒業見込者についてのみ，高等学校等が記入すること。 整理番号は，高等学校等で取りまとめる志願票と同じ整理番号を記入すること。
④「氏名」欄	カタカナ及び漢字等で記入すること。
⑤「性別」欄	該当する文字を〇で囲むこと。
⑥～⑪「身体障害の程度」欄	該当する事項の「該当する」の文字を〇で囲むとともに，⑪に症状及び高等学校等の授業での状況等を詳しく記入すること。 身体障害者手帳の交付を受けている者は，手帳交付番号及び交付年月日等についても記入すること。
⑫～⑯「受験に際して希望する措置」欄	該当する事項の「希望する」の文字を〇で囲むこと。 ⑫～⑭に該当する希望事項がない場合には，⑮「その他」欄の「希望する」の文字を〇で囲み，⑯にどのような措置を希望するか詳しく記入すること。
⑰「点字による解答を希望する者の受験科目」欄	点字による解答を希望する者は，あらかじめ受験しようとする科目の文字を〇で囲むこと。（受験する教科・科目の選択方法については，受験案内（本冊）25～26ページ参照） **出願受付締切後は，受験科目の変更はできない**ので十分注意すること。 (注) 点字による解答を希望する者の試験場は，試験地区区分表にある当該試験地区内に1か所設定する。 （受験案内（本冊）27～28ページ参照）

区　分	記　入　方　法　等
⑱「志願者の現住所・連絡電話番号」欄	緊急の連絡の場合必要となるので，高等学校等卒業見込者・卒業者等にかかわらず，必ず記入すること。 団地，アパート等に居住している者は，棟番号，戸番まで記入すること。 (注)　現住所・連絡電話番号に変更があった場合の届出方法 1.　はがき（表面に「現住所変更届出」等と朱書）に次の事項を明記し，速達郵便で平成４年１月10日㈮（大学入試センター試験前日）までに届け出ること。 ①　新・旧の現住所，連絡電話番号 ②　氏名(フリガナ)，高等学校等コード，高等学校等名 (高等学校出身者以外の者は出願資格) 2.　届出先 〒153 東京都目黒区駒場２丁目19―23 大学入試センター事業第一課
⑲「記入者名」欄	1.　学校長が記入した場合は，学校長名を記入し，職印を押印すること。 2.　父母等（点字による解答を希望する者以外の者で，成年に達している場合は志願者)が記入した場合は，当該記入者が署名，押印すること。
裏　面	「医師の診断書等」をはり付けること。 ・点字による解答を希望する者 ⇨「医師の診断書」又は「身体障害者手帳の写」 ・聴覚障害者で受験特別措置を希望する者 ⇨「医師の診断書」**(オージオグラム等を添付したもの)** ・強度の弱視者及び重度の肢体不自由者で，試験時間の延長(1.3倍）を希望する者 ⇨**「診断・意見書」**(この冊子に折り込んであるもの) ・上記以外の身体に障害のある者で受験特別措置を希望する者 ⇨「医師の診断書」

4　受験特別措置の決定通知

決定した特別措置は，**12月中旬までに通知**（高等学校等卒業見込者は在学する学校を経由して）します。

この特別措置の決定通知は，受験票とは別に送付しますが，その際「受験上の注意」（身体に障害のある者用）を同封しますのでよく読んでおいてください。

なお，この「決定通知」は，受験票・写真票と同じく試験当日試験場に持参していただくものですので，大切に保管しておいてください。

(注)　通知する特別措置は，大学入試センター試験について許可されるものです。入学を志望する大学の学力検査等において，受験特別措置を希望する場合は，その大学と相談してください。(次ページ参照)

5　志望大学との事前相談

次表に該当する者等は，大学・学部等において**受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがありますので**，入学を志望する大学と連絡をとって，その大学へ出願する前に十分相談してください。

なお，**大学入試センター試験の出願の際は必要ありません。**

また，志望大学との相談の時期等については，当該大学の募集要項等で確かめてください。

区　分	身　体　障　害　の　程　度
盲　者 （強度の弱視者を含む。）	1　両眼の矯正視力が0.1未満のもの 2　両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの
聾（ろう）者 （強度の難聴者を含む。）	1　両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 2　両耳の聴力レベルが100デシベル未満60デシベル以上のもののうち，補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由者	1　体幹の機能の障害が体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの 2　上肢の機能の障害が筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの 3　下肢の機能の障害が歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの 4　前３号に掲げるもののほか，肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの 5　肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち，６月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者 （身体虚弱者を含む。）	1　慢性の胸部疾患，心臓疾患，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2　身体虚弱の状態が６月以上の生活規制を必要とする程度のもの

（注）　学校教育法施行令第22条の２の規定に準拠した。

〔参　考〕

1　特別措置（試験時間の延長）における試験時間割

	教科・科目	1.3倍の試験時間	1.5倍の試験時間	一般の試験時間
第1日目	外　国　語	10:00～11:45(105分)	10:00～12:00(120分)	10:00～11:20（80分）
	数　学　(A)	13:00～14:20（80分）	13:00～14:30（90分）	12:50～13:50（60分）
	数　学　(B)	15:00～16:20（80分）	15:00～16:30（90分）	14:40～15:40（60分）
	理　科　(A)	17:00～18:20（80分）	17:00～18:30（90分）	16:30～17:30（60分）
第2日目	理　科　(B)	10:00～11:20（80分）	10:00～11:30（90分）	10:00～11:00（60分）
	国　　語	12:30～14:15(105分)	12:30～14:30(120分)	12:30～13:50（80分）
	社　　会	15:00～16:20（80分）	15:00～16:30（90分）	14:40～15:40（60分）
	理　科　(C)	17:00～18:20（80分）	17:00～18:30（90分）	16:30～17:30（60分）

（注）　**第１日目と，第２日目の２時限目の試験開始時刻が異なりますので，十分注意してください。**

2　文字解答受験者の解答用紙への記入上の注意

文字解答受験者の解答用紙への受験番号等の記入方法については，次の記入上の注意をよく読んで十分理解しておくこと。

①　文字解答用紙の１枚目

受験番号，試験場コード，氏名，解答科目欄は，すべて解答用紙の１枚目にあるので，次により記入すること。

（原寸222㎜×279㎜以下同型）

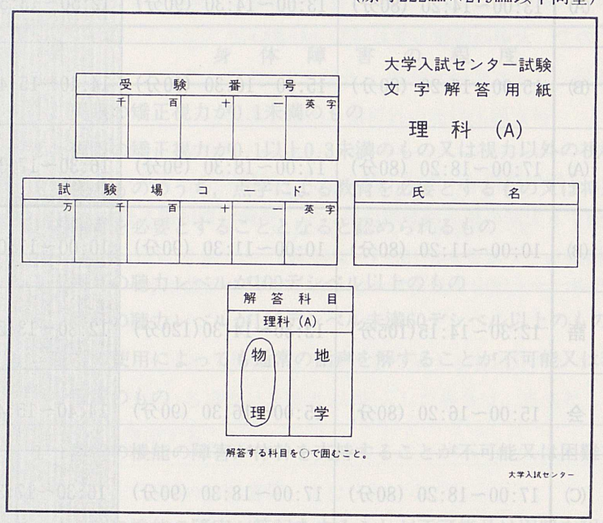

ア　受験番号，試験場コード欄

監督者の指示に従って，数字と英字で正しく記入すること。

イ　氏名欄

漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもよい。

ウ　解答科目欄

解答する科目を上の例示のように○で囲むこと。（各教科とも同様に行うこと。ただし，国語，数学(A)及び理科(C)については，科目名を○で囲む必要はない。）

②　文字解答用紙の２枚目以降

解答記入欄はすべて解答用紙の２枚目以降にあるので，次の例示のように記入すること。

（国語，社会，理科及び外国語共通の文字解答用紙）

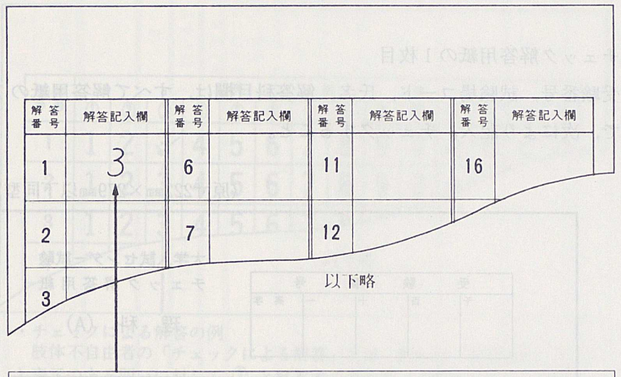

・文字による解答の例
視覚障害者の「文字による解答」とは，例えば，解答番号 1 と表示のある問いに対して ③ と解答する場合は，上図のように，解答記入欄に３と記入する解答方法である。

・数学（B）の「数学Ⅱ」は，問題番号 1 ，2 ，3 のうちから２問選択し解答することになる。
解答する問題番号を表示するための「選択問題番号」欄は，問題番号 1 の解答用紙にある。

・試験開始後に解答する問題を決めて，解答する問題番号の解答用紙に解答すること。

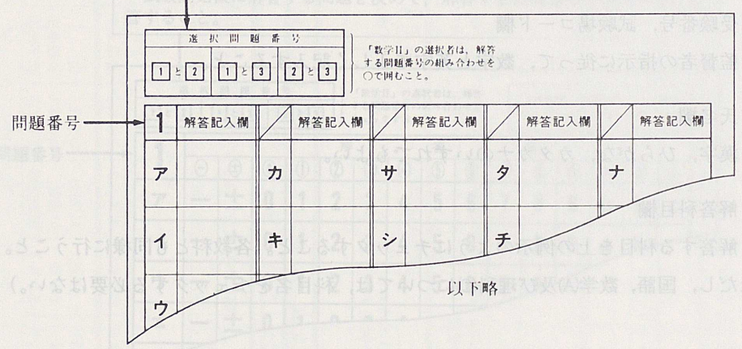

3　チェック解答受験者の解答用紙への記入上の注意

チェック解答受験者の解答用紙への受験番号等の記入方法,チェック方法については,次の記入上の注意をよく読んで十分理解しておくこと。

① チェック解答用紙の１枚目

受験番号，試験場コード，氏名，解答科目欄は，すべて解答用紙の１枚目にあるので，次により記入，チェックすること。

（原寸222㎜×279㎜以下同型）

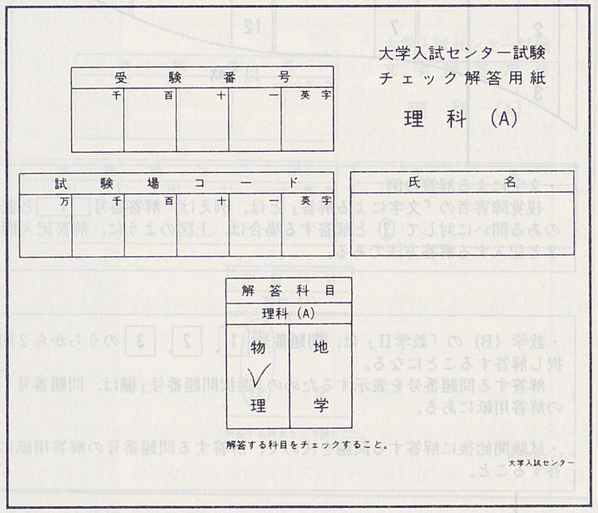

ア　受験番号，試験場コード欄

監督者の指示に従って，数字と英字で正しく記入すること。

イ　氏名欄

漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもよい。

ウ　解答科目欄

解答する科目を上の例示のようにチェックすること。(各教科とも同様に行うこと。ただし，国語，数学(A)及び理科(C)については，科目名をチェックする必要はない。)

② チェック解答用紙の２枚目以降

解答欄はすべて解答用紙の２枚目以降にあるので，次の例示のようにチェックすること。

（理科(A)のチェック解答用紙）

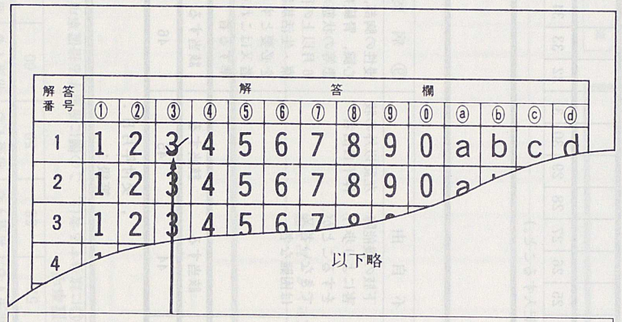

・チェックによる解答の例

肢体不自由者の「チェックによる解答」とは，例えば，解答番号 1 と表示のある問いに対して ③ と解答する場合は，上図のように，解答欄の 3 に ✓ を表示する解答方法である。

（参考）

(1) 解答の表示は，✓を表示し難い場合には，例えば○（マル），×（バツ），／（シャセン）などのように受験者の解答箇所が判読できる表示であればいずれでもよい。（１枚目の解答科目欄の表示についても同様とする。）

(2) 解答箇所を訂正する場合は，消しゴムで消すこと。消すことが困難な場合は，監督者又は介助者に申し出て消してもらっても差し支えない。

・数学（B）の「数学II」は，問題番号 1 ，2 ，3 のうちから２問選択し解答することになる。

解答する問題番号を表示するための「選択問題番号」欄は，問題番号 1 の解答用紙にある。

・試験開始後に解答する問題を決めて，解答する問題番号の解答用紙に解答すること。

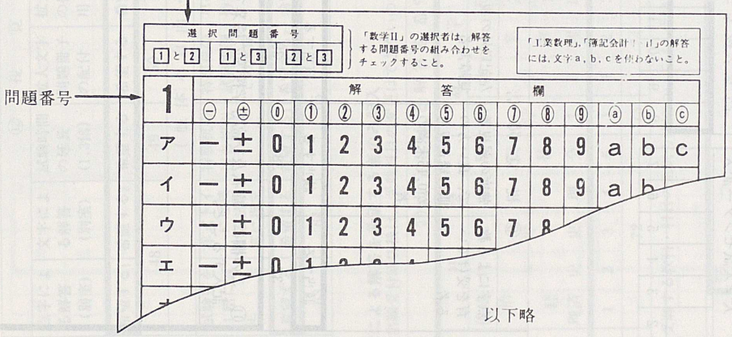

平成４年度大学入試センター試験

身体障害者受験特別措置申請書

	①大学入試センター記入						
3							
1	2	3	4	5	6	7	

②高等学校等コード						
8	9	10	11	12	13	

③整理番号			
14	15	16	17

④氏名	カタカナ記入（姓と名の間は１コマをあけ，濁点及び半濁点は１コマとする。）																
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
	漢字等記入（かい書で丁寧に記入すること。）																

⑤性別	
男1	女2
36	

身体障害の程度

⑥視覚障害			⑦聴覚障害		⑧肢体不自由				⑨病弱	⑩その他
点字による教育を受けている者	強度の弱視者で，良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者	左記以外の視覚障害者	両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者	左記以外の聴覚障害者	体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者	上肢の機能障害により筆記をすることができない者又は困難な者	下肢の機能障害により歩行をすることができない者又は困難な者	左記以外の肢体不自由者	慢性の胸部，心臓，腎臓疾患等の状態が６月以上の医療・生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者	
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する
37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47

⑪ この欄に，症状及び高等学校等の授業での状況等を詳しく記入すること。

身体障害者手帳交付番号：　　，交付年月日：
障害名：　　，等級：

受験に際して希望する措置

⑫視覚障害								⑬聴覚障害			⑭肢体不自由・病弱等			
点字による解答（別室）	文字による解答（別室）	試験時間の延長（1.3倍）	拡大文字問題冊子の配付	拡大鏡等の持参使用	窓側の明るい座席を指定	照明器具の準備	点字器等の試験場での保管	手話通訳者の付与	注意事項等の文書による伝達	座席を前列に指定	補聴器の持参使用	チェックによる解答（別室）	試験時間の延長（1.3倍）	試験室における介助者の付与	別室の設定
希望する1	希望する2	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する
48		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62

（肢体不自由・病弱等）								⑮その他	⑯希望措置事項（⑮に該当する者は，この欄に希望する措置事項を記入すること。）
試験室を１階に設定	洋式トイレに近接する試験室に指定	特製机の持参使用	特製机の試験場側での準備	車椅子の持参使用	杖の持参使用	試験室入口までの付添者の同伴	試験場への乗用車での入構		
希望する	希望する	希望する1	希望する2	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	
63	64	65		66	67	68	69	70	
								1 2	

試験時間の延長(1.3倍)を希望する者は，必ず所定の「診断・意見書」を裏面にはりつけること。

点字による解答を希望する者のみ記入
（出願受付締切後は，受験科目の変更はできないので注意すること。）

⑰点字による解答を希望する者の受験科目

国語	社会					数学				理科					外国語		
	倫理，政治・経済	日本史	世界史	地理	現代社会	数学I	数学II	工業数理	簿記会計I・II	物理	地学	化学	理科I	生物	英語	ドイツ語	フランス語
1	1	2	3	4	5	1	1	2	3	1	2	1	2	1	1	2	3
71	72					73	74			75		76		77	78		

※ 受験する教科・科目の選択方法については，受験案内（本冊）25～26ページを参照すること。

※大学入試センター記入欄

⑱志願者の現住所・連絡電話番号
〒　－
連絡電話番号（　　）　－

⑲記入者名　　㊞

※

(4) 平成４年度大学入試センター試験志願票

10月26日以降の消印で郵送されたものは受理しないので注意してください。折らずに封筒に入れてください。

平成４年度大学入学者選抜大学入試センター試験

志願票
〔提出用〕

①高等学校等コード（「高等学校等コード表」により記入）　出身学校名　高等学校学校

②身体障害者受験特別措置　1 希望　8

高等学校記入欄　③整理番号（高等学校単位に一連番号を右につめて記入）　9 10 11 12

④受験教科数　1 2教科以下受験　13

⑤カタカナ記入（姓と名の間は，1コマをあけ，濁点及び半濁点は1コマとする。）　14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

⑥漢字等記入（かい書で丁寧に記入すること。）

⑦性別　男 1　女 2　52

⑧生年月日　年号　年　月　日　M 明治　T 大正　S 昭和　53 54 55 56 57 58 59

⑨連絡電話番号（自宅，下宿，寮等）

| 出願資格 | | |

注　意　事　項　（下記のほかは監督者の指示に従ってください。）

1　**この受験票及び写真票は，試験当日必ず持参してください。**
2　指定された試験場以外では，受験できません。
3　受験する教科・科目の**「受験者入室」時刻**までに，試験室に入室してください。
4　試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内**の遅刻に限り，受験を認めます。
5　試験室では，机の上の受験番号と受験票の受験番号が同一であることを確認して，着席してください。
6　机の上には，「受験票」「写真票」「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい。）」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」以外の所持品を置いてはいけません。
7　監督者の指示に従い，解答用紙の所定欄に，受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を正しく記入し，マークしてください。
8　試験当日は，志願票に記入した「受験希望教科・科目」と異なる教科・科目を受験することができます。ただし，「ドイツ語」「フランス語」「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」は，出願時に申告しなかった者は受験することができません。
9　試験室に入室してから試験終了まで退室は認めません。各教科・科目の試験終了後に退室する際には，受験票を携帯してください。
10　**この受験票は，大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜試験及び入学手続の際にも必要となりますので，絶対に紛失しないでください。**
11　この受験票に**「受験教科数２」の表示**がある場合は，３教科以上を受験することはできません。
12　この受験票に**「上履き持参」**と表示がある場合は，「上履き」を持参し，**「下履きを入れる袋等」**も持参してください。

試験日程	試験期日	平成４年１月11日（土）				平成４年１月12日（日）			
	教科・科目	外国語 英語 ドイツ語 フランス語	数学(A) （数学Ⅰ）	数学(B) 数学Ⅱ 工業数理 簿記会計 Ⅰ・Ⅱ	理科(A) 物理 地学	理科(B) 化学 理科Ⅰ	国語 （国語Ⅰ・Ⅱ）	社会 倫理，政治・経済 日本史 世界史 地理 現代社会	理科(C) （生物）
	受験者入室	9:45まで	12:40まで	14:30まで	16:20まで	9:45まで	12:20まで	14:30まで	16:20まで
	試験開始	10:00	12:50	14:40	16:30	10:00	12:30	14:40	16:30
	試験終了	11:20	13:50	15:40	17:30	11:00	13:50	15:40	17:30

（注）「試験時間の延長を許可された受験者」の試験開始時刻等は，左表と異なるので該当する受験上の注意を参照してください。

私
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

私
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

2募
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

私
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

C
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

私
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

B後
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

推薦
大学入試センター試験を課す国公立大学の推薦入学に出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

A前
出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

(6)　平成４年度大学入試センター試験受験票（２教科以下受験者用）

平成4年度 **大学入学者選抜大学入試センター試験受験票**

受験番号	試験場コード
1001K	20001X

東西大学　第１試験場

所在地	東京都目黒区駒場　２－１９－２３　　試験当日の電話　03-3465-8600
道順	京王帝都電鉄　井ノ頭線「駒場東大前」駅西口下車、徒歩５分。

上履き持参　　要措置

受験教科数　2　　発行回数　1

配付希望試験問題：ドイツ語／フランス語／工業数理／簿記会計Ⅰ・Ⅱ

見本

南多摩高等学校

（コマバ　タロウ）
駒場　太郎　殿

（13261G-010001）

写真（４cm×３cm）
写真の裏に氏名を記入の上，あらかじめはっておいてください。

自署欄（氏名）
（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

性別　男

昭和48年10月02日生

問い合わせ大学　東西大学　　電話　03-3465-8600

裏面の注意事項をよく読んでください。　大学入試センター　〒153　東京都目黒区駒場２丁目19－23　電話（03）3465－8600

2募　平成４ センター試験成績請求票　第２次募集用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

私　平成４ センター試験成績請求票　私立大学用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

私　平成４ センター試験成績請求票　私立大学用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

C　平成４ センター試験成績請求票　C日程群用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

私　平成４ センター試験成績請求票　私立大学用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

B後　平成４ センター試験成績請求票　B日程・後期日程用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

私　平成４ センター試験成績請求票　私立大学用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

A前　平成４ センター試験成績請求票　A日程・前期日程用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

推薦　平成４ センター試験成績請求票　国公立推薦入学用
1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

平成4　大学入試センター試験写真票　センター整理番号（0001）

写真（４cm×３cm）
写真の裏に氏名を記入の上，あらかじめはっておいてください。

自署欄（氏名）
（あらかじめ黒又は青のボールペンで記入しておいてください。）

性別　男

1　**この写真票は，受験票とともに必ず持参してください。**
2　この写真票は，試験時間内に回収するので，受験票と切り離して，机の上の受験番号票の上に置いてください。

1001K - 20001X - 1
（コマバ　タロウ）
駒場　太郎

注　意　事　項　（下記のほかは監督者の指示に従ってください。）

1　**この受験票及び写真票は，試験当日必ず持参してください。**
2　指定された試験場以外では，受験できません。
3　受験する教科・科目の**「受験者入室」**時刻までに，試験室に入室してください。
4　試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内**の遅刻に限り，受験を認めます。
5　試験室では，机の上の受験番号と受験票の受験番号が同一であることを確認して，着席してください。
6　机の上には，「受験票」「写真票」「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい。）」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」以外の所持品を置いてはいけません。
7　監督者の指示に従い，解答用紙の所定欄に，受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を正しく記入し，マークしてください。
8　試験当日は，志願票に記入した「受験希望教科・科目」と異なる教科・科目を受験することができます。ただし，「ドイツ語」「フランス語」「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」は，出願時に申告しなかった者は受験することができません。
9　試験室に入室してから試験終了まで退室は認めません。各教科・科目の試験終了後に退室する際には，受験票を携帯してください。
10　**この受験票は，大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜試験及び入学手続の際にも必要となりますので，絶対に紛失しないでください。**
11　この受験票に**「受験教科数２」の表示**がある場合は，**３教科以上を受験することはできません。**
12　この受験票に**「上履き持参」**と表示がある場合は，「上履き」を持参し，**「下履きを入れる袋等」**も持参してください。

試験日程	試験期日	平成４年１月11日（土）				平成４年１月12日（日）			
	教科・科目	外国語 〔英語 ドイツ語 フランス語〕	数学（A） （数学Ⅰ）	数学（B） 〔数学Ⅱ 工業数理 簿記会計 Ⅰ・Ⅱ〕	理科（A） 〔物理 地学〕	理科（B） 〔化学 理科Ⅰ〕	国語 （国語Ⅰ・Ⅱ）	社会 〔倫理，政治・経済 日本史 世界史 地理 現代社会〕	理科（C） （生物）
	受験者入室	9:45まで	12:40まで	14:30まで	16:20まで	9:45まで	12:20まで	14:30まで	16:20まで
	試験開始	10:00	12:50	14:40	16:30	10:00	12:30	14:40	16:30
	試験終了	11:20	13:50	15:40	17:30	11:00	13:50	15:40	17:30

（注）「試験時間の延長を許可された受験者」の試験開始時刻等は，左表と異なるので該当する受験上の注意を参照してください。

私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。	私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。	2募 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。
	私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。	C 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。
	私 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。	B後 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。
	推薦 大学入試センター試験を課す国公立大学の推薦入学に出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。	A前 出願する際，当該大学の出願書類の所定欄に，のり付けしてください。

(7)　平成４年度大学入試センター試験受験上の注意（一般受験者用）

平成４年度大学入試センター試験

受　験　上　の　注　意

1　試験日程及び出題教科・科目等

日程	平成４年１月11日（土）				平成４年１月12日（日）			
教科・科目	外国語	数学（A）	数学（B）	理科（A）	理科（B）	国語	社会	理科（C）
事項	〔英語 ドイツ語 フランス語〕	〔数学Ⅰ〕	〔数学Ⅱ 工業数理 簿記会計 Ⅰ・Ⅱ〕	〔物理 地学〕	〔化学 理科Ⅰ〕	〔国語Ⅰ・Ⅱ〕	〔倫理，政治・経済 日本史 世界史 地理 現代社会〕	〔生物〕
受験者入室	9:45 まで	12:40 まで	14:30 まで	16:20 まで	9:45 まで	12:20 まで	14:30 まで	16:20 まで
試験開始	10:00	12:50	14:40	16:30	10:00	12:30	14:40	16:30
試験終了	11:20	13:50	15:40	17:30	11:00	13:50	15:40	17:30

(1)　受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。
(2)　第１日目と，第２日目の２時限目の試験開始時刻が異なるので，十分注意してください。

2　受験教科・科目

大学入試センター試験を利用する各大学は，**大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。**志望する大学の募集要項等によって，これらを確認の上，受験してください。

3　試験前日までの注意事項

(1)　受験票及び写真票の写真欄には，同一の写真（白黒・カラーを問わない。写真の裏には，氏名を書いておいてください。）を丁寧にはり付けておいてください。（写真の大きさは，縦４cm・横３cm，試験日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，受験時に眼鏡を着用する者は，眼鏡を着用して撮影したもの。）
(2)　受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ**受験者本人**が氏名を自署しておいてください。
　　この署名は，答案の署名と照合することがあります。

(3) **試験前日までに，試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。**
ただし，試験室の下見は原則として認められません。

4　試験当日の注意事項

(1) 受験票及び写真票は，**試験当日必ず持参してください。**

(2) 受験者は，各自が受験する教科・科目の**「受験者入室」**時刻までに，指定された試験場・試験室に到着してください。指定された試験場以外での受験は認められません。

(3) 試験室の位置等は，試験場の入口に掲示又は印刷物により指示されていますので，**早めに試験場に到着し，確認してください。**

(4) 試験場・試験室の入口で受験票の提示を求めることがあります。なお，受験者の付添者は，試験場構内に入構できないことがあります。

(5) 試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認して，着席してください。

(6) 受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7) 試験当日は，志願票に記入した「受験希望教科・科目」と異なる教科・科目を受験することができます。ただし，「ドイツ語」「フランス語」「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」は，出願時に申告しなかった者は受験することができません。

(8) 試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，**早めに試験場本部に行き，**仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。）

(9) 試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。**
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合，試験時間を繰り下げることもあります。

(10) 受験票に**「上履き持参」**と表示してある場合は，「上履き」を持参し，**「下履きをいれる袋等」**も持参してください。

(11) 昼食は，各自で用意してください。

(12) 自動車，バイク等での試験場構内への乗り入れを禁止します。

5　試験時間中の注意事項

(1) 受験票等所持品の扱い

ア　試験時間中，机の上に置けるものは，**「受験票」「写真票**（最初に受験した時間に回収する

る。）」「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい。）」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。
なお，「定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）」「コンパス」等の補助具は使用できません。

イ　試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。

ウ　試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。（英文字や地図等がプリントされている上着等は着用しないでください。）

(2) 受験番号，解答科目等のマーク，記入

ア　**解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ずマークし，記入してください。**

イ　受験番号又は解答科目等を正しくマークしていない場合は，採点できないことがあります。

(3) 解答上の注意

解答には，必ず「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい。）」「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。
「H，F，HBの黒鉛筆以外のもの」及び「シャープペンシルなど」を使用して解答した場合には，解答が読み取れないおそれがありますので，使用しないでください。

(4) 試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，手を挙げて監督者の指示に従ってください。

(5) 試験終了時の注意

「解答やめ。鉛筆を置いてください。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。この指示があった後は，受験番号又は解答科目のマーク忘れ等のいかなる理由があっても，解答用紙の修正，加筆等は認められません。
この指示に従わなかった場合には，不正行為とみなされます。不正行為を行った場合は，それ以後の受験はできません。また，大学入試センター試験の受験が無効となります。

6　2教科以下の受験として出願した者の受験教科等

2教科以下の受験として出願した者（受験票に，「受験教科数2」の表示と，両端にしま模様がある。）は，**3教科以上を受験することはできません。**誤って3教科以上を受験した場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，「受験した教科」とします。

（受験案内29ページ参照）

7　別冊子の試験問題配付希望

「ドイツ語」「フランス語」「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子の配付を希望する者については，出願時の申告により受験票に表示してあります。申告しなかった者は，これらの科目を受験することができません。

8　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1)　受験票は，大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜試験及び入学手続の際にも必要となりますので，絶対に紛失しないでください。

(2)　成績請求票は，大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出してください。

9　身体に障害のある志願者の受験特別措置の通知等

受験に際して特別の措置を申請した志願者には，次の書類を後日別途送付します。

①　「身体障害者受験特別措置決定通知書」又は「負傷者等受験特別措置決定通知書」
（出願受付締切後の不慮の事故等による負傷者等の受験特別措置については，受験案内32ページを参照してください。）

②　「受験上の注意（点字問題受験者用，身体に障害のある受験者用及び試験時間延長(1.3倍)受験者用)」

10　追試験の実施

(1)　実施期日は，平成4年1月18日（土），1月19日（日）とします。
ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2)　追試験場

地　　区	試　験　場　名	所　　在　　地
東　日　本 北海道，東北， 関東甲信越，静岡県	東京芸術大学 音楽学部試験場	東京都台東区上野公園12－8
西　日　本 東海（静岡県を除く。） 北陸，近畿，中国， 四国，九州，沖縄	京都工芸繊維大学 試　験　場	京都市左京区松ヶ崎橋上町

(3)　追試験の受験申請

ア　疾病・負傷により，本試験の2日間とも受験できないか，第1日目，第2日目のどちらか1日だけしか受験できない場合

申請受付時間	・本試験前日（1月10日）　午前9時から午後5時まで ・第1日目　（1月11日）　午前8時から午前10時まで（注） ・第2日目　（1月12日）　午前8時から午前10時まで
申　請　方　法	(ア) 本人又は代理人が，「受験票」と「医師の診断書」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (イ) 本人又は代理人が「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡し指示を受けてください。
受験許可の単位	本試験の2日分の教科・科目又は1日分の教科・科目

（注）　第1日目からの追試験受験申請は，本試験前日又は第1日目の申請受付時間内に必ず済ませてください。第2日目に，第1日目分の追試験を申請しても許可されません。

イ　試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由（注）により，本試験の2日間とも受験できないか，第1日目，第2日目のどちらか1日だけしか受験できない場合

申請受付時間	試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由のあった日の試験終了時まで
申　請　方　法	(ア) 本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (イ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡し指示を受けてください。
受験許可の単位	本試験の2日分の教科・科目又は1日分の教科・科目

（注）「やむを得ない事由」の例

① 親族の危篤，死亡（親族とは，両親及び同居の親族等）
② 自宅の火災
③ 交通機関のストライキ
④ 法定伝染病による隔離 （受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等）

11 試験問題冊子の注意事項（見本）

外 国 語〔英 語〕 (200点 80分)

ドイツ語又はフランス語の問題冊子は，大学入試センター試験の出願時にドイツ語又はフランス語の受験を希望した者に配付します。

注 意 事 項

1 試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけません。

2 この問題冊子は，○○ページあります。
試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁，乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせなさい。

3 解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので，監督者の指示に従って，それぞれ正しく記入し，マークしなさい。

① 受験番号欄
受験番号(数字及び英字)を記入し，さらにその下のマーク欄にマークしなさい。

② 氏名欄，試験場コード欄
氏名・フリガナ及び試験場コード（数字及び英字）を記入しなさい。

③ 解答科目マーク欄・解答科目名欄
解答する科目（英語）にマークし，さらにその科目名（英語）を記入しなさい。

4 受験番号及び解答する科目が正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。

5 解答は，解答用紙の解答欄にマークしなさい。例えば，[20]と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように解答番号20の解答欄の③にマークしなさい。

（例）

解答番号	解答欄
20	① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

6 問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけません。

7 試験終了後，問題冊子は持ち帰りなさい。

12 解答用紙の様式（見本）

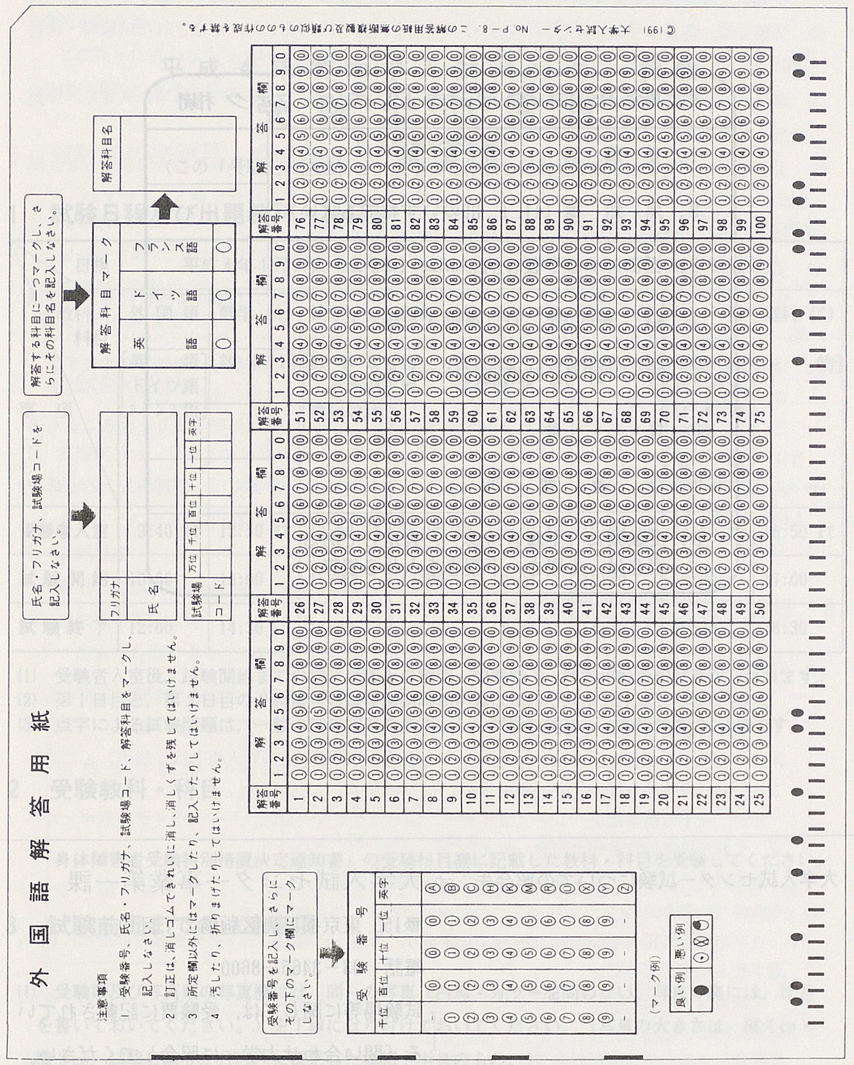

試験当日の所持品チェック欄	
1．受　験　票　・　写　真　票	
2．黒　鉛　筆（H，F，HBのいずれでもよい）	
3．プラスチック製の消しゴム	
4．鉛　筆　削　り（電動式を除く）	
5．時　　計（計時機能だけのもの）	
6．昼　　食	
7．交　通　費　等	
8．受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋等	

大学入試センター試験についての照会先　⇨ 大学入試センター事業第一課

〒153 東京都目黒区駒場２丁目19－23

電話　03－3465－8600

試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に照会してください。

（再生紙使用）

(8)　平成４年度大学入試センター試験受験上の注意（点字問題受験者用）

平成４年度大学入試センター試験

受験上の注意

（点字問題受験者用）

（この「受験上の注意」は，点字でも作成し同封してあります。）

1　試験日程及び出題教科・科目等

日程 ＼ 教科・科目 ／ 事項	平成４年１月11日（土曜日）				平成４年１月12日（日曜日）			
	外国語	数学（A）	数学（B）	理科（A）	理科（B）	国語	社会	理科（C）
	〔英語 ドイツ語 フランス語〕	〔数学Ⅰ〕	〔数学Ⅱ 工業数理 簿記会計 Ⅰ・Ⅱ〕	〔物理 地学〕	〔化学 理科Ⅰ〕	〔国語Ⅰ･Ⅱ〕	〔倫理，政治・経済 日本史 世界史 地理 現代社会〕	〔生物〕
受験者入室	9:40 まで	12:50 まで	14:50 まで	16:50 まで	9:40 まで	12:20 まで	14:50 まで	16:50 まで
試験開始	10:00	13:00	15:00	17:00	10:00	12:30	15:00	17:00
試験終了	12:00	14:30	16:30	18:30	11:30	14:30	16:30	18:30

(1)　受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。
(2)　第１日目と，第２日目の２時限目の試験開始時刻が異なるので，十分注意してください。
(3)　点字による試験問題は，一般の試験問題を基本とし，**試験時間は，一般受験者の1.5倍です。**

2　受験教科・科目

「身体障害者受験特別措置決定通知書」の受験科目欄に記載した教科・科目を受験してください。

3　試験前日までの注意事項

(1)　受験票及び写真票の写真欄には，同一の写真（白黒・カラーを問わない。写真の裏には，氏名を書いておいてください。）を丁寧にはり付けておいてください。（写真の大きさは，縦４cm・横３cm，試験日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。）
(2)　**試験前日までに，試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。**
ただし，試験室の下見は原則として認められません。

4　試験当日の注意事項

(1)　受験票，写真票及び身体障害者受験特別措置決定通知書は，**試験当日必ず持参してください。**

(2)　受験者は，各自が受験する教科・科目の「**受験者入室**」時刻までに，指定された試験場・試験室に到着してください。指定された試験場以外での受験は認められません。

(3)　試験室及び付添者の控室の位置等は，試験場で指示しますので，**早めに試験場に到着し**，係員の指示を受け，受験者控室（付添者控室）に入室してください。

(4)　受験者は，付添者１名を同伴することができます。付添者の同伴は試験室の入口までとし，試験中は，控室に待機してください。なお，付添者は，すべて係員の指示に従ってください。

(5)　試験室では，係員の指示に従って，着席してください。

(6)　受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7)　試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，**早めに試験場本部に行き**，仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。

(8)　試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。**
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合，試験時間を繰り下げることもあります。

(9)　受験票に「**上履き持参**」と表示してある場合は，「上履き」を持参し，「**下履きを入れる袋等**」も持参してください。

(10)　昼食は，各自で用意してください。

5　試験時間中の注意事項

(1)　受験票等所持品の扱い

ア　試験時間中，机の上に置けるものは，「**受験票**」「**写真票**（最初に受験した時間に回収する。）」「**身体障害者受験特別措置決定通知書**」「**点字器**」「**点字タイプライター**」「**定規**」「**コンパス**」「**そろばん**（盲人用又は一般用）」「**時計**（計時機能だけの盲人用又は一般用）」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。
なお，点字用解答用紙，レーズライター，レーズライター用紙，レーズライター用ボールペン，下書き用紙は試験場で用意します。

イ　試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。

(2)　受験番号の書き方等

ア　点字用解答用紙に受験教科・科目，受験番号，氏名，試験場コード等を監督者の指示に従い，必ず記入してください。

イ　受験番号又は受験教科・科目等を正しく書いていない場合は，採点できないことがあります。

(3)　試験時間中の退室
試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，監督者に申し出てその指示に従ってください。

(4)　試験終了時の注意
「解答やめ。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。この指示があった後は，受験番号又は解答科目の書き忘れ等のいかなる理由があっても，解答用紙の修正，書き込み等は認められません。
この指示に従わなかった場合には，不正行為とみなされます。不正行為を行った場合は，それ以後の受験はできません。また，大学入試センター試験の受験が無効となります。

6　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1)　**受験票は，大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜試験及び入学手続の際にも必要となりますので，絶対に紛失しないでください。**

(2)　**成績請求票は，**大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い**出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出**してください。

7　追試験の実施

(1)　実施期日は，平成４年１月18日（土曜日），１月19日（日曜日）とします。
ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2)　追試験場
受験票で指定した試験場（本試験の試験場と同じ。）

(3)　追試験の受験申請

ア　**疾病・負傷により，**本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

申請受付時間	・本試験前日（１月10日）　午前９時から午後５時まで ・第１日目　（１月11日）　午前８時から午前10時まで（注） ・第２日目　（１月12日）　午前８時から午前10時まで
申請方法	(7) 本人又は代理人が，「受験票」と「医師の診断書」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (イ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡し指示を受けてください。
受験許可の単位	**本試験の２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目**

（注）　第１日目からの追試験受験申請は，本試験前日又は第１日目の申請受付時間内に必ず済ませてください。第２日目に，第１日目分の追試験を申請しても許可されません。

イ　**試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由**（注）により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

申請受付時間	試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由のあった日の試験終了時まで
申請方法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡し指示を受けてください。
受験許可の単位	**本試験の２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目**

（注）　「やむを得ない事由」の例

①　親族の危篤，死亡（親族とは，両親及び同居の親族等）
②　自宅の火災
③　交通機関のストライキ
④　法定伝染病による隔離 （受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等）

8　試験問題冊子の注意事項等

試験問題冊子の注意事項等（見本―点字版）を添付しますので，よく読んでおいてください。

試験当日の所持品チェック欄

1．受験票・写真票	
2．身体障害者受験特別措置決定通知書	
3．身体障害者受験特別措置決定通知書で許可された所持品	
4．時　計（計時機能だけのもの）	
5．昼　食	
6．交通費等	
7．受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋等	

大学入試センター試験についての照会先　⇨　大学入試センター事業第一課
〒153 東京都目黒区駒場２丁目19－23
電話　03－3465－8600

（試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に照会してください。）

（再生紙使用）

(9) 平成４年度大学入試センター試験受験上の注意（試験時間延長(1.3倍)受験者用）

平成４年度大学入試センター試験
受験上の注意
（試験時間延長（1.3 倍）受験者用）

1 試験日程及び出題教科・科目等

日程 / 教科・科目 / 事項	平成４年１月11日（土）				平成４年１月12日（日）			
	外国語	数学（A）	数学（B）	理科（A）	理科（B）	国語	社会	理科（C）
	〔英語 ドイツ語 フランス語〕	〔数学Ⅰ〕	数学Ⅱ 工業数理 簿記会計 Ⅰ・Ⅱ	〔物理 地学〕	〔化学 理科Ⅰ〕	〔国語Ⅰ･Ⅱ〕	〔倫理，政治・経済 日本史 世界史 地理 現代社会〕	〔生物〕
受験者入室	9:40 まで	12:50 まで	14:50 まで	16:50 まで	9:40 まで	12:20 まで	14:50 まで	16:50 まで
試験開始	10:00	13:00	15:00	17:00	10:00	12:30	15:00	17:00
試験終了	11:45	14:20	16:20	18:20	11:20	14:15	16:20	18:20

(1) 受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。
(2) 第１日目と，第２日目の２時限目の試験開始時刻が異なるので，十分注意してください。
(3) **試験時間は，一般受験者の1.3 倍です。**

2 受験教科・科目

大学入試センター試験を利用する各大学は，**大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。**志望する大学の募集要項等によって，これらを確認の上，受験してください。

3 試験前日までの注意事項

(1) 受験票及び写真票の写真欄には，同一の写真（白黒・カラーを問わない。写真の裏には，氏名を書いておいてください。）を丁寧にはり付けておいてください。（写真の大きさは，縦４cm・横３cm，試験日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，受験時に眼鏡を着用する者は，眼鏡を着用して撮影したもの。）

(2) 受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ**受験者本人**が氏名を自署しておいてください。氏名は，漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもかまいません。
この署名は，答案の署名と照合することがあります。

(3) **試験前日までに，試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。**
ただし，試験室の下見は原則として認められません。

4　試験当日の注意事項

(1)　受験票，写真票及び身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書（以下「受験特別措置決定通知書」という。）は，**試験当日必ず持参してください。**

(2)　受験者は，各自が受験する教科・科目の**「受験者入室」時刻**までに，指定された試験場・試験室に到着してください。指定された試験場以外での受験は認められません。

(3)　試験室の位置等は，試験場の入口に掲示又は印刷物により指示されていますので，**早めに試験場に到着し**，確認してください。

(4)　試験場・試験室の入口で受験票の提示を求めることがあります。

受験特別措置決定通知書で，「付添者の同伴」を許可された受験者は，付添者１名を同伴することができます。付添者の同伴は試験室の入口までとし，試験中は控室に待機してください。

なお，付添者は，すべて係員の指示に従ってください。

(5)　試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認して，着席してください。

(6)　受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7)　試験当日は，志願票に記入した「受験希望教科・科目」と異なる教科・科目を受験することができます。ただし，「ドイツ語」「フランス語」「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」は，出願時に申告しなかった者は受験することができません。

(8)　試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，**早めに試験場本部に行き**，仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。）

(9)　試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。**

遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。

なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合，試験時間を繰り下げることもあります。

(10)　受験票に**「上履き持参」**と表示してある場合は，「上履き」を持参し，**「下履きを入れる袋等」**も持参してください。

(11)　昼食は，各自で用意してください。

5　試験時間中の注意事項

(1)　受験票等所持品の扱い

ア　試験時間中，机の上に置けるものは，**「受験票」「写真票**（最初に受験した時間に回収する。）」**「黒鉛筆**（鉛筆の硬度は問わない。）」**「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計**（計時機能だけのもの。）」**「受験特別措置決定通知書で持参使用を許可された所持品**（拡大鏡等）」です。これ以外の所持品を置いてはいけません。

なお，受験特別措置決定通知書で許可されたもの以外の補助具は使用できません。

イ　試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。

ウ　試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。（英文字や地図等がプリントされている上着等は着用しないでください。）

(2)　受験番号，解答科目等の記入，チェック

ア　**文字又はチェック解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ず記入又はチェックしてください。**

イ　受験番号又は解答科目等を正しく記入又はチェックしていない場合は，採点できないことがあります。

(3)　試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，監督者に申し出てその指示に従ってください。

(4)　試験終了時の注意

「解答やめ。鉛筆を置いてください。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。この指示があった後は，受験番号，解答科目の記入又はチェック忘れ等のいかなる理由があっても，解答用紙の修正，加筆等は認められません。

この指示に従わなかった場合には，不正行為とみなされます。不正行為を行った場合は，それ以後の受験はできません。また，大学入試センター試験の受験が無効となります。

6　２教科以下の受験として出願した者の受験教科等

２教科以下の受験として出願した者（受験票に，「受験教科数２」の表示と，両端にしま模様がある。）は，**３教科以上を受験することはできません。**誤って３教科以上を受験した場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，「受験した教科」とします。

（受験案内29ページ参照）

7　別冊子の試験問題配付希望

「ドイツ語」「フランス語」「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子の配付を希望する者については，出願時の申告により受験票に表示してあります。申告しなかった者は，これらの科目を受験することができません。

8　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1)　**受験票は，大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜試験及び入学手続の際にも必要となりますので，絶対に紛失しないでください。**

(2)　**成績請求票は，**大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い**出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出**してください。

9　追試験の実施

(1)　実施期日は，平成４年１月18日（土），１月19日（日）とします。

ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施

します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2) 追試験場

受験票で指定した試験場（本試験の試験場と同じ。）

(3) 追試験の受験申請

ア **疾病・負傷**により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

申請受付時間	・本試験前日（１月10日）　午前９時から午後５時まで ・第１日目　（１月11日）　午前８時から午前10時まで（注） ・第２日目　（１月12日）　午前８時から午前10時まで
申請方法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と「医師の診断書」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡し指示を受けてください。
受験許可の単位	**本試験の２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目**

（注）　第１日目からの追試験受験申請は，本試験前日又は第１日目の申請受付時間内に必ず済ませてください。第２日目に，第１日目分の追試験を申請しても許可されません。

イ **試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由**（注）により，本試験の２日間とも受験できないか，第１日目，第２日目のどちらか１日だけしか受験できない場合

申請受付時間	試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由のあった日の試験終了時まで
申請方法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡し指示を受けてください。
受験許可の単位	**本試験の２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目**

（注）　「やむを得ない事由」の例

①　親族の危篤，死亡（親族とは，両親及び同居の親族等）
②　自宅の火災
③　交通機関のストライキ
④　法定伝染病による隔離 （受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等）

10　試験問題冊子の注意事項（見本）

外　国　語〔英　語〕　(200点　80分)

ドイツ語又はフランス語の問題冊子は，大学入試センター試験の出願時にドイツ語又はフランス語の受験を希望した者に配付します。

注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけません。

2　この問題冊子は，○○ページあります。
試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁，乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせなさい。

3　解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので，監督者の指示に従って，それぞれ正しく記入し，マークしなさい。
①　受験番号欄
受験番号(数字及び英字)を記入し，さらにその下のマーク欄にマークしなさい。
②　氏名欄，試験場コード欄
氏名・フリガナ及び試験場コード（数字及び英字）を記入しなさい。
③　解答科目マーク欄・解答科目名欄
解答する科目（英語）にマークし，さらにその科目名（英語）を記入しなさい。

4　受験番号及び解答する科目が正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。

5　解答は，解答用紙の解答欄にマークしなさい。例えば，[20]と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように解答番号20の解答欄の③にマークしなさい。

（例）

解答番号	解　答　欄
20	① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

6　問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけません。

7　試験終了後，問題冊子は持ち帰りなさい。

（注）この注意事項はマーク方式によって説明してありますので，文字あるいはチェック解答方式に読み替えてください。

11　解答用紙の様式（見本）

文字及びチェック解答用紙の様式（見本）については，受験案内（別冊）13～16ページを参照してください。

試験当日の所持品チェック欄	
1．受　験　票　・　写　真　票	
2．身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書	
3．身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書で許可された所持品	
4．黒　　鉛　　筆	
5．プラスチック製の消しゴム	
6．鉛　　筆　　削　　り	
7．時　　計（計時機能だけのもの）	
8．昼　　食	
9．交　　通　　費　　等	
10．受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋等	

大学入試センター試験についての照会先　⇨　大学入試センター事業第一課
〒153 東京都目黒区駒場２丁目19－23
電話　03－3465－8600

（試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に照会してください。）

（再生紙使用）

⑽　平成４年度大学入試センター試験受験上の注意（身体に障害のある受験者用）

平成４年度大学入試センター試験

受験上の注意

（身体に障害のある受験者用）

1　試験日程及び出題教科・科目等

日程 ＼ 教科・科目 ／ 事項	平成４年１月11日（土）				平成４年１月12日（日）			
	外国語	数学（A）	数学（B）	理科（A）	理科（B）	国語	社会	理科（C）
	〔英語／ドイツ語／フランス語〕	〔数学Ⅰ〕	〔数学Ⅱ／工業数理／簿記会計Ⅰ・Ⅱ〕	〔物理／地学〕	〔化学／理科Ⅰ〕	〔国語Ⅰ・Ⅱ〕	〔倫理，政治・経済／日本史／世界史／地理／現代社会〕	〔生物〕
受験者入室	9:45 まで	12:40 まで	14:30 まで	16:20 まで	9:45 まで	12:20 まで	14:30 まで	16:20 まで
試験開始	10:00	12:50	14:40	16:30	10:00	12:30	14:40	16:30
試験終了	11:20	13:50	15:40	17:30	11:00	13:50	15:40	17:30

⑴　受験者入室後，試験開始までの間に受験上の説明，問題冊子・解答用紙の配付等が行われます。

⑵　第１日目と，第２日目の２時限目の試験開始時刻が異なるので，十分注意してください。

2　受験教科・科目

大学入試センター試験を利用する各大学は，**大学入試センター試験の出題教科・科目の中から，入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。**志望する大学の募集要項等によって，これらを確認の上，受験してください。

3　試験前日までの注意事項

⑴　受験票及び写真票の写真欄には，同一の写真（白黒・カラーを問わない。写真の裏には，氏名を書いておいてください。）を丁寧にはり付けておいてください。（写真の大きさは，縦４cm・横３cm，試験日前３か月以内に撮影した無帽上半身のもの。なお，受験時に眼鏡を着用する者は，眼鏡を着用して撮影したもの。）

⑵　受験票及び写真票の自署欄に，あらかじめ**受験者本人**が氏名を自署しておいてください。

文字及びチェック解答受験者については，氏名は，漢字，ひらがな，カタカナのいずれでもかまいません。

この署名は，答案の署名と照合することがあります。

(3) **試験前日までに，試験場，道順，所要時間等を確認しておいてください。**
ただし，試験室の下見は原則として認められません。

4　試験当日の注意事項

(1) 受験票，写真票及び身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書（以下「受験特別措置決定通知書」という。）は，**試験当日必ず持参してください。**

(2) 受験者は，各自が受験する教科・科目の**「受験者入室」時刻**までに，指定された試験場・試験室に到着してください。指定された試験場以外での受験は認められません。

(3) 試験室の位置等は，試験場の入口に掲示又は印刷物により指示されていますので，**早めに試験場に到着し，確認してください。**

(4) 試験場・試験室の入口で受験票の提示を求めることがあります。
受験特別措置決定通知書で，「付添者の同伴」を許可された受験者は，付添者１名を同伴することができます。付添者の同伴は試験室の入口までとし，試験時間中は控室に待機してください。
なお，付添者は，すべて係員の指示に従ってください。

(5) 試験室では，机の上の受験番号が受験票の受験番号と同一であることを確認して，着席してください。

(6) 受験しない教科・科目の試験時間中は，試験室には入室できません。

(7) 試験当日は，志願票に記入した「受験希望教科・科目」と異なる教科・科目を受験することができます。ただし，「ドイツ語」「フランス語」「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」は，出願時に申告しなかった者は受験することができません。

(8) 試験当日，受験票，写真票を紛失し，又は忘れた場合には，**早めに試験場本部に行き**，仮受験票，仮写真票の交付を受けてください。（試験場本部の場所は，試験場の入口に掲示してあります。）

(9) 試験開始時刻に遅刻した場合は，**試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り，受験を認めます。**
遅刻の理由が事故等で，追試験の受験を希望する場合は，係員に申し出てください。
なお，試験当日，交通機関の事故又は災害等が発生した場合，試験時間を繰り下げることもあります。

(10) 受験票に**「上履き持参」**と表示してある場合は，「上履き」を持参し，**「下履きを入れる袋等」**も持参してください。

(11) 昼食は，各自で用意してください。

5　試験時間中の注意事項

(1) 受験票等所持品の扱い

ア　**マークシートにより解答する受験者**
試験時間中，机の上に置けるものは，**「受験票」「写真票（最初に受験した時間に回収する。）」「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい。）」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計(計時機能だけのもの)」「受験特別措置決定通知書で持参使用を許可された所持品（拡大鏡等）」**です。これ以外の所持品を置いてはいけません。
なお，受験特別措置決定通知書で許可されたもの以外の補助具は使用できません。

イ　**文字又はチェックにより解答する受験者**
試験時間中，机の上に置けるものは，**「受験票」「写真票（最初に受験した時間に回収する。）」「黒鉛筆（鉛筆の硬度は問わない。）」「プラスチック製の消しゴム」「鉛筆削り」「時計（計時機能だけのもの）」「受験特別措置決定通知書で持参使用を許可された所持品（拡大鏡等）」**です。これ以外の所持品を置いてはいけません。
なお，受験特別措置決定通知書で許可されたもの以外の補助具は使用できません。

ウ　試験時間中は，「電動式鉛筆削り」及び「時計のアラーム」を使用してはいけません。

エ　試験室内で，コート類を着用しても差し支えありません。（英文字や地図等がプリントされている上着等は着用しないでください。）

(2) 受験番号，解答科目等のマーク等

ア　**マークシートにより解答する受験者**

(ｱ) 解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ずマークし，記入してください。

(ｲ) 受験番号又は解答科目等を正しくマークしていない場合は，採点できないことがあります。

イ　**文字又はチェックにより解答する受験者**

(ｱ) 文字又はチェック解答用紙の所定欄に受験番号，氏名，試験場コード，解答科目等を監督者の指示に従い，必ず記入又はチェックしてください。

(ｲ) 受験番号，解答科目等を正しく記入又はチェックしていない場合は，採点できないことがあります。

(3) 解答上の注意

マークシートにより解答する受験者は，必ず「黒鉛筆（H，F，HBのいずれでもよい。）」「プラスチック製の消しゴム」を使用してください。

「H，F，HBの黒鉛筆以外のもの」及び「シャープペンシルなど」を使用して解答した場合には，解答が読み取れないおそれがありますので，使用しないでください。

(4) 試験時間中の退室

試験室に入室してから試験終了までは退室を認めません。試験中の発病又は用便等やむを得ない場合には，監督者に申し出てその指示に従ってください。

(5) 試験終了時の注意

「解答やめ。鉛筆を置いてください。」と指示があった際は，直ちに解答をやめてください。この指示があった後は，受験番号又は解答科目のマーク忘れ等のいかなる理由があっても，解答用紙の修正，加筆等は認められません。

この指示に従わなかった場合には，不正行為とみなされます。不正行為を行った場合は，それ以後の受験はできません。また，大学入試センター試験の受験が無効となります。

6　2教科以下の受験として出願した者の受験教科等

2教科以下の受験として出願した者（受験票に，「受験教科数2」の表示と，両端にしま模様がある。）は，**3教科以上を受験することはできません。**誤って3教科以上を受験した場合は，受験した教科のうちから試験時間割順に二つまでの教科を，「受験した教科」とします。

（受験案内29ページ参照）

7　別冊子の試験問題配付希望

「ドイツ語」「フランス語」「工業数理」及び「簿記会計Ⅰ・Ⅱ」の問題冊子の配付を希望する者については，出願時の申告により受験票に表示してあります。申告しなかった者は，これらの科目を受験することができません。

8　試験後の受験票・成績請求票の取扱い

(1) **受験票は，大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜試験及び入学手続の際にも必要となりますので，絶対に紛失しないでください。**

(2) **成績請求票は，**大学入試センター試験を利用する大学に出願する際，その大学の募集要項の指示に従い**出願書類の所定欄にはり付けて，各大学に提出**してください。

9　追試験の実施

(1) 実施期日は，平成4年1月18日（土），1月19日（日）とします。
ただし，この期日より後に再試験を実施する必要が生じた場合は，再試験と同一の期日に実施します。そのときは，追試験の受験者には別途通知します。

(2) 追試験場

地　　区	試 験 場 名	所　　在　　地
東 日 本 北海道，東北， 関東甲信越，静岡県	東京芸術大学 音楽学部試験場	台東区上野公園 12 － 8
西 日 本 東海（静岡県を除く。） 北陸，近畿，中国， 四国，九州，沖縄	京都工芸繊維大学 試　験　場	京都市左京区松ヶ崎橋上町

(3) 追試験の受験申請

ア　**疾病・負傷**により，本試験の2日間とも受験できないか，第1日目，第2日目のどちらか1日だけしか受験できない場合

申請受付時間	・本試験前日（1月10日）　午前9時から午後5時まで ・第1日目　（1月11日）　午前8時から午前10時まで（注） ・第2日目　（1月12日）　午前8時から午前10時まで
申 請 方 法	(ア) 本人又は代理人が，「受験票」と「医師の診断書」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (イ) 本人又は代理人が「問い合わせ大学」に行けない場合は，疾病・負傷の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡し指示を受けてください。
受験許可の単位	**本試験の2日分の教科・科目又は1日分の教科・科目**

（注）　第1日目からの追試験受験申請は，本試験前日又は第1日目の申請受付時間内に必ず済ませてください。第2日目に，第1日目分の追試験を申請しても許可されません。

イ　**試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由**（注）により，本試験の2日間とも受験できないか，第1日目，第2日目のどちらか1日だけしか受験できない場合

申請受付時間	試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由のあった日の試験終了時まで
申請方法	(ｱ) 本人又は代理人が，「受験票」と「事故又は事由が確認できる証明書等」を持参の上，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に行き，申請してください。 (ｲ) 本人又は代理人が，「問い合わせ大学」に行けない場合は，事故等の状況等を，申請受付時間内に，受験票に記載されている「試験当日の電話」により，試験場に連絡し指示を受けてください。
受験許可の単位	本試験の２日分の教科・科目又は１日分の教科・科目

(注)　「やむを得ない事由」の例

①　親族の危篤，死亡（親族とは，両親及び同居の親族等）
②　自宅の火災
③　交通機関のストライキ
④　法定伝染病による隔離 （受験者の居住地等で法定伝染病が発生し，外出を禁じられた者等）

10　試験問題冊子の注意事項（見本）

外　国　語〔英　語〕　(200点　80分)

ドイツ語又はフランス語の問題冊子は，大学入試センター試験の出願時にドイツ語又はフランス語の受験を希望した者に配付します。

注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけません。

2　この問題冊子は，○○ページあります。
　試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁，乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は，手を挙げて監督者に知らせなさい。

3　解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので，監督者の指示に従って，それぞれ正しく記入し，マークしなさい。
　①　受験番号欄
　　受験番号(数字及び英字)を記入し，さらにその下のマーク欄にマークしなさい。
　②　氏名欄，試験場コード欄
　　氏名・フリガナ及び試験場コード（数字及び英字）を記入しなさい。
　③　解答科目マーク欄・解答科目名欄
　　解答する科目（英語）にマークし，さらにその科目名（英語）を記入しなさい。

4　受験番号及び解答する科目が正しくマークされていない場合は，採点できないことがあります。

5　解答は，解答用紙の解答欄にマークしなさい。例えば，［ 20 ］と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の（例）のように解答番号20の解答欄の③にマークしなさい。

（例）

解答番号	解　答　欄
20	① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

6　問題冊子の余白等は適宜利用してよいが，どのページも切り離してはいけません。

7　試験終了後，問題冊子は持ち帰りなさい。

（注）この注意事項はマーク方式によって説明してありますので，文字及びチェック解答受験者は，文字あるいはチェック解答方式に読み替えてください。

11　解答用紙の様式（見本）

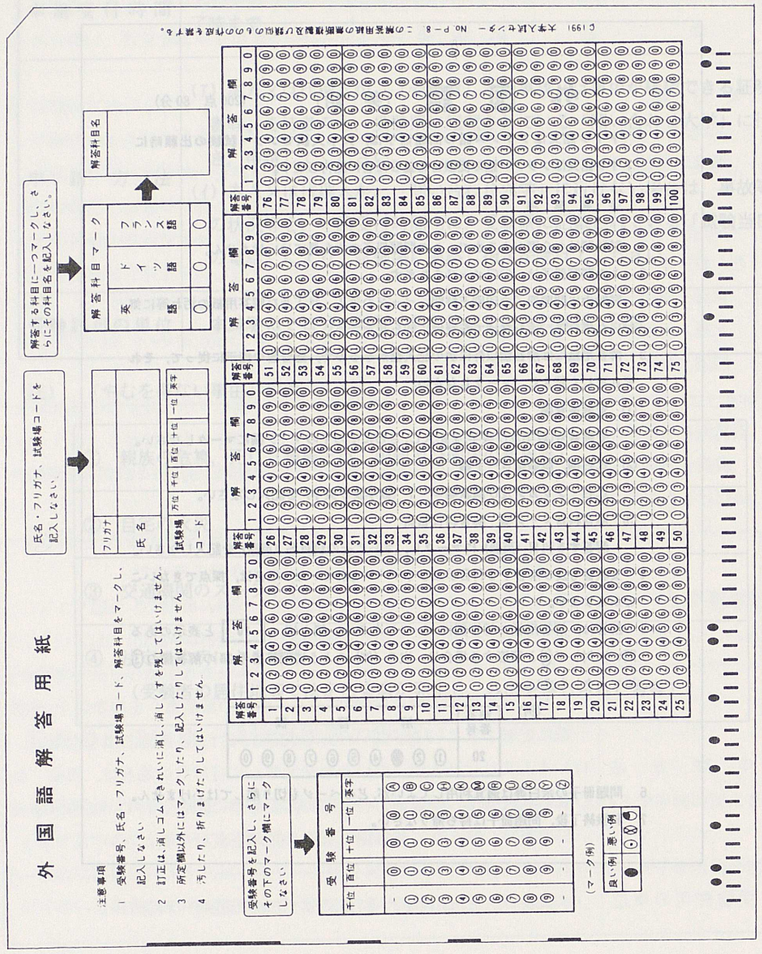

〔備　考〕

文字及びチェック解答用紙の様式（見本）については，受験案内（別冊）13～16ページを参照してください。

試験当日の所持品チェック欄	
1．受　験　票　・　写　真　票	
2．身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書	
3．身体障害者（負傷者等）受験特別措置決定通知書で許可された所持品	
4．黒　　鉛　　筆	
5．プラスチック製の消しゴム	
6．鉛　　筆　　削　　り	
7．時　　計（計時機能だけのもの）	
8．昼　　食	
9．交　　通　　費　　等	
10．受験票に「上履き持参」と表示してある場合は，上履き・下履きを入れる袋等	

大学入試センター試験についての照会先　⇨　大学入試センター事業第一課

〒153　東京都目黒区駒場２丁目19－23

電話　03－3465－8600

（試験場等に関しては，受験票に記載されている「問い合わせ大学」に照会してください。）

（再生紙使用）

⑾　平成４年度大学入試センター試験の試験場・試験室の設定について

入試セ事一第22号
平成３年６月19日

（首都圏１都６県）

○○大学長　　殿

大学入試センター所長
有　江　幹　男

平成４年度大学入学者選抜大学入試センター試験
の試験場・試験室の設定について（依頼）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関しましては、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成４年度大学入試センター試験に係る試験場の設定については、さきに「平成４年度大学入試センター試験に係る志願者推計数及び試験場の確保等について（依頼）」（平成３年５月20日付け入試セ事一第16号）により、各試験地区別に平成４年度入試の志願者推計数をお知らせし、各地区の連絡会議で御調整の上、各大学において試験場の確保等について御準備いただいているところであります。

つきましては、貴学における試験場設定の準備状況について、別添「平成４年度大学入試センター試験試験場・試験室設定準備票（Ａ～Ｃ）」をお取りまとめの上、８月９日（金）までに当センターへ御提出くださるようお願いいたします。

なお、平成４年度入試の志願者推計数は、平成３年度入試の出願状況を十分考慮して算出しておりますが、志願者の動向によっては、本年11月にお知らせする確定入学志願者数が増減することもありますので、試験場の確保に当たっては、このことに御留意いただき、特に、貴学で学外試験場の設定が必要となる場合には、入学志願者数が確定した時点で試験場、試験監督補助者等の調整ができるよう関係教育委員会及び高等学校等との対応について、あらかじめ御配慮願います。

資料（実施要項等）

入試セ事一第22号
平成３年６月19日

（首都圏以外で１試験地区複数大学）

○○大学長　　殿

大学入試センター所長
有　江　幹　男

平成４年度大学入学者選抜大学入試センター試験
の試験場・試験室の設定について（依頼）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関しましては、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成４年度大学入試センター試験に係る試験場の設定については、さきに「平成４年度大学入試センター試験に係る志願者推計数及び試験場の確保等について（依頼）」（平成３年４月25日付け入試セ事一第10号）により、各試験地区別に平成４年度入試の志願者推計数をお知らせし、各地区の連絡会議で御調整の上、各大学において試験場の確保等について御準備いただいているところであります。

つきましては、貴学における試験場設定の準備状況について、別添「平成４年度大学入試センター試験試験場・試験室設定準備票（Ａ～Ｃ）」をお取りまとめの上、８月９日（金）までに当センターへ御提出くださるようお願いいたします。

なお、平成４年度入試の志願者推計数は、平成３年度入試の出願状況を十分考慮して算出しておりますが、志願者の動向によっては、本年11月にお知らせする確定入学志願者数が増減することもありますので、試験場の確保に当たっては、このことに御留意いただき、特に、貴学で学外試験場の設定が必要となる場合には、入学志願者数が確定した時点で試験場、試験監督補助者等の調整ができるよう関係教育委員会及び高等学校等との対応について、あらかじめ御配慮願います。

入試セ事一第22号
平成３年６月19日

（首都圏以外で１試験地区１大学）

○○大学長　　殿

大学入試センター所長
有　江　幹　男

平成４年度大学入学者選抜大学入試センター試験
の試験場・試験室の設定について（依頼）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関しましては、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成４年度大学入試センター試験に係る試験場の設定については、さきに「平成４年度大学入試センター試験に係る志願者推計数及び試験場の確保等について（依頼）」（平成３年４月25日付け入試セ事一第10号）により、各試験地区別に平成４年度入試の志願者推計数をお知らせし、各大学において試験場の確保等について御準備いただいているところであります。

つきましては、貴学における試験場設定の準備状況について、別添「平成４年度大学入試センター試験試験場・試験室設定準備票（Ａ～Ｃ）」をお取りまとめの上、８月９日（金）までに当センターへ御提出くださるようお願いいたします。

なお、平成４年度入試の志願者推計数は，平成３年度入試の出願状況を十分考慮して算出しておりますが、志願者の動向によっては、本年11月にお知らせする確定入学志願者数が増減することもありますので、試験場の確保に当たっては、このことに御留意いただき、特に、貴学で学外試験場の設定が必要となる場合には、入学志願者数が確定した時点で試験場、試験監督補助者等の調整ができるよう関係教育委員会及び高等学校等との対応について、あらかじめ御配慮願います。

⑿　平成４年度大学入試センター試験における各地区の追試験実施大学について

入試セ事一第23号
平成３年６月19日

各国立大学長
各公立大学長　　殿
各関係私立大学長

大学入試センター所長
有　江　幹　男

平成４年度大学入学者選抜大学入試センター試験における
各地区の追試験実施大学について（通知）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関しましては、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成４年度大学入試センター試験における追試験は、東日本地区にあっては、東京芸術大学、西日本地区にあっては、京都工芸繊維大学において担当していただけることとなりましたので、お知らせします。

なお、「平成４年度大学入試センター試験追試験地区別大学表」は、別紙のとおりとなりますので，よろしくお取り計らい願います。

入試セ事一第23号
平成３年６月19日

東京芸術大学長
京都工芸繊維大学長　殿

大学入試センター所長
有江　幹男

平成４年度大学入学者選抜大学入試センター試験における
追試験の実施について（依頼）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施に関しましては、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、平成４年度大学入試センター試験における追試験の試験場設定について、国立大学協会会長に御依頼いたしましたところ、東日本地区にあっては、東京芸術大学、西日本地区にあっては、京都工芸繊維大学において担当していただける旨、御通知をいただきました。

つきましては、東（西）日本地区の追試験が円滑に実施出来ますよう、諸準備方よろしくお願いいたします。これに伴い、追試験場の設定について、別添「平成４年度大学入学者選抜大学入試センター試験追試験場設定準備票」により、８月９日（金）までに当センターへ御回答くださるようお願いします。

なお、「平成４年度大学入試センター試験追試験地区別大学表」は、別紙のとおりとなりますので、お知らせします。

〔別　紙〕

平成４年度大学入試センター試験追試験地区別大学表

東日本地区　実施大学－東京芸術大学		西日本地区　実施大学－京都工芸繊維大学	
〔国立大学〕		〔国立大学〕	
北海道大学	東京大学	富山大学	島根医科大学
北海道教育大学	東京医科歯科大学	富山医科薬科大学	岡山大学
室蘭工業大学	東京外国語大学	金沢大学	広島大学
小樽商科大学	東京学芸大学	福井大学	山口大学
帯広畜産大学	東京農工大学	福井医科大学	徳島大学
旭川医科大学	東京芸術大学	岐阜大学	鳴門教育大学
北見工業大学	東京工業大学	名古屋大学	香川大学
弘前大学	東京商船大学	愛知教育大学	香川医科大学
岩手大学	東京水産大学	名古屋工業大学	愛媛大学
東北大学	お茶の水女子大学	豊橋技術科学大学	高知大学
宮城教育大学	電気通信大学	三重大学	高知医科大学
秋田大学	一橋大学	滋賀大学	福岡教育大学
山形大学	横浜国立大学	滋賀医科大学	九州大学
福島大学	新潟大学	京都大学	九州芸術工科大学
茨城大学	長岡技術科学大学	京都教育大学	九州工業大学
図書館情報大学	上越教育大学	京都工芸繊維大学	佐賀大学
筑波大学	山梨大学	大阪大学	佐賀医科大学
宇都宮大学	山梨医科大学	大阪外国語大学	長崎大学
群馬大学	信州大学	大阪教育大学	熊本大学
埼玉大学	静岡大学	兵庫教育大学	大分大学
千葉大学	浜松医科大学	神戸大学	大分医科大学
		神戸商船大学	宮崎大学
		奈良教育大学	宮崎医科大学
		奈良女子大学	鹿児島大学
		和歌山大学	鹿屋体育大学
		鳥取大学	琉球大学
		島根大学	
〔公立大学〕		〔公立大学〕	
札幌医科大学	東京都立大学	富山県立大学	奈良県立医科大学
釧路公立大学	東京都立科学技術大学	金沢美術工芸大学	奈良県立商科大学
福島県立医科大学	横浜市立大学	岐阜薬科大学	和歌山県立医科大学
群馬県立女子大学	都留文科大学	愛知県立大学	広島女子大学
高崎経済大学	静岡県立大学	愛知県立芸術大学	広島県立大学
		名古屋市立大学	下関市立大学
		京都市立芸術大学	山口女子大学
		京都府立大学	高知女子大学
		京都府立医科大学	北九州大学
		大阪女子大学	九州歯科大学
		大阪市立大学	福岡女子大学
		大阪府立大学	長崎県立大学
		神戸市外国語大学	熊本女子大学
		神戸商科大学	沖縄県立芸術大学
		姫路工業大学	
〔私立大学〕		〔私立大学〕	
八戸大学	多摩大学	福井工業大学	松蔭女子学院大学
東北工業大学	東京工科大学	愛知大学	流通科学大学
足利工業大学	東京理科大学	愛知工業大学	作陽音楽大学
白鷗大学	東邦大学	椙山女学園大学	美作女子大学
聖徳大学	日本大学	中京女子大学	産業医科大学
亜細亜大学	日本歯科大学	松阪大学	福岡工業大学
桜美林大学	武蔵工業大学	京都橘女子大学	熊本商科大学
慶應義塾大学	新潟産業大学	大阪電気通信大学	
昭和女子大学			

⑬　平成４年度大学入試センター試験の試験場・試験室の割当てについて

入試セ情第16号
平成３年11月18日

北海道大学長　　殿

大学入試センター所長
有　江　幹　男

平成４年度大学入学者選抜大学入試センター試験
の試験場・試験室の割当てについて（通知）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことにつきましては、いくつかの試験地区・区域において試験室の追加設定等をお願いするなど、格別の御協力を賜り、誠にありがとうございました。

おかげをもちまして、試験場別に志願者の割当てが終了しましたので、その結果を下記のとおり送付いたします。

ついては、御多用中恐縮ですが試験場別の志願者数に基づき、別添の「試験場別試験室一覧」に試験室ごとの収容数及び試験室番号（割当順序）を御記入の上、本通知到着後３日後の午後５時までに、当センターにファクスで御回答くださるようお願いいたします。

なお、御回答いただいた事項は電算機に登録の上「試験室別入学志願者割当数一覧」を作成し、後日御連絡いたします。

おって、ファクスは、〈03〉5478-1296、-1293、-1294　のいずれかを御利用願います。

記

１．試験場別入学志願者割当数一覧　　２枚（別添）
２．試験場別試験室一覧　　１１枚（別添）

入試セ情第17号
平成３年11月28日

北海道大学入試担当部長　　殿

大学入試センター事業部長
中　原　勇　夫

平成４年度大学入学者選抜大学入試センター試験の
試験室別入学志願者の割当てについて（通知）

大学入学者選抜大学入試センター試験の実施については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたびは試験場別の志願者数に基づき、試験室ごとの収容数及び割当順序を照会しましたところ、早速御回答いただき、ありがとうございました。

ついては、その結果を下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

なお、記載内容について御確認いただき、試験室番号（割当順序）及び志願者数等に誤りがある場合には、至急、当センター情報処理課まで御連絡願います。

記

試験室別入学志願者割当数一覧　　１１枚（別添）

⒁　平成４年度大学入試センター試験試験場一覧

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
北海道	北海道大学	北海道大学農学部試験場	10101Z	820	札幌市北区北９条西９丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車，西へ徒歩１２分	011-716-2111	
		北海道大学文・法学部試験場	10102X	1,030	札幌市北区北１０条西７丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車，西へ徒歩１０分	011-716-2111	
		北海道大学理学部試験場	10103R	670	札幌市北区北１０条西８丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車，西へ徒歩１０分	011-716-2111	
		北海道大学工学部試験場	10104K	910	札幌市北区北１３条西８丁目 地下鉄南北線「北１２条駅」下車，西へ徒歩８分	011-716-2111	
		北海道大学教養部Ｓ試験場	10105C	800	札幌市北区北１７条西８丁目 地下鉄南北線「北１８条駅」下車，西へ徒歩８分	011-716-2111	
		北海道大学教養部Ａ試験場	10106A	1,430	札幌市北区北１７条西８丁目 地下鉄南北線「北１８条駅」下車，西へ徒歩８分	011-716-2111	
		北海道大学教養部Ｂ試験場	10107Y	1,060	札幌市北区北１７条西８丁目 地下鉄南北線「北１８条駅」下車，西へ徒歩８分	011-716-2111	
		代々木ゼミナール札幌校Ａ試験場	10108U	1,000	札幌市北区北７条西２丁目 ＪＲ「札幌駅」北口下車，東へ徒歩３分	011-716-2111	
		代々木ゼミナール札幌校Ｂ試験場	10109M	1,187	札幌市北区北７条西２丁目 ＪＲ「札幌駅」北口下車，東へ徒歩３分	011-716-2111	
		北海道大学水産学部試験場	10110Y	500	函館市港町３丁目１番１号 ＪＲ函館駅前から函館バス七重浜行又は上磯方面行「港中学校前」下車，徒歩２分	0138-41-0131	
		計		9,407			
	北海道教育大学	札幌予備学院１号館試験場	10201R	1,000	札幌市中央区北８条西１２丁目 ＪＲ「札幌駅」南口から西へ徒歩１５分	011-271-9039	
		北海道教育大学函館分校試験場	10202K	733	函館市八幡町１番２号 函館駅前から市営電車（ガス会社経由駒場車庫前行）で１５分「宮前町」下車，徒歩７分	0134-41-1121	
		北海道教育大学旭川分校試験場	10203C	800	旭川市北門町９丁目 旭川駅前から旭川電気軌道バス（５番）「旭町２条１０丁目」下車，徒歩５分	0166-51-6151	
		北海道教育大学釧路分校試験場	10204A	562	釧路市城山１丁目１５番５５号 釧路駅前から，くしろバス③武佐線・⑩貝塚線・⑪自衛隊線乗車「城山十字路」下車，徒歩４分	0154-41-6161	
		北海道教育大学岩見沢分校試験場	10205Y	801	岩見沢市緑が丘２丁目３４番地の１ ＪＲ「岩見沢駅」から中央バス（市内循環Ａコース）で１５分，「教大前」下車，徒歩２分	0126-22-1470	
		計		3,896			
	室蘭工業大学	室蘭工業大学試験場	10701X	988	室蘭市水元町２７番１号 東室蘭駅東口から徒歩（約５分）「東町バスターミナル」から工大循環線工大方面行（約２０分）「工大」下車，徒歩１分	0143-47-3397	
	小樽商科大学	小樽商科大学試験場	10801K	777	小樽市緑３丁目５番２１号 小樽駅前からバス７番（最上町行）（約１０分）「朝日通り」下車，坂道を徒歩１０分程度	0134-23-1101	
	帯広畜産大学	帯広畜産大学試験場	10901A	579	帯広市稲田町西２線１１番地 根室本線「帯広駅」下車，ＪＲバス「畜大農場前行」又は十勝バス「川西中学校行」又は「八千代行」乗車，「畜大正門前」下車	0155-48-5111	
	旭川医科大学	旭川医科大学試験場	11001Y	669	旭川市西神楽４線５号３番地の１１ ＪＲ旭川駅前から旭川電気軌道バス緑が丘線（緑東大橋経由）「医大前（終点）」下車，徒歩１０分	0166-65-2111	○
	北見工業大学	北見工業大学試験場	11101M	558	北見市公園町１６５番地 ＪＲ石北本線「北見駅」から市内バス柏陽高校行「工大入口」下車，徒歩５分	0157-23-6720	
	札幌医科大学	札幌予備学院本館試験場	30101Y	600	札幌市中央区北８条西１４丁目 ＪＲ「桑園駅」下車，徒歩５分	011-241-7268	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
青森県	弘前大学	弘前大学試験場	11201B	2,814	弘前市文京町１番地 ＪＲ弘前駅からバス小栗山線「弘前大学前」下車（所要時間）バス１５分，タクシー８分，徒歩２３分	0172-36-2111	
		八戸工業大学第一高等学校試験場	11202Z	977	八戸市白銀町右岩淵通７の１０ ＪＲ八戸線「陸奥湊駅」又は「白銀駅」下車，いずれも徒歩１０分	0178-35-1000	○
		計		3,791			
	八戸大学	八戸大学商学部試験場	51701B	467	八戸市美保野１３－９８ 八戸市営バス美保野線，終点「短大前」下車，徒歩８分	0178-25-2711	○
岩手県	岩手大学	岩手大学（農・工・教育・人文社会科学部）試験場	11301X	4,044	盛岡市上田三丁目１８－８ 盛岡駅前から岩手県交通バス松園営業所（県立博物館又は東松園二丁目経由）行「岩手大学前」下車	0196-23-5171	
宮城県	東北大学	東北大学教養部試験場	11401K	3,978	仙台市青葉区川内 仙台駅前から市営バス宮教大行又は青葉台行「扇坂」下車又は交通公園行（広瀬通経由）「川内郵便局前」下車，徒歩２分	022-214-1413	
		県立仙台第二高等学校試験場	11402C	990	仙台市青葉区川内澱橋通１ 仙台駅前から市営バス青葉城址循環線（工学部前経由）又は交通公園行（広瀬通経由）「二高仙商・宮城県美術館前」下車，徒歩１分	022-214-1420	○
		県立第一女子高等学校試験場	11403A	990	仙台市青葉区八幡一丁目６－２ 仙台駅前から交通公園行（大学病院前経由）「一女高前」下車，徒歩１分又は作並，大石原方面行「八幡一丁目」下車，徒歩５分	022-214-1425	○
		県立仙台南高等学校試験場	11404Y	990	仙台市太白区根岸１４－１ 仙台駅前から地下鉄富沢行「長町一丁目」下車，徒歩１０分	022-246-5001	○
		計		6,948			
	宮城教育大学	宮城教育大学試験場	11501A	1,199	仙台市青葉区荒巻字青葉 市営バス，「仙台駅前」から宮教大行，青葉台行又は成田山行乗車「宮教大前」下車	022-223-8127	
		宮城教育大学試験場	11550Y	1	仙台市青葉区荒巻字青葉 市営バス，「仙台駅前」から宮教大行，青葉台行又は成田山行乗車「宮教大前」下車	022-223-8127	
		計		1,200			
	東北工業大学	東北工業大学二ツ沢校舎試験場	52501K	810	仙台市太白区二ツ沢６ 仙台駅西口バスプールから，野草園線「仙台放送前」下車，徒歩５分　同八木山方面線に乗り，「八木山神社前」下車，徒歩２５分	022-229-1151	
秋田県	秋田大学	秋田大学試験場	11601U	2,830	秋田市手形学園町１番１号 秋田駅前から秋田市営バス手形山団地線（７番乗場の大学病院行）「秋田大学前」下車，徒歩１分	0188-33-5261	
山形県	山形大学	山形大学小白川地区試験場	11701H	2,262	山形市小白川町１－４－１２ ＪＲ山形駅前からバス，千歳公園（東原経由）行「山大前」下車	0236-31-1421	
		山形大学工学部試験場	11702B	625	米沢市城南４－３－１６ ＪＲ奥羽本線「米沢駅」から白布温泉行のバスで「山大前」下車，徒歩５分	0238-22-5181	
		県立鶴岡南高等学校試験場	11703Z	854	鶴岡市若葉町２６－３１ ＪＲ「鶴岡駅」下車，南西へ徒歩２５分，鶴岡公園北側	0235-23-9955	○
		計		3,741			
福島県	福島大学	福島大学試験場	11801Z	1,872	福島市松川町浅川字直道２番地 ＪＲ「金谷川駅」下車，徒歩１０分	0245-48-5151	
		県立福島高等学校試験場	11802X	1,372	福島市森合町５番７２号 ＪＲ福島駅東口前から福島交通バス市内循環線「福高前」下車，徒歩１分	0245-36-3445	○
		県立福島北高等学校試験場	11803R	791	福島市飯坂町字後畑１番地 ＪＲ福島駅から福島交通飯坂線「医王寺前駅」下車，北東へ徒歩１０分	0245-42-7780	○
		計		4,035			
	福島県立医科大学	福島県立医科大学試験場	30201M	302	福島市光が丘１番地 ＪＲ福島駅東口前から福島交通バス医大行き「医科大学」バス停下車，北へ徒歩１分	0245-48-2111	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地（道順）	電話（試験当日）	上期使用
		県立福島女子高等学校試験場	30202H	845	福島市宮下町７－４１ ＪＲ福島駅東口前から福島交通バス市内循環線「体育館前」下車、南へ徒歩３分	０２４５－３５－８８３３	○
		計		1,147			
茨城県	茨城大学	茨城大学本部試験場	11901R	3,328	水戸市文京２－１－１ 水戸駅前又は赤塚駅前から茨城交通バス茨大行「茨大前」下車	０２９２－２１－８８３４	
		茨城大学工学部試験場	11902K	992	日立市中成沢町４－１２－１ 日立駅前又は常陸多賀駅前から日立電鉄バス中央線「茨大前」下車	０２９４－３５－５０４２	
		計		4,320			
	図書館情報大学	図書館情報大学試験場	12001K	545	つくば市春日１丁目２番地 常磐線「土浦駅」から関東鉄道バス（筑波大学中央行、センター経由石下駅行）約２５分「図書館情報大学」下車、徒歩２分	０２９８－５２－０５１１	
	筑波大学	筑波大学第一学群試験場	12101A	1,742	つくば市天王台１丁目１番地の１ ＪＲ常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行又は筑波北部工業団地行「筑波大学中央」下車（所要時間約４０分）、徒歩５分	０２９８－５３－２２０８	
		筑波大学第二学群試験場	12102Y	1,561	つくば市天王台１丁目１番地の１ ＪＲ常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行又は筑波北部工業団地行「筑波大学中央」下車（所要時間約４０分）、徒歩５分	０２９８－５３－２２０８	
		筑波大学第三学群試験場	12103U	1,398	つくば市天王台１丁目１番地の１ ＪＲ常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行「筑波大学第三学群棟前」下車（所要時間約４０分）、徒歩５分	０２９８－５３－２２０８	
		筑波大学体育・芸術専門学群試験場	12104M	1,504	つくば市天王台１丁目１番地の１ ＪＲ常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行又は石下駅行「筑波大学西」下車（所要時間約４０分）、徒歩５分	０２９８－５３－２２０８	
		筑波大学医学専門学群試験場	12105H	424	つくば市天王台１丁目１番地の１ ＪＲ常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行又は石下駅行「筑波大学病院入口」下車（所要時間約４０分）、徒歩５分	０２９８－５３－２２０８	
		筑波大学第二学群試験場	12150Y	1	つくば市天王台１丁目１番地の１ ＪＲ常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行「筑波大学中央」下車（所要時間約４０分）、徒歩５分	０２９８－５３－２２０８	
		計		6,630			
栃木県	宇都宮大学	宇都宮大学峰地区試験場	12201U	3,635	宇都宮市睦町３５０番地 「ＪＲ東日本宇都宮駅」からＪＲバス又は「東武宇都宮駅」から東野バス「宇大前」下車	０２８６－３６－１５１５	
		宇都宮大学石井地区試験場	12202M	1,073	宇都宮市石井町２７５３番地 「ＪＲ東日本宇都宮駅」からＪＲバス「工学部前」又は「東武宇都宮駅」から東野バス「シンガー口側入口」下車	０２８６－６１－３４０１	○
		計		4,708			
	足利工業大学	足利工業大学試験場	53601R	1,175	足利市大前町２６８－１ ＪＲ両毛線「山前駅」下車、西へ徒歩２０分	０２８４－６２－０６０５	
	白鴎大学	白鴎大学試験場	83201K	812	小山市大行寺１１１７ ＪＲ宇都宮線「小山駅」西口下車、徒歩１５分	０２８５－２２－１１１１	
群馬県	群馬大学	群馬大学荒牧地区試験場	12301H	2,383	前橋市荒牧町四丁目２番地 前橋駅前から東武バス芝川新町行「前橋自動車教習所前」下車、西へ徒歩１０分、又は荒牧群大経由芝川新町行「群大教養部」下車	０２７２－３２－１６１１	
		県立前橋女子高等学校試験場	12302B	1,175	前橋市紅雲町２丁目１９－１ 「前橋駅」下車、西へ徒歩１０分	０２７２－２３－２９１１	○
		群馬大学桐生地区試験場	12303Z	1,788	桐生市天神町一丁目５－１ 桐生駅前から東武バス天神町行又は梅田行「群大前」下車	０２７７－２２－３１８１	
		計		5,346			
	群馬県立女子大学	群馬県立女子大学試験場	30301B	851	佐波郡玉村町上之手１３９５番１ ＪＲ前橋駅から東武バス玉村行、ＪＲ高崎駅から群馬中央バス伊勢崎駅行・上信バス五料行でいずれも「女子大入口」下車徒歩１０分	０２７０－６５－８５１１	
	高崎経済大学	高崎経済大学試験場	30401X	1,450	高崎市上並榎町１３００番地 高崎駅西口より群馬バスにて約２０分（本線経由堂田行、神経由貝沢行にて経済大学前下車）	０２７３－４３－５４１７	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地（道順）	電話（試験当日）	上期使用
埼玉県	埼玉大学	埼玉大学試験場	12401Z	2,315	浦和市下大久保２５５ 埼京線「南与野駅」下車、西へ徒歩２５分又は京浜東北線「北浦和駅」西口からバス埼玉大学行「埼玉大学（終点）」下車	０４８－８５８－２００８	
		県立浦和高等学校試験場	12402X	1,395	浦和市領家５－３－３ 京浜東北線「北浦和駅」東口下車、北東へ徒歩１０分	０４８－８５８－２００８	○
		県立浦和西高等学校試験場	12403R	1,260	浦和市木崎３－１－１ 京浜東北線「与野駅」東口下車、東へ徒歩２０分	０４８－８５８－２００８	○
		県立浦和第一女子高等学校試験場	12404K	1,440	浦和市樹町３－８－４５ ＪＲ「浦和駅」西口下車、南へ徒歩１０分	０４８－８５８－２００８	○
		県立大宮高等学校試験場	12405C	1,350	大宮市天沼町２－３２３ 「大宮駅」東口下車、南東へ徒歩２０分	０４８－８５８－２００８	○
		浦和市立高等学校試験場	12406A	1,215	浦和市元町１－２８－１７ 京浜東北線「北浦和駅」東口下車、東へ徒歩１５分	０４８－８５８－２００８	○
		浦和市立南高等学校試験場	12407Y	1,215	浦和市辻６－５－３１ 埼京線「北戸田駅」下車、北西へ徒歩８分	０４８－８５８－２００８	○
		県立川口北高等学校試験場	12408U	1,395	川口市木曽呂緑町１４７７ 武蔵野線「東浦和駅」下車、東南へ徒歩１５分	０４８－８５８－２００８	○
		計		11,585			
千葉県	千葉大学	千葉大学第１（文学部・法経学部）試験場	12501R	825	千葉市弥生町１－３３ ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩９分	０４７２－５１－１１１１	
		千葉大学第２（工学部）試験場	12502K	1,272	千葉市弥生町１－３３ ＪＲ総武線「西千葉駅」下車、北口から徒歩８分	０４７２－５１－１１１１	
		千葉大学第３（教養部）試験場	12503C	2,809	千葉市弥生町１－３３ ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩９分	０４７２－５１－１１１１	
		千葉大学第４（教育学部）試験場	12504A	825	千葉市弥生町１－３３ ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩９分	０４７２－５１－１１１１	
		県立千葉高等学校試験場	12505Y	1,170	千葉市基城１－５－２ ＪＲ内房線・外房線「本千葉駅」下車、徒歩１３分 京成千葉線「千葉中央駅」下車、徒歩１５分	０４７２－５１－１１１１	○
		県立千葉東高等学校試験場	12506U	1,080	千葉市都町１－１８－５２ ＪＲ総武線「西千葉駅」北口下車、徒歩１３分	０４７２－５１－１１１１	○
		県立千葉女子高等学校試験場	12507M	1,080	千葉市小仲台５－１０－１ ＪＲ総武線「稲毛駅」東口下車、徒歩１３分	０４７２－５１－１１１１	○
		県立千葉西高等学校試験場	12508H	1,170	千葉市磯辺３－３０－３ ＪＲ京葉線「検見川浜駅」から千葉海浜交通バス「海浜病院」行き磯辺８丁目下車徒歩３分又は「千葉西高校」行き終点下車徒歩１分	０４７２－５１－１１１１	○
		県立幕張東・西・北高等学校試験場	12509B	2,295	千葉市若葉３－２ ＪＲ京葉線「海浜幕張駅」下車、徒歩１５分又は、ＪＲ総武線「幕張駅」南口下車、徒歩２０分	０４７２－５１－１１１１	○
		県立松戸馬橋高等学校試験場	12510M	1,216	松戸市旭町１－７－１ ＪＲ常磐線・地下鉄千代田線「馬橋駅」西口下車、徒歩２０分	０４７２－５１－１１１１	○
		千葉市立千葉高等学校試験場	12511H	1,080	千葉市小仲台９－４６－１ ＪＲ総武線「稲毛駅」東口下車、徒歩１５分西友稲毛店横の大通りを鉄路と反対に進み小中台小学校の手前を左折進なりに行った右側	０４７２－５１－１１１１	○
		千葉市立稲毛高等学校試験場	12512B	1,215	千葉市高浜３－１－１ ＪＲ「稲毛駅」西口下車、千葉海浜交通バス「高浜車庫行」又は、「海浜公園プール行」１０分、「稲毛高校前」下車徒歩１分	０４７２－５１－１１１１	○
		計		16,037			
	東京理科大学	東京理科大学野田校舎試験場	61802A	1,008	野田市山崎２６４１ 東武野田線「運河駅」下車、徒歩５分	０４７１－２４－１５０１	
	東邦大学	東邦大学理学部試験場	61901Y	480	船橋市三山２－２－１ 総武線「津田沼駅」北口下車、京成バス４番で終点し「国立病院前」下車徒歩２分　又は京成成田線「京成大久保駅」下車徒歩１０分	０４７４－７２－１１４１	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
	日本大学	日本大学生産工学部実務校舎試験場	62301R	816	習志野市新栄2－11－1 京成本線「実籾駅」下車、徒歩7分　又はＪＲ総武線「津田沼駅」北口下車、京成バス4番のり場にて「日大実務行」乗車、終点下車	0474－74－2837	
	聖徳大学	聖徳大学試験場	86601R	480	松戸市和横台531 ＪＲ常磐線、地下鉄千代田線「松戸駅」下車、徒歩5分	0473－65－1111	○
東京都	東京大学	東京大学本郷試験場	12601C	3,436	文京区本郷7－3－1 地下鉄丸ノ内線「本郷三丁目駅」下車、徒歩10分　又は地下鉄千代田線「根津駅」下車、徒歩10分	03－3812－2111	
		東京大学教養学部試験場	12602A	3,993	目黒区駒場3－8－1 京王帝都電鉄井の頭線「駒場東大前駅」東大口下車	03－3812－2111	
		都立青山高等学校試験場	12603Y	1,035	渋谷区神宮前2－1－8 地下鉄銀座線「外苑前駅」下車、徒歩5分	03－3812－2111	○
		都立永福高等学校試験場	12604U	990	杉並区永福1－7－28 京王線「明大前駅」下車、徒歩8分、「下高井戸駅」下車、徒歩7分 京王井の頭線「永福町駅」下車、徒歩10分	03－3812－2111	○
		都立北野高等学校試験場	12605M	945	板橋区弥生町2－17－1 東武東上線「東武練馬駅」下車、徒歩5分	03－3812－2111	○
		都立九段高等学校試験場	12606H	1,035	千代田区九段北2－2－1 地下鉄東西線・半蔵門線・都営地下鉄新宿線「九段下駅」下車、徒歩6分 又はＪＲ総武線「飯田橋駅」西口下車、徒歩7分	03－3812－2111	
		都立忍岡高等学校試験場	12607B	900	台東区浅草橋5－1－20 ＪＲ総武線・都営地下鉄浅草線「浅草橋駅」下車、徒歩6分　又はＪＲ総武線・地下鉄日比谷線「秋葉原駅」下車、徒歩13分	03－3812－2111	○
		都立新宿高等学校試験場	12608Z	1,035	渋谷区千駄ヶ谷6－2－1 ＪＲ山手線「新宿駅」南口下車、徒歩7分　又は地下鉄丸ノ内線「新宿三丁目駅」下車、徒歩5分	03－3812－2111	○
		都立杉並高等学校試験場	12609X	1,215	杉並区成田西4－15－15 地下鉄丸ノ内線「南阿佐ケ谷駅」下車、徒歩7分　又はＪＲ中央線「阿佐ケ谷駅」下車、徒歩15分	03－3812－2111	○
		都立墨田川高等学校試験場	12610B	1,035	墨田区東向島3－34－14 東武伊勢崎線「東向島駅」下車、徒歩5分、「曳舟駅」下車、徒歩8分 又は京成電鉄「京成曳舟駅」下車、徒歩8分	03－3812－2111	○
		都立豊島高等学校試験場	12611Z	1,035	豊島区千早4－9－21 地下鉄有楽町線「小竹向原駅」又は「千川駅」下車、徒歩8分 又は西武池袋線「江古田駅」下車、徒歩12分	03－3812－2111	○
		都立戸山高等学校試験場	12612X	1,035	新宿区戸山3－19－1 ＪＲ山手線・地下鉄東西線・西武新宿線「高田馬場駅」下車、徒歩15分	03－3812－2111	○
		都立目黒高等学校試験場	12613R	945	目黒区祐天寺2－7－15 東急東横線「祐天寺駅」下車、徒歩5分	03－3812－2111	○
		開成高等学校試験場	12614K	1,125	荒川区西日暮里4－2－4 ＪＲ山手線・地下鉄千代田線「西日暮里駅」下車、徒歩5分	03－3812－2111	
		産能短期大学試験場	12615C	1,665	豊島区西巣鴨2－22－16 都営地下鉄三田線「西巣鴨駅」下車徒歩4分、ＪＲ埼京線「板橋駅」下車徒歩10分　又は東武東上線「北池袋駅」下車徒歩12分	03－3812－2111	
		計		21,424			
	東京医科歯科大学	代々木ゼミナール代々木校試験場	12701Y	1,426	渋谷区代々木1－27－16 ＪＲ山手線「代々木駅」西口下車、徒歩5分	03－3379－5221	
	東京外国語大学	東京外国語大学試験場	12801M	2,677	北区西ケ原4－51－21 ＪＲ山手線大塚駅又は京浜東北線王子駅から都電荒川線に乗りかえ「西ケ原4丁目」下車、徒歩3分	03－3917－6111	
	東京学芸大学	東京学芸大学試験場	12901B	4,089	小金井市貫井北町4－1－1 ＪＲ中央線「武蔵小金井駅」北口から京王帝都バス「小平団地」行に乗り「学芸大正門前」下車、徒歩2分	0423－25－2111	
	東京農工大学	東京農工大学農学部試験場	13001Z	2,203	府中市幸町3－5－8 中央線国分寺駅南口から京王バス府中駅行「晴見町」下車、又は京王線府中駅北口から京王バス国分寺駅南口行「晴見町」下車	0423－64－3311	
		東京農工大学工学部試験場	13002X	1,680	小金井市中町2－24－16 中央線「東小金井駅」南口下車、徒歩約8分 中央線「武蔵小金井駅」南口下車、徒歩約13分	0423－81－4221	
		東京農工大学事務局試験場	13050X	11	府中市晴見町3－8－1 中央線国分寺駅南口から京王バス府中駅行「晴見町」下車、又は京王線府中駅北口から京王バス国分寺駅南口行「晴見町」下車	0423－64－3311	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
		計		3,894			
	東京芸術大学	東京芸術大学美術学部試験場	13101R	570	台東区上野公園12－8 ＪＲ「上野駅」公園口下車、徒歩約10分	03－3828－6111	
		東京芸術大学音楽学部試験場	13102K	572	台東区上野公園12－8 ＪＲ「上野駅」公園口下車、徒歩約10分	03－3828－6111	
		計		1,142			
	東京工業大学	東京工業大学試験場	13201C	3,352	目黒区大岡山2丁目12－1 東急目蒲線又は大井町線「大岡山駅」南口下車、徒歩1分	03－3727－1441	
		東京工業大学工学部附属工業高等学校試験場	13202A	788	港区芝浦3丁目3－6 ＪＲ「田町駅」芝浦口下車、徒歩1分	03－3727－1441	
		都立大崎高等学校試験場	13203Y	1,080	品川区豊町2丁目1－7 東急大井町線「戸越公園駅」下車、徒歩5分	03－3727－1441	○
		都立雪谷高等学校試験場	13204U	1,080	大田区久が原1丁目14－1 東急池上線「御岳山駅」下車、徒歩8分又は「久が原駅」下車、徒歩10分	03－3727－1441	○
		計		6,300			
	東京海洋大学	東京海洋大学試験場	13301Y	1,319	江東区越中島2－1－6 地下鉄東西線「門前仲町駅」下車、地下鉄有楽町線「月島駅」下車共に徒歩10分　ＪＲ京葉線「越中島駅」下車、徒歩1分	03－3641－1171	
	東京水産大学	東京水産大学試験場	13401M	1,339	港区港南4－5－7 ＪＲ線・京浜急行線「品川駅」下車、東口（港南口）から東へ徒歩約10分	03－3471－7344	
		都立八潮高等学校試験場	13402H	384	品川区東品川3－27－22 京浜急行線「青物横丁駅」下車、徒歩5分	03－3471－7344	○
		計		1,723			
	お茶の水女子大学	お茶の水女子大学第1（大学）試験場	13501B	1,952	文京区大塚2丁目1番1号 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩5分 地下鉄有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩5分	03－3943－3151	
		お茶の水女子大学第2（附属高等学校）試験場	13502Z	475	文京区大塚2丁目1番1号 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩5分 地下鉄有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩5分	03－3943－3151	○
		筑波大学附属高等学校試験場	13503X	756	文京区大塚1丁目9番1号 地下鉄丸ノ内線「茗荷谷駅」下車、徒歩5分 地下鉄有楽町線「護国寺駅」下車、徒歩5分	03－3943－3151	
		計		3,183			
	電気通信大学	電気通信大学試験場	13601X	3,059	調布市調布ケ丘1－5－1 京王線「調布駅」北口下車、徒歩7分	0424－83－2161	
		都立調布南高等学校試験場	13602R	828	調布市多摩川6丁目2番地1号 京王相模原線「京王多摩川駅」下車、徒歩3分	0424－99－0271	○
		計		3,887			
	一橋大学	一橋大学国立キャンパス試験場	13701K	2,196	国立市中2丁目1番地 ＪＲ中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩10分	0425－73－9919	
		一橋大学小平キャンパス試験場	13702C	1,898	小平市学園西町1丁目29番1号 西武多摩湖線「一橋学園駅」南口下車、西へ徒歩10分	0423－46－4173	
		中央郵政研修所試験場	13703A	928	国立市西2丁目18番4号 ＪＲ中央線「国立駅」南口下車、西南（富士見通り）へ徒歩20分	0425－73－9932	
		桐朋高等学校試験場	13704Y	588	国立市中3丁目1番10号 ＪＲ中央線「国立駅」南口下車、南へ徒歩13分	0425－73－9941	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
		計		5,610			
	東京都立大学	東京都立大学試験場	30501K	2,393	八王子市南大沢１－１ 京王相模原線「南大沢駅」下車、徒歩５分	0426－77－2392	
		都立松が谷高等学校試験場	30502C	765	八王子市松が谷１７７２ 京王相模原線「京王堀之内駅」下車、徒歩１８分、駅の北東方向丘の上	0426－74－8369	○
		計		3,158			
	東京都立科学技術大学	東京都立科学技術大学試験場	30601A	554	日野市旭が丘六丁目６番地 ＪＲ中央線「豊田駅」下車、北口から平山工業団地行き京王バス「旭が丘中央公園」下車、バス進行方向に直進徒歩５分	0425－83－5111	
	亜細亜大学	亜細亜大学試験場	56001K	1,000	武蔵野市境５－２４－１０ ＪＲ中央線「武蔵境駅」下車、徒歩１２分　バスは武蔵境駅北口より小田急バス桜堤団地行「亜細亜大学（東急ストア）前」下車	0422－54－3111	
	桜美林大学	桜美林大学特望館・以徳館試験場	56301H	1,000	町田市常盤町３７５８ ＪＲ横浜線「淵野辺駅」よりバス「桜美林学園前」下車徒歩３分　小田急線「町田駅」よりバス「矢部」「桜美林学園」下車徒歩３分	0427－97－2661	
	慶應義塾大学	慶應義塾大学三田西校舎試験場	57001Z	2,050	港区三田２－１５－４５ ＪＲ山手線・ＪＲ京浜東北線「田町駅」下車、徒歩８分 都営浅草線・都営三田線「三田駅」下車、徒歩７分	03－3453－4511	
	昭和女子大学	昭和女子大学大学１号館試験場	58101B	965	世田谷区太子堂１－７－５７ 東急新玉川線「三軒茶屋」駅下車、徒歩７分　又は、渋谷駅からバス（三軒茶屋方面行）「昭和女子大前」下車、正門前	03－3411－5117	
		昭和女子大学大学３号館試験場	58102Z	535	世田谷区太子堂１－７－５７ 東急新玉川線「三軒茶屋」駅下車、徒歩７分　又は渋谷駅からバス（三軒茶屋方面行）「昭和女子大前」下車、正門前	03－3411－5117	
		計		1,500			
	東京理科大学	東京理科大学神楽坂校舎試験場	61801C	600	新宿区神楽坂１丁目３番地 ＪＲ総「飯田橋駅」下車、徒歩３分	03－3260－4271	
	日本歯科大学	日本歯科大学歯学部試験場	62501Y	350	千代田区富士見１－９－２０ ＪＲ「飯田橋駅」下車、徒歩５分　地下鉄東西線「飯田橋駅」下車、徒歩６分 地下鉄有楽町線「飯田橋駅」下車、徒歩６分	03－3261－8311	
	武蔵工業大学	武蔵工業大学試験場	63701U	1,440	世田谷区玉堤１－２８－１ 東急大井町線「尾山台駅」下車、南西へ徒歩１２分	03－3703－3111	
	東京工科大学	東京工科大学試験場	83301A	800	八王子市片倉町１４０４－１ 横浜線「片倉駅」下車、徒歩２０分	0426－37－2111	
	多摩大学	多摩大学試験場	84501Y	200	多摩市聖ケ丘４－１－１ 小田急・京王「永山」駅、バス停２番「多摩大学」下車　京王「聖蹟桜ケ丘」駅、バス停１２番「多摩大学」又は「連光寺」下車	0423－37－7111	
神奈川県	横浜国立大学	横浜国立大学教育学部試験場	13801A	1,892	横浜市保土ケ谷区常盤台１５６ 相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩２０分又は市営地下鉄線「三ツ沢上町駅」下車、西へ徒歩１５分	045－335－1451	
		横浜国立大学経済学部・経営学部試験場	13802Y	1,873	横浜市保土ケ谷区常盤台１５６ 相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩２０分又は市営地下鉄線「三ツ沢上町駅」下車、西へ徒歩１５分	045－335－1451	
		横浜国立大学工学部試験場	13803U	2,858	横浜市保土ケ谷区常盤台１５６ 相模鉄道線「和田町駅」下車、北へ徒歩２０分又は市営地下鉄線「三ツ沢上町駅」下車、西へ徒歩１５分	045－335－1451	
		県立横浜国高等学校試験場	13804M	1,530	横浜市金沢区富岡東６－３４－１ 京浜急行線「京急富岡駅」下車、徒歩１０分	045－774－2214	○
		県立瀬谷高等学校試験場	13805H	1,350	横浜市瀬谷区東野台２９－１ 相模鉄道線「三ツ境駅」下車、徒歩２０分又は、若葉台行きバス「瀬谷高校入口」下車	045－303－7104	○
		県立柏陽高等学校試験場	13806B	1,215	横浜市泉区和泉町７７１３ 相模鉄道いずみ野線「いずみ野駅」下車、徒歩１５分又は、立場行バス「柏陽高校前」下車	045－801－7375	○
		県立横浜日野高等学校試験場	13807Z	1,381	横浜市港南区日野町１９１３ 京浜急行線「上大岡駅」下車、大船・港南車庫行バス「日野高校入口」下車、徒歩７分又は、ＪＲ根岸線「岸先台駅」下車徒歩２５分	045－842－4043	○
		横浜市立桜丘高等学校試験場	13808X	1,350	横浜市保土ケ谷区桜ケ丘３１２ ＪＲ横須賀線「保土ケ谷駅」下車、西口から市バス（２５系統）「桜丘高校前」下車	045－331－9111	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
		計		13,449			
	横浜市立大学	横浜市立大学試験場	30701U	2,405	横浜市金沢区瀬戸２２－２ 京浜急行線「金沢八景駅」下車、徒歩５分	045－787－2053	
		横浜市立金沢高等学校試験場	30702M	1,260	横浜市金沢区瀬戸２２－１ 京浜急行線「金沢八景駅」下車、徒歩７分	045－787－2056	○
		計		3,665			
新潟県	新潟大学	新潟大学工学部試験場	13901U	1,500	新潟市五十嵐２の町８０５０番地 新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車、徒歩５分又はＪＲ越後線「新潟大学前駅」下車、徒歩２５分	025－262－6247	
		新潟大学教養部試験場	13902M	2,558	新潟市五十嵐２の町８０５０番地 新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車、徒歩３分又はＪＲ越後線「新潟大学前駅」下車、徒歩２０分	025－262－6247	
		新潟大学教育学部試験場	13903H	1,000	新潟市五十嵐２の町８０５０番地 新潟駅前からバス新潟大学前行「新大西門」下車、徒歩４分又はＪＲ越後線「新潟大学前駅」下車、徒歩２０分	025－262－6247	
		計		5,058			
	長岡技術科学大学	長岡技術科学大学試験場	14001M	1,056	長岡市上富岡町１６０３－１ ＪＲ「長岡駅」大手口（西口）の越後交通バス８番殿乗場「技大前」行東車終点「技大前」下車	0258－46－6000	
	上越教育大学	上越教育大学試験場	14101B	767	上越市山屋敷町１番地 信越本線「直江津駅」下車、「本町６丁目」停留所から教育大学線のバスに乗車（約２０分）「教育大学」下車	0255－22－2411	
	日本歯科大学	日本歯科大学新潟歯学部試験場	62502U	122	新潟市浜浦町１丁目８番地 新潟交通バス「浜浦町１丁目」下車、徒歩１分、又はＪＲ越後線「関屋駅」下車、西へ徒歩１０分	025－267－1500	
	新潟産業大学	新潟産業大学経済学部試験場	85701U	191	柏崎市藤井川４７３０番地 ＪＲ信越本線「柏崎駅」下車、柏崎駅南から越後交通バス新潟産業大学行（約２０分）「新潟産業大学前」下車、徒歩１分	0257－24－8436	
富山県	富山大学	富山大学試験場	14201X	4,792	富山市五福３１９０ ＪＲ「富山駅」下車、駅前からバス高岡行「大学前」下車、徒歩１分又は市内電車大学前行「大学前」（終点）下車、徒歩５分	0764－41－1271	
	富山医科薬科大学	富山医科薬科大学試験場	14301K	1,000	富山市杉谷２６３０番地 ＪＲ富山駅又は高岡駅からバス「富山医薬大」行などを利用 所要時間は富山駅から３０分、高岡駅から４０分	0764－34－2617	
	富山県立大学	富山県立大学工学部試験場	33801Z	480	射水郡小杉町黒河５１８０ 北陸本線「小杉駅」下車、地下道潜り南口より南方向徒歩２０分、又は、南口よりバス利用太閤山経由に乗車「富山県立大学前」下車	0766－56－7500	
石川県	金沢大学	金沢大学教養部・理学部試験場	14401A	2,008	金沢市丸の内１番１号 金沢駅前から北鉄バス鶴町行・湯涌温泉行・橋場町経由粟崎車庫行「並六図下」下車、徒歩５分	0762－62－4281	
		金沢大学教育学部試験場	14402Y	350	金沢市丸の内１番１号 金沢駅前から北鉄バス鶴町行・湯涌温泉行・橋場町経由粟崎車庫行「並六図下」下車、徒歩５分	0762－62－4281	
		金沢大学文・法・経済学部試験場	14403U	700	金沢市角間町 金沢駅前から北鉄バス金沢大学（角間）行「金沢大学（角間）」終点」下車	0762－64－5464	
		金沢大学工学部試験場	14404M	1,130	金沢市小立野２丁目４０番２０号 金沢駅前から北鉄バス鶴町行・湯涌温泉行・橋場町経由粟崎車庫行「工学部前」下車	0762－61－2101	
		計		4,188			
	金沢美術工芸大学	金沢美術工芸大学試験場	30801H	300	金沢市小立野５丁目１１番１号 北陸鉄道バスの鶴町行・粟崎車庫行・湯涌温泉行に乗車し、「小立野」バス停で下車、徒歩３分	0762－62－3531	
福井県	福井大学	福井大学試験場	14501U	2,463	福井市文京３－９－１ 福井駅前から市内バス（７・８・９番のりば）「福井大学前」下車	0776－27－8505	
	福井医科大学	福井医科大学試験場	14601H	408	吉田郡松岡町下合月２３－３ 京福バス福井医大線「福井駅前（１１番乗場）」からバスで約４０分「福井医大」下車	0776－61－3111	
	福井工業大学	福井工業大学工学部試験場	67001K	589	福井市学園３－６－１ 京福電気鉄道　市内バス４番線、学園町行「金井学園前」下車、徒歩１分	0776－22－8111	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
山梨県	山梨大学	山梨大学試験場	14701Z	1,908	甲府市武田4丁目4－37 ＪＲ線「甲府駅」下車，北へ徒歩20分又はバス武田神社行き，積翠寺行き「山梨大学前」下車	0552-52-1111	
	山梨医科大学	山梨医科大学試験場	14801R	238	中巨摩郡玉穂町下河東1110番地 ＪＲ身延線「常永駅」下車，南東へ徒歩15分	0552-73-6733	
	都留文科大学	都留文科大学試験場	30901Z	521	都留市田原三丁目8番1号 富士急行線「谷村町駅」下車，南西へ徒歩20分	0554-43-4341	
長野県	信州大学	信州大学人文学部試験場	14901C	240	松本市旭3丁目1－1 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行「信州大学前」下車	0263-35-4600	
		信州大学経済学部試験場	14902A	240	松本市旭3丁目1－1 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行「信州大学前」下車	0263-35-4600	
		信州大学理学部試験場	14903Y	360	松本市旭3丁目1－1 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行「信州大学前」下車	0263-35-4600	
		信州大学教養部試験場	14904U	1,573	松本市旭3丁目1－1 松本駅前バスターミナルから浅間温泉（新町経由）行「信州大学前」下車	0263-35-4600	
		信州大学教育学部試験場	14905M	940	長野市西長野6－ロ 長野駅中央口前バス停1番ホームから川中島バス宇木行，若槻団地行，又は若槻営業所行「信大入口」下車，西へ徒歩5分	0262-32-8106	
		信州大学工学部試験場	14906H	1,464	長野市若里500 「長野駅」東口下車，南へ徒歩20分	0262-26-4101	
		信州大学農学部試験場	14907B	735	上伊那郡南箕輪村8304 ＪＲ飯田線「伊那市駅」下車，伊那バスターミナルから西箕輪線「大学前」下車	0265-72-1106	
		信州大学繊維学部試験場	14908Z	1,082	上田市常田3丁目15－1 「上田駅」下車，東へ徒歩20分	0268-22-1215	○
		計		6,634			
岐阜県	岐阜大学	岐阜大学（柳戸地区）試験場	15001A	4,663	岐阜市柳戸1番1 ＪＲ岐阜駅前又は名鉄新岐阜駅前から岐阜バス「岐阜大学」行きで「終点」下車	0582-30-1111	
		県立長良高等学校試験場	15002Y	1,395	岐阜市長良西後町1716－1 ＪＲ岐阜駅前又は名鉄新岐阜駅前から「長良校前町」「おぶさ」「松籟団地」行きで約25分「長良校前町」「長良高校前」下車	0582-95-3510	○
		県立加納高等学校試験場	15003U	1,395	岐阜市加納南陽町3－17 ＪＲ岐阜駅前又は名鉄新岐阜駅前から岐阜市営バス「県庁」「西部菱野」「ハイツ宇佐」行きで約8分「加納高校前」下車，徒歩3分	0582-76-7858	○
		計		7,453			
	岐阜薬科大学	岐阜薬科大学試験場	31001X	1,000	岐阜市三田洞東5丁目6－1 岐阜バス：三田洞団地行，県自動車学校行に乗車，「薬大前」下車，徒歩5分 市営バス：三田洞団地行に乗車，「薬大前」下車	0582-37-3931	○
静岡県	静岡大学	静岡大学教養部試験場	15101U	2,668	静岡市大谷836 新静岡センターバスターミナル11又はＪＲ静岡駅北側13のりばから静鉄バス「静岡大学」行に乗車，「静大前」下車	054-237-1111	
		静岡大学教育学部試験場	15102M	1,000	静岡市大谷836 新静岡センターバスターミナル11又はＪＲ静岡駅北側13のりばから静鉄バス「静岡大学」行に乗車，「静大前」下車	054-237-1111	
		県立静岡高等学校試験場	15103H	1,000	静岡市長谷町66 新静岡センターバスターミナル16又はＪＲ静岡駅北側14のりばから静鉄バス「大浜・麻機線麻機」行に乗車，「長谷通り」下車	054-248-6134	
		県立静岡東高等学校試験場	15104B	1,000	静岡市川合757番地 新静岡センターバスターミナル13又はＪＲ静岡駅北側2のりばから静鉄バス「神明前経由瀬名新田」行に乗車，「東高前」下車	054-264-1240	○
		静岡大学工学部試験場	15105Z	681	浜松市城北3－5－1 ＪＲ浜松駅前北口バスターミナル15・16のりばから遠鉄バス（全路線）に乗車，「工学部前」下車	053-473-5644	○
		県立浜松北高等学校試験場	15106X	990	浜松市広沢1－30－1 ＪＲ浜松駅前北口バスターミナル1・15・16のりばから遠鉄バス（全路線）に乗車，「浜松北高」下車	053-458-0486	○
		計		7,339			

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
静岡県	浜松医科大学	浜松医科大学試験場	15201H	523	浜松市半田町3600 ＪＲ浜松駅北口バスターミナルから遠州鉄道バス磐田山の手線又は医大循環いずれも「医科大学」下車	053-435-2200	
		浜松日体高等学校試験場	15202B	900	浜松市半田町3660 ＪＲ浜松駅北口バスターミナルから遠州鉄道バス磐田山の手線又は医大循環いずれも「日体高前」下車	053-435-2200	○
		計		1,423			
	静岡県立大学	静岡県立大学試験場	31101K	1,700	静岡市谷田395 ＪＲ東海利用の場合は，「草薙駅」下車，徒歩15分，静岡鉄道利用の場合は「草薙駅」又は「県立美術館前駅」下車，徒歩15分	054-264-5007	
愛知県	名古屋大学	名古屋大学東山地区試験場	15301Z	4,914	名古屋市千種区不老町 地下鉄東山線本山駅から市バス八事方面行「名古屋大学前」下車	052-781-5111	
		名古屋大学教育学部附属高等学校試験場	15302X	636	名古屋市千種区不老町 地下鉄東山線本山駅から市バス八事方面行「名古屋大学前」下車	052-781-5111	○
		名古屋市立菊里高等学校試験場	15303R	1,350	名古屋市千種区星ケ丘元町13－7 地下鉄東山線「星ケ丘駅」下車，南へ200m	052-781-0447	○
		愛知県立明和高等学校試験場	15304K	1,350	名古屋市東区白壁2－32－6 地下鉄名城線「市役所駅」下車，東へ200m	052-961-2551	○
		愛知県立名古屋南高等学校試験場	15305C	1,350	名古屋市南区東又兵ヱ町5－1－11 ＪＲ東海道本線「笠寺駅」下車，西へ400m，又は名鉄常滑線「大江駅」下車，東へ700m	052-613-0001	○
		愛知県立昭和高等学校試験場	15306A	1,350	名古屋市瑞穂区玉水町1－18 地下鉄4号線新瑞橋駅から市バス島田住宅・平針住宅行「中根」下車，北へ100m	052-831-6326	○
		愛知県立天白高等学校試験場	15307Y	1,350	名古屋市天白区天白町植田，三七川原8－102 地下鉄鶴舞線「植田駅」下車，北東へ1200m	052-801-1145	○
		名古屋市立名東高等学校試験場	15308U	1,350	名古屋市名東区大針1－351 地下鉄東山線「本郷駅」下車，市バス猪高緑地行「極楽」下車，東南へ200m	052-703-3313	○
		計		13,650			
	愛知教育大学	愛知教育大学試験場	15401R	3,385	刈谷市井ケ谷町広沢1 名鉄名古屋本線知立駅前から名鉄バス日進駅，三好，愛知教育大学行乗車，「愛知教育大学前」下車	0566-36-3111	
		愛知教育大学教育学部附属高等学校試験場	15402K	810	刈谷市井ケ谷町広沢1 名鉄名古屋本線知立駅前から名鉄バス日進駅，三好，愛知教育大学行乗車，「愛知教育大学前」下車，徒歩5分	0566-36-3111	○
		県立刈谷高等学校試験場	15403C	1,209	刈谷市寿町5の101 ＪＲ東海東海道本線「刈谷駅」下車，南へ徒歩15分又は名鉄三河線「刈谷市駅」下車，東へ徒歩5分	0566-36-3111	○
		愛知教育大学試験場	15450K	1	刈谷市井ケ谷町広沢1 名鉄名古屋本線知立駅前から名鉄バス日進駅，三好，愛知教育大学行乗車，「愛知教育大学前」下車	0566-36-3111	
		計		5,405			
	名古屋工業大学	名古屋工業大学試験場	15501C	4,100	名古屋市昭和区御器所町 ＪＲ東海中央本線・地下鉄鶴舞線とも「鶴舞駅」下車，東へ徒歩10分又は市バス（50番系統）「名大病院」下車，東へ徒歩3分	052-732-2111	
	豊橋技術科学大学	豊橋技術科学大学試験場	15601Y	1,222	豊橋市天伯町字雲雀ケ丘1－1 ＪＲ豊橋駅前バス停3番乗場から豊鉄バス細谷線「技科大前」下車	0532-47-0111	
		県立時習館高等学校試験場	15602U	1,350	豊橋市富本町 豊鉄渥美線「南栄駅」下車，北へ徒歩5分	0532-45-3171	○
		計		2,572			
	愛知県立大学	愛知県立大学試験場	31201A	1,480	名古屋市瑞穂区高田町3－28 市バス「滝子」からは南へ，「雁道」からは東へ，「博物館」からは西へ，「大宮」からは北へ，いずれも徒歩10分	052-851-2191	
	愛知県立芸術大学	県立千種高等学校試験場	31301U	900	名古屋市名東区社台2丁目206 地下鉄東山線「一社駅」下車，北東へ徒歩5分	052-776-0098	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地	電話（試験当日）	上履使用
	名古屋市立大学	名古屋市立大学山の畑試験場	31401H	1,430	名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1 金山から市バス幹線4号山下通又は地下行，85号名古屋大学前行又は博物館行，34号神宮東門行約20分「瑞子」下車，徒歩5分	052-871-1565	
		名古屋市立向陽高等学校試験場	31402B	830	名古屋市昭和区広池町47 地下鉄鶴舞線「荒畑」下車南へ徒歩10分，金山から市バス幹線4号，85号名古屋大学前行約21分「広見町」下車，北へ徒歩5分	052-841-5476	○
		計		2,260			
	愛知大学	愛知大学車道校舎試験場	68001Z	600	名古屋市東区筒井2-10-31 名古屋市営地下鉄桜通線「車道駅」下車，徒歩1分	052-937-8111	
	愛知工業大学	愛知工業大学教養棟1号館試験場	68401M	1,000	豊田市八草町八千草1247 愛知環状鉄道「八草（愛工大前）」駅下車，徒歩10分	0565-48-0893	
	椙山女学園大学	椙山女学園大学試験場	68701K	300	名古屋市千種区星が丘元町17番3号 地下鉄東山線「星ヶ丘駅」下車，6番出口より徒歩5分	052-781-1186	
	中京女子大学	中京女子大学試験場	69001M	500	大府市横根町名高山55 JR東海道本線「大府駅」下車，名鉄バス「有松駅前」行き乗車，「中京女子大学前」下車，徒歩1分	0562-46-1291	
三重県	三重大学	三重大学試験場	15701M	4,372	津市上浜町1515 近鉄名古屋線「江戸橋駅」下車，国道23号線を北へ徒歩15分　又は近鉄・JR津駅東口からバス（4番のりば）「大学前」下車	0592-32-1211	
	松阪大学	松阪大学試験場	70501C	1,086	松阪市久保町1846 JRおよび近畿日本鉄道「松阪駅」から三重交通バス，パークタウン学園前行15分「松阪大学前」下車，徒歩5分	0598-29-1122	
滋賀県	滋賀大学	滋賀大学経済学部試験場	15801B	1,762	彦根市馬場1-1-1 彦根駅前バスターミナル（2番のりば）から南彦根駅行（必ず大藪線に乗車のこと。）又は長浜駅行「栄町」下車，徒歩約5分	0749-22-5600	
		滋賀大学教育学部試験場	15802Z	1,425	大津市平津2-5-1 石山駅前から京阪バス大石行又は外畑行「滋賀大学前」下車，徒歩約10分	0775-37-0081	
		計		3,187			
	滋賀医科大学	滋賀医科大学試験場	15901X	640	大津市瀬田月輪町 JR東海道本線「瀬田駅」下車，駅前から帝産バス滋賀医大行きに乗車し，「医大西門前」下車	0775-48-2071	
		県立東大津高等学校試験場	15902R	200	大津市瀬山南大賀町1732-2 JR東海道本線「瀬田駅」下車，駅前から帝産バス滋賀医大行きに乗車し，「東大津高校」下車	0775-43-1955	○
		計		840			
京都府	京都大学	京都大学北部構内試験場	16001R	950	京都市左京区北白川追分町 市バス「百万遍」下車，東へ徒歩5分又は「農学部前」下車，西へ徒歩2分，北部構内	075-753-2523	
		京都大学教養部構内試験場	16002K	2,484	京都市左京区吉田二本松町 市バス「東一条」下車，東へ徒歩3分，教養部構内	075-753-2523	
		京都大学本部構内試験場	16003C	3,465	京都市左京区吉田本町 市バス「東一条」下車，東へ徒歩3分	075-753-2523	
		京都大学南部構内（医学部・薬学部構内）試験場	16004A	780	京都市左京区吉田近衛町 市バス「近衛通」下車，西へ徒歩5分，医学部構内・薬学部構内	075-753-2523	
		関西文理学院鞍馬口校試験場	16005Y	1,000	京都市北区鞍馬口通烏丸東入ル 地下鉄「鞍馬口駅」下車，東へ徒歩5分	075-753-2523	
		計		8,679			
	京都教育大学	京都教育大学試験場	16101C	1,292	京都市伏見区深草藤森町1番地 京阪電鉄「墨染駅」下車，徒歩10分　近鉄，地下鉄の場合は「近鉄丹波橋駅」で京阪電鉄に乗り換える	075-641-9281	
		京都教育大学試験場	16150A	1	京都市伏見区深草藤森町1番地 京阪電鉄「墨染駅」下車，徒歩10分　近鉄，地下鉄の場合は「近鉄丹波橋駅」で京阪電鉄に乗り換える	075-641-9281	
		計		1,293			

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地	電話（試験当日）	上履使用
京都府	京都工芸繊維大学	京都工芸繊維大学試験場	16201Y	1,921	京都市左京区松ヶ崎橋上町 JR京都駅前から市バス「松ヶ崎」行「工芸繊維大学前」下車	075-791-3211	
	京都市立芸術大学	京都市立芸術大学試験場	31501Z	425	京都市西京区大枝沓掛町13-6 京都交通バス祇園から園部行（急行）又は京都駅から阪急桂駅経由亀岡行又は大原野行「芸大前」下車，徒歩1分	075-332-0701	
	京都府立大学	京都府立大学試験場	31601R	652	京都市左京区下鴨半木町1 地下鉄「北山駅」下車，南へ徒歩10分，又は市バス「府立大学前」下車，徒歩5分，又は京都バス「北開町」下車，徒歩1分	075-721-4672	
	京都府立医科大学	京都府立医科大学試験場	31701C	385	京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465番地 市バス「府立医大病院前」下車，徒歩1分	075-251-5227	
	京都橘女子大学	京都橘女子大学試験場	71501X	179	京都市山科区大宅山田町34 JR・京阪山科駅より京阪バス26系統「大宅甲ノ辻」下車，徒歩10分	075-571-1111	
大阪府	大阪大学	大阪大学文・法・経済学部試験場	16301M	1,000	豊中市待兼山町1-1 阪急宝塚線「石橋駅」下車，東へ徒歩20分	06-844-1151	
		大阪大学理学部試験場	16302H	1,000	豊中市待兼山町1-1 阪急宝塚線「石橋駅」下車，東へ徒歩20分	06-844-1151	
		大阪大学基礎工学部試験場	16303B	1,200	豊中市待兼山町1-1 阪急宝塚線「石橋駅」下車，東へ徒歩20分	06-844-1151	
		大阪大学教養部試験場	16304Z	1,200	豊中市待兼山町1-1 阪急宝塚線「石橋駅」下車，東へ徒歩20分	06-844-1151	
		大阪大学工学部試験場	16305X	1,433	吹田市山田丘2-1 阪急千里線「北千里駅」下車，北東へ徒歩15分	06-877-5111	
		府立豊中高等学校試験場	16306R	1,080	豊中市上野西2-5-12 阪急宝塚線「豊中駅」下車，北東へ徒歩15分	06-854-1209	○
		府立三島高等学校試験場	16307K	1,080	高槻市今城町27-1 JR東海道本線「摂津富田駅」下車，北東へ徒歩20分	0726-82-5885	○
		府立東豊中高等学校試験場	16308C	1,080	豊中市新千里南町1-5-1 北大阪急行「千里中央駅」下車，南西へ徒歩15分	06-831-3022	○
		大阪市立東高等学校試験場	16309A	1,080	大阪市都島区東野田町4-15-14 JR環状線・京阪本線とも「京橋駅」下車，北西へ徒歩10分	06-354-1253	
		府立箕面高等学校試験場	16310K	1,080	箕面市牧落4-8-66 阪急箕面線「牧落駅」下車，南東へ徒歩10分	0727-21-7092	○
		府立北千里高等学校試験場	16311C	1,080	吹田市藤白台5-6-1 阪急千里線「北千里駅」下車，北へ徒歩10分	06-872-0536	○
		計		12,313			
	大阪外国語大学	大阪外国語大学試験場	16401B	1,042	箕面市粟生間谷東8-1-1 北大阪急行線千里中央駅又は阪急北千里駅から阪急バス大阪外大前行「大阪外大前」（終点）下車又は間谷住宅行「間谷住宅4」下車	0727-28-3111	
		府立茨木高等学校試験場	16402Z	990	茨木市新庄町12-1 JR東海道本線「茨木駅」下車東へ徒歩6分，又は阪急京都線「茨木市駅」下車，南西へ徒歩5分	0727-28-3111	
		大阪外国語大学試験場	16450Z	1	箕面市粟生間谷東8-1-1 北大阪急行線千里中央駅又は阪急北千里駅から阪急バス大阪外大前行「大阪外大前」（終点）下車又は間谷住宅行「間谷住宅4」下車	0727-28-3111	
		計		2,033			
	大阪教育大学	大阪教育大学天王寺分校試験場	16501X	1,070	大阪市天王寺区南河堀町4-88 JR・地下鉄「天王寺駅」，近鉄「阿部野橋駅」下車，東へ徒歩約10分又はJR大阪環状線「寺田町駅」下車，西へ徒歩約5分	06-772-0065	
		大阪教育大学池田分校試験場	16502R	1,720	池田市城南3-1-1 阪急電鉄宝塚線「池田駅」下車，東へ徒歩約10分	06-772-0065	
		大阪教育大学平野分校試験場	16503K	630	大阪市平野区旭町1-6-7 地下鉄谷町線「平野駅」下車（5番出口）東へ徒歩約5分又はJR大和路線（関西線）「平野駅」下車，南へ徒歩約20分	06-772-0065	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地	道順	電話（試験当日）	上履使用
		大阪教育大学附属高等学校平野校舎試験場	16504C	405	大阪市平野区流町2－1－24	地下鉄谷町線「平野駅」下車（5番出口）東へ徒歩約5分又はＪＲ大和路線（関西線）「平野駅」下車，南へ徒歩約20分	06－772－0065	○
		大阪教育大学附属高等学校池田校舎試験場	16505A	540	池田市緑丘1－5－1	阪急宝塚線「池田駅」下車，東へ徒歩約15分又は阪急バス「池田市民病院前」下車，北東へ徒歩約5分	06－772－0065	○
		計		4,365				
	大阪女子大学	大阪女子大学試験場	31801Y	704	堺市大仙町2－1	ＪＲ阪和線「百舌鳥駅」下車，徒歩西へ13分 南海高野線「堺東駅」下車，徒歩南へ18分	0722－22－4811	
	大阪市立大学	大阪市立大学1号館試験場	31901M	1,140	大阪市住吉区杉本3－3－138	ＪＲ阪和線「杉本町駅」下車，南東へ徒歩10分	06－605－2131	
		大阪市立大学2号館試験場	31902H	1,246	大阪市住吉区杉本3－3－138	ＪＲ阪和線「杉本町駅」下車，南東へ徒歩10分	06－605－2131	
		大阪市立大学3号館試験場	31903B	1,140	大阪市住吉区杉本3－3－138	ＪＲ阪和線「杉本町駅」下車，南東へ徒歩10分	06－605－2131	
		府立泉陽高等学校試験場	31904Z	1,000	堺市東之町東3－2－1	阪堺電気軌道阪堺線「花田口駅」下車，東へ徒歩3分	0722－33－0588	○
		府立阿倍野高等学校試験場	31905X	863	大阪市阿倍野区阪南町1－30－34	地下鉄御堂筋線「昭和町駅」下車，北西へ徒歩6分	06－628－1461	○
		府立東住吉高等学校試験場	31906R	1,000	大阪市平野区平野西2－3－77	近鉄南大阪線「針中野駅」下車，東へ徒歩12分	06－702－3838	○
		計		6,389				
	大阪府立大学	大阪府立大学試験場	32001H	4,404	堺市百舌鳥梅町4丁804	南海電鉄高野線「白鷺駅」下車，南西へ徒歩10分又は，地下鉄御堂筋線「なかもず駅」下車，南東へ徒歩15分	0722－52－1161	
	大阪電気通信大学	大阪電気通信大学〔寝屋川学舎〕試験場	73601M	500	寝屋川市初町18番8号	京阪電鉄「寝屋川市駅」下車，徒歩10分	0720－24－1131	
兵庫県	兵庫教育大学	県立姫路西高等学校試験場	16601K	1,400	姫路市北八代2丁目1－33	ＪＲ姫路駅前から神姫バス西高行「西高前」下車，徒歩1分	0792－81－6621	○
	神戸大学	神戸大学文学部試験場	16701A	300	神戸市灘区六甲台町1－1	阪神御影駅前，ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（36系統）「神大文理農学部前」下車	078－881－1212	
		神戸大学理学部試験場	16702Y	550	神戸市灘区六甲台町1－1	阪神御影駅前，ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（36系統）「神大文理農学部前」下車	078－881－1212	
		神戸大学経営学部試験場	16703U	800	神戸市灘区六甲台町2－1	阪神御影駅前，ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（36系統）「神大正門前」下車	078－881－1212	
		神戸大学工学部試験場	16704M	700	神戸市灘区六甲台町1－1	阪神御影駅前，ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（36系統）「神大本部工学部前」下車	078－881－1212	
		神戸大学教養部試験場	16705H	2,696	神戸市灘区鶴甲1丁目2番1号	阪神御影駅前，ＪＲ六甲道駅前又は阪急六甲駅前から市バス（16系統）「神大教養部前」下車	078－881－1212	
		県立御影高等学校試験場	16706B	1,210	神戸市東灘区御影石町4丁目1－1	阪神「石屋川駅」下車，北へ徒歩5分	078－881－1212	
		県立兵庫高等学校試験場	16707Z	1,350	神戸市長田区寺池町1丁目4－1	ＪＲ「兵庫駅」から北西へ徒歩25分，神戸高速鉄道「長田駅」から北東へ徒歩15分，市営地下鉄「上沢駅」から北へ徒歩10分	078－881－1212	
		県立神戸高等学校試験場	16708X	1,075	神戸市灘区城の下通1丁目5番1号	阪急六甲駅前又は三宮駅前から市バス（2系統）「神戸高校前」下車，北200ｍ	078－881－1212	
		神戸市立葺合高等学校試験場	16709R	1,400	神戸市中央区野崎通1丁目1－1	ＪＲ「灘駅」又は阪急「王子公園駅」下車，北西へ徒歩約15分	078－881－1212	
		関西学院大学試験場	16710Z	2,000	西宮市上ケ原一番町1番155号	阪急（今津線）甲東園駅前から阪急バス（西宮本町又は朝凪町ゆき）に乗車「関西学院前」下車，又は甲東園駅から西へ徒歩約15分	078－881－1212	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地	道順	電話（試験当日）	上履使用
		計		12,081				
	神戸商船大学	神戸商船大学試験場	16801U	1,402	神戸市東灘区深江南町5－1－1	阪神電車「深江駅」下車，南西へ徒歩10分	078－431－3711	
	神戸市外国語大学	神戸市外国語大学試験場	32101Z	2,059	神戸市西区学園東町9丁目1	神戸市営地下鉄「学園都市駅」下車，徒歩3分	078－794－8121	
	神戸商科大学	神戸商科大学試験場	32201R	1,748	神戸市西区学園西町8丁目2番地の1	神戸市営地下鉄「学園都市」駅下車，徒歩約15分	078－794－6161	
	姫路工業大学	姫路キャンパス試験場	32301C	1,800	姫路市書写2167番地	姫路駅前神姫バスターミナルより，書写西住宅行その他横関経由各方面行で「姫路工大前」下車，北へ徒歩5分	0792－66－1661	
	松蔭女子学院大学	松蔭女子学院大学試験場	76401Y	400	神戸市灘区篠原伯母野山町1－2－1	「阪急六甲駅」「ＪＲ六甲道駅」「阪神御影駅」より36系統鶴甲団地行市バス乗車，六甲台南口下車，北へ徒歩5分	078－882－6122	
	流通科学大学	流通科学大学試験場	85501K	500	神戸市西区学園西町3－1	神戸市営地下鉄「学園都市駅」下車，徒歩5分	078－794－3555	
奈良県	奈良教育大学	奈良教育大学教育学部試験場	16901H	1,840	奈良市高畑町	ＪＲ又は近鉄奈良駅から奈良交通1番のりば市内循環バス乗車「高畑町」下車	0742－27－9126	
	奈良女子大学	奈良女子大学試験場	17001B	3,067	奈良市北魚屋西町	近鉄「奈良駅」下車，北へ徒歩10分	0742－23－1131	
	奈良県立医科大学	奈良県立医科大学試験場	32401Y	760	橿原市四条町840番地	近鉄橿原線「八木西口駅」下車，南へ徒歩8分又はＪＲ桜井線「畝傍駅」下車，南へ徒歩10分	07442－2－3051	
	奈良県立商科大学	奈良県立商科大学試験場	33901R	360	奈良市船橋町10番地	近鉄「奈良駅」下車，徒歩10分，又はＪＲ「奈良駅」下車，徒歩10分	0742－22－4978	
和歌山県	和歌山大学	和歌山大学試験場	17101X	1,179	和歌山市栄谷930番地	南海和歌山市駅前から和歌山バス和歌山大学行「和歌山大学」下車	0734－54－0361	
		県立星林高等学校試験場	17102R	1,080	和歌山市西浜2丁目9－9	南海和歌山市駅前又はＪＲ和歌山駅前から和歌山バス「秋葉山」下車，徒歩5分	0734－47－0831	
		計		2,259				
	和歌山県立医科大学	県立桐蔭高等学校試験場	32501M	720	和歌山市吹上5丁目6番18号	和歌山バス「小松原5丁目」下車，東へ徒歩約10分	0734－33－7284	
鳥取県	鳥取大学	鳥取大学教養部試験場	17201K	1,603	鳥取市湖山町南4－101	ＪＲ鳥取駅北口バスターミナルからバス鳥大行「鳥大前」下車	0857－28－0321	
		鳥取大学工学部試験場	17202C	285	鳥取市湖山町南4－101	ＪＲ鳥取駅北口バスターミナルからバス鳥大行「鳥大前」下車	0857－28－0321	
		鳥取大学医学部試験場	17203A	619	米子市西町86	ＪＲ「米子駅」下車，駅前通りを北西へ徒歩15分	0859－34－8215	
		鳥取大学医療技術短期大学部試験場	17204Y	336	米子市西町133－2	ＪＲ「米子駅」下車，駅前通りを北西へ徒歩20分	0859－34－8215	
		計		2,843				
島根県	島根大学	島根大学試験場	17301A	2,524	松江市西川津町1060	ＪＲ「松江駅」前から市営バス大学・川津行「大学前」下車	0852－21－7106	
	島根医科大学	島根医科大学試験場	17401U	613	出雲市塩冶町89－1	ＪＲ出雲市駅前，一畑バスターミナルから島根医大行「医大病院前」下車又は出雲須佐方面行「医大入口」下車	0853－23－2111	
岡山県	岡山大学	岡山大学津島地区試験場	17501H	7,240	岡山市津島中3－1－1	岡山駅前から岡電バス岡山大学・妙善寺行「岡大東門」又は「岡大西門」下車又はＪＲ津山線「法界院駅」下車，北西へ徒歩10分	0862－52－1111	
		県立岡山操山高等学校試験場	17502B	900	岡山市浜412	岡山駅前から，岡電バス竹田行「操山高前」下車，又は鉄工団地行「東署前」下車	0862－71－2602	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
		県立岡山一宮高等学校試験場	17503Z	1,350	岡山市楢津221 岡山駅前から，中鉄バス西方面行「楢津口」下車，北西へ徒歩10分	0862-84-7881	○
		計		9,490			
	作陽音楽大学	作陽音楽大学試験場	77801Z	200	津山市八出1334－1 ＪＲ津山線「津山駅」下車，徒歩15分	0868-24-1811	
		作陽短期大学試験場	77802X	192	津山市八出1366 ＪＲ津山線「津山駅」下車，徒歩15分	0868-24-1811	○
		計		392			
	美作女子大学	美作女子大学試験場	78101A	261	津山市上河原32 ＪＲ「津山駅」前中鉄バスセンターより「沼」または「東一宮車庫」行き「美作女子大学前」下車，徒歩3分	0868-22-7718	○
広島県	広島大学	広島大学総合科学部試験場	17601Z	1,950	広島市中区東千田町一丁目1番89号 ＪＲ広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行又はバス広島港行，いずれも「広大前」下車	082-241-1226	
		広島大学文学部試験場	17602X	790	広島市中区東千田町一丁目1番89号 ＪＲ広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行又はバス広島港行，いずれも「広大前」下車	082-241-0467	
		広島大学法学部・経済学部試験場	17603R	840	広島市中区東千田町一丁目1番89号 ＪＲ広島駅前から市内電車宇品（紙屋町経由）行又はバス広島港行，いずれも「広大前」下車	082-241-1991	
		広島大学学校教育学部試験場	17604K	780	広島市南区東雲三丁目1番33号 ＪＲ広島駅前からバス仁保車庫行又は渕崎行で「東本浦」下車，徒歩5分	082-281-3141	
		広島大学附属中・高等学校試験場	17605C	1,150	広島市南区翠一丁目1番1号 ＪＲ広島駅前から市内電車宇品行で「広大附属前」下車，又はバス広島港行で「広大附属高校前」下車	082-251-0191	
		市立基町高等学校試験場	17606A	1,050	広島市中区西白島町25番62号 ＪＲ「広島駅」下車，西へ徒歩15分，ＪＲ「横川駅」下車，東へ徒歩15分「広島バスセンター」下車，北へ徒歩20分	082-211-3593	
		広島大学教育学部試験場	17607Y	800	東広島市鏡山一丁目1番2号 ＪＲ西条駅前からバス広島大学行，新幹線東広島駅前からバス広島大学行又はＪＲ八本松駅行で「広大北口」下車	0824-22-7111	
		広島大学生物生産学部試験場	17608U	265	東広島市鏡山一丁目4番4号 ＪＲ西条駅前からバス広島大学行，新幹線東広島駅前からバス広島大学行又はＪＲ八本松駅行で「大学会館前」下車	0824-22-7111	
		広島大学工学部試験場	17609M	1,400	東広島市鏡山一丁目4番1号 ＪＲ西条駅前からバス広島大学行，新幹線東広島駅前からバス広島大学行又はＪＲ八本松駅行で「広大東口」下車	0824-22-7111	
		県立賀茂高等学校試験場	17610Y	600	東広島市西条町西条東770 ＪＲ山陽本線「西条駅」で下車，西へ徒歩15分	0824-24-0358	
		広島大学附属福山中・高等学校試験場	17611U	1,098	福山市春日町吉田 ＪＲ山陽本線「東福山駅」北口下車，北東へ徒歩15分	0849-41-8350	○
		計		10,723			
	広島女子大学	広島女子大学試験場	32601B	900	広島市南区宇品東一丁目1番71号 広島駅前から，市内電車比治山下経由宇品行「県病院前」下車，東へ徒歩6分	082-251-5178	
	広島県立大学	広島県立大学試験場	33601U	221	庄原市七塚町562 ＪＲ芸備線「備後庄原駅」下車，駅前「庄原バスセンター」から，県大スクールバス（約20分）で「県立大学前」下車，徒歩2分	08247-4-1000	
山口県	山口大学	山口大学本部試験場	17701R	3,307	山口市吉田1677－1 ＪＲ山口線「湯田温泉駅」下車，南へ徒歩20分	0839-22-6139	
		山口大学医学部試験場	17702K	390	宇部市小串1144 宇部線「宇部新川駅」下車，徒歩10分	0836-22-2000	
		山口大学工学部試験場	17703C	701	宇部市常盤台2557 宇部線宇部新川駅前から市営バス風呂ケ迫行・ひらき台行・休暇センター行（いずれも琴芝経由又は參宮通り経由）「工学部前」下車	0836-31-5100	
		計		4,398			
山口県	下関市立大学	下関市立大学試験場	32701X	1,454	下関市大学町二丁目1番1号 ＪＲ山陽本線「幡生駅」下車，徒歩15分 私鉄サンデン交通バス「山の田停留所」下車，徒歩3分	0832-52-0288	
	山口女子大学	山口女子大学試験場	32801K	650	山口市桜畠3－2－1 ＪＲ山口線「宮野駅」下車，徒歩5分	0839-28-0211	○
徳島県	徳島大学	徳島大学常三島地区試験場	17801C	2,573	徳島市南常三島町1丁目1番地 徳島駅前から市バス吉野川橋行「助任橋」下車，徒歩5分	0886-23-2319	
	鳴門教育大学	鳴門教育大学試験場	17901Y	538	鳴門市鳴門町高島 ＪＲ鳴門線「鳴門駅」から市バス高島行き「鳴門教育大学前」下車，徒歩1分	0886-87-1311	
香川県	香川大学	香川大学教育学部試験場	18001U	2,609	高松市幸町1－1 高松駅前のバス乗場（高松築港）1番から，下笠居線（王越又は弓弦羽行）で約10分，「幸町」下車，徒歩2分	0878-61-4141	
		香川大学法学部・経済学部試験場	18002M	1,082	高松市幸町2－1 高松駅前のバス乗場（高松築港）1番から，下笠居線（王越又は弓弦羽行）で約10分，「幸町」下車，徒歩3分	0878-61-4141	
		香川大学農学部試験場	18003H	730	木田郡三木町池戸2393 琴電長尾線（平木又は長尾行）「農学部前」下車，徒歩2分 又は大川バス引田線（田面又は引田行）「農学部前」下車，徒歩3分	0878-98-1411	
		計		4,421			
	香川医科大学	香川医科大学試験場	18101H	480	木田郡三木町大字池戸1750－1 琴平電鉄長尾線「高田駅」下車，「高田駅」より「医大病院」行きバスで4分	0878-98-5111	
愛媛県	愛媛大学	愛媛大学城北試験場	18201Z	4,977	松山市文京町3番 市内電車環状線「赤十字病院前」下車，北へ徒歩3分	0899-24-7111	
		愛媛大学農学部試験場	18202X	600	松山市樽味3丁目5番7号 市内バス8番線（東野経由）「農学部前」下車	0899-41-4171	
		計		5,577			
高知県	高知大学	高知大学試験場	18301R	1,951	高知市曙町二丁目5番1号 ＪＲ土讃本線「朝倉駅」下車，東南へ徒歩5分	0888-44-0118	
	高知医科大学	高知医科大学試験場	18401C	394	南国市岡豊町小蓮 高知駅前から高知県交通バス領石行・奈路行・田井行・医大浦原行「医大病院」下車	0888-66-5492	
福岡県	福岡教育大学	福岡教育大学試験場	18501Y	3,354	宗像市大字赤間729番地 ＪＲ鹿児島本線「教育大前駅」下車，徒歩約500Ｍ 又は，西鉄バス「赤間営業所」下車，徒歩約500Ｍ	0940-32-2381	
	九州大学	九州大学文科系学部試験場	18601M	937	福岡市東区箱崎6－19－1 地下鉄貝塚行「箱崎九大前」下車，徒歩5分又は西鉄バス「九大北門」下車，徒歩2分	092-641-1101	
		九州大学理学部試験場	18602H	648	福岡市東区箱崎6－10－1 地下鉄貝塚行「箱崎九大前」下車，徒歩5分又は西鉄バス「九大北門」下車，徒歩4分	092-641-1101	
		九州大学工学部試験場	18603B	1,983	福岡市東区箱崎6－10－1 地下鉄貝塚行「箱崎九大前」下車，徒歩5分又は西鉄バス「九大前」下車，徒歩5分	092-641-1101	
		九州大学農学部試験場	18604Z	535	福岡市東区箱崎6－10－1 地下鉄貝塚行「貝塚」下車，徒歩5分又は西鉄バス「貝塚」下車，徒歩5分	092-641-1101	
		九州大学病院地区試験場	18605X	782	福岡市東区馬出3－1－1 地下鉄貝塚行「馬出九大病院前」下車，徒歩5分又は西鉄バス「県庁九大病院前」・「警察本部前」下車，徒歩5分	092-641-1101	
		九州大学教養部試験場	18606R	1,860	福岡市中央区六本松4－2－1 西鉄バス「六本松」下車，徒歩1分	092-641-1101	
		水城学園試験場	18607K	2,026	福岡市中央区長浜1－3－1 西鉄バス「英数学館前」下車，徒歩1分	092-641-1101	
		代々木ゼミナール福岡校試験場	18608C	1,550	福岡市博多区博多駅前4－2－25 ＪＲ九州「博多駅」下車，博多口から南へ徒歩5分又は西鉄バス「博多駅前4丁目」下車，徒歩2分	092-641-1101	
		県立香住丘高等学校試験場	18609A	1,304	福岡市東区香住ケ丘1－26－1 西鉄宮地岳線「香椎花園前」下車，徒歩2分又は西鉄バス「女子大前」下車，徒歩5分	092-641-1101	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
		計		11,625			
	九州芸術工科大学	芳台塾福岡校試験場	18701B	1,061	福岡市中央区薬院4－2－11 西鉄天神大牟田線「薬院駅」下車、北へ徒歩5分	092－714－0581	
	九州工業大学	九州工業大学工学部試験場	18801X	2,553	北九州市戸畑区仙水町1番1号 JR「九州工大前駅」下車、南へ徒歩6分	093－871－1931	
		代々木ゼミナール小倉校試験場	18802R	1,400	北九州市小倉北区馬借1－1－2 JR「小倉駅」から徒歩10分　又は同駅前よりバス（28・45・90～94番系統）乗車（5分），「旦過橋」下車	093－533－2400	
		計		3,953			
	北九州大学	北九州大学試験場	33001Y	2,500	北九州市小倉南区北方四丁目2番1号 小倉駅前からモノレール「競馬場前」下車、徒歩5分、又は、バス（6・30・31・34～37系統）を「北方」下車、徒歩1分	093－962－4436	
	九州歯科大学	九州歯科大学試験場	33101M	660	北九州市小倉北区真鶴2丁目6番1号 JR「南小倉駅」下車西へ徒歩15分又はJR小倉駅より西鉄バス（22・43番）「歯人前」下車又は西鉄電車「歯科大学前」下車	093－581－6509	
	福岡女子大学	福岡女子大学試験場	33201B	509	福岡市東区香住ケ丘1丁目1番1号 JR九州「香椎駅」下車、北へ徒歩15分又は西鉄バス「女子大前」下車、徒歩2分	092－661－2415	
	産業医科大学	産業医科大学試験場	40101H	780	北九州市八幡西区医生ケ丘1－1 JR「折尾駅」下車、オリオンプラザビル前のバス停から、市営バス「光貞台（幡図）」に乗車し、「産業医科大学前」で下車	093－691－7295	
	福岡工業大学	福岡工業大学試験場	81001A	500	福岡市東区和白東3－30－1 JR鹿児島本線「筑前新宮駅」下車、徒歩5分　又は西鉄バス（系統番号26）「福岡工大前」下車、徒歩5分	092－606－3131	
佐賀県	佐賀大学	佐賀大学試験場	18901K	2,918	佐賀市本庄町1番地 佐賀駅バスセンターから市営バス築与賀行，相応行又は佐大前行「佐大前」下車、徒歩5分	0952－24－5191	
	佐賀医科大学	佐賀医科大学試験場	19001C	600	佐賀市鍋島五丁目1番1号 佐賀駅バスセンターから市営バス医大（神野公園・鍋島小学校経由）行「医大」下車	0952－31－6511	
長崎県	長崎大学	長崎大学文教地区試験場	19101Y	4,443	長崎市文教町1－14 長崎駅前から市内電車「赤迫」行又は長崎バスの1番系統「滑石」「時津」行等に乗り，「長崎大学前」で下車	0958－47－1111	
		県立佐世保北高等学校試験場	19102U	877	佐世保市八幡町6－31 佐世保駅前から市営バス又は西肥バスの「大野」行又は「矢峰」行に乗り「市役所前」で下車、徒歩3分	0956－22－5361	○
		長崎大学片淵地区（経済学部）試験場	19103M	700	長崎市片淵4－2－1 「長崎駅前東口」から県営バスの「筑霞」行又は「立山」行に乗り「経済学部前」下車	0958－26－8231	
		県立長崎西高等学校試験場	19104H	540	長崎市竹の久保町12－9 長崎駅前から長崎バスの3番系統「下大橋」行に乗り「西高前」下車又は、市内電車「赤迫」行に乗り「浜里町」下車（徒歩10分）	0958－61－5106	○
		計		6,560			
	長崎県立大学	長崎県立大学試験場	33301X	730	佐世保市川下町123 JR佐世保駅前から、市営バス、西肥バスで相浦機場行「県立大学前」下車、徒歩2分	0956－47－2191	
熊本県	熊本大学	熊本大学黒髪地区試験場	19201M	5,842	熊本市黒髪2丁目40番1号 熊本駅又は交通センターから、市営バス楠団地行，産交バス大津行いずれも「熊大前」下車	096－344－2111	
		熊本大学黒髪地区試験場	19250II	1	熊本市黒髪2丁目40番1号 熊本駅又は交通センターから、市営バス楠団地行，産交バス大津行いずれも「熊大前」下車	096－344－2111	
		計		5,843			
	熊本女子大学	熊本女子大学試験場	33401K	600	熊本市健軍町水洗2432－1 熊本駅から各種バスで交通センターに行き，熊本市営バスの川尻循山・島崎保田窪・子飼長嶺線に乗り換え「目赤前」下車、徒歩1分	096－383－2929	
	熊本歯科大学	熊本歯科大学4号館試験場	81801B	500	熊本市大江2丁目5番1号 JR熊本駅から市営バス第1環状線（約25分）「大江渡鹿」下車、徒歩5分又は、中央環状線「産大前」下車すぐ	096－362－4095	
大分県	大分大学	大分大学試験場	19301B	4,456	大分市大字旦野原700番地 大分市中央通りトキハデパート前から大分バス旦野原行き「大分大学」下車、徒歩10分	0975－69－3311	

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上限使用
	大分医科大学	大分医科大学試験場	19401X	500	大分郡挾間町医大ケ丘1丁目1番地 トキハデパート前又はJR大分駅前から大分バスを利用し、医大病院行き又は医大病院経由向の原行きで「医大病院」下車、徒歩1分	0975－49－4411	
宮崎県	宮崎大学	宮崎大学教育学部試験場	19501K	2,488	宮崎市学園木花台西1丁目1番地 宮崎駅前宮崎営業所発宮交シティー経由宮崎大学行又は大学病院行で「宮崎大学前」バス停で下車、徒歩1分	0985－58－2811	
		宮崎大学農学部試験場	19502C	1,048	宮崎市学園木花台西1丁目1番地 宮崎交通バス宮崎大学行（大学病院経由，650・651）又は大学病院行（宮崎大学経由，652）「宮崎大学」下車	0985－58－2811	
		宮崎大学工学部試験場	19503A	905	宮崎市学園木花台西1丁目1番地 宮崎交通バス大学病院行（木花経由，652番）又は，宮崎大学行（清武，650番，山崎，651番経由）「宮崎大学」下車	0985－58－2811	
		計		4,441			
	宮崎医科大学	宮崎医科大学試験場	19601A	750	宮崎郡清武町大字木原5200 宮崎駅前宮崎交通宮崎営業所又は南宮崎駅近くの宮交シティからバス大学病院行又は大学病院・宮崎大学行いずれも「大学病院」下車	0985－85－1510	
鹿児島県	鹿児島大学	鹿児島大学教養部試験場	19701U	1,267	鹿児島市郡元1丁目21－30 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車、徒歩1分	0992－54－7141	
		鹿児島大学法文学部試験場	19702M	550	鹿児島市郡元1丁目21－30 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車、徒歩2分	0992－54－7141	
		鹿児島大学教育学部試験場	19703H	760	鹿児島市郡元1丁目20－6 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車、徒歩5分	0992－54－7141	
		鹿児島大学理学部試験場	19704B	600	鹿児島市郡元1丁目21－35 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「法文学部前」下車、徒歩3分	0992－54－7141	
		鹿児島大学工学部試験場	19705Z	1,050	鹿児島市郡元1丁目21－40 西鹿児島駅前から市電郡元行「工学部前」下車、徒歩2分	0992－54－7141	
		鹿児島大学農学部試験場	19706X	1,100	鹿児島市郡元1丁目21－24 西鹿児島駅前から市営バス鴨池港行（10番）・三和町行（11番）「農学部前」下車、徒歩1分	0992－54－7141	
		鹿児島大学水産学部試験場	19707R	500	鹿児島市下荒田4丁目50－20 西鹿児島駅前から市営バス三和町行（11番）・大学病院行（18番）「体育館前」下車、徒歩5分	0992－54－7141	
		鹿児島大学歯学部試験場	19708K	300	鹿児島市桜ケ丘8丁目35－1 西鹿児島駅前から市営バス大学病院行（18番）「歯学部病院前」下車、徒歩3分	0992－64－2211	
		鹿児島大学医学部試験場	19709C	300	鹿児島市桜ケ丘8丁目35－1 西鹿児島駅前から市営バス大学病院行（18番）「大学病院前」下車、徒歩1分	0992－64－2211	
		県立大島高等学校試験場	19710R	212	名瀬市安勝町7－1 名瀬港から民営バス平田町行「大島高校前」下車、徒歩5分	0992－54－7141	
		計		6,639			
	鹿屋体育大学	鹿屋体育大学試験場	19801H	539	鹿屋市白水町1番地 鹿屋バスセンターからバス東水行，又は垂水港からバス鹿屋・志布志・高山行いずれも「白水町体育大学前」下車、徒歩3分	0994－46－4118	
沖縄県	琉球大学	琉球大学教養部試験場	19901Z	1,251	中頭郡西原町字千原1番地 バス97・102番「琉大東口」下車、徒歩5分	098－895－2221	
		琉球大学法文学部試験場	19902X	500	中頭郡西原町字千原1番地 バス97・102番「琉大東口」下車、徒歩5分	098－895－2221	
		県立首里高等学校試験場	19903R	1,200	那覇市首里真和志町2丁目43番地 バス1・9・12・13・14・17・25・26・33（首里経由）・97・102番「山川」下車、徒歩3分	098－885－5363	
		県立西原高等学校試験場	19904K	1,100	中頭郡西原町字翁長610番地 バス33・97・102番「翁原入口」下車、徒歩1分	098－946－9796	○
		県立普天間高等学校試験場	19905C	1,150	宜野湾市普天間1丁目24－1番地 バス21－27・31・58・59・61・75・77・90・102番「普天間」下車、徒歩3分	098－892－2903	○
		県立宮古高等学校試験場	19906A	65	平良市字西里718番地 バス・「宮古協栄バスターミナル」下車、徒歩5分，又は「八千代バス本社」下車、徒歩20分	09807－3－5663	○

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
		県立八重山高等学校試験場	19907Y	45	石垣市字登野城275番地 バス吉原線「登野城小学校前」下車、徒歩2分	09808-3-5769	
		琉球大学教養部試験場	19950X	1	中頭郡西原町字千原1番地 バス97・102番「琉大東口」下車、徒歩5分	098-895-2221	
		計		5,312			
	沖縄県立芸術大学	県立首里東高等学校試験場	33501A	675	那覇市首里石嶺町3丁目178番地 バス 9・11・14・17・25・26・33・97・102番「実験学園前」下車、徒歩4分	098-886-1578	

点字試験場

都道府県名	試験実施大学名	試験場名	試験場コード	志願者数	所在地 道順	電話（試験当日）	上履使用
宮城県	宮城教育大学	宮城教育大学試験場	11550Y	1	仙台市青葉区荒巻字青葉 市営バス、「仙台駅前」から宮教大行、青葉台行又は成田山行乗車「宮教大前」下車	022-223-8127	
茨城県	筑波大学	筑波大学第二学群試験場	12150Y	1	つくば市天王台1丁目1番地の1 JR常磐線土浦駅からバス筑波大学中央行「筑波大学中央」下車（所要時間約40分），徒歩5分	0298-53-2208	
東京都	東京農工大学	東京農工大学事務局試験場	13050X	11	府中市晴見町3－8－1 中央線国分寺駅南口から京王バス府中駅行「晴見町」下車、又は京王線府中駅北口から京王バス国分寺駅南口行「晴見町」下車	0423-64-3311	
愛知県	愛知教育大学	愛知教育大学試験場	15450K	1	刈谷市井ヶ谷町広沢1 名鉄名古屋本線知立駅前から名鉄バス日進駅、三好、愛知教育大学行乗車、「愛知教育大学前」下車	0566-36-3111	
京都府	京都教育大学	京都教育大学試験場	16150A	1	京都市伏見区深草藤森町1番地 京阪電鉄「墨染駅」下車、徒歩10分　近鉄、地下鉄の場合は「近鉄丹波橋駅」で京阪電鉄に乗り換える	075-641-9281	
大阪府	大阪外国語大学	大阪外国語大学試験場	16450Z	1	箕面市粟生間谷東8－1－1 北大阪急行線千里中央駅又は阪急北千里駅から阪急バス大阪外大前行「大阪外大前」（終点）下車又は間谷住宅行「間谷住宅4」下車	0727-28-3111	
熊本県	熊本大学	熊本大学黒髪地区試験場	19250H	1	熊本市黒髪2丁目40番1号 熊本駅又は交通センターから、市営バス綿田地行、産交バス大津行いずれも「熊大前」下車	096-344-2111	
沖縄県	琉球大学	琉球大学教養部試験場	19950X	1	中頭郡西原町字千原1番地 バス97・102番「琉大東口」下車、徒歩5分	098-895-2221	

⑮　平成４年度大学入学者選抜実施要項について（文部省）

文高大第178号
平成３年５月28日

各国公私立大学長
大学入試センター所長　殿

文部省高等教育局長
前畑安宏

平成４年度大学入学者選抜実施要項について（通知）

このたび，標記の要項について，別紙のとおり定めましたので通知します。

大学入学者選抜方法の改善については，かねてから御努力を願ってきたところでありますが，下記の事項に留意の上，なお一層の工夫・改善を進めるよう引き続き格別の御配慮をお願いします。

記

1．各大学・学部は，当該大学・学部の目的，特色，専門分野等の特性に応じ，入学者選抜の内容や在り方等の研究を更に進め，評価尺度の多元化・複数化を含め，一層の工夫・改善に努めることが望ましいこと。

2．入学者選抜の多様化を推進する観点から，推薦入学や帰国子女（中国引揚者等子女を含む。），社会人等に対する特別選抜の積極的導入を図るとともに，各大学が行う選抜試験においては面接，小論文，実技検査等を適切に組み合わせて行うことが望ましいこと。

3．高等学校の職業教育を主とする学科卒業の入学志願者については，その職業教育が当該学部・学科の教育と関連すると認められる場合には，入学者選抜方法を工夫するなど，その受け入れに配慮することが望ましいこと。

4．身体に障害のある入学志願者の試験に当たっては，従来から特別の措置をとることについて配慮を求めているところであるが，この特別措置については，以下のことなどが考えられるので，必要に応じ，この例示を参考とするなど更に配慮すること。

(1)　視覚障害者

試験時間の延長，点字・拡大文字による出題，拡大解答用紙，特定試験場の設定など

(2)　聴覚障害者

注意事項の文書による伝達，座席を前列に指定するなど

(3)　肢体不自由者

試験時間の延長，拡大解答用紙，特定試験場の設定，介助者の付与など

5．各大学・学部は，当該大学・学部の教育，研究の内容等入学志願者の進路選択にとって参考となる情報を積極的に提供するよう配慮するとともに，必要に応じて各地区，大学等単位での大学説明会の開催など大学側の情報提供の積極的促進について配慮すること。

6．大学入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うことについては，本要項の第５の２により慎重な配慮が求められているところであるが，色覚に障害のある入学志願者に対して入学制限等の規定を募集要項等に設けている例が見受けられるので，これらの取扱いについては，当該障害を有する者の進学の機会を確保する観点から真に教育上やむを得ない場合のほかは，これらの制限を廃止あるいは大幅に緩和する方向で引き続きその見直しを行うことが適当であること。

7．私費外国人留学生の入学者選抜に当たっては，国際交流等の推進の観点から，当該諸外国における教育の実情等を適切に勘案して，特に当該選抜に係る学力検査等の実施に代えて（財）日本国際教育協会の実施する「私費外国人留学生統一試験」及び「外国人日本語能力試験（１級）」の積極的活用方についてより一層の配慮をすることが望ましいこと。

8．推薦入学を実施するに当たっては，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条の２第３項等の規定の趣旨にかんがみ，学年の途中において又は学期の区分に従い高等学校の卒業を認められる者に係る推薦の要件について配慮することが望ましいこと。

9．外国の高等学校に留学し，当該学校における履修を国内の高等学校における履修とみなして単位の修得を認定され，高等学校の卒業を認められる者については，調査書の記入上，留学に係る修得単位について「評定」欄に５段階での表示を記入する必要がないこととしているので，推薦入学等の場合においては，外国の高等学校の発行する証明書等の添付書類を活用することが適当であること。

10．募集人員の募集要項への記載に当たっては，推薦入学等を実施する場合には，それぞれの選抜方法の区分ごとに募集人員を明記すること。

11．入学に要するすべての経費の納入手続等については，本要項の第９の１の(1)に定めているところであるが，入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限等については，受験生への配慮から可能な限りわかりやすく，かつ，十分注意を喚起できるよう募集要項の作成に当たり一層の改善を図ることが望ましいこと。

12．国立大学の入学者選抜においては，特に次の諸点について留意すること。

(1)　２段階選抜に係る実施倍率の大幅な緩和ないしその取り止めを図るため，試験実施から採点，合格者決定等の入試日程や業務内容等の適切な見直し，再検討を図るとともに，全学的な連携協力を図りつつ円滑適正な処理についてより一層の努力を行うこと。

(2)　各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）については，本要項の第10の１の(3)に記載のとおり，出題する教科・科目数の削減に引き続き努力すること。この場合，個別学力検査を行わないか，あるいは行ったとしても当該大学・学部の目的，特色，専門分野等の特性に応じ必要な最小限度とし，小論文，面接，実技検査，外国語における聞き取り試験等を適切に組み合わせて実施することが望ましいこと。

なお，入学者選抜に当たっては，大学入試センター試験のほか，口頭試問，面接，小論文，実技等の多様な選抜方法や調査書，自己推薦書等の資料を中心として，出題方法の工夫による限定した学力検査などを当該大学・学部の特色，専門分野等の特性に応じて適宜活用し，総合的に合否を判定する方法の導入に努めることが望ましいこと。

(3)　各大学・学部の個別学力検査等の試験期日の決定に当たっては，専門分野別・地域別の均衡に配慮し，受験生の選択の機会の拡大や多様な入学者選抜方法の導入を図るため，分離・分割方式の採用等について積極的な努力を行うこと。

(4) 上記5による情報提供の積極的促進について一層の改善を行うとともに，特に出願期間中においては各地域での志願者数，2段階選抜の状況及び過去の入試データ等の情報を，入学手続締切り後には追加合格の状況及び第2次募集の状況等の情報を適宜提供するよう配慮すること。

(5) 各大学・学部においては，入学定員の適切な充足を確保することとし，欠員の補充の方法等については事前に周到な準備をしておくこと。

(6) 各大学の募集要項の作成に当たっては，個別学力検査等，推薦入学，第2次募集等の出願手続，選抜方法，入学手続等の詳細や入学者選抜上の留意事項等を詳細かつ具体的に明示するよう格別の配慮をするものとすること。

13. 国立大学の選抜日程等に沿って入学者選抜を実施する公立大学及び私立大学についても，上記12の趣旨を踏まえて適切に対処するものとすること。

平成4年度大学入学者選抜実施要項

（平成3年5月28日文高大第178号文部省高等教育局長通知）

大学入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。

第1　選　抜　方　法

1　入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査・面接・小論文その他の能力・適性等に関する検査の成績、大学が必要に応じて実施する健康診断、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・適性等を合理的に総合して判定する方法によるものとする。

この場合、スポーツ・文化等の各種分野における諸活動を適切に評価することが望ましい。

2　上記1の選抜方法によるほか、大学の意向によっては、次の選抜方法によることもできる。

(1) 入学定員の一部について、出身学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し調査書を主な資料として判定する方法（推薦入学）

ア　大学は、能力・適性等に関する推薦の要件を具体的に定め、これを学校長に提示して推薦を求めるものとする。

イ　大学は、入学志願者について面接を行い、又は小論文を課することが望ましい。

(2) 入学定員の一部について、帰国子女（中国引揚者等子女を含む。）又は社会人を対象として、一般の志願者と異なる選抜方法により判定する方法（帰国子女特別選抜、社会人特別選抜）

ア　大学は、帰国子女又は社会人の出願要件を具体的に定め、あらかじめ募集要項に明示するものとする。

イ　大学は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の日時の経過などにかんがみ、広く本人の能力・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、面接、小論文、その他大学が適当と認める資料を適

切に組み合わせて課することが望ましい。

(3) 学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法

大学は、入学志願者について面接を行い、又は小論文を課することが望ましい。

(4) 学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終判定する方法

第2 選 抜 期 日

1 入学者選抜の期日は、次により適宜これを定めるものとする。

(1) 入学者選抜試験期日　　平成4年2月1日から4月15日までの間

(2) 入学願書受付期間　　入学者選抜試験期日に応じて定める。

(3) 合格者の決定発表　　平成4年4月20日まで

2 推薦入学による場合は、判定結果を原則として第1の1による選抜方法の試験期日の10日前までに発表するものとし、この期日に応じて入学願書受付期間を適宜定めるものとする。

3 学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法による場合の入学者選抜の期日は、上記1により定めるものとする。

4 学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終判定する方法による場合は、調査書を主な資料として判定した結果を原則として学力検査等の開始日の10日前までに発表するものとする。

第3 調 査 書

1 大学は、入学者選抜の資料として、出身学校長が生徒指導要録等に基づき、かつ調査書作成に関する委員会の審議を経て作成した調査書を提出させるものとする。

調査書の様式、記入上の注意事項等は、別紙様式1による。

2 調査書は、入学志願者の学習成績、健康状況、特別活動の記録等が記載された重要な資料であるので、入学者の選抜に当たっては、調査書を十分活用することが望ましい。

なお、学力検査を実施する場合、入学志願者が受験する教科・科目以外の教科・科目については、特に調査書の学習成績に留意するものとする。

また、専門教育を主とする学科卒業の入学志願者について、その専門教育が当該学部・学科の教育と密接に関連すると認められる場合には、調査書の専門教育に関する科目の学習成績や取得資格などに留意することが望ましい。

3 調査書に記入される学習成績概評は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の3か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が3年を超えるものにあっては当該期間）における各教科・科目の評定平均値の平均を表1の区分に従ってA、B、C、D、Eの5段階に分け、その生徒の属する成績段階を示しているものである。

（表1）学 習 成 績 概 評

各教科・科目の評定平均値の平均	学習成績概評
5.0～4.3	A
4.2～3.5	B
3.4～2.7	C
2.6～1.9	D
1.8以下	E

4 大学は、高等学校長に対し学習成績概評Aに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀で、高等学校長が責任をもって推薦できる者については、「学習成績概評」欄にⒶと標示するよう希望することができる。

なお、この場合には「備考」欄にその理由を明示させるものとする。

5 「健康の状況」の欄は、高等学校生徒健康診断票に基づいて記載されるものであり、入学後の保健指導等の参考資料としても併せて活用することが望ましい。

6 大学は、高等学校長に対し当該大学の学部・学科に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」欄に記入するよう希望することができる。

7 やむを得ない事由により完全な調査書が得られない場合は、次により措置するとともに、面接によって不足を補う等の配慮が望ましい。

(1) 廃校、被災その他の事情により出身学校長の調査書が得られない場合は、卒業証明書、成績通信簿その他入学志願者が提出できる書類をもってこれに代えてもよい。

(2) 本人が被災等により上記書類をも整えられない場合は、出身学校を所管する教

育委員会、知事又は出身学校長が作成したこれに関する証明書を提出させる。

ただし、このような証明書を受理した大学は、本人について更に調査をすることが必要である。

8　大学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第57条の３の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている高等学校（研究開発学校）があるので留意すること。

9　高等専門学校第３学年修了者等の調査書については、次によるものとする。

(1)　高等専門学校第３学年修了者及び文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者の調査書については、別紙様式１の調査書に準じて作成し提出させるものとする。

(2)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、文部大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び大学入学資格検定合格者については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。

第４　学　力　検　査　等

学力検査や小論文、面接、実技検査は、大学が入学志願者の能力、適性等を知る上で重要な選抜資料であるが、その実施に当たっては、次の諸点に留意しつつ、できる限り入学志願者の負担を軽減する観点から瑣末な知識の暗記や受験技術の習得を強いることなく、特色ある選抜を実施するようにし併せて入学志願者個々の個性、適性を活かした進学を助長するよう配慮することが望ましい。

１　学　力　検　査

(1)　学力検査は、高等学校学習指導要領に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意して実施するものとする。

(2)　大学は、学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施することができる。

(3)　大学は、学力検査を第１次と第２次に分け、第１次の学力検査の合格者に対して第２次の学力検査を課することができる。

(4)　学力検査は、国語、社会、数学、理科、外国語の５教科について実施することを原則とするが、大学・学部の目的、特色、専門分野等によっては、一部の教科を除き、又は他の教科を加えて実施することができる。

(5)　各教科における学力検査実施科目は、高等学校学習指導要領に定められている

科目について、国語、社会、数学、理科、外国語の各教科それぞれ１科目を解答させることを原則として大学が定める。ただし、大学・学部の目的、特色、専門分野等によっては、社会・理科などの特定教科について３科目以上を出題し２科目を選択解答させ、若しくは特定の２科目を出題し解答させることができる。

(6)　商学、工学、農学、水産学、家政学、看護学等に関する大学・学部で、その目的、特色、専門分野等からみて適当と認められる場合には、上記(4)に掲げる教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は社会、数学若しくは理科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。

(7)　学力検査は、次の諸点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り合理的に検査することができるよう出題方針を立てるものとする。

ア　学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方式を適宜組み合わせて実施することが望ましい。

イ　原理的、根本的なものを基礎として、これを運用して解答できるもので、それぞれの科目に関して学理的な適応性を検査できるような問題が望ましく、単なる記憶や知識のみを検査するような問題であってはならない。

ウ　高等学校の職業教育を主とする学科の卒業者のための上記(6)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、職業教育を主とする学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないよう、特に考慮するものとする。

２　小論文、面接、実技検査

(1)　小論文及び面接

大学は、入学志願者の能力・適性等をできる限り多角的に検査するため、小論文を課し、また、学部・学科の特性等に応じ面接を活用することについて配慮することが望ましい。

(2)　実技検査

大学・学部の目的・性格等から主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部・学科（教員養成学部にあつては主専攻）においては、上記１の学力検査のほか、実技に関する検査を課することが望ましい。

(3)　上記(1)及び(2)の小論文、面接及び実技検査を課する場合、その内容が、学力検査の教科・科目の内容と重複するものにわたっても差し支えないものとする。

第５　健　康　診　断

１　入学志願者の健康状況の把握は、次により行うものとする。

(1)　平成２年度高等学校卒業者及び平成４年３月卒業見込みの者については、調査書の「健康の状況」欄の記載によるものとし、これ以外の年度の高等学校卒業者及び大学入学資格検定合格者等、調査書を提出することができない者については、調査書の「健康の状況」の欄の記載事項とされている視力、色覚、聴力、結核及びその他の疾病、異常等について医師の作成した健康診断書（様式は特に定めない。）を提出させ、その記載による。

(2)　特定の学部・学科等が必要とする特別の事項に関する検査、異常所見者に対する精密検査等については、必要に応じて大学が実施するものとする。

2　入学者選抜に際して健康診断により不合格の判定を行うについては、疾病など心身の異常のため志望学部・学科等の教育の目的に即した履修に耐えないこと、又は伝染性疾患などにより集団生活に適さないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定することが望ましい。

第６　学力検査実施教科・科目等及び選抜方法等の決定・発表

１　大学は、学力検査の実施教科・科目並びに実技検査の実施科目、面接の実施及び小論文の出題等について決定し、平成３年６月１日から７月31日までの期間内に発表するものとする。

２　大学は、次の事項に該当する場合には、それぞれ具体的な取扱いを決定し、上記１で定める期間内に発表するものとする。

(1)　推薦入学を実施する場合

(2)　帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合

(3)　学力検査を課さないで調査書を主な資料として判定する方法をとる場合

(4)　学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対し学力検査等を課して最終的に判定する方法をとる場合

(5)　調査書にⒶ標示を希望する場合

(6)　調査書に能力・適性等についての推薦の記入を希望する場合

(7)　学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施する場合

(8)　学力検査を第１次と第２次に分け、第１次の学力検査の合格者に対して第２次の学力検査を課する方法をとる場合

３　発表は、国立大学（国立短期大学を除く。）及び公立大学（公立短期大学を除く。）にあっては別紙様式２、別紙様式４及び別紙様式６により、大学入試センター試験

を利用する私立大学（大学の一部の学部等について利用する大学を含む。）にあっては別紙様式３、別紙様式４、別紙様式５及び別紙様式６により、大学入試センター試験を利用しない私立大学（私立短期大学を含む。）並びに国立短期大学及び公立短期大学にあっては別紙様式３、別紙様式５及び別紙様式６により、文部省高等教育局大学課大学入試室、各都道府県の知事及び教育委員会教育長並びに国立大学の大学附属又は学部附属の高等学校（高等部を置く盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の校長に通知する方法によるものとする。

なお、大学入試センター試験を利用する大学にあっては、別紙様式４により、大学入試センター事業部事業第一課にも通知するものとする。

第７　募　集　人　員

各大学で募集する人員は、所定の入学定員によるものとする。

第８　出　願　資　格

大学に入学を志願することのできる者は、次のとおりである。

１　高等学校を卒業した者及び平成４年３月卒業見込みの者

２　通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成４年３月修了見込みの者

３　学校教育法施行規則第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成４年３月31日までにこれに該当する見込みの者

第９　募集要項、出願手続等

１　募　集　要　項　等

(1)　大学は、募集人員、選抜期日、選抜方法、検査場、出願手続、入学検定料その他入学に要する経費等出願に必要な事項を記載した募集要項を発表するものとする。なお、推薦入学等を実施する場合には、それぞれの選抜方法の区分ごとに募集人員等を明記する。

また、大学は、入学に要する経費のすべて及びその納入手続等を募集要項に記載するものとし、これに記載されない寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないようにするものとする。

(2)　大学は、当該大学の学部・学科等の教育を受けるにふさわしい者の能力・適性等について、募集要項に具体的に記載することが望ましい。

(3)　大学は、平成３年12月15日までに募集要項を発表するものとする。

(4)　大学は、入学志願者に対し、大学案内、大学説明会等により、求める学生像、学部・学科等の組織、教育研究の内容及び特色、その他学生生活の概要及び諸経

費、過去の年度の入学志願者及び合格者の数、卒業後の進路状況等大学・学部等の選択の参考となる情報を提供することが望ましい。

2　出願の手続

(1)　入学志願者は、出願に必要な書類を取りそろえ、志願大学の定める手続により、志願大学へ提出するものとする。

この場合において、出願に必要な書類を出身学校長が取りまとめて志願大学へ提出し、又は、出願に必要な書類のうち出身学校長が作成すべき調査書等のみについて、出身学校長が直接志願大学へ提出することも差し支えない。

(2)　出願に際して提出する写真は、出願以前3か月以内に撮影したものとする。

第10　大学入試センター試験を利用する大学の入学者選抜方法等

大学入試センター試験の利用に伴う大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の入学者の選抜（大学の学部等の定員の一部について利用する場合は、その定員に係る入学者の選抜）に関しては、「平成4年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱（平成2年5月28日文高大第158号文部省高等教育局長通知）」に定めるもののほか、第1の1に掲げる選抜方法の基本にのっとり、原則としてこの要項の各項に掲げるところに従って実施するものとするが、学力検査の実施方法、大学入試センター試験の実施期日等については、次に掲げるところによるものとする。

1　学力検査等

(1)　学力検査は、大学入試センター試験及び各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）に分け、大学入試センター試験は、各大学が大学入試センターと協力して共同で実施し、個別学力検査は、各大学が必要に応じて実施するものとする。

(2)　大学入試センター試験は、主として、入学志願者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを目的とするものとし、各大学は、大学入試センター試験の出題教科について、当該大学・学部に入学を志願する者に対し解答させる教科を決定し、発表するものとする。

(3)　個別学力検査等は、主として、入学志願者が、当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性にふさわしい能力・適性等を有するか否かを判定することを目的とするものとし、その実施に当たっては、次の諸点に配慮するものとする。

ア　個別学力検査を行う場合においても、出題する教科・科目数については、当該大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、必要な最小限度とし、

第4の2に掲げる小論文、面接及び実技検査を適切に組み合わせて行うことが望ましい。

なお、この場合、出題教科・科目数は入学志願者の負担を軽減する方向で適切な見直しを不断に行うよう配慮すること。

イ　個別学力検査の実施に当たっては、高等学校の職業教育を主とする学科の卒業者のため、職業に関する基礎的、基本的科目を出題し、選択解答できるよう配慮することが望ましい。

ウ　個別学力検査の出題形式については、利用する大学入試センター試験の教科・科目との関連を配慮し、記述式及び論述式により、入学志願者の記述力、考察力、表現力等が検査できるようにすることが望ましい。

(4)　個別学力検査を実施する大学における学力検査の成績の判定においては、大学入試センター試験の成績が、この試験の目的に即して、適切に評価されるよう配慮するものとする。

(5)　各大学が推薦入学に大学入試センター試験を利用する場合の学力検査の免除については、第1の2の(1)にかかわらず、個別学力検査についてのみ免除することができるものとする。

2　募集、大学入試センター試験の出願受付、実施期日等

(1)　大学入試センター試験に関する要項の発表

大学入試センターは、大学入試センター試験の実施期日、実施方法、出題教科・科目等、試験場、出願手続、検定料、経費等に関する要項を定め、平成3年7月31日までに発表するものとする。

(2)　各大学の募集要項等については、第9の1によるものとするが、第9の1の(1)及び(3)による募集要項の発表については、次によるものとする。

ア　各大学の入学者選抜に関する要項の発表

各大学は、当該大学の学部・学科等の内容、入学定員、大学入試センター試験で受験を要する教科等、個別学力検査その他の能力・適性等に関する検査の実施教科・科目及びその実施期日・選抜方法等の基本的な事項についての入学者選抜に関する要項を決定し、平成3年7月31日までに発表するものとする。

この場合、求める学生像、各大学・学部の組織、教育研究の内容及び特色、大学説明会等の入学志願者の進路選択上の参考資料についても別途発表することが望ましい。

イ　各大学の入学者選抜に関する細目の発表

各大学は、上記アの事項を含め、募集人員、出願手続・期日、個別学力検査等の実施日程の詳細、試験場、検定料その他入学者選抜上の具体的必要事項及び留意点等を記載した細目を平成３年12月15日までに発表するものとする。

(3)　大学入試センター試験の出願受付、実施期日

ア　出願受付は、平成３年10月14日から10月25日までとする。

イ　実施期日は、平成４年１月11日及び12日とする。

3　大学入試センター試験実施上の配慮

(1)　試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内の大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。

(2)　身体に障害のある入学志願者については、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等、特別な配慮を行うものとする。

(3)　天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、必要に応じ、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第11　国立大学の入学者選抜方法等

国立大学（国立短期大学を除く。以下この項において同じ。）の入学者の選抜に関しては、原則として第１から第10まで及び第13の各項に掲げるところに従って実施するものとするが、個別学力検査の日程、特別の選抜方法等については、次に掲げるところによるものとする。

1　出願受付、個別学力検査の日程

(1)　出願受付は、平成４年１月22日から１月31日までとする。

(2)　個別学力検査等の日程は、それぞれ各大学・学部が定める分離・分割方式又は連続方式に応じ、次のとおりとする（別表参照）。

ア　分離・分割方式

同一学部を前期日程及び後期日程に分け、前期日程を平成４年２月25日から、後期日程を原則として同年３月12日以降に実施するものとする。

イ　連続方式

大学・学部をＡ日程及びＢ日程の２つのグループに分け、Ａ日程グループは平成４年２月25日から、Ｂ日程グループは原則として同年３月５日以降に実施するものとする。

(3)　合格者の発表は、前期日程は平成４年３月６日から３月10日まで、Ａ日程は同年３月６日から３月23日まで、Ｂ日程及び後期日程は同年３月18日から３月23日までとする。

2　各大学に対する出願、入学手続

(1)　入学志願者は、各大学が定める手続き・方法等により、上記１の(1)による出願に当たっては、Ａ日程又は前期日程の大学・学部等から１つ、Ｂ日程又は後期日程の大学・学部等から１つの合計２つの大学・学部等に出願することができるものとする。

(2)　入学手続は、３の(1)に掲げる推薦入学の場合を除き、合格者の発表後各大学の定める日から開始し、前期日程は平成４年３月13日に、前期日程以外の日程は同年３月27日に締め切るものとする。ただし、３の(2)及び(3)に掲げる帰国子女特別選抜、社会人特別選抜、第２次募集及び追加合格者の入学手続期間は各大学の定めるところによる。

3　特別の選抜方法

(1)　推薦入学

推薦入学を実施する場合の出願の方法、受付期間等は、各大学が適宜定めるものとするが、その判定結果の発表は、個別学力検査及び大学入試センター試験を免除するもの（推薦入学Ⅰ）については平成４年１月21日までに、個別学力検査についてのみ免除するもの（推薦入学Ⅱ）については同年２月10日までに行うものとし、入学手続の締切期限は、推薦入学Ⅰ、推薦入学Ⅱとも同年２月15日までとする。

(2)　帰国子女特別選抜、社会人特別選抜

ア　各大学が帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合は、大学入試センター試験を免除することが望ましい。

イ　帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を実施する場合の出願の方法、受付期間、判定結果の発表日等は、各大学が適宜定めることとする。

(3)　第２次募集等

ア　各大学は、入学定員の一部についてあらかじめこれを留保し、これについて大学入試センター試験を受験している者で、かつ、いずれの国立大学にも入学手続を行っていない者を対象として、平成４年３月23日以降において、第２次募集を行うことができるものとする。

イ　各大学は、合格者又は入学手続終了者が入学定員に満たない場合には、いずれの国立大学にも入学手続をとっていない者を対象として、平成４年３月28日以降第２次募集又は追加合格による欠員補充を行うことができる。

この場合において、出願手続、選抜方法、実施期日等については、各大学が適宜定めるものとする。

(4)　２段階選抜

ア　主として調査書の内容及び大学入試センター試験の成績により第１段階の選抜を行い、その合格者について更に必要な検査等を行って最終的な合格者を決定する方式については、入学志願者の数が入学定員を大幅に上回り、個別学力検査等を適切に実施することが極めて困難であるため特に必要がある場合以外には行わないものとする。

この方式をやむを得ず採用する場合にあっても、第１段階の選抜に合格させる者をできる限り多くするようにするものとする。

イ　この方式により選抜を行う大学は、第１段階の選抜の判定結果の発表を、Ａ日程、Ｂ日程及び前期日程については、平成４年２月10日までに、後期日程については、原則として同年３月２日までにそれぞれ行うものとする。

(5)　募集要項の発表

上記(1)から(4)により特別の選抜を行う大学は、あらかじめその実施方法・内容を第10の２の(2)の各大学の募集要項に明示するものとする。

第12　公立大学の入学者選抜方法等

公立大学（公立短期大学を除く。）の入学者の選抜に関しては、原則として第１から第11まで及び第13の各項に掲げるところに従って実施するものとする。

ただし、各大学に対する出願、個別学力検査等の日程及び入学手続等については、各大学の定めるところによる。

第13　注　意　事　項

1　入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を備えた者をできる限り多角的に選抜するため、学力検査のみに偏ることなく調査書の内容、学力検査以外のその他の能力・適性等に関する検査の成績、その他学部・学科の特性等に応じ適当と認める資料を活用するよう一層配慮すること。

2　身体に障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学の機会を広げる観点から、受験の機会を確保するよう配慮すること。

また、これらの者の試験に当たっては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等特別な措置をとることについて配慮すること。

3　大学は、入学者選抜において出題した学力検査問題等について、支障のない限り、標準的な解答例や出題の意図等を適切な方法により明らかにするよう配慮すること。

4　大学は、選抜方法に関する研究委員会を設けて調査研究を行い、入学者の選抜に当たっては、その成果を十分に反映させることが望ましいこと。

5　大学のうちには、入学定員を著しく超えて入学させている向きもあるが、学生定員は、学科目又は講座の数、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることに十分留意すること。

6　各大学・学部の組織、教育研究の内容及び特色等の情報は積極的に発表するように配慮するとともに、必要に応じて各地区、大学単位で地元の高校生等を対象に大学説明会を開催するなど大学側の情報の積極的提供に配慮することが望ましいこと。

7　本要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に文部省と協議のうえ実施すること。

8　募集要項の発表後に、募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、事前に文部省と協議のうえ実施すること。

なお、緊急事態の生じたことにより、事前に協議できない場合には、その事態及び措置を速やかに文部省に報告すること。

第14　備　　考

この要項は、平成４年度の大学入学者選抜に適用する。

（別 表）

平成４年度国立大学の個別学力検査等の試験期日について

区　　分	大　学　・　学　部　等　名
分離・分割方式で実施する大学・学部等 〔前期：平成４年２月25日から 後期：同年３月12日以降〕	北海道大学　室蘭工業大学（工[昼]）　北見工業大学 弘前大学（医）　岩手大学（人文社会科・教育・工）　東北大学 秋田大学（鉱山）　山形大学（人文・理・工[Ａ]・工[Ｂ]） 福島大学（行政社会[昼]・経済[昼]） 茨城大学（人文・理・工[Ａ]・工[Ｂ]・農）図書館情報大学 筑波大学（第一・第二・第三）　宇都宮大学（教育・工・農） 群馬大学（医・工[昼]・工[夜]）　埼玉大学（教養・経済・理・工） 千葉大学（文・法経・理・医・薬・看護・工[Ａ]・工[Ｂ]・園芸） 東京大学　東京医科歯科大学　東京農工大学 東京工業大学　東京水産大学　電気通信大学（電気通信[Ａ]） 一橋大学　横浜国立大学（経営[昼]・経営[夜]・工[Ⅰ]・工[Ⅱ]） 新潟大学（法・経済・理・医）　上越教育大学 信州大学（人文・経済・理・工・農・繊維） 富山大学（人文・理・工・経済[昼]・教育） 金沢大学（経済・理・医・薬・工）　福井大学（工） 福井医科大学　岐阜大学（工）　浜松医科大学 名古屋大学（文・経済・理・医・工・農）　名古屋工業大学(工[Ⅰ]) 滋賀大学（経済）　京都大学 京都工芸繊維大学（工芸[昼]・繊維[昼]）大阪大学　兵庫教育大学 神戸大学（文・法・経済・経営・理・医・工・農・教育） 神戸商船大学　奈良女子大学　和歌山大学（経済） 鳥取大学　島根大学（教育・理）　島根医科大学 岡山大学（文・教育・法・経済・理・医・歯・薬・工・農） 広島大学（総合科・文・教育・学校教育・経済・経済[Ⅱ]・医・歯・工・生物生産）　山口大学（経済・理・医・工[昼]・工[夜]・農） 徳島大学　香川大学（経済）　高知大学　高知医科大学 九州大学　九州工業大学　長崎大学（経済・工・水産） 熊本大学（文・法・理・医・薬・工）　大分大学（経済・工・教育） 大分医科大学　宮崎大学（農・工・教育）　宮崎医科大学 鹿児島大学（法文・医）　琉球大学（医・工）

区　　分		大　学　・　学　部　等　名
連続方式で実施する大学・学部等	Ａ日程［平成４年２月25日から］	北海道教育大学　室蘭工業大学（工[夜]）　岩手大学（農・教育） 宮城教育大学　山形大学（医） 福島大学（教育・行政社会[夜]・経済[夜]） 茨城大学（教育）　筑波大学（第一・第二・医学・体育・芸術） 宇都宮大学（教育）群馬大学（教育）　埼玉大学（教育） 千葉大学（教育）　東京外国語大学　東京学芸大学 東京商船大学　お茶の水女子大学 電気通信大学（電気通信[Ｂ]）　横浜国立大学（経済） 新潟大学（人文・教育・歯・工・農）　長岡技術科学大学 信州大学（教育・医） 富山大学（教育）　富山医科薬科大学　金沢大学（文・教育・法） 岐阜大学（教育・医・農）　名古屋大学（教育・法） 愛知教育大学　名古屋工業大学（工[Ⅱ]） 豊橋技術科学大学 滋賀大学（教育）　京都教育大学　大阪外国語大学 神戸大学（教育・法[Ⅱ]・経済[Ⅱ]・経営[Ⅱ]）　奈良教育大学 島根大学（法文・農・教育・理）　岡山大学（法[Ⅱ]・経済[Ⅱ]） 広島大学（法・法[Ⅱ]・理）　山口大学（人文・教育・理） 鳴門教育大学　香川医科大学 福岡教育大学　九州芸術工科大学　長崎大学（教育・医・歯・薬） 熊本大学（教育・理）　大分大学（教育）　宮崎大学（教育） 鹿屋体育大学　琉球大学（法文・教育・理・工・農）
	Ｂ日程［平成４年３月５日以降］	小樽商科大学　帯広畜産大学　旭川医科大学 弘前大学（人文・教育・理・農）　秋田大学（教育・医） 山形大学（人文・教育・理・農） 東京芸術大学　横浜国立大学（教育・経済）　山梨大学 山梨医科大学 富山大学（経済[夜]）　福井大学（教育）　静岡大学 三重大学 滋賀医科大学　京都工芸繊維大学（工芸[夜]・繊維[夜]） 大阪教育大学　和歌山大学（教育） 香川大学（教育・法・農）　愛媛大学 佐賀大学　佐賀医科大学 鹿児島大学（法文・教育・理・歯・工・農・水産）

注）（　）書は，実施する学部等の名称を示し，（　）書のない大学は，全学部で実施することを示す。

別紙様式１

（表）

調　査　書

※	※	※	※

1. ふりがな 氏名		男・女	現住所	都道府県　市区　町村　丁目　番　号
	昭和　年　月　日生			
学校名	国立・公立・私立　高等学校（分校）		昭和・平成　年　月　入学、編入学、転入学（第　学年）	
全・定・通	普通・専門（・）		昭和・平成　年　月　卒業・卒業見込	

2. 各教科・科目の学習の記録

教科・科目	評定 第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	修得単位数計	教科・科目	評定 第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	修得単位数計
国語						芸術					
社会						外国語					
数学						家庭					
理科											
保健体育						計					

所見	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年

3. 評定平均値

教科	国語	社会	数学	理科	保健体育	芸術	外国語	家庭			平均
平均値											

4. 学習成績概評

成績段階別人数	A	B	C	D	E	合計	（　人）
段階	人	人	人	人	人	人	人

（裏）

※	※	※	※

5. 出欠の記録

区分＼学年	1	2	3	4
授業日数				
出席停止・忌引き等の日数				
留学中の授業日数				
出席しなければならない日数				
欠席日数				
出席日数				
備考				

6. 健康の状況

視力	右	・（・）	担当学校医所見
	左	・（・）	
色覚			
聴力	右		
	左		担任教員所見
結核			
その他の疾病及び異常			

7. 特別活動の記録

第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
1. 活動の意欲 2. 集団への寄与	1. 活動の意欲 2. 集団への寄与	1. 活動の意欲 2. 集団への寄与	1. 活動の意欲 2. 集団への寄与

8. 行動及び性格の記録

I 所見	
II 取得資格等・趣味・特技	

9. 備考

この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する

平成　年　月　日

学校名

所在地

校長名　　㊞　　記載責任者　　㊞

調査書記入上の注意事項等について

1　調査書作成の基本方針

(1)　調査書は、高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものとする。

(2)　調査書の作成に当たっては、個人的主観にとらわれたり、特別の作為を加えたりすることのないようにするものとする。

(3)　調査書は、ホーム・ルーム担任教員等が記入し、関係教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の審議を経て、高等学校長が作成し、その責任において、大学に提出されるものとする。

2　調査書の様式、規格及び用紙

調査書は、この様式により、日本工業規格Ｂ５判（182×257 mm）上質紙（90 kg程度）とし、表裏の両面を使って作成すること。ただし、複写機等により作成する場合は、Ｂ４縦型表判（257×364 mm）複写紙の左右に表裏を複写し、二つ折りとしても差し支えない。

3　記入上の注意

(1)　上段※印欄は、大学において必要な事項を記入するための欄とし、高等学校では記入しないこと。

(2)　男女別、全日制・定時制・通信制の課程別、普通科・専門教育を主とする学科の別、入学・編入学・転入学（編入学及び転入学の場合はその学年を記入）の別、卒業・卒業見込みの別及び昭和・平成の別の該当事項を○で囲むこと。

なお、専門教育を主とする学科については、農業、水産、工業、商業、家庭、音楽等の別及び各科別を、例えば工業に関する学科の機械科の場合（工・機械）のように、（　　）内に記入すること。

(3)　「各教科・科目の学習の記録」欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。

ア　「教科・科目」欄の履修科目名は、生徒指導要録に基づいて記入すること。

なお、留学については、空欄に「留学」と記載すること。

また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

イ　「修得単位数の計」欄は、修得を認定した学年ごとの単位数の計を記入すること。この場合、卒業見込みの者で、最終学年の修得単位が未決定である場合には、当該学年における履修単位を修得したものとして計算すること。

なお、留学に係る修得単位数については、高等学校長が修得を認定した単位数を記入すること。

ウ　「評定」欄は、５、４、３、２、１の５段階で表示すること。

なお、留学に係る評定については、外国の高等学校の発行する成績や在籍、科目履修に関する証明書又はその写し（高等学校長が原本と相違ないことを証明したもの）を添付し、記入を要しないこととする。

エ　旧教育課程による高等学校卒業者の場合は、次のようにすること。

「評定」は、昭和23年以前の学習成績については、教科ごとに秀、優、良、可、昭和24年度以降の分については、目標別に５、４、３、２、１、昭和31年度以降の分については、科目別に５、４、３、２、１のそれぞれの評語を用いて記入すること。

オ　卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、直近における成績を総合して、最終学年の成績とすること。

カ　「所見」欄については、生徒個人について認められた各教科・科目の学習における特徴や特記すべき事項について総合的所見として記入するものとし、無い場合はその旨明示すること。

なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。

(4)　「評定平均値」欄については、次のように記入すること。

なお、留学に係る修得単位については、算入する必要がない。

ア　各教科の評定平均値は、生徒指導要録に基づき、各教科ごとに各科目の評定の合計数を各教科の評定数で除した数値（小数点以下第２位を四捨五入）を記入すること。

なお、例示以外の履修教科は、空欄を利用すること。また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

(1)　$\dfrac{\text{評定の合計数}}{\text{評　定　数}} = \dfrac{3+3+5}{3} = \dfrac{11}{3} = 3.66$

(2)　小数点以下第２位を四捨五入すると、この者の理科の評定平均値は、「3．7」となる。

教科・科目		評定 第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	修得単位数の計
理科	理科Ⅰ	3				4
	物理		3			4
	化学			5		4

イ　評定平均値の平均は、アにより算出した各教科の評定平均値の合計数を履修教科数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

ウ　昭和33年3月以前の卒業者については、評定平均値は記入しないものとする。

(5)　「学習成績概評」及び「成績段階別人数」欄は、次のように記入すること。

ア　「学習成績概評」欄は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の3か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が3年を超えるものにあっては当該期間）における各教科・科目の評定平均値の平均を次の区分に従って、A、B、C、D、Eの5段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入すること。

各教科・科目の評定平均値の平均	学習成績概評
5.0～4.3	A
4.2～3.5	B
3.4～2.7	C
2.6～1.9	D
1.8以下	E

イ　大学が希望する場合、学習成績概評Aに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀で、高等学校長が責任をもって推薦できる者については、「学習成績概評」欄にⒶと標示することができる。

この場合、高等学校長は「備考」欄にその理由を明示しなければならないものとする。

ウ　「成績段階別人数」欄は、各段階に属する人数とその合計を、「A○○人、B○○人、C○○人、D○○人、E○○人、合計○○人」のように記入すること。

なおアにより、類型別又は科別に記入した場合は、「合計」欄に同一学年生徒の合計数を（　）内に記入すること。

エ　昭和33年3月以前の卒業者については、学習成績概評及び成績段階別人数は記入しないものとする。

(6)　「出欠の記録」欄は、高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末現在における出欠の状況を記入し、その旨を備考欄に明示すること。なお、旧教育課程による高等学校卒業者の場合は、旧生徒指導要録における該当欄のみを記入すること。

(7)　「健康の状況」欄は、次のように記入すること。

ア　「視力」、「色覚」、「聴力」及び「担当学校医所見」の欄には、それぞれについて高等学校生徒健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記すること。

イ　「結核」の欄には、高等学校生徒健康診断票の該当欄の記載事項を転記すること。

ウ　「その他の疾病及び異常」の欄には、高等学校生徒健康診断票の該当欄の記載事項及び「心臓の疾病及び異常」等該当欄以外の疾病・異常、各種疾患等に関する記載事項で、特に教育上又は保健指導上必要と認められる事項があれば記入すること。

エ　「担任教員所見」欄には、高等学校在学中に教育指導上特に支障のあった疾病又は異常についてホーム・ルーム担任教員の所見を記入すること。

(8)　「特別活動の記録」欄には、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること（例えば、特別活動への参加態度、出席状況、各種の役員としての経験などについて記入すること。）。更に、生徒の活動状況を総合的にみて、次に示す観点の趣旨に該当する場合には、欄内の観点の番号を○印で囲むこと。

1　活動の意欲……意欲をもって集団活動に参加し、熱心に自己の役割を果たした。

2　集団への寄与…所属集団の活動の発展・向上に大いに寄与した。

(9)　「行動及び性格の記録」欄は、次のように記入すること。

ア　「所見」欄には、①全体的にとらえた生徒の特徴②高等学校生徒指導要録の「Ⅰ評定」欄において「＋」又は「－」と評定された項目のうち指導上特に重要

と思われるものについての所見や指導方針等について記入すること。

イ　「趣味・特技・取得資格等」欄には、生徒の興味、趣味、特技及び国家試験等を受験することにより取得した資格などについて記入すること。

⑽　「備考」欄には、生徒指導要録の学籍の記録の備考欄、進路に関する記録欄及び特記事項欄の記載事項のうち、特に必要と認められる事項等（例えば、部活動や課題研究など学校生活における生徒の諸活動、奉仕活動など学校生活以外の場における顕著な諸活動）を記入するものとし、無い場合はその旨明示すること。

なお、大学の希望により当該大学の学部・学科に対する能力・適性等について特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。

また、学校教育法施行規則第57条の３の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校及び同規則第64条の２第１項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあっては、その旨明示すること。

⑾　記載責任者職氏名は、必ず明記し、押印すること。

なお、記載内容を訂正した場合は、訂正か所に校長の印を押印するとともに、欄外に加除字数を表示すること。また、紙を貼り足した場合も、校長の印で割印をとること。

別紙様式２

平成４年度○○大

選抜方法等／学部・学科名	個別学力検査等							推薦入			
	個別学力検査を課する	実技検査等			2段階選抜			入学定員の一部について、出身学校長学力検査を免除し調査書を主な資料と			
		実技検査を課する	面接を行う	小論文を課する	主として、調査書の内容と大学入試センター試験の成績により第1段階選抜を行い、その合格者について更に必要な検査等を行う	第1段階の選抜による合格者数		個別学力検査を免除し、大学入試センター試験を課する	個別学力検査及び大学入試センター試験を免除する	実技検	
						定員に対する倍率	その他			実技検査を課する	面接を行う

別紙様式３

平成４年度○○大学入学者選抜方法等

学部(学科・専攻・課程)名 ／ 選抜方法等		○　○　学　部 ○○学部(○○学科)	○　○　学　部		○○学部 ○○学部	備　考
			○　科　系	○　科　系		
ア　推　薦　入　学						
イ　帰国子女、社会人等のための特別の選抜	帰　国　子　女					
	中国引揚者等子女					
	社　会　人					
ウ　学力検査を課さないで、調査書を主な資料として判定する						
エ　学力検査等に先立ち、調査書を主な資料として判定し、この合格者に対して学力検査等を課して最終的に判定する						
オ　調査書にⒶ標示を希望する						
カ　調査書に能力・適性等に関する推薦の記入を希望する						
キ　学力検査の一部又は全部を他の大学と共同し、共通の学力検査として実施する						
ク　学力検査を第１次と第２次に分け、第１次学力検査の合格者に対して第２次学力検査を課する						
ケ　実技検査を課する						
コ　面接を行う						
サ　小論文を課する						

記入上の注意

1. 大学入試センター試験を利用する私立大学（大学の一部の学部等について利用する大学を含む。）にあっては、同試験を利用する選抜の対象に係る入学者選抜方法等については別紙様式４に記入することとし、本様式には、それ以外の選抜の対象に係るものについてのみ記入すること。
2. 「学部(学科・専攻・課程)名」欄には、同一の選抜方法等を実施する学部(学科・専攻・課程)名を列記すること。同一学部であっても、例えば、文科系の専攻と理科系の専攻が選抜方法等を異にする場合には分けて記入すること。
3. 該当する欄には○印を付し、該当しない欄には×印を付すること。
4. 「備考」欄には、推薦入学募集人員（又は比率）、推薦要件、学力検査等に先立つ調査書による判定の合格予定数（又は比率）、その他受験者の参考となる事項を具体的に記入すること。
   なお、「備考」欄が不足する場合は、適宜紙をはり足すなど工夫すること。
5. ケ、コ及びサの備考欄には、例えば、「推薦入学志望者について面接を実施する。」等の実施対象等について記入すること。
6. 本表に該当する事項が全くない場合は、別紙様式５にその旨注を付すること。
7. なお、本表に記載されない事項で特記事項がある場合には適宜の様式により本様式に添付すること。

別紙様式４

平成４年度○○大学入学者選抜の実施教科・

入学志願者に解答させる教科・科目名等 学部 （学科、課程、専攻等）名	選抜の対象	大学入試センター試験で入学志願者に解答させる教科・科目名

記入上の注意

1. この様式には、国公立大学にあっては、いわゆる一般選抜、推薦入学、第２次募集による選抜をすべて記
2. 「学部（学科、課程、専攻等）名」欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であって分けて記入すること。
3. 「選抜の対象」欄には、例えば、いわゆる一般選抜の全部又は一部、推薦入学、第２次募集による選抜等、用する大学にあっては、当該入学定員の一部の規模（募集人員）が具体的にわかるよう、横に「入学定員
4. 「大学入試センター試験で入学志願者に解答させる教科・科目名」欄には、「選抜の対象」欄に記入した名については、国、社（倫、日、世、地理、現社）、数（数Ⅰ、数Ⅱ、工、簿）、理（物、化、生、地学、せる科目については、その旨を記入すること。また、国語において特定の分野（「近代以降の文章、古典
5. 「個別学力検査等の教科・科目等」欄には、「選抜の対象」欄に記入した対象ごとに、個別学力する全ての教科・科目名を記入し、また、小論文、面接等を実施する場合には、その旨を記入すること。
6. 「大学入試センター試験の利用方法」欄には、当該選抜における大学入試センター試験の評価方法を具体
7. 「その他」欄には、大学入試センター試験の教科・科目を選択受験する場合等の方法及び個別学力検査等受験者の参考となる事項等を記入すること。

科目等について

個別学力検査等の教科・科目等	大学入試センター試験の利用方法	その他

入し、私立大学にあっては、大学入試センター試験を利用する選抜についてのみ記入すること。
も、学科等ごとに、又は前期日程及び後期日程で異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに

選抜の対象を記入すること。この場合、一般選抜や推薦入学等の定員の一部について大学入試センター試験を利○○人中○○人」と記入すること。
対象ごとに各学部（学科、課程、専攻等）で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入すること。教科・科目理Ⅰ）、外（英、独、仏）のように略して記入すること。なお、職業教育を主とする学科の卒業者のみに解答さ（古文、漢文）」）についてのみ利用する場合は、利用する分野を記入すること。
検査等の概要を記入すること。この場合、学力検査を実施する場合には、高等学校学習指導要領に準拠して実施

的に（例えば、大学入試センター試験と個別学力検査等の配点比率の表示等）記入すること。
の出題範囲、出題方法（例えば、国語Ⅰと国語Ⅱを出題して、それを同一試験時間内に解答させるなど）その他

別紙様式５

平成４年度○○大学入学者

学部（学科・専攻・課程）名 ＼ 出題教科・科目名 ／ 科目数等		○　○　学　部 ○　○　学　部　（○○学科）			○ ○　科	
		出題科目	受験科目数	摘　要	出題科目	受験科目数
（教科名）	（科目名）					
合　計						

記入上の注意

1. 大学入試センター試験を利用する私立大学（大学の一部の学部等について利用する大学を含む。）にあっては、それ以外の選抜の対象に係るものについてのみ記入すること。
2. 「出題教科・科目名」欄には、学力検査（実技検査を課す場合は、これを含む。）として当該大学において関連して理論を課す場合においても、教科・科目の名称を実技検査とは別に記入すること。
3. 「学部（学科・専攻・課程）名」欄には、同一教科・科目で学力検査を行う学部（学科・専攻・課程）同一学部であっても、例えば、文科系の専攻と理科系の専攻が教科・科目を異にする場合には分けて記入
4. 「出題科目」欄には、各学部（学科・専攻・課程）の出題科目に○印をつけるものとし、受験者が必ず
5. 「受験科目数」欄には、大学が出題した科目のうち、受験すべき科目の数を教科別に記入すること。
6. 「摘要」欄には、出題範囲、出題の方法（例えば、国語Ⅰと国語Ⅱを出題して、それを同一試験時間内
7. 「合計」欄には、大学において出題した科目の数及び受験者が受験すべき科目の数の合計を記入するこ
8. 学力検査を第１次と第２次に分けて実施する場合には、それぞれ分けて記入すること。なお、その際、旨を記入すること。
9. なお、本表には、小論文及び面接を課すこととしている場合についても同様に記入すること。

選抜学力検査実施教科・科目

○　学　部 ○　系				○　○　学　部 ○　○　学　部		
摘　要	○　科　系 出題科目	受験科目数	摘　要	出題科目	受験科目数	摘　要

ては、同試験を利用する選抜の対象に係る入学者選抜方法等については別紙様式４に記入することとし、本様

いて出題するすべての教科・科目の名称を高等学校学習指導要領に準拠して列記すること。なお、実技検査に

名を列記すること。
すること。
受験しなければならない科目については◎印とすること。

に解答させることなど）、その他受験者の参考となる事項を教科別に記入すること。
と。
第１次と第２次とで出題方針や出題方式（例えば客観式、記述式など）等が異なる場合には、「摘要」欄にその

別紙様式６（Ｂ５判）

特別選抜方法（○○○○○○）

○ ○ 大 学

実施学部・学科名	
募 集 人 員	
選 抜 期 日	
選 抜 方 法	
出 願 期 間	
出 願 要 件	
そ の 他	

記入上の注意

1. 本表は、推薦入学、帰国子女特別選抜、中国引揚者等子女特別選抜及び社会人特別選抜ごとに別々に作成し、（ ）内にそれぞれの特別選抜の区分を記入すること。
   また、それぞれの特別選抜において、例えば、推薦を求める学校を指定する推薦入学や指定しない推薦入学など出願要件が異なる複数の選抜を行っている場合には、それぞれの選抜ごとに別々に作成すること。
2. 「実施学部・学科名」及び「募集人員」の各欄には、選抜方法、出願要件等が同一の場合は、学部・学科名等を列記すること。また、異なる場合には、別々に作成すること。
3. 「その他」欄には、入学者選抜上の具体的必要事項、留意点、その他受験者の参考となる事項を記入すること。

（参考）

平成４年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱

（平成２年５月28日文高大第 158 号文部省高等教育局長通知）

平成４年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施に関し必要な基本的事項について、次のとおり定める。

第１　実施の趣旨

大学入試センター試験は、入学志願者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、国公私立の各大学（短期大学を除く。以下同じ。）が、それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために実施するものとする。

第２　出題教科・科目等

大学入試センター試験の出題教科・科目等は、別表のとおりとする。

第３　各大学における利用

１　各大学は、それぞれの判断と創意工夫に基づき、又は各大学の団体において協議されたところに沿って、大学入試センター試験の利用方法を定めるものとする。

２　なお、各大学においては、複数の出題科目が用意されている教科の中から入学志願者に解答させる特定の出題科目を指定する場合は、入学志願者が複数の大学を志願し得るようにすること及び高等学校の職業教育を主とする学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないようにすることに配慮し、特定の１出題科目のみを指定することのないようにすることが望ましい。

第４　利用に係る予告

１　平成４年度大学入学者選抜から大学入試センター試験を新たに利用する大学（大学の一部の学部等について新たに利用する大学を含む。以下同じ。）は、平成２年10月31日までに、大学入試センター試験の出題教科・科目のうち入学志願者に解答させる教科・科目及び各大学ごとに実施する学力検査等（以下「個別学力検査等」という。）の概要を予告するものとする。なお、当該予告がやむを得ない事情により平成２年11月１日以降となる大学においても、同年度中に予告を行うものとする。

２　上記の入学志願者に解答させる教科・科目及び個別学力検査等の概要に係る予告については、別紙様式により、文部省高等教育局長、大学入試センター所長、各都道府県の知事及び教育委員会教育長並びに国立大学の大学附属又は学部附属の高等学校（高等部を置く盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の校長に通知することによって行うこととする。

第５　実施期日等

１　平成４年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施期日は、平成４年１月11日（土）及び12日（日）とする。

２　各大学は、大学入試センターと協力して、地域ごとに当該大学の入学者選抜の実施責任者による連絡会議を設置し、当該大学間の連絡調整等を行う世話大学を置くこと等により、当該大学が共同して大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。

第６　実施上の配慮事項等

１　大学入試センター試験の試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内に所在する大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。

２　身体に障害のある入学志願者に対しては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等について特別な配慮を行うものとする。

３　天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、必要に応じ、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第７　実施方法等に関する要項

大学入試センターは、この実施大綱に定めるもののほか、大学入試センター試験の実施方法、出題教科・科目の詳細、時間割、試験場、出願手続、検定料、成績提供、経費等に関する必要な要項を定め、平成３年７月31日までに発表するものとする。

（別表）

出　題　教　科　・　科　目

1　出題教科・科目

教　科	出　　題　　科　　目
国　語	「国語Ⅰ、国語Ⅱ」
社　会	「倫理、政治・経済」、「日本史」、「世界史」、「地理」、「現代社会」
数　学	「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「工業数理」、「簿記会計Ⅰ、簿記会計Ⅱ」
理　科	「物理」、「化学」、「生物」、「地学」、「理科Ⅰ」
外国語	「英語Ⅰ、英語Ⅱ」、「ドイツ語」、「フランス語」

（注）「　」内記載のものを１出題科目とすること。

2　出題教科・科目の選択範囲及び試験時間

教　科	グループ	試験時間	出　　題　　科　　目
国　語		80分	「国語Ⅰ、国語Ⅱ」
社　会		60分	「倫理、政治・経済」、「日本史」、「世界史」、「地理」、「現代社会」
数　学	A	60分	「数学Ⅰ」
	B	60分	「数学Ⅱ」、「工業数理」、「簿記会計Ⅰ、簿記会計Ⅱ」
理　科	A	60分	「物理」、「地学」
	B	60分	「化学」、「理科Ⅰ」
	C	60分	「生物」
外国語		80分	「英語Ⅰ、英語Ⅱ」、「ドイツ語」、「フランス語」

（注１）国語、社会及び外国語は、１教科について１試験時間とし、数学及び理科は、それぞれA、B及びA、B、Cの出題科目のグループごとに試験時間を分けるものとすること。

（注２）出題科目が複数用意されている教科（教科内にグループが設定されている場合は、グループ）については、入学志願者は各大学の指定に従い、１出題科目を選択して解答すること。

別　紙　様　式

平成４年度入学者選抜における大学入試センター試験の教科・科目等の利用方法について

○　○　大　学

利用する学部（学科、課程、専攻等）名 ＼ 入学志願者に解答させる教科・科目名等	利用する選抜の対象	入学志願者に解答させる教科・科目名	個別学力検査等の概要	備考
○○学部 ○○学科 ○○課程 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				

（記入上の注意）

１．「利用する学部（学科、課程、専攻等）名」欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに分けて記入すること。

２．「利用する選抜の対象」欄には、大学入試センター試験の利用について、例えば、いわゆる一般選抜の全部又は一部について利用、推薦入学について利用、第２次募集による選抜について利用等、大学入試センター試験を課す選抜の対象を記入すること。

　この場合、一般選抜の一部や推薦入学等定員の一部について利用する大学にあっては、当該入学定員の一部の規模（募集人員）が具体的にわかるよう、備考欄に、例えば、「入学定員○○人中○○人」、「入学定員○○人中○○人程度（又は○割程度）」と記入すること。

３．「入学志願者に解答させる教科・科目名」欄には、各学部（学科、課程、専攻等）で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入すること。教科・科目名については、国、社（倫、日、世、地理、現社）、数（数Ⅰ、数Ⅱ、工、簿）、理（物、化、生、地学、理Ⅰ）、外（英、独、仏）のように略して記入すること。なお、職業教育を主とする学科の卒業者のみに解答させる科目については、その旨を記入すること。また、国語において特定の分野についてのみ利用する場合は、利用する分野を記入すること。

（記入例）

［例１］国、社（日、世、地理から１）、数（数Ⅰ）、理（物、化、生から１）、外（英）

［例２］数（数Ⅰ、数Ⅱ）、理（物、化）、外（英、独、仏から１）

４．「個別学力検査等の概要」欄には、「利用する選抜の対象」欄に記入した対象ごとに、個別学力検査等の概要を記入すること。この場合、学力検査を実施する場合には、実施する教科・科目名を記入し（上記３の略のあるものは略して記入すること。）、また、小論文、面接等を実施する場合には、その旨を記入すること。

（記入例）

［例１］社（日、世から１）、外（英、独、仏から１）、面接

［例２］理（物、化から１）、外（英）、小論文、実技検査

6　国公立大学入学者選抜関係統計資料

(1)　平成４年度国公立大学入学者選抜実施状況

(2)　平成４年度大学入試センター試験都道府県別試験場・志願者・受験者数

(3)　平成４年度大学入試センター試験（本試験）平均点等一覧

(1)　平成４年度国公立大学入学者選抜実施状況

Ⅰ．総括表

区　分	入学定員 A	入学志願者数 B	志願倍率 B/A	受験者数	合格者数	入学者数 C	過△欠員 C-A
	人	人	倍	人	人	人	人
国立大学	(100,074)	(481,663)	(4.8)	(401,892)	(130,270)	(102,114)	(2,040)
	102,314	492,197	4.8	405,520	133,039	104,893	2,579
公立大学	(13,611)	(114,430)	(8.4)	(85,468)	(23,909)	(14,394)	(783)
	13,811	102,156	7.4	74,687	24,692	14,823	1,012
小　計	(113,685)	(596,093)	(5.2)	(487,360)	(154,179)	(116,508)	(2,823)
	116,125	594,353	5.1	480,207	157,731	119,716	3,591
私立大学（産業医科大）	(100)	(1,020)	(10.2)	(930)	(109)	(99)	(△1)
	100	1,189	11.9	1,056	105	100	0
合　計	(113,785)	(597,113)	(5.2)	(488,290)	(154,288)	(116,607)	(2,822)
	116,225	595,542	5.1	481,263	157,836	119,816	3,591

（注）１．東京外国語大学外国語学部日本語学科（入学定員45名）のうち外国人留学生を対象とする30名に係わるものを除く（以下、各表において同じ）。
２．平成４年度新設された福井県立大学、福岡県立大学は、含まれない（以下、各表において同じ）。
３．（ ）書きは前年度を示す（以下、各表において同じ）。

（備　考）

１．入学手続等の状況

区　分	当初合格者				追加合格者	
	募集人員 A	当初合格者数 B	Bのうち手続完了者数 C	当初合格者手続後の過△欠員数（C-A）	追加合格者数 D	Dのうち手続完了者数 E
	人	人	人	人	人	人
国立大学	(99,420)	(122,275)	(95,548)	(△3,872)	(6,760)	(5,643)
	101,773	126,735	99,850	△1,923	5,548	4,464
公立大学	(13,531)	(22,460)	(13,172)	(△359)	(1,234)	(1,056)
	13,731	23,495	13,823	92	968	836
小　計	(112,951)	(144,735)	(108,720)	(△4,231)	(7,994)	(6,699)
	115,504	150,230	113,673	1,831	6,516	5,300
私立大学（産業医科大）	(100)	(103)	(93)	(△7)	(5)	(6)
	100	100	95	△5	5	5
合　計	(113,051)	(144,838)	(108,813)	(△4,238)	(8,000)	(6,705)
	115,604	150,330	113,768	△1,836	6,521	5,305

第２次募集						合計				
募集人員			合格者数		Gのうち手続完了者数 H	入学定数（A＋F） I	合格者数		手続完了者数（C+E+H） K	入学者の過△欠員数（K-I）
定員留保 F	欠員補充	計	G	うち追加合格者			（B+D+G） J	うち追加合格者		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(654)	(66)	(720)	(1,235)	(121)	(923)	(100,074)	(130,270)	(6,881)	(102,114)	(2,040)
541	7	548	756	31	579	102,314	133,039	5,579	104,893	2,579
(80)	(0)	(80)	(215)	(0)	(166)	(13,611)	(23,909)	(1,234)	(14,394)	(783)
80	0	80	229	0	164	13,811	24,692	968	14,823	1,012
(734)	(66)	(800)	(1,450)	(121)	(1,089)	(113,685)	(154,179)	(8,115)	(116,508)	(2,823)
621	7	628	985	31	743	116,125	157,731	6,547	119,716	3,591
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(100)	(109)	(6)	(99)	(△1)
0	0	0	0	0	0	100	105	5	100	0
(734)	(66)	(800)	(1,450)	(121)	(1,089)	(113,785)	(154,288)	(8,121)	(116,607)	(2,822)
621	7	628	985	31	743	116,225	157,836	6,552	119,816	3,591

2．第２次募集実施状況

区分		実施大学・学部数		募集人員	入学志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
		大学	学部	人	人	人	人	人
国立大学	定員留保	(12)	(17)	(654)	(4,829)	(4,652)	(1,145)	(840)
		9	14	541	5,129	4,958	747	571
	欠員補充	(3)	(5)	(66)	(623)	(623)	(90)	(83)
		1	1	7	303	303	9	8
	計	(15)	(12)	(720)	(5,452)	(5,275)	(1,235)	(923)
		10	15	548	5,432	5,261	756	579
公立大学	定員留保	(1)	(1)	(80)	(923)	(923)	(215)	(166)
		1	1	80	906	906	229	164
合計	定員留保	(13)	(18)	(734)	(5,752)	(5,575)	(1,360)	(1,006)
		10	15	621	6,035	5,864	976	735
	欠員補充	(3)	(5)	(66)	(623)	(623)	(90)	(83)
		1	1	7	303	303	9	8
	計	(16)	(23)	(800)	(6,375)	(6,198)	(1,450)	(1,089)
		11	16	628	6,338	6,167	985	743

3．２段階選抜実施状況

区分	実施予告大学・学部数		実施大学・学部数		入学定員 A	入学志願者数 B	倍率 B/A	第１段階選抜	
								合格者数	不合格者数
	大学	学部	大学	学部	人	人	倍	人	人
国立大学	(58)	(204)	(28)	(69)	(6,915)	(59,129)	(8.6)	(40,620)	(16,684)
	57	190	30	71	8,690	58,554	6.7	43,933	12,747 ※
公立大学	(19)	(50)	(11)	(18)	(2,345)	(22,878)	(9.8)	(17,359)	(5,519)
	19	50	9	15	1,911	19,781	10.4	15,959	3,822
合計	(77)	(254)	(39)	(87)	(9,260)	(82,007)	(8.9)	(57,979)	(22,203)
	76	240	39	86	10,601	78,335	7.4	59,892	16,569 ※

※東京大学前期合格者1,874名を含まない。

（参考）出願校の全てが不合格となった者　5,806人

（内訳）［１校不合格　5,081人／２校不合格　723人／３校不合格　2人］

II．特色ある多様な入学者選抜の推進状況

(1)　一般選抜における選抜方法の改善状況

区分		平成４年度		平成３年度	
		大学	学部	大学	学部
小論文	国立	75	192	76	188
	公立	21	33	20	31
	計	96	225	96	219
面接	国立	58	100	56	97
	公立	11	13	11	13
	計	69	113	67	110
実技検査	国立	56	63	56	62
	公立	7	10	6	9
	計	63	73	62	71
ヒアリング	国立	34	45	33	43
	公立	6	10	6	9
	計	40	55	39	52
個別学力検査を課さず小論文、面接等のみで選抜	国立	74	221	70	196
	公立	17	25	17	24
	計	91	246	87	220

(2) 特別選抜の実施状況

① 推薦入試

区分	大学入試センター試験を課す・免除の別	平成4年度 実施大学・学部数(延数)		平成4年度 入学志願者数	平成4年度 合格者数	平成4年度 入学者数	平成3年度 実施大学・学部数(延数)		平成3年度 入学志願者数	平成3年度 合格者数	平成3年度 入学者数
		大学	学部	人	人	人	大学	学部	人	人	人
国立大学	課す	46	96	8,030	2,403	2,402	49	97	5,770	2,246	2,245
	免除	65	127	17,708	4,529	4,516	57	118	17,925	4,025	4,015
	計	111	223	25,738	6,932	6,918	106	215	23,695	6,271	6,260
公立大学	課す	7	9	479	172	172	7	9	456	159	159
	免除	22	37	3,941	1,225	1,222	22	36	3,985	1,218	1,216
	計	29	46	4,420	1,397	1,394	29	45	4,441	1,377	1,375
合計	課す	53	105	8,509	2,575	2,574	56	106	6,226	2,405	2,404
	免除	87	164	21,649	5,754	5,738	79	154	21,910	5,243	5,231
	計	140	269	30,158	8,329	8,312	135	260	28,136	7,648	7,635

② 帰国子女入試

区分	平成4年度 実施大学・学部数		平成4年度 入学志願者数	平成4年度 合格者数	平成4年度 入学者数	平成3年度 実施大学・学部数		平成3年度 入学志願者数	平成3年度 合格者数	平成3年度 入学者数
	大学	学部	人	人	人	大学	学部	人	人	人
国立大学	67	149	920	254	182	61	139	788	198	148
公立大学	14	37	119	37	19	14	35	122	41	23
合計	81	186	1,039	291	201	75	174	910	239	171

③ 中国引揚者等子女入試

区分	平成4年度 実施大学・学部数		平成4年度 入学志願者数	平成4年度 合格者数	平成4年度 入学者数	平成3年度 実施大学・学部数		平成3年度 入学志願者数	平成3年度 合格者数	平成3年度 入学者数
	大学	学部	人	人	人	大学	学部	人	人	人
国立大学	16	27	71	28	23	13	23	58	18	15
公立大学	5	14	64	14	12	3	10	34	12	10
合計	21	41	135	42	35	16	33	92	30	25

④ 社会人入試

区分	平成4年度 実施大学・学部数		平成4年度 入学志願者数	平成4年度 合格者数	平成4年度 入学者数	平成3年度 実施大学・学部数		平成3年度 入学志願者数	平成3年度 合格者数	平成3年度 入学者数
	大学	学部	人	人	人	大学	学部	人	人	人
国立大学	23	31	787	389	370	21	29	697	366	352
公立大学	11	14	574	214	188	10	13	537	203	182
合計	34	45	1,361	603	558	31	42	1,234	569	534

(2) 平成４年度大学入試センター試験都道府県別試験場・志願者・受験者数

都道府県名	試験場数	志願者					受験者（全教科，一部教科）	受験率
		合計	県内高校出身者			他県高校出身者等		
			計	卒業見込者	卒業者			
	会場	人	人	人	人	人	人	%
合計	375	472,098	428,332	297,185	131,147	43,766	445,508	94.37
北海道	21	17,474	15,210	11,019	4,191	2,264	16,579	94.88
青森	3	4,258	4,176	3,548	628	82	4,000	93.94
岩手	1	4,044	3,996	3,569	427	48	3,884	96.04
宮城	7	8,958	6,652	3,802	2,850	2,306	8,496	94.84
秋田	1	2,830	2,800	2,360	440	30	2,637	93.18
山形	3	3,741	3,691	3,212	479	50	3,645	97.43
福島	5	5,182	5,121	4,061	1,060	61	4,750	91.66
茨城	9	11,495	10,553	7,287	3,266	942	10,767	93.67
栃木	4	6,695	6,273	4,997	1,276	422	6,250	93.35
群馬	5	7,647	7,242	4,857	2,385	405	7,171	93.78
埼玉	8	11,585	9,466	6,359	3,107	2,119	10,856	93.71
千葉	16	18,821	16,128	9,481	6,647	2,693	17,832	94.75
東京	52	69,326	55,765	30,116	25,649	13,561	64,723	93.36
神奈川	10	17,114	15,131	7,483	7,648	1,983	16,145	94.34
新潟	7	7,194	7,064	4,675	2,389	130	6,683	92.90
富山	3	6,272	6,211	5,124	1,087	61	6,019	95.97
石川	5	4,488	4,412	3,888	524	76	4,310	96.03
福井	3	3,460	3,434	3,077	357	26	3,255	94.08
山梨	3	2,667	2,603	2,115	488	64	2,455	92.05
長野	8	6,634	6,531	4,522	2,009	103	6,086	91.74
岐阜	4	8,453	8,293	6,903	1,390	160	7,982	94.43
静岡	9	10,462	10,277	8,277	2,000	185	9,661	92.34
愛知	23	32,767	30,971	23,195	7,776	1,796	31,484	96.08
三重	2	5,458	5,319	4,229	1,090	139	4,972	91.10
滋賀	4	4,027	3,775	2,565	1,210	252	3,824	94.96
京都	12	13,534	10,947	6,381	4,566	2,587	12,850	94.95
大阪	28	30,708	27,914	16,079	11,835	2,794	29,248	95.25
兵庫	17	21,390	20,311	13,845	6,466	1,079	20,103	93.98
奈良	4	6,027	5,153	3,537	1,616	874	5,757	95.52
和歌山	3	2,979	2,854	2,066	788	125	2,709	90.94
鳥取	4	2,843	2,802	1,984	818	41	2,750	96.73
島根	2	3,137	3,099	2,612	487	38	3,033	96.68
岡山	6	10,143	9,808	8,141	1,667	335	9,601	94.66
広島	13	11,844	10,940	7,881	3,059	904	11,025	93.09
山口	5	6,502	6,353	4,797	1,556	149	6,076	93.45
徳島	2	3,111	3,038	2,714	324	73	2,916	93.73
香川	4	4,901	4,460	3,345	1,115	441	4,674	95.37
愛媛	2	5,577	5,508	5,214	294	69	5,308	95.18
高知	2	2,345	2,256	1,705	551	89	2,197	93.69
福岡	18	24,942	21,513	14,209	7,304	3,429	23,537	94.37
佐賀	2	3,518	3,441	2,851	590	77	3,378	96.02
長崎	5	7,290	7,201	6,175	1,026	89	7,074	97.04
熊本	4	6,943	6,782	4,925	1,857	161	6,530	94.05
大分	2	4,956	4,895	4,386	509	61	4,709	95.02
宮崎	4	5,191	5,146	4,640	506	45	5,058	97.44
鹿児島	11	7,178	7,022	5,803	1,219	156	6,789	94.58
沖縄	9	5,987	5,795	3,174	2,621	192	5,720	95.54

（注）志願者は、試験地区別（受験地別）のものである。

(3) 平成４年度大学入試センター試験（本試験）平均点等一覧

教科名		科目名	受験者数	平均点	最高点	最低点	標準偏差
国語（200点）		国語	426,096	122.91 (61.45)	200 (100)	0 (0)	26.86 (13.43)
社会（100点）		倫理，政治・経済	31,563	60.88	100	0	15.09
		日本史	153,061	63.97	100	0	17.69
		世界史	117,904	71.37	100	4	18.21
		地理	99,211	62.74	100	0	15.07
		現代社会	5,857	57.86	95	0	11.04
数学	A（100点）	数学Ⅰ	361,230	56.93	100	0	22.39
	B（100点）	数学Ⅱ	337,593	48.36	100	0	21.94
		工業数理	73	69.84	100	25	17.39
		簿記会計Ⅰ・Ⅱ	503	57.32	99	1	16.45
理科	A（100点）	物理	139,559	57.48	100	0	19.11
		地学	21,358	68.49	100	0	17.37
	B（100点）	化学	171,644	61.58	100	0	19.22
		理科Ⅰ	3,813	43.17	100	0	15.30
	C（100点）	生物	121,751	62.56	100	0	15.30
外国語（200点）		英語	443,730	121.32 (60.66)	200 (100)	0 (0)	35.68 (17.84)
		ドイツ語	162	134.21 (67.10)	200 (100)	40 (20)	47.19 (23.59)
		フランス語	163	136.56 (68.28)	200 (100)	33 (16)	48.81 (24.40)

（注）平均点，最高点，最低点，標準偏差欄の（ ）内は、100点満点に換算した点数である。

カ　第123回国会　衆議院予算委員会第三分科会議録（抄）　4. 3.12　倉田　栄喜氏（公）

○山田勇君　私のような戦中戦後の混乱期に学齢期を迎え義務教育もまともに受けられなかった年代の者から見れば、現在の教育制度はまさに隔世の感があります。設備も充実し立派なものであると言えます。しかし、一方で余りにも管理され過ぎているんではないかなと思うんです。私なんかは、学校から帰ると玄関にかばんをほうり出して晩御飯まで遊びほうけたものでございます。

今の小学生は、高学年になるとほとんどの子供たちは塾通い。それも電車に乗っていくわけですが、帰宅は九時、十時。日曜日も塾通いといった子供も多いと聞きます。受験戦争で順番をつけられ、性格までテストされ、今の子供たちがかわいそうに思えるんです。もう昔のような天真らんまんな子供はいなくなるんではないかなと思ったりしますと悲しくなります。

（理事前田勲君退席、委員長着席）

一流幼稚園、一流小学校、一流中学、一流高校、一流大学、一流企業を目指すための受験勉強、教育制度に疑問を感じるんですが、社会の中で、親や先生から離れて年齢の違った子供同士で遊び、助け合い、自分で何がしたいか、どんな人間になりたいかなど自分で選べる人間づくりが大切ではないかなと思います。その手助けのために施設、児童館、クラブ、スポーツ施設、図書館、音楽や絵画に親しむ場所などを地域にもっと国として行政として充実させていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○国務大臣（鳩山邦夫君）　ただいまの先生の御認識は全く私も同じでございますし、そういうような諸施設の充実を文部省として国として図っていかなければならないのも当然のことでございます。高校生が十二万三千人中退するとか四万八千人の登校拒否があるなど、日本の教育水準は大変高くそして治安もいいとか経済発展をしたというのも教育の成果と思いますが、同時にそのような弊害もデメリットも出てきております。子供の悲鳴が聞こえるような思いもいたしますので、学校五日制という制度もそうしたお子さんたちに余裕やいろいろな別のさまざまな経験を与えるという絶好の機会にしたいと考えております。

○山田勇君　子供は子供らしく伸び伸びと個性豊かな教育が受けられるよう、特に小学校教育は人間形成の基軸になると考えますので、特にお願いをしたいと思います。総理、この点いかがでしょうか。

○国務大臣（宮澤喜一君）　ただいま文部大臣がお答えしたようなことでございますけれども、実際今の子供の塾に通う姿を見ておりますと、こういうことを我々はどうもできないんだろうか、これでいいはずはないという気がいたしておりまして、やはり学歴が大事だということになればみんな学歴を得たい、そういう学歴偏重というところをやっぱり直していくことは私は一つ大事なことだと考えております。その他いろいろしなければ、こんなことでいいはずはないと思っております。

○山田勇君　総理、全くそのとおりでございまして、今の試験制度、今の教育行政をとやかく言うのではなく、記憶だけが頼りで感性だとかイマジネーションそれから推理、そういうものが全部の点でなり九十点という点数をつけて、ぜひいっていただきたいなと思います。

大変私ごとですが、僕はここ六年間にわたりカナダ政府の州立高校に、こういう言葉を僕は使いたくありませんが、落ちこぼれた子供たち、例えば成績表を持ってきなさいといって持ってきたら、一、一、一、一、一、一やから私これは点線かなと思ったぐらい、そういう生徒たちこそ僕は今のそういう管理教育に反発している子供かなと思って、毎年十人から二十人カナダ政府にお願いをして送っているんです。今一人だけはちょっと落後しましたが、その送り出した子供の中にはオックスフォードへ行ったり、ＴＯＥＦＬで八百六十点をクリアして東大へ戻ってきたりしている子供がいるわけです。一、二ばっかりの生徒なんですね、落ちこぼれという言葉で言わせてもらうと。だから、カナダ政府もやっぱりさすがことしからは、ミスター山田、悪いけれど一遍大使館の方で送る子供を面接させてくれと大使の方から言われたので、それはごもっともでしょうと。じゃ成績の悪い子はもう絶対カナダで教育を受けられないんですか大使、と言うと、いやミスター山田、そうではなく、やっぱり合う子と合わない子がいる、例えばあなたのホビー、趣味は何ですかというとテレビゲームだとか、そういう子は余りアウトに出てスポーツをやらない、遊ばない子は留学に向かないから落としていきたいというような意味のことで言われておるわけであります。そういうことで、一生懸命僕なりにまたそういう子供たちの面倒を見ていきたいなと思って毎年頑張っております。

その点については、文部大臣が若い鳩山さんだけに、海部文部大臣のときから高校留学を言って、やっぱりこれは十年かかっているんです、文部省が高校留学。それも三十単位、この三十単位は何かというたら、高校生の一学年の修学を一つの基準に三十単位ですが、留学しますと語学のハンディがありますので、だからもう少しその単位も考えていただけないかなと思います。

先ほど来、乾先生がおっしゃっていました帰国子女の問題ですが、そういうふうにしてこれからの子供の教育というのは機会があれば海外へも留学をさせてやりたい。高校留学、これはもう文部省が英断と勇断を持って決断して設けられた制度でございます。僕は大変その点には時間はかかったけれども文部省に感謝をしております。

○倉田分科員　そこで、まず文部省の方にお尋ねをしたいわけでございますが、学校教育における色覚異常者、こういう言葉も使われておりますけれども、異常者という言葉も確かにそのとおりなんでしょうけれども、やはり何となく言葉の響きとしてはよくない。色覚症、色覚症状の色覚症、そういうことでもいいのではないかな、こういうふうに思うのでございますが、この色覚症の現状について、児童数でございますね、どのように把握をされておられますでしょうか。

○坂元政府委員　文部省が行いました平成三年度学校保健統計調査によりますと、小中高等学校の検査において色覚に何らかの問題があるとされた児童生徒数の割合は、小中高合わせまして平均で男子が三・七五、女子が〇・一七、平均いたしまして一・九九ということで、この割合から推計いたしまして、小中高校全体で色覚に何らかの異常がある、問題があると考えられる生徒は三十九万四千人程度じゃなかろうかというふうに推定いたしております。

○倉田分科員　三十九万四千人程度、大体二％、こういう数字でございます。全国民に合わせると、いろいろ何せ非常に微妙な問題でございますので、どの程度いらっしゃるかということはっきりした数字は出ないでしょうけれども、三百万人あるいは四百万人の当事者、色覚症の方々、その関係者を含めると一千万人ぐらいの方々がこの問題を抱えておられる、こういうことになるのではなかろうかと思います。これだけの数字になると、これはもう国民的な大きな課題なのではないのか、このように思うわけでございます。

そこで、この色覚症、色覚症状をお持ちの方々に対する社会的な待遇の問題、文部省の方としても、いわゆる学校入試の問題等々制限の撤廃に御努力をなされておると思いますけれども、まだ現在として、例えば国立大学において色覚障害者に対し入学制限がある大学学部もあるというふうに聞いております。この点についての数字、文部省お持ちであればお答えいただきたいと思いますし、また、労働省の方にもきょう来ていただいておりますので、この色覚症の方々が社会的な就職等々の問題において現在どのような問題点があるのか、把握をされておられればお答えをいただきたいと思います。

○前畑政府委員　お尋ねがございました大学の受け入れについてお答えをさせていただきます。

時間の関係もございますので、簡潔に申し上げさせていただきますと、平成四年度におきましては、国立で四大学四学部、公立で一大学一学部、こういう状況でございます。

うふうに思うので、今子供たちが減るから何とか経営を自助努力で頑張ってくれとか補助は出せませんとか、そんなスタイルで物事を話されていたんでは、これは教育という本質に全く外れるものだと私は思うんです。私がさっき申し上げましたように、そういう社会人に出てから高等教育を受けたい人はいっぱいいる。それを生涯教育という簡単な言葉で片づけている。それからもう一つ、社会人のリカレント教育の推進。これを具体的に文部省としては、今から方針を打ち出して進めていただくということが必要じゃないかと思うわけでございますが、大臣、その辺どうお考えでしょうか。

○前畑政府委員　大臣からお答えになる前に、事実関係についてちょっと申し上げさしていただきたいと思います。

先ほど社会人の受け入れ、パートタイム学生の受け入れといったようなことを申し上げましたが、私ども既に大学審議会の答申もちょうだいをいたしまして、社会人を受け入れる、パートタイムの学生を受け入れるための所要の規定の整備を図っております。例えば、従来は聴講生という制度がありましたが、聴講生については正規の単位は出さない、こういうことになっておりましたものを改めまして、科目登録生という仕組みをつくりまして、その科目登録生については正規の単位を出す。そして、例えば高等専門学校なり短期大学を卒業した人が社会に出て、しばらくたって科目登録生として所要の単位を取得する場合には、希望をすれば学位授与機構、これも当委員会初め国会の御理解をいただきまして学位授与機構というものを設立さしていただきましたが、学位授与機構を通じて学士の学位を出すという仕組みをつくっております。

また、社会人を受け入れますときに、ただいま先生は高校卒のことをお話になりましたけれども、また大学卒の人も場合によってはあろうかと思います。リカレント教育という意味で。そういう場合には、一年次へ入るんではなくて、いわゆる編入学をする。これも今までは編入学定員を大幅に設定をするということは制度上困難でありましたが、これも制度の改正を行いまして、大学が欲するならば三年次のところに大幅な編入学定員を設けるというようなことも行ったわけでありますす。

したがいまして、私が自助努力ということを申し上げましておしかりをいただきましたが、制度の仕組みとしては、社会人を受け入れる、あるいはパートタイムの学生を受け入れるということについては自由度を大きく開いておりますので、それぞれの大学でもってその活用をお考えいただければと、こういう趣旨で申し上げたわけであります。

○松前委員　どうも御答弁を聞いて、一生懸命やろうとされているのはよくわかるんですけれども、大学卒の人のまた再入学とか、そういうところにどうも観点がいってしまう。私は高校卒をわざわざ強調したんでございまして、高校卒業生、これは高等教育を受けたくても振り落とされてしまう人が入学試験でたくさんおりますね。そして、そこで自分の本当にやりたいところに行かないで、ほかにやらされているということがいっぱいあるんですよ。そういうところは非常に問題があるし、またそういう人たちを何とかして救ってやって——救ってやるといいますか、自分の思うような教育を受けたい、そういうことをやらせてやるということ、そしてそのこと自体が活力につながっていく、社会の活力につながっていくと私は思います。

もう一つ、その前の中学から高校へ行くところの問題もございます。このところの高校へ行けない人、これは大学へ行ける制度がございます。ちゃんとその資格がとれれば行けるんでございますけれども、そういう人たちだって結局あきらめてしまっている人は随分いる。ただ、大器晩成という人がみんなだめになっちゃう世の中は困りますよということを私は申し上げておきたいと思うんですが、大臣、この辺についてちょっと何か一言御感想を。

○鳩山国務大臣　先ほどからの先生の御高説、聞き入っておりまして、基本的に何も否定すべき部分はないと思っております。何しろ児童生徒数の急増、急減という、余りに激しい折れ線グラフができ上がっているところに問題を一層難しくしている原点があろうかと思っております。

私が政務次官を務めておりました七年ぐらい前は、まさに高校を卒業する十八歳年齢人口の急増期に当たっておりましたから、とにかく大学もどんどんふやしてもらわにゃいかぬ、恒常増をやってもらおう、臨時増募もやってもらおうということで、それは大学についても八割が私学ですから、東海大学にも随分そういうお願いを文部省からさせていただいたという経緯もあろうかというふうに想像をいたすわけであります。ところが今度は急減期に差しかかっていく。当然そうなりますと、私学に、例えば学部もふやしていいですよ、定員はもっとふやしてくださいよとお願いしてきた部分を、今度はどういうふうに日本の教育のために利用していくかということに関して、全く無責任な態度を文部省がとることは許されないと思うわけでございまして、そういう中で私は、大学に直ちには進学しなかったけれども、その後やはり勉強はしておきたいというので、勉学の熱意に燃えるような方たちに、その場所で勉強していただくというのは大変すぐれた一つの方法だろうと考えております。

実は、先般、放送大学を視察いたしましたときに、ちょうどスクーリングというのかあるいは試験というのか、そういう日に当たりまして、放送大学の受講生の方々がセンターに大勢お見えになっておったわけであります。その姿を見て、これは本当に真に勉学の意志を持った方々、三十代、四十代ぐらいが多かったんでしょうか、これは真剣そのもので、本当に大人が勉強しているという感じがします。私自身の学生時代などを振り返ってみれば、まあ大人に成り切っておらない、子供がきゃっきゃはしゃぎながら学校にも大学にも行っておったなというふうに見えるわけで、あの放送大学に集まっておられる方々の熱意というものは本物だなとつくづく思いました。したがって、放送大学というのが生涯学習の一つの大きな目玉になっていることは確かでございますが、そういう需要を吸収するためにも、今後の大学の使い方、とりわけ生徒数の急減期における大学の新たな役割として考えていければいいと思っております。

○松前委員　生徒数が減ったからそういうことをやるということではなくて、これまでできなかったことをこういうときに、チャンスが出てきた、そういう積極的な考え方で私どもはやりたいと思っておるし、また文部省もそういう姿勢で臨んでいただきたいな、そういうふうに思うわけでございます。

○高崎裕子君　最後に、大臣にお話を伺う前に、ちょっと違いますが、障害者の問題が続いたものですから一つだけ簡単に質問をしたいのが、ことしの三月二日付の朝日新聞で、京都の点訳ボランティアグループ「たんぽぽ」というところで全国の国公私立五百十一大学のアンケート調査をして、三百四十五校が回答をしたということで、その中で過去に点字受験を実施したのかということについて、未実施校、実施していないという学校が二百七十四校、そのうち入学の希望があったにもかかわらずが五校、国立が一校、私立四校、これは問い合わせをしたけれども、数字として聞違ないと言うことなんですが、受験を断ったということなんですね。

理由が、設備が整っていないということで、努力すれば解決できるのに門戸を閉ざしたというケースで、文部省としても希望者がいれば門戸を閉ざさずにやるということが求められているというふうに思うんです。これについては点字受験ができるようにということで強力な指導をお願いしたいんですけれども、この点いかがでしょうか。

○政府委員（前畑安宏君）　御指摘のとおりでございまして、身体に障害のある方がそのゆえをもって受験の機会を失うということは大変残念なことでございます。

ただ、ご理解をいただきたいのは、学部、学科等によりましては、教育内容とのかかわりで障害の種類、程度、それが入学後どのように勉学を続けていくことができるかといったような問題もあるわけでございまして、具体にどういう学科でどの程度の障害のある方を受け入れるかということは各大学が主体的に判断をせざるを得ないところであります。

ただ、私どもはできるだけそういう障害のある方々につきましても、種類、程度に応じて試験時間であるとか、あるいは出題、解答の方法、試験場の整備等特別な措置、これは例えて申しますと、試験時間の延長であるとか、点字、拡大文字による出題であるとか、あるいは拡大解答用紙といったようなものを用意して対処するようにということで指導をいたしておりますし、国立大学については所要の経費も大学側の求めに応じて配分もいたしております。また、私学助成においても、障害のある方が入学された場合には、その人数に応じあるいは障害に応じて所要の経常経費助成の増額をする、こういう措置も講じておるところでございます。

今後とも各大学に対しましては、今先生御指摘のように、学部、学科等の教育内容にも留意をしながら、障害の程度等に応じて入学後に十分対応できる、あるいは幾らかの努力をすれば対応できるということであれば受験の機会を提供するように指導してまいりたい、このように考えております。

○松前委員

それでもう一つ、今の御質問とまだちょっと違ったことになるかもしれないのは、私が私学をずっと、かなり長い間私学で勉強してきた。たった二年間しか私は公立へ行きませんでした。全部幼稚園から大学までは私学、そして今現在も私学に多少関係している。こんなふうでございますから、ちょっと観点が違っているかもしれませんが、質問に対する大臣のいろいろな御所見をいただければ幸いと思います。

そこで、まず私は現代の教育についての問題点、一つは画一性というようなことに絞って質問させていただこうと思っております。それともう一つ、高等教育の教育機会、そういう問題。もう一つは科学技術教育の問題。もう一つは、今言われておりますサッカーくじ。その四つについて時間をうまく配分しながらやらしていただいたいと思います。

（中　略）

そこで、今の教育なんですけれども、ついこの間大学の入学試験がほぼ終わったということでございますが、そこでたくさんの人が泣いた。結局、大学の入学試験の競争、大変な競争であります。近年また物すごくなってきた。子供の数がふえたと簡単に片づけてしまえばそれまでですけれども、非常に競争が激化したということがございます。私は、これは何といいますか、異常、余りいいことではないんじゃないかという感じがするわけなんでございます。

そこで、やはりたくさんの方々が高等教育を受けたいといって、それはいろんな目的が、なくて受けるなどと言って批判される人もいるけれども、しかし、高等教育をやはり受けたいということで受験をされても、はねられてしまう。そのはねられてしまうということによって非常に教育がゆがめられてきているという点も見逃すわけにはいかない。ですから、この競争というもの、受験競争、これが一体どういうところから発生したんだということを突きとめて、そして、その辺から一つ一つ改善していかないと、毎年いろいろ受験については改善をしようということで努力をなさっていらっしゃることはよくわかります。共通一次とかそういうものを採用されていることはよくわかります。しかし、それが結果的に受験競争を除くことができないということ、ある程度の競争は必要でしょうけれども、極端な、あるところは八十倍なんという競争率、こんなのはよく引いた方がいいぐらいのところでございますけれども、そういうようなところになってしまうと、これは本当に受けたい教育が受けられなくなってしまうじゃないかというような問題がある。

私は、競争ということ、この世の中が全部競争原理になっている、そういうふうになってきている。なっているとは言いません、なってきているということ。この辺に大きな問題があるんじゃないかと思うのです。その辺の競争原理が何で起こってきたかということになれば、これは社会全体が大きな問題をはらんでいるんじゃないか。社会全体が競争中心の社会になってきているというように私は思うのですね。こういう中でもって学生が大学受験のときに大変苦労をする。ところが義務教育、高等学校教育では、たしかそういう方向では余り変わってこなかった。人格教育とかそういう方向ですね。基礎教育、そういうことでやってきた。それにもかかわらず、大学へ来るとそういう形。そして卒業すると社会に出て、これこそ大変な競争が行われ、そして貿易摩擦にまで発展してしまうということですから、これは教育そのものといいますか、教育そのものだけの問題ではない、大きな社会的な問題がある。この辺を改善しなきゃいけないと私はいつも思っておるけれども、なかなかそれがうまくいかない。政治の問題になってくることなので、そういう認識を会長打破のためのお願いをいたしておるというのが私の記憶の中に残っております。とりわけ日本人をどういうふうにお考えになっているかということをちょっとお聞きしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○鳩山国務大臣　先生のおっしゃること、基本的に同じような考え方を私も持っております。この人類の世の中というもの、あるいは自由社会という中で、一定の競争原理が働くことは必要なことも多いでありましょう。とりわけ、切磋琢磨、いい意味でのライバルというようなことで、お互いが競争することが進歩につながるという一面は当然否定すべくもないわけでありますけれども、行き過ぎた競争というものがいろいろな摩擦を生むわけであります。例えば、先般日経新聞にある論文が出ておりましたが、文部省が高等教育計画を抑制するというのは極めて不当な考え方であるとか、学校教育、それから下の教育ということについて、果たして教育がそういう多面的な人間の場面だけ見ますと、今現在一つの分野だけの競争、画一的なところしか評価しないということ、要するに分野が非常に狭いということですね。人間というものはいろいろな多面的な評価があるはずなのに、しかしほんのわずか、学力のところだけを評価をしているというようなこと、これは古い昔からの教育、そして、また先ほどお話がございましたような公立の教育の基本方針、きちっとしたものが必要であるということもございますが、そういうものを含めてずっと伝統的に来たわけです。それが今日このような、そういうところの分野だけの評価ということになってきているということなのであろうと思います。しかし、人間というのは、そういうことですべてが評価されるわけではない。つまりそれだけで評価されるわけではない、受験競争みたいなああいうところだけで。本当に勉強したいという人は、あるいは違ったところの評価をしなければいけないということもあると思うのです。ですから、大学も一生懸命今努力して、その評価の仕方を考えておるようですが、なかなか具体的には出ませんが、大学については努力している。しかし、高等学校教育、それから下の教育ということについて、果たして教育がそういう多面的な人間評価になっているかどうかということは、もっともっと改善しなければいけないと私はおもっております。

（中　略）

時間が大分なくなりましたのではしょってしまいますけれども、一つだけ飛ばしますが、高等教育の問題に移らしてもらいたいと思います。

高等教育のこれから先の問題でございますけれども、高等教育と高等学校の問題、生徒数がどんどん減少していくということが予想されております。この二点に対して、私はどうも文部省、大臣の方もそうですけれでも、余りそれに対する対応策というのがみえないのでございます。だから、私学や公立もそうですが、将来、もう少しするとつぶれる高等学校が出るんじゃないか。大学もつぶれるのがいっぱい出てくるんじゃないかというようなこと。それをただただ放置をしているような気配がどうも見受けられてしまう。何かその辺、対応策はこう考えているんだよということを教えていただきたい。新しい学部とかそういうものをつくるのはやめるとか、そういうことくらいは見えるのですが、それ以外対応策がない。非常にたくさんの子供が減るわけでございますから、それについてお伺いしたいと思います。

○前畑政府委員　先生も既に御案内かと思いますが、私どもの大学審議会で昨年「平成五年度以降の高等教育の計画的整備について」という答申をいただいております。基本的には、大学について今後十八歳人口が減少していくときに、それを国の財政でもって入学者の減を補てんをするような方策というのはとりがたいという基本的な考え方があります。ただ、先ほど先生もお触れになりましたが、これは考え方として大きく二つに分かれるわけであります。例えば、先般日経新聞にある論文が出ておりましたが、文部省が高等教育計画といったものをつくって、新しく大学をつくることを抑制するというのは極めて不当な考え方であるとか、

一例としてこういうのが挙げてあるわけであります。また、ほかの学者の御指摘を伺いますと、例えばある大学の社会学部で盧溝橋事件についてどういうものなのか、こう質問したら、わかったのが三分の一しかいない。中には新潟で花見見物客の重みから橋が落ちて多数の死傷者を出した事件だ、こういうような大変ユニークな答えをした学生もいた。お隣の中国、そして日本がわずか数十年前に行ったその事件の事実さえ日本国民の、そして日本の将来を担う大学生が十分に理解をしていない、こういう現実がいろいろ指摘をされておるわけでございます。

文部省に伺うと、ちゃんと歴史教育はやっておりますし、いろいろ各教育委員会にも歴史教育に力を入れるように、特に近代史の教育には力を入れてくださいということを言っておりますというお話を聞いておるわけでありますが、しかし現実はどうもそうではないんではないかという指摘もあるわけです。これはまあ何で文部省が言っていることと学者の言っていることと食い違うのかな、何かもうなぞでございますが、しかしこれはどこかに問題があるんじゃないか。

一つは、高校生の場合、大学入試がありますので、高校三年生の三学期というのはほとんど授業ができない。中学生も高校入試のための補習をしてしまうとか、こういうことで結局歴史の最後になる近現代史に回す時間がなくなってしまう。幾らいい教科書をつくっているといっても、実際に教育をしていなければ教科書に書いてないのと一緒なわけでございますね。これはやはりきちっと改善をしていかないといけないんじゃないかと思うんですよ。これから国際化というのは非常に急速に進んでまいりまして、世界の歴史をきちっと学ぶことによってよき国際人またよき日本人に初めてなれると私は思うんですね。そこの肝心な部分、そしてこれは近隣諸国とおつき合いをするためには、近現代の日本の歴史、そして世界の歴史というものがきちっとわかっていないと、まさに基礎学力がないということになるのではないかと思うのです。国際人として、いや、日本人としての基礎学力がないのではないかなというふうに思うのです。

これはやってくださいやってくださいと言ってもどうもらちがあかない。例えば、そのための対策としては、近現代史は特別に授業をやって、世界史という中から外して、そこだけきちっと授業を重点的にやるとか、あるいは大学入試などには近現代史というものにきちっと重点を置くかというようなことをしないと改善できないのではないか。だから、通達をやっています、いろいろな会合のときにちゃんと言っていますというレベルから、もう一歩二歩超えた対応を文部省として考えていただかないと、すばらしい教科書がありますということが空文に帰してしまうような気がしますが、その点どうでしょうか。

○鳩山国務大臣　とにかく近現代史については、なかなかいいものができているのですよと申し上げながら、現実に日本の子供がそれを学習する機会を得ぬままに卒業していっているのは実態としてあろうと思います。それは我々も経験したところで、大体明治維新からいわゆる近現代が始まるのですが、大正デモクラシーくらいまで教えれば相当よく教えた先生であって、もっとひどければ日清、日露でおしまいなんということはしばしば例がございます。

私は、自分の子供なんかが今中学あるいは高校で歴史を習っている姿を見ましても、大変妙な話ですが、教科書をただどんどん読み進めていく、教科書を読み進めていって、教科書の穴埋めでもできれば試験ができる、そういう授業をやると近現代まで来るのですね。ところが、先生にもいろいろ興味あるところはあるでしょうから、例えば世界の歴史だったらアウストラロピテクスから始まるわけだし、日本の歴史だったら昔は大陸からナウマンゾウ、オオツノジカ等が渡ってきましたというところから中学の歴史は始まるわけです。ところが、それを教えていく中で、例えば今の中学の歴史ですと、ローマ帝国とキリスト教のところが大変興味があって教えたりなんかすれば、もう近現代がしり切れトンボで中学卒業になってしまいます。

だから、そういうふうに考えると、確かにこれは大いに工夫をしなければならない。全般に量が多過ぎるのかもしれませんね。全部教えようとしたら教科書の読み飛ばしになる。そうすると近現代まで教えられる。しかしほかに、例えば何か一つテーマを選んでじっくり教えたら、とても太平洋戦争までは来ないという実態があることはよく承知しておりますので、あとは専門家がお答えします。

○坂元政府委員　私も今大臣がおっしゃったのと同じ経験があるわけでして、大体日本史の授業も世界史の授業も近現代史の入り口で終わってしまう。たまたま先生が室町時代が専門ですと、その前後はノートを見ながら講義しているのに、室町時代になると喜々として、我々も先生の授業を聞いておもしろい、そうなりますと、そこにウエートがかかってしまう、そういう嫌いは今でもあろうかと思います。

ただ、私どもの考えかたとして、世界史も日本史も、指導に当たって全体の指導内容の少なくとも三分の一程度が近現代史に当てられることを想定して学習指導要領なりそういう仕組みができているわけでございます。その点、先ほど先生、いろいろやっておると言って、しかし実際にはそうじゃないではないかという御指摘がありましたが、私ども、海部総理の昨年のシンガポールでの政策演説、それから今回の宮澤総理の韓国での演説等を十分教育長の方々に私から直接説明したときも、今言ったようなことを含めまして、近現代史がどうしても手薄になるから、歴史の先生に三分の一程度は近現代史に当てるということで授業の計画をつくって授業を行うようにぜひ指導していただきたいとお願いをしたところでございます。

先生がおっしゃった近現代史を独立したらどうかということも一つの考え方ではございますけれども、これはまた新しい学習指導要領そのものにかかわる問題でございますので、将来の検討課題というふうに考えております。

○平田（米）委員　あと二分しかないので、もう一つ聞きたいことがありまして、これは国際化という観点で前回にもお伺いしましたが、英語教育の問題でございます。

先日初中局長が小学校にも英語教育をというようなことを考えているのだという記事を拝見しましたが、小学校まで広げていただくことは結構なのですが、要するに、使えない英語教育ではどうしようもないわけでございます。前回も、大学入試で英会話の試験、ヒアリング、スピーキングの試験をぜひやってもらいたいと言っておるわけでありまして、そういう方向でとおっしゃっていただきました。

しかし、現実問題はなかなか厳しいようでございまして、拝見をしましたところ、ここ最近は、国立大学の場合毎年一学部ずつヒアリング試験をする学部がふえてきただけでございまして、現在、平成四年度四十五学部しかありません。ほとんどが教育学部なのです。教育学部だけに偏っておるのはそれなりの理由があるのかもしれませんが、これは積極的にもっと考えないと、意味のないお金と人材を使っておるだけになってしまうと思うのです。

平成三年五月二十八日に高等教育局長から国公私立大学長と大学入試センター所長に対して平成四年度大学入学者選抜実施要綱というのが出ているわけでありますが、この中で、「外国語における聞き取り試験等を適切に組み合わせて実施することが望ましいこと」と書いてあるのです。これは「望ましいこと」と言っているうちは変わらないと思うのです。「努力しなければいけない」と書いてあるところは、やらなければいけないということになると思うのですが、努力しなければいけない、やりなさいという方向にこれ自身が、要綱が変わらないと、僕は実際問題教育学部からさらにほかの学部に広がるヒアリングの試験あるいはさらにスピーキングの試験というのは行われないのではないかと思うのです。この辺どうでしょうか。

○前畑政府委員　現状はただいま先生御指摘のとおりでございます。ただ、具体の大学における入学者選抜の試験のあり方についてどこまで文部省としてコミットすることが適当かということになりますと、かなり慎重な対応が必要だろうと考えております。

したがいまして、先ほど御指摘の通知の中でも「努めること」というふうにしている部分もありますし、あるいはこういうふうにしてほしいと言っている部分もありますし、あるいは「望ましい」こう指摘している部分もあるわけでございます。ヒアリングをやるべきかどうかあるいは英会話の面接試験をやるべきというふうに申し上げた方がいいかどうかについては、なお慎重な検討が必要である、このように考えております。

○平田（米）委員　十分な検討をお願いいたしまして、質問を終わります。

○高崎裕子君　最後に、文部省と人事院にお尋ねしますが、ことしの四月に取り上げた国家公務員の点字試験についてでございます。

今年度から実施された国家公務員採用試験の点字による試験の応募者が八名、受験者が五名、しかし合格者はゼロでした。点字を読む触読は活字を読むのに比べて時間がかかるというハンディがあるため、司法試験、大学入試センター、大学などではいずれも解答時間を一般の一・五倍にしているのに、国家公務員の採用試験では三分の四、一・三三倍ということを問題にいたしました。今回の点字試験の結果を見て感ずるのは、せっかく門戸を開いたのですから、やっぱり受験しやすい、試験が一般の人と比べてハンディにならないような、障害者の立場に立った一層きめ細かい配慮が必要だということなんです。

そこで、きょうは点字タイプライターと点字ワープロの持ち込みについて伺いますが、入試センター、国立大学の点字試験では点字タイプライターの持ち込みが認められています。それから、国家公務員試験でも点字タイプライターの持ち込みが認められました。しかし、どちらも点字ワープロの点についてはまだ例がないということで認められていないわけですけれども、持ち込みを受験者が希望した場合に、点字ワープロを使わせるということを検討していただけるかどうか、最初に文部省にお尋ねして、次に人事院にお答えいただきます。

○政府委員（前畑安宏君）　大変申しわけありませんが、点字ワープロについての持ち込みについてまだ私どもは照会を得ていないというふうに承知をいたしております。

ただ、お考えいただきたいことは、御案内のとおり、ワープロとタイプライターと比較いたしますと、ワープロの場合にはいろんな付加機能がついている。記憶機能であるとか、あるいは計算機能であるとか、そういった付加機能がついている。付加機能がついているものを試験に使った場合にどういうふうな問題が起こるか。仮に、ワープロを使った方がタイプを使うよりも有利になるというような問題が起こった場合に、このワープロというのはかなり高価なものでありますから、やはり問題があるんではなかろうか。

そこで、せっかくの御指摘でございますので、私どもとしては、入試センターにもそういったハンディキャップのある方たちの受験について検討する委員会もございますので、そういった専門家の方々の意見を伺いまして、どういうふうな条件を考えればワープロの使用を認めていいことになるだろうかということを検討させていただきましたいと考えていきたい、このように思っております。

○政府委員（吉川芳男君）　人事院の公務員試験に点字ワープロをどうかということでございますけれども、今、文部省の方からお話ございましたように、ワープロにつきましては付加機能がございます。これは文書の入れかえを簡単にできるということでございます。例えば、編集機能がございます。これは文書の入れかえを簡単にできるということでございます。一般のほかの受験生につきましては、鉛筆と消しゴムを使って消して書き直す。こういうことになりますから、ワープロ使用を認めることになりますと圧倒的に有利になるということで、やはりそれはワープロを使わない他の受験生との間で公平を欠くんではないかということで、私どもといたしましてもその使用はちょっと無理であろうというふうに思っております。

○高崎裕子君　時間がありませんので、これで終わります。技術的なことは、ハンディをなくすという障害者の立場に立って検討すれば解決できる問題かと思いますので、ぜひ前向きに検討されることを強く要望いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○岩屋委員　私、一つ提案があるのでございますが、日本のいわゆる教育インフラ、既存の学校はもちろんでありますが、いわゆる塾でありますとか、そういう教育産業等々も含めた教育インフラというのは、これはもう世界でも最高水準にあるというふうに思っております。そしてコンピューター教育というのを推進していくに当たっては、この日本の教育インフラを利用しない手はない、こういうふうに思うわけで、そのための一つの施策として、今日本で最大規模の国家試験というのは共通一次試験だと言われておりますが、この共通一次試験の中に将来コンピューターサイエンスといいますかコンピューター学といいますか、に関するものを導入するということをもし仮に文部省が五年後、十年後にやるんだということを宣言すれば、私は、日本のこの教育インフラがほっておいてもかなり大きな力を働かせるのではないか、そういうインセンティブを与えるだけでかなり大きな効果が得られるのではないか、これはいろいろ御議論のあるところだと思いますが、そういうようなことも考えておるのでございますけれども、いかがでございましょうか。

○鳩山国務大臣　先生いみじくも共通一次試験とおっしゃいましたように、現在は大学入試センター試験と名前が変わっておるわけで、共通一次のときとはある部分で同じ、ある部分で違うということで、その利用を非常に自由化しよう、大学側の試験の結果の利用法を多様化させようというような考え方が行われているわけですが、そういう形で今後の入試センター試験、私もこの問センターを視察をいたしましたが、どのように活用していくか、この活用方法でも将来まだ変化が起きる可能性はあるだろうと私は思うわけでございます。

そういう中で、先生御指摘のように、情報処理関係の教科というか科目を取り入れたらどうかということ、これは一つのお考えだと思うし、日本の教育の情報化という意味では大変有効な面があるだろうと思ってはおりますけれども、ただ、現在二日間という試験の時間的な制約等を考えますと、それだけの余裕が十分あるかどうかということ。御承知のように、新学習指導要領は、平成四年、今年度から小学校ですから、五年から中学校、六年から高校ですね。高校は平成六年から学年進行で進めますから、六、七、八で新学習指導要領での初めての卒業生が出る、すなわち、平成九年度のセンター試験で初めて新学習指導要領での試験を受けるということになりますね。もちろん平成九年度の四月の大学入学という人たちになるわけです。そういう観点から申しまして、平成九年度からの入試センター試験の出題教科や科目というものについては、現在の状態と比較して見直しを行っていこう、現に行っているところというふうに承知いたしておりますから、そのような先生の有力な御意見というものも彼らは参考にするであろうと思います。

（中　略）

○吉田（正）委員　もう一点、これももう既に新聞、雑誌等で報道されておりますけれども、渡辺秀央郵政大臣の入学あっせん問題についてお尋ねをいたしたいと思うのです。

渡辺郵政大臣は、御承知のように昭和五十一年十二月に初当選をされて以来ずっと今日まで連続当選をされておいでになっているわけです。その当選から平成二年二月まで第一秘書を務めた側近中の側近である長沢秀幸氏の告発手記によって、この問題が表面化をいたしました。長沢氏が告発をする以前から渡辺代議士の地元新潟三区では、大学入試は渡辺先生に頼めば何とかなるというか、そうかなうわさが流れておったのは事実であります。今回彼の告発手記を読んで、それが不幸なことに事実であったことを知り、私自身も驚いております。手記によれば、渡辺代議士は入学から進級、さらに卒業までありとあらゆる陳情を請け負うあっせん屋として裏金を受け取っていたとその実態を詳しく述べており、その事例の多いことに愕然としております。

去る二月十九日の衆議院予算委員会で社会党の和田静夫議員が追及したことは、当日御出席の鳩山大臣もお聞きになって承知をされているはずでありますけれども、渡辺郵政大臣は、その幾つかについて金銭の授受を認め、不徳のいたすところと陳謝をいたしております。以前から多くの父母や受験生は大物政治家に金を渡せば何とかなるらしいというわさを聞いていたと思いますが、受験生を持つ親のわらにもすがる思いや金の力で政治家を利用しようとした企てが成功した今回の事例によって、入試に対する国民の不信感が増大したことは極めて遺憾であります。

そこで、大臣、今回の渡辺郵政大臣の事例は不正入試として教育史上に大きな汚点を残すことになりましたけれども、これに対して大臣はどのようにお考えになっておるのか、また今後このような事例が再発をしない対策をどのようにおとりになるのか、お尋ねをいたします。

○鳩山国務大臣　渡辺郵政大臣の入試に絡む報道があることは私知っておりますし、また予算委員会での何回かのやりとりも、当然一閣僚としてその質疑応答は聞かせていただいておりましたが、ただ、私としては、その事実関係等は一切承知をしておりませんので、具体的なことを申し上げる立場にはないわけであります。

入学試験というものの厳正あるいは公正というものについては、これは将来の日本人をどう育成するかという観点はもとよりでございますが、何よりも受験をするお子さんたちがそういう疑惑を感じるとか不安を持つとかということがあれば、こんな気の毒なことはありませんので、青少年育成上も大変大きな問題であると考えております。そのような観点から、文部省としては、これは毎年国公私立すべての全大学に対して通知を発しまして、大学入学者の選抜に当たっては、公正な方法により行うよう指導しているところでございます。

私は、これは大変一般論かと思いますが、今先生もお触れになりましたように、世の中全般に何か政治家にそういういろいろな陳情をする、就職だとか交通違反だとか入学関係だなんというのは一番多い相談事の一つだというふうにこれは言われていることもあるわけですね、実際問題として。ですから、世の中一般の風潮としてあるとすれば、それをなくしていかなくてはならない。そういうお願いを、例えば文部大臣という立場などは積極的にしていかなければならない、そういう役職ではないのかなというようなことを私は最近時々感じる場合がございます。

以上、郵政大臣の件については、事実関係を把握しておりませんので、具体的なことは申し上げられません。

○吉田（正）委員　この文教委員会の場は、法廷でもなければ予算委員会ともちょっと性格が異なるようにも思いますけれども、そのようなことが報道されただけでも、これは大変な問題でありますから、従前の通達、さらには今後それがより厳正に行われるように大臣以下文部当局の御努力をお願いをいたしたいというふうに思います。

（中　略）

○平田（米）委員　もう一つは、実は教科書はすばらしいんですが、じゃ果たしてそれをきちっと教えているかどうかということが今度問題になってくるわけです。

先日の新聞を見ましたところ、学者の先生方、日本の学者と韓国側の学者の人々が両方の小学校四年生から大学生までを対象にしてアンケート調査をやった。そこの中で、植民地支配の事実に関し、「もっと詳しく教えてほしい」「もう少し詳しく教えてほしい」と言っているのが韓国が七五％、日本が五三％。それから朝鮮総督府の名を正確に知っていたのが日本が二八％、韓国は七九％。

7　国会における大学入試に関する質疑

ア　第121回国会　参議院厚生委員会会議録（抄）　3．9.19　高桑　栄松氏（公）

○高桑栄松君
　もう一つは、文部省に来ていただいておりますので、これも私のアイデアの一つであったんですが、かつて臨教審がございましたときに、大学入試が非常に大きなテーマになっておりましたが、そのときに私が入試制度に高桑ハードル論というのを提唱したのであります。これは今の総理の海部さんも文部大臣のときに、うん、これはと言って大変賛成をしていただいたものであります。
　そのハードル論なんですけれども、一点を争う入試加算制度がいけない、つまり偏差値輪切りがそこからくるので、ですから一点ではなくてハードルで一つずつ越えていった場合、私はこういう言い方なんですが、細かいのは別といたしまして、そのときに人格評価というのに社会奉仕という項目を持った方がいい。それは人物評価になる。その中に社会奉仕というので、これは時間でセットできますから、これくらいを普通ノルマにしてやってもらったらと。それで、場合によったらAクラス、Bクラスと分けて、BならBクラスを越えればハードルを越えたというような考えを僕は申し上げたことがあります。
　今、介護奉仕を入試のテーマに挙げてはどうか、項目の一つとして挙げてはどうか。そういたしますと、入試のときに、在宅介護、老人介護等に何時間奉仕しましたというのがハードルとして挙がってくるということは、教育効果だけではなくて国民全体が介護に携わっていく、そういう意味合いを非常に高くしていくのではないか。それがしかも社会奉仕であるというところが私は大事だと思うんですが、文部省のお考えはいかがでございましょうか。
○説明員（工藤智則君）　なかなか貴重な御示唆をいただきまして、ありがとうございます。
　私どもは、大学入試につきましては、基本的には学力偏重に陥ることなく、受験生の能力、適性等を多面的に判定するような方向で改善されていくのが望ましいと考えているわけでございます。このために、私ども毎年度国公私の各大学に対しまして当該年度の入試実施要項という形で御通知を申し上げ、御指導をしているわけでございます。
　その中で関連する部分を御紹介いたしますと、一つは、学力検査だけではなくて調査書の活用でございますとか、面接、小論文等の実施でございますとか、あるいは受験生の各種の分野における諸活動、例えばスポーツもありましょう、文化あるいは奉仕活動なども含めた社会的な活動があるわけでございますが、そういう諸活動なども含めて総合的に能力、適性等の判定をしていただきたいということを申し上げているのが一つでございます。
　それからまた、調査書の活用に当たりまして、その記載事項でございますが、具体的な内容はいろいろございますけれども、例えば奉仕活動などの学校生活以外の場における顕著な諸活動についても記入するようにしてはどうかというようなことでいろいろ御指導しているわけでございます。
　いずれにいたしましても、大学の入試選抜といいますのは、具体的な内容につきましては、基本的には各大学が個々に自主的に御判断いただくべきことでございますが、私どもとしましては、先生の御提案にもありましたものも含めまして入試の多様化を推進する方法の一つとして、ボランティア活動を適切に評価していくことは大変結構なことであろうと思っておりますし、現に幾つかの大学で募集要項の上で、教科外活動でございますとか、あるいは社会的諸活動につきましても、判定の材料にすることあり得べしという明記をしながら実施している例もあるところでございます。

ア	第121回国会	参議院厚生委員会会議録（抄）	3．9.19	高桑栄松氏（公）
イ	第122回国会	参議院文教委員会会議録（抄）	3.11.21	高崎裕子氏（共）
ウ	第123回国会	衆議院文教委員会会議録（抄）	4．2.27	岩屋毅氏（自）
				吉田正雄氏（社）
				平田米男氏（公）
エ	第123回国会	衆議院文教委員会会議録（抄）	4．3．6	松前仰氏（社）
オ	第123回国会	参議院文教委員会会議録（抄）	4．3.10	高崎裕子氏（共）
カ	第123回国会	衆議院予算委員会第三分科会議録（抄）	4．3.12	倉田栄喜氏（公）
キ	第123回国会	参議院予算委員会会議録（抄）	4．3.31	山田勇氏（民）

8　大学入試に関する新聞論調等一覧

3．4．1	読　売	（社説）	大学が大学らしく振る舞うと
4．6	産　経	（正論）	自由放任がなじまない大学
4．8	毎　日	（社説）	風向きが変わり始めた大学
	産　経	（主張）	学費負担を親まかせでなく
4.15	産　経	（主張）	大学の研究費不足と古い体質
4.16	読　売	（社説）	これでは大学が枯れてしまう
4.21	朝　日	（社説）	何が教育を窒息させているか
	日　経	（社説）	「問題提起」だけでは教育は変わらぬ
	産　経	（主張）	中教審答申の後に残る問題
4.22	毎　日	（社説）	個性を伸ばす教育の実現を
	読　売	（社説）	息長く教育のゆがみを正そう
	東　京	（社説）	中教審がめざす公平への期待
4.23	読　売	（論点）	受験競争緩和に固執課題残る中教審答申
5.16	産　経	（正論）	高等教育の収容力に余裕を
5.18	東　京	（社説）	大学サバイバルは質の競争で
5.20	産　経	（主張）	大学の中身が問われる時代に
5.30	読　売	（社説）	受験過熱が生んだ替え玉事件
5.31	朝　日	（社説）	不正入試を責めるだけでなく
	毎　日	（社説）	不正入試防止へ体制整えよ
	東　京	（社説）	替え玉受験の病理を究明せよ
6．2	東　京	（社説）	『替え玉』社会の仕組み
6．8	日　経	（教育）	大学カリキュラム－一般教育の理念堅持を－
6.12	毎　日	（社説）	推薦入学の理念を忘れるな
6.15	日　経	（教育）	企業に人気小学校教師の卵
6.21	読　売	（社説）	替え玉入試は組織犯罪だった
	産　経	（主張）	替え玉受験の裏にあるもの

7.29	産　経	（主張）	迷う青春に多様な進学の道を
8.13	毎　日	（社説）	理科嫌いをなくす教育を
8.16	朝　日	（社説）	入試の多様化をさらに生かせ
9.19	読　売	（論点）	選抜理念見直した大学入試の改革を
10.18	毎　日	（社説）	国私立校は入試を改善せよ
	産　経	（主張）	入試は落とすためのものか
11．9	日　経	（教育）	教育改革－現状の長所生かす発想を－
12.22	朝　日		もう終わった大学入試　推薦入学の現実（上）
12.24	朝　日		もう終わった大学入試　推薦入学の現実（中）
12.25	朝　日		もう終わった大学入試　推薦入学の現実（下）
4．1．4	日　経	（教育）	大学生き残り策　自由競争進め価値向上を
1.10	朝　日	（論壇）	大学入試は高校卒業後に
1.18	朝　日	（教育　’92）	ケン玉で合格是か非か
	日　経	（教育）	大学入試改善　高校の学習反映する方向で
1.19	産　経	（大学冬の陣）	18歳人口の減少見越しサバイバルあの手この手
1.22	産　経	（教育）	ピーク！もう一つの“大学入試”
3.20	産　経	（正論）	大学入試制度は変更するな
3.22	読　売	（教育）	土曜休校大学で加速

大学入試センター年報（1991年度）

発行日　1992年（平成4年）11月
発行　大学入試センター管理部庶務課
〒153　東京都目黒区駒場2丁目19番23号
☎（03）3468－3311（代）

大学入試センター年報（1991年度）

発 行 日　1992年（平成４年）11月
発　　行　大学入試センター管理部庶務課
〒153　東京都目黒区駒場２丁目19番23号
☎（03）3468－3311（代）